

平成20年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成20年3月17日
開会 10時00分 閉会 17時15分

2 場 所 幕別町役場5階議事堂

3 出 席 者

① 委 員 (19名)

1 中橋友子	2 谷口和弥	3 斉藤喜志雄	4 藤原 孟	5 堀川貴庸
7 野原恵子	8 増田武夫	9 牧野茂敏	10 前川敏春	11 中野敏勝
12 乾 邦廣	13 芳滝 仁	14 永井繁樹	15 杉山晴夫	16 大野和政
17 杉坂達男	18 助川順一	19 千葉幹雄		

② 委員長 前川雅志

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一	教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 藤内和三	民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 川島廣美	札 内 支 所 長 熊谷直則
教 育 部 長 水谷幸雄	総 務 課 長 川瀬俊彦
税 務 課 長 前川満博	糠 内 出 張 所 長 中川輝彦
企 画 室 参 事 羽磨知成	福 祉 課 長 米川伸宜
保 健 課 長 久保雅昭	民 生 部 参 事 森 広幸
町 民 課 長 田村修一	農 林 課 長 菅野勇次
商工観光課長 八代芳雄	経 済 部 参 事 田井啓一
土地改良課長 角田和彦	土 木 課 長 佐藤和良
会 計 課 長 鎌田光洋	地 域 振 興 課 長 姉崎二三男
保 健 福 祉 課 長 野坂正美	住 民 課 長 湯佐茂雄
経 済 課 長 飯田晴義	建 設 課 長 吉田隆一
幕別農業委員会事務局長 飛田 栄	忠類農業員会事務局長 稲田和博
監査委員事務局長 坂野松四郎	学 校 教 育 課 長 伊藤博明

ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

4 審査事件 平成20年度幕別町一般会計ほか10会計予算審査

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 前 川 雅 志

議事の経過

(平成20年3月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（前川雅志） ただ今より平成20年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。審査に際しまして一言お願いを申し上げます。

この度私が、予算審査特別委員会委員長という大役を仰せつかることとなりました。

なに分にも不慣れではありますが、与えられた職務を全ういたしたいと思っております。

各委員、また理事者並びに説明員におかれましては本特別委員会の審査の重要性をご理解いただき、本回の運営について特段のご協力をお願いいたしたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審査の進め方について確認をさせていただきます。

先ず一般会計の歳出1款、議会費より13款、予備費まで、一款ごとに審査をしてまいりたいと思ひます。

その後歳入の審査に入り、それが終わりましたから、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

なお、質疑に当たりましては、一括し必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者の発言が終わったのち関連と言って挙手をお願いいたします。

次に特別会計及び事業会計の審査につきましては、会計ごとに審査いたしたいと思ひます。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました、議案第1号、平成20年度幕別町一般会計予算から、議案第11号、平成20年度幕別町水道事業会計予算までの11議件を一括議題といたします。

最初に議案第1号、平成20年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出、1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 初めにお手元に配布いたしております、予算積算基礎に基づきまして、平成20年度の予算概要についてご説明を申し上げます。

平成20年度、会計別予算額総括表になりますが、一般会計の他、本年度新たに設置された後期高齢者医療特別会計を加えて9特別会計と1事業会計の合わせて11会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成20年度当初予算総額は、217億5,119万4千円となっております。平成19年度の当初予算総額、合計額と比較いたしますと、12.6%の減となっております。

なお、昨年は地方統一選挙の年に当たりますことから、当初は骨格編成となっており、6月補正後と比較いたしますと、34億478万円の減、率にして13.5%の減となっております。

それでは各会計別に、前年度と比較しまして、主な増減内訳につきましてご説明申し上げます。

初めに、一般会計であります、133億7,623万9千円で、前年度当初予算と比較いたしまして、2.8%の減であります。

詳細につきましては、後ほど申し上げたいと思ひますけれども、減額となりました主な要因といたしましては、職員数の抑制による人件費や、水道事業への出資金、老人保健特別会計などへの操出金の減が主なものでありまして、合併して以来、3年連続の減となる緊縮型予算編成となったところでありまして、

次に国民健康保険特別会計は、30億9,068万8千円で、前年比2.5%の減となっております。

後記高齢者医療制度の新設により、国保対象者が減ったことによるものであります。

次に老人保健特別会計は、3億3,113万円で、前年度比88.8%の大幅な減となっております。これは、新たに後期高齢者医療特別会計が設置され、75歳以上の高齢者及び65歳以上、75歳未満で一定の障がい

のある方が移行したことによるものであります。

次の後期高齢者医療特別会計につきましては、新設でありますけれども、予算額2億7,254万8千円、皆増であります。

次に介護保険特別会計は、14億3,562万2千円で、前年度比4.0%の増となっております。

主に居宅介護サービス給付費の増であります。

次に簡易水道特別会計は、4億7,452万円で、前年度比9.3%の減であります。幕別簡水管敷設工事に係る減が主なものであります。

次に公共下水道特別会計は、15億78万5千円で、7.6%の増であります。

主な要因は起債の借換えによる公債費の増であります。

次に公共用地取得特別会計は、3,622万2千円で前年度とほぼ同額となっております。

次に個別排水処理特別会計は、1億7,595万5千円で、4.5%の減であります。

要因といたしましては、排水処理施設整備工事の減によるものであります。

次に農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営にかかわる会計でありますけれども、8,729万6千円で15.9%の減であります。主に起債償還元金の減によるものであります。

次に水道事業会計は、9億7,018万9千円で、前年度比較では28.6%の減であります。

第3次拡張事業に係る事業費の減によるものであります。

下の表の再掲にありますように、このうち賛助予算である収益的支出につきましては、10.7%の増となっておりますが、これは受水費の増が主なものであります。

また、4条予算である資本的支出につきましては、59.8%の減となっております。昨年度で終了した第3次拡張事業に係る事業費の減が主なものであります。

続きまして2ページ、3ページの平成20年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げますけれども、前年度との比較は6月補正後の数値で申し上げます。

初めに2ページの歳入についてであります。

1款の町税につきましては、前年度比1.1%の減で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下の表に載っておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

先ず、1項の町民税につきましては、依然として厳しい経済状況を反映して所得の減を見込み、前年度に比較して5.1%の減で計上しております。

2項の固定資産税につきましては、土地の負担調整による増と、新築家屋、償却資産の増を見込み、4.4%の増で計上しております。

3項の軽自動車税につきましては、販売台数の増を見込み、2.1%増で計上しております。

4項の町たばこ税は、喫煙率の低下から6.5%の減で見込んでおります。

5項の入湯税は、過去の利用客の実績見込みなどから判断いたしまして、12.8%の減、以上合計しまして、町税全体では、1.1%の減で計上したところでありまして、

2ページをご覧いただきたいと思いますが、2款の地方贈与税につきましては、若干の伸びを見込み1.4%の増で計上しております。

3款、利子割交付金から10款の地方特例交付金までは、過去の交付実績や今後社会経済情勢等を勘案の上見込んでおります。

次に11款の地方交付税であります。前年度比2.5%の減で計上しておりますが、普通交付税につきましては、地方財政計画に基づき推計をし、0.2%の増、特別交付税については、合併に伴う優遇措置としての包括参入分を約8,000万円見込み計上しているところであります。

13款の分担金及び負担金は、2.9%の増であります。主に国営道営畑総事業の分担金の増によるものであります。

14款の使用料及び手数料であります。5.2%の減であります。

主な要因は入牧料及びごみ処理手数料の減によるものであります。

15款の国庫支出金であります、24.6%の増となっております。

主に戸籍電算化事業や札内中学校大規模改造事業などによるものでもあります。

16款の道支出金は7.9%の減となっております。

昨年実施された知事道議選挙や参議院選挙に伴う委託金の減が主な内容となっております。

17款の財産収入は、6.5%増であります、これは公社貸付牛譲渡代等の増によるものであります。

19款の繰入金は2.9%の減でありまして、減少した主な要因といたしましては減債基金からの繰入が減になったことによるものであります。

21款の諸収入であります、8.9%の減であります。

畜産担い手育成総合整備事業に係る受託事業収入の減によるものであります。

22款の町債は23.8%減となります、主に国営道営畑総事業や各種道路整備事業の事業費の減に伴うものであります。

次に歳出であります、3ページをご覧くださいと思います。

歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度比較で4.4%の減となっております。

主なものについてご説明を申し上げます、1款の議会費につきましては、前年度比7.5%の減であります。

2款の総務費につきましては、710万2千円の減、率では0.8%の減となっております、これは主に町長町議選挙など、選挙経費の減などによるものであります。

3款の民生費につきましては、2.2%の増であります。

制度改正による後期高齢者医療費等の増が主なものであります。

4款の衛生費につきましては、9.6%の減であります、上水道第3次拡張事業の工事のための出資金の減などによるものであります。

5款の労働費につきましては、6.8%の減であります、緊急雇用対策に伴う臨時職員賃金の減などによるものであります。

6款の農林業費につきましては、30.4%の減であります、昨年実施をした道営畑総事業負担金の減が主なものであります。

7款の商工費につきましては、5.3%の増であります、工業用地取得促進補助金など新たな企業誘致対策事業の増が主なものであります。

8款の土木費につきましては、11.6%の減となっております、旭町公営住宅建設事業の終了に伴います工事費の減などによるものであります。

9款の消防費につきましては、4.2%の減であります、幕別署費に係る分担金が主な要因であります。

10款の教育費につきましては16.1%の増であります、これは札内中学校大規模改造事業費等の増が主なものとなっております。

11款の交際費につきましては、1.3%の減であります。

起債償還利子の減が主なものであります。

12款の職員費につきましては、5.0%の減であります、職員の退職によります職員数の減によるものとなっております。

次に4ページをお開きください。

4ページには、只今、申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

先ず、1の人件費につきましては5.2%の減であります、先ほども申し上げましたが、目的別歳出の職員費と同様の内容で職員の退職等によるものであります。

2の扶助費につきましては1.6%の増となっております、制度改正による後期高齢者医療費などが主なものであります。

3の公債費につきましては、1.3%の減であります。

起債償還利子の減が主なものであります。

6の補助費等につきましては、10.0%の増であります、7の投資及び出資金につきましては、80.6%

の減であります。

これは主に水道事業会計出資金の減によるものであります。

9の積立金につきましては、19.4%の減となっております。

合併特例債を用いてのまちづくり基金の造成は今年度3億2千500万円を計上しているところであります。

10の操出金につきましては10.5%の減であります。主に老人保健特別会計などへの操出金の減によるものであります。

12の投資的経費につきましては、12.0%の減であります。このうち、補助事業につきましては49.2%の増であり、今年度は戸籍電算化事業や札内中学校大規模改造事業等の増によるものが主な要因であります。

また、単独事業につきましては、35.8%の減であります。国営事業償還金や道営畑総事業など、主に事業費に係ります減が主な要因であります。

次にこの積算基礎の5ページ以降でありますけれども、5ページ以降につきましては、歳入の説明などのほか、ずーと行きまして、歳出につきましては、10ページから、細部についての説明をさせていただいております。具体的な積算基準等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

それから18ページからになりますけれども、18ページからは主な投資的経費について、一覧表にしておりますのでご参照いただければと思います。

個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

以上で予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計の1ページをご覧くださいと思います。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額8千966万8千円、本目は1節議員報酬他、10節の交際費など、議会運営に係る各種経費となっております。

次のページになりますが、18節備品購入費であります。新たに議会広報編集システムとして、パソコンなどを購入するものであります。

以上で1款議会の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、予算積算基礎及び1款議会費併せて質疑をお受けしたいと思います。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 予算積算基礎及び1款議会費につきましては質疑が無いようでありますので、以上を持って終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

42ページをご覧くださいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5,165万1千円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助及び宿日直業務に係る経費、11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品他、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

次のページになりますが、12節役務費は郵便料、電話料などであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び例規管理システム委託料などあります。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料等が主なものとなっております。

次のページになりますが、2目広報広聴費、1,243万7千円、11節需用費の毎月発行いたします広報に係る印刷製本費が主なものであります。

次に3目財政管理費、47万5千円、11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4目会計管理費、155万8千円、本目は出納室に係る費用で、7節の臨時職員の賃金、それから次のページになりますが、11節需用費の決算書の印刷製本費が主なものであります。

5目一般財産管理費、5,796万円、本目は役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館などの管理費用であります。

11節需用費は幕別中央会館及び旧緑資源公団の施設に係る光熱水費など、次のページですが、13節委託料は、役場庁舎の管理委託料など、28節操出金につきましては、公共用地取得特別会計への操出金であります。

6目近隣センター管理費、7,160万9千円、本目は40カ所の近隣センター及び5カ所のコミセンなどの管理運営に係る費用であります。

48ページになりますが、15節工事請負費では、猿別近隣センターのトイレ改修工事など、その他、19節、負担金補助及び交付金につきましては、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

7目庁用車両管理費、970万9千円、本目は役場本庁集中管理車18台、車両センター管理車4台、忠類総合支所管理車9台など合計31台の車両維持管理費用であります。

49ページになります。

8目、町営バス運行費、560万3千円。本目は幕別駒島間の町営バス運行に係る費用で、13節委託料の町営バス運行委託料が主なものであります。

9目、町有林管理費、2,166万3千円。本目は町有林の管理用であります。

15節、工事請負費、町有林整備工事は本年度幕別地区で除間伐を26.9ヘクタール、下草刈りを40.27ヘクタール、忠類地区で除間伐を28.68ヘクタール、下草刈りを28.52ヘクタール実施いたします。

10目、町有林造成費、2,546万円であります。

本目は町有林の造成に係る費用で、15節の町有林皆伐工事は、幕別地区で20ヘクタール、それから、地ごしらえ、23.54ヘクタール及び植栽を7.66ヘクタール、忠類地区では地ごしらえ及び植栽を4ヘクタール実施するものであります。

次のページ、11目企画費、503万3千円。本目は主に19節負担金補助及び交付金、細節5、十勝圏複合事務組合負担金他、広域行政に係るものであります。

51ページになります。

12目、支所出張所費、637万円。本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、7節賃金の各出張所に係る臨時職員の賃金のほか事務用経費が主なものであります。

13目、職員厚生費、761万3千円。本目は職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9節旅費は、研修に係る旅費であります。多くの職員が研修を受けられる体制とするなど、研修機会の拡充を図ってまいります。

次ページ、12節役務費は、人間ドックが201人となっております。

健康診断手数料は、延べ286人分を計上しております。

次の14目、公平委員会費につきましては、5万8千円ですが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

15目、交通防災費、7,646万6千円。本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策等に係る費用であります。

1節報酬は、交通安全指導員31名分の報酬が主なものであります。

7節の賃金は、交通安全推進員1名に係る費用であります。

11節需用費は、細節4、交通安全啓発関係消耗品のほか、細節7の防災対策消耗品、それから次のページになりますが、細節21の防犯灯の電気料、細節42の防犯灯修繕料等が主なものとなっております。

13節委託料の細節5、環境調査分析委託料につきましては、例年同様、大気汚染、河川水質、騒音、ダイオキシンなどの調査を行うものであります。

15節、工事請負費では、防犯灯新設10灯、器具更新30灯分などであります。

次のページですが、19節負担金補助及び交付金の細節5につきましては、生活安全推進協議会へ補助するものであります。

16目、諸費、1,406万円であります。

本目は1節の報酬各種委員会開催に係る報酬、それから、次のページ、55ページになりますが、19節負担金補助及び交付金は細節3の十勝町村会負担金、細節7、その他義務外負担金など、他の科目に属さない各種負担金補助金などを支出するものであります。

24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金10株分及び本年度新規の地方公営企業等金融機構への出資が主なものであります。

17目基金管理費、3億2,502万1千円。本目は各種基金から生じる利息あるいは寄付金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

本年度も合併特例債を用いてのまちづくり基金の造成を3億2,500万円計上いたしております。

次のページですが、18目電算管理費、3,416万9千円。本目は電算管理及び処理業務に係る経費であります。次のページになりますが、13節委託料、細節12、電算システム運用委託料は新規の経費でありまして、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託するものであります。

19目、協働のまちづくり支援費、2,944万6千円。公区長報酬や公区運営交付金及び協働のまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

20目、総合支所費、3,464万7千円。本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上いたしております。

1節報酬につきましては、地域住民会議委員報酬、7節賃金は4名の臨時職員と6名の嘱託職員に係る賃金であります。

59ページになります。

3項町税費、1目税務総務費、343万7千円。1項の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係る臨時職員の賃金、事務用経費及び19節負担金補助及び交付金、細節4、十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構への負担金でありますけれども、これらが主なものであります。

2目、賦課徴収費、2,136万6千円。本目は賦課徴収に係る費用であります。

12節役務費、細節18、コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し、1件60円の手数を支払うものであります。平成20年度は延べ1万4千件利用の見込みであります。

次のページですが、細節19、インターネット公売利用料につきましては、新たな項目でありますけれども、従来の換価手続きよりも、事務処理が簡単で、速やかに換価することができるということから導入をするものであります。

13節委託料は、細節11、路線価算定委託料が主なものであります。

平成21年度評価替えに向けての業務委託であります。

3項、住民登録費、1目戸籍住民登録費、1億1,165万4千円。本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

61ページになりますが、13節委託料、細節9の戸籍電算化セットアップ委託料及び18節備品購入費の細節2、戸籍電算化機器につきましては、戸籍事務処理のスピード化による時間短縮、戸籍関連事務の効率化を図るための予算計上であります。

次のページになりますが、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、43万4千円。本目は選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2目、農業委員会選挙費、142万3千円。7月に執行予定に農業委員選挙に係る各種費用であります。

63ページになります。

知事道議選挙費、町長町議選挙費、参議院選挙費については廃目であります。

5項、統計調査費、1目統計調査費、212万9千円。本目は工業統計調査及び住宅土地統計調査などに係る費用であります。

次のページですが、6項監査員費、1目監査員費、246万3千円。1節の監査委員報酬のほか、監査業

務に係る経費であります。

以上で総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 42ページ、一般管理費の総務費のところなんです、これは施設全般に関わるところだと思うのですが、燃料費なんです、灯油とか重油ですね、単価はどのような単価で試算されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 燃料費の単価につきましては、重油につきましてはリッター当り72円、灯油につきましては76円、ガソリンにつきましては138円、軽油につきましては120円というようなことで単価を積算しております。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○委員（野原恵子） これは町内の業者ときちっと契約されて納入していると思うのですが、今、原価が非常に高騰してまして、この単価で業者の方の経営がきちっと成り立つようなそういう単価なのかというところがきちっと契約されていると思うのですが、この経営を圧迫するようなそういうような単価になると、非常に業者にも負担が大きくなると思うのですが、そのところはきちっと相談されて契約されていると思うのですが、非常に地域の業者の中から、単価が低くて経営が圧迫されるような状況にもなりうるということも聞いていますので、そういうところはきちっと相談されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） これら燃料費の単価につきましては、基本的には町内業者の皆さんから、その時その時に応じまして実勢価格を町の方で調査しております。

それらの実勢価格のものと、業者の方、代表者がいらっしゃいますので、その代表者の方とですね、十分に協議を行いながら単価が値上がりしたとき、または下がったとき、それは随時適切に協議を行って設計しているところであります。

なお、その単価の設定にあたりましては、幕別町内の単価だけでなく、管内の状況等につきましても、一定の比較をしながらお互いに協議の整ったところで単価を決めているということでございます。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○委員（野原恵子） それでは、単価が変動になった場合にその時々に応じて、きちっと業者と相談をしながら進めているとうことでありますね。

わかりました。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 何点かお聞きしたいと思います。

まず42ページの関連になるかと思いますが、来年度から、機構改革が行われることになって、その機構改革の状況、どういう風にするかということも、広報などで発表されているところでありますけれども、その機構改革によって大きな変化が起きてくるわけでありまして。特に忠類の総合支所の関係について、総合支所の人員が何人から何人に減るかということが1点、それから、主なものでは教育課が廃止され、生涯学習係という形で、人だけ配置される。これがどういう形で配置されるのか、地域振興課の中に位置づけるような形になっていないわけなんですけれども、どこにも、総合支所に属さない形で、人だけ配置されてあたるのか、その辺のやり方について1点、それから、例えば林務係のような係が商工観光課と一緒にになると。商工観光係と一緒にになると、あまり関連性の無いような、今、係長は兼務しているようでありますけれども、調べてみますと、町有林などはこっちの旧幕別町の町有林が千百何ヘクタール、旧忠類村の町有林が千ヘクタールちょっとで、百ヘクタールちょっとこっちのほうが多いのですけれども、民有林は6千ヘクタールと2千ヘクタールぐらいで、こっちが多いわけなんです、本

町の方の森林の方が圧倒的に多いんですけども、町有林については同じような面積を有していますし、それから、森林そのものが豊頃町や忠類の境界の方によって属しているのではないかと僕の認識ではそういう認識なんですけど、そうした場合に、やはり林務係を商工観光課と一緒にしてしまうというのは、ちょっと無理があるのではないかというふうに思うのでその辺の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

教育課が全面的に廃止されてしまうということで、大幅な人員削減になると思うわけですが、生涯学習係を一人置くような形になって、どういう風に掌握して今までのその在り方を掌握していくのかその辺についてもちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう1点、全体にも関係することですが、各種審議会の委員の報酬については、南十勝の事務組合でもだされていたことでもありますけども、そういった審議会の委員等に対する報酬が、30分や1時間で終わりましたが、1日分の日当があたるというようなそういうものは、やはり実態に即した形で見直していくべきではないかというような意見も出されておりました。私も最もな話だということふうに思います。

そうした点、もう少しきめ細かくしっかりと対応していくべきではないかというふうに思うのですが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、49ページの町有林の管理費についてでありますけども、町有林の管理費を昨年と比較しますと、約1千万ほど予算が減額されて、非常に大きな減額だということふうに思うのですがその辺の変化について教えていただきたいと思います。

それから、51ページの関係で、職員厚生費があるんですけども、ちょっとこれは例えば、住民課でありますとか、常に職員と接している部署の場合ですね、例えばいろいろ時間を区切って昼休み担当する人、時間をずらしていろいろやるようなことになると思うのですが、そうした場合に、例えば自分が休みにあたっているときに、お弁当を食べるときもあるでしょうし、いろいろ自分としての休みをきちっと確保することが必要ではないかというふうに思うのですよね。そうした場合に休憩をとるスペースといいますか、部屋などきちっと取られているのかどうか、その辺休みは休みとして係がちゃんと休めるような体制にすべきではないかというふうに思いますけども、その辺はいかにしておられるかお聞きしておきたいというふうに思います。

それから55ページの基金管理費の関係でありますけども、基金が合併のときの協議でも、現在、相当な基金が積み残されている、合併のときのシュミレーションでも、最初の年は減りますけども、だんだん増える傾向を示したシュミレーションされているわけですけども、そうした基金が今どうゆう状態になって、今どのくらい残があるのか、それをお聞きしておきたいというふうに思います。

それから59ページの滞納整理機構の問題でありますけども、今年度も74万6千円の負担金が計上されております。

昨年の実績については、先日の一般質問でもだされていたわけですが、今年度はどれだけのものを委託して、どのような成果を上げようとしているのか、かかった負担とそれから上がってくる成果の関係は、どの様に考えておられるのかお聞きしておきたい。以上です。

(10:43 大野和政委員退場)

○委員長(前川雅志) 総務課長。

○総務課長(川瀬俊彦) それでは私の方から第1点目、機構改革についてでありますけども、総合支所の人員はどういうふうになるのかということではありますが、これにつきましては、現時点におきましては、4人程度くらい減るのかなというふうに思っているところであります。

教育課が廃止されて生涯学習係が存続するということでもありますけども、これは本庁の生涯学習課の中に所属して生涯学習係として忠類総合支所の方で担当していくということになるかと思えます。

つづきまして、審議会委員の報酬についてでありますけども、短時間で終わるような委員会についての報酬の見直しはどうかという点ではありますが、これにつきましては、審議会そのものは確かに仰るように1時間程度で終わるものとか3時間、4時間かかるもの、いろいろあると思えます。

いずれにしても、その審議におきましては、例えば資料を事前に配布して自宅等で見ていただくというようなこともありますし、また、審議会に来るにあたりましては、特に、本町で会議を開く場合は忠類にお住まいの方は、その往復にもそれ相応の時間が拘束されます。また、その審議の内容につきましては、委員の皆さんはそれぞれ審議の内容及びその結論等につきまして一定の責任を負っていかねなければならないという、そういうようなこともありますので、現時点におきましては、報酬につきましては、適切な報酬であろうと思っております。

続きまして、職員厚生との関係で、昼休みに十分に休みを取れるのかという点につきましては、確かに窓口対応の職員につきましては、ローテーションを組みましてそれぞれ窓口職員がいないということができるだけないように、そのようにローテーションを組んで対応しているところであります。

昼休みとは違う時間帯で食事を取るような場合につきましては、例えば、役場本庁舎におきましては、地下厚生室において食事を取るというようなことで対応しているところであります。

続きまして、基金管理費でありますけれども、基金管理費につきましては現状で申し上げますと、あくまでも19年度末、今現在における残高見込みということでありまして、財政調整基金につきましては11億、減債基金につきましては4億1千万、それと町づくり基金につきましては14億4千万ぐらいの残高見込みになると思っております。

○委員長（前川雅志） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 3点目の忠類総合支所の林務係の名称が無くなったということに関しまして、ご説明申し上げます。

町有林の管理につきましては、全町的に森林施業計画に基づいてバランスのある整備を行っているという状況にあります。

そういう中で今まで従前は、幕別地域には幕別の林務が、忠類地域においては忠類の林務がという役割分担でやってまいりましたが、やはり均衡ある施行計画、整備を行うと、そのことが好ましいであろうということから、新年度からは、計画、施行、発注については一本化しようということから、本庁の林務係において町有林の整備、造成を行うと、このことが効率的にもできるだろうということから、一本化をするということになりました。

そういう中で、林務係の名称がですね、忠類においては無くなったと言う事なんですけれども、忠類の残る林務の仕事としては、苗畑の管理、もっぱら苗畑の管理になっていくということから、果たして林務係を残していくことが良いのかどうかということについて議論いたしました。

農業サイドも実は畜産が中身が無くなりまして農業振興係というようなことになるんですけども、やはりコンパクトに名称をコンパクトにですね集約したほうが良かろうと、でない忠類の場合は、業務ごとに係がたくさん出来てしまうと、かえって住民にとってはわかりにくいだろうということで、今回は仕事が苗畑のみになったということから、商工観光係の中で、苗畑の管理を行うこととしまして、係名を全体的に集約させていただいたということになります。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 59ページの滞納整理機構、こちらとの関係でありますけれども、20年度引継ぎ予定をしておりますのは、19年度と同様の17件でございます。

それにあわせて、徴収の目標、どれぐらいにしているのかというお話でありますけれども、十勝の税滞納整理機構、この設立にあたりましては先進事例であります渡島の滞納整理機構、こちらを参考にしまして徴収実績というのをある程度見込んでおまして、渡島の先進事例でいくと1.6倍、これは先の一般質問において幕別町の1月末の徴収実績が1.6倍ということでありましたので、19年度については、2月、3月となんばか徴収される金額がでますのでこの1.6倍を多分オーバーするだろうと、20年度においても幕別町はすでに差し押さえ等かなり行っておりますので徴収するにはかなり厳しい、差し押さえを全然していない町村に比べれば厳しいという状況にありますけれども、この1.6倍、この前後を目安にまずは徴収という形で進めていきたいなというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 町有林の管理造成に係る予算額の減額についてでございますけども、両方合わせまして、約1千万ほどの減額になってございます。

この理由につきましましては、町有林の管理、整備につきましましては、適期に森林施業等を進めておりまして、その中で毎年の管理造成を行っているところであります。

今回減りました要因につきましましては、主に幕別地域、本町地域になりますけども、除間伐の面積が、19年度52ヘクタールから20年度27ヘクタール減る、それから植栽工事につきましましては、これは補助分ですけども、19年度12ヘクタールから20年度7ヘクタールへということで、整備面積が減少していることによるものでございます。

（10：56 大野和政委員入場）

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 機構改革、今年の7月の農業委員選挙の後は農業委員会事務局も無くなると、そういうことで、地域の住民はやはり総合支所の人数がだんだん減っていくことに、非常に危機感を持っているところであります。

そうした点で、私は前から申し上げているのですが、光ファイバーによる連絡もなんかもきちっと整備されたという中で、やはりなるべくいろいろな仕事が総合支所の方に残っていくように、特段の配慮をして欲しいと、そのことが急激に地域が寂れていくのを防ぐ有力な手段になるということを再三申し上げてきているわけでありまして、しかしながら、教育課が無くなり、経済化と建設課が一緒になりということ、非常にある意味では、実際に仕事が無くなっていくのであれば、そうした措置もやむを得ない面もあるわけなんですけども、しかしながら、なんとか向こうでできる仕事は向こうでやれるような形をなんとか残して欲しいと、そういうことでありますけども、残念ながら、例えばそういうことは無理だといわれるかも知れませんが、林務係などは森林が向こうの方に張り付いているということを考えれば、その主な仕事は忠類の林務係がしっかりと行って、こちらに補助的な係を置くというようなことで、先ほども言っていましたけども、向こうには苗畑もありますし、町有林の面積はほとんど同じ面積を持ってますし、そして森林は向こうにあるということを考えれば、むしろ忠類に林務係の主な仕事をしっかりとする部門を残してですね、そしてやっていくというようなそういう工夫をしてあげることが、やはり総合支所の総合支所たるところを残していくことになるのではないかと、総合支所、札内支所と総合支所の違いはどこにあるのかという、そういうこともこれからでてくると思うんですけども、総合支所には担当の副町長がしっかりといて、そして私が何回も言っているように、そこで予算の専決権なんかも5千万なりなんなりをしっかりと持って、そしてその忠類の予算をその責任でやっていくという、そういう体制を持つというようなそういうことをしていただくことが、総合支所を総合支所たる名前の通りの場所として機能してもらえないかというふうに考えていたわけなんですけども、残念ながらそういう形でいろんなものが無くなっていくと。合併したんだから仕方が無いとそういう言い方をされれば、それはそういうことかもしれないけども、しかしながら、忠類の人達にとっては総合支所の占めている位置というものが非常に大きいということを再認識していただきたいなというふうに思います。

もう一つ、審議会の委員の問題ですけども、確かにそれぞれ責任を持った仕事をしていただくという意味ではそうかもしれませんが、しかし実際に審議委員になった人の意見を聞かされることもあるんですけども、やはりこの報酬というものがもう少しきめ細かな報酬にしていけないかというような意見も聞かされるわけですね、そうした点から言えば、今、いろいろな財政状況の中で、そうした点にももう一度考える方をしっかりと、する時期に来ているのではないかと、そう思いますけどもその辺をもう一度お願いしたいというふうに思います。

それから、町有林の管理関係はよくわかりましたけども、最近、例えばカラ松などの需要も上がったりにして、町有林そのものの、昔考えて民間でもカラ松などを一生懸命植えましたけども、なかなかそれが身にならないというようなことがありましたけども、しかしながら、こういう温暖化の問題になった

り世界の森林が非常に大切だというふうを考えられるようにまたなってきたという中で、カラ松の値段も上がってきている状況もあるんだと思うんですが、管理すべきところはしっかりと管理していただきたいと思います。

それから職員の休みの問題ですが、きちんと地下にそういうところがあるんだというお話しで安心したんですが、やはり町民が来たときに、お昼の時間に来てだれか食事をしてたとかというのであれば、それは昼だから食事をしているんだなということにもなるんですが、時間をずらして休む方もおられるので、そういう中で住民に誤解をされないような対応も必要だということで、やはり職員がきちっと休むところも確保していただきたいという意味で申し上げたのですが、地下にあるということですけども、実際にそういう話も聞くことかがあるもんですから、そうした点では徹底していただきたいなというふうに思います。

それから、基金管理費の問題ですが、全部合計しますと30億近くの残になると思うのですが、この基金のこれからの推移も見守っていきたいと思いますが、やはり、合併のときの議論では相当多くの基金になるようになってますのでね、これからも見守っていきたいと思います。

それから59ページの滞納整理機構の関係、具体的な数字はあげておられませんでしたけども、一応、この滞納整理にかかるお金が、この70何万だけで済んでいるのかどうかその辺の費用の額と、それから今年度これぐらいは解決したいという額と、それから元の来年度、平成20年にこれだけ整理を委託するんだという額をきちんとお知らせ願いたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 質疑の途中でありますけども、この際11時15分まで休憩いたしたいと思います。

（11：00 休憩）

（11：15 再開）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 林務係については、本庁的な機能を忠類で持ってもいいのではなかろうかというようなご質問でありましたけども、町有林の整備或いは造成、造林というのは、森林組合との関係が非常に密接でございます。

仮に忠類に本庁的な機能を持つていきますと、非常に森林組合の本所が幕別本町地区にあるといったことから、非常にスムーズな仕事が出来ないのではないかとということが懸念される場所です。

それで、事務所につきましても林務係という名前はなくなりますけども、商工観光係の中に従来どおり林務係の事務分掌が入ってくるということで、仕事上はなにかあったら、忠類地域で例えば現場監督をやってくれ、或いは忠類が木が折れた倒木がでたとかいった場合については、これは忠類から速やかに駆けつけると、そういった連携を本庁との間に図ってまいりたいというふうに思っているところであります。

本庁と総合支所との機能分担というところで言いますと、実は町営牧場につきましても、新年度から町営牧場5牧場のうち4牧場が忠類にあるといったことからですね、その現場の最高責任者である牧場長の主たる勤務場所をですね忠類にするといったことも、今考えているところでありますので、まったく増田委員が仰るようになりますね、一方的に本庁のほうに全部吸い上げると、そんな形は考えてはいないということでもあります。以上です。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 滞納整理機構の関係でございます。

19年分の徴収実績ということでございますけども、19年度の徴収実績につきましては、先に一般質問のときに374万1,747円というお答えをさせていただいております。

この数字は1月末ということでございますので、これにあと2月、3月と大体一月平均25万円前後、徴収金として入ってきておりますので、この金額にまだ確定ではありませんけども50万円ぐらいがプラスされるのかなど、そうすれば大体、424万円程度の徴収金になろうかというふうに思います。

負担金に対して、負担金が231万円でしたのこの1.8倍という、19年度はそうになろうかという

ふうに思います。

次に20年度の引継ぎの予定ということであります。先ほど引き継ぎ件数17件というお話をさせていただきました。これに対しての引継ぎ予定額、こちらが1,955万9,500円でございます。機構に対する幕別町の分担金でありますけれども、均等割、処理件数割とありますけれども、均等割につきましては、19年度と同額の10万円でございます。処理件数割、こちらにつきましては、19年は1件13万円ということでありましたけれども、こちらは1万5千円減額になりまして、20年度は11万5千円ということになりまして、これの17件分が処理件数割ということになりまして、金額は195万5千円、これに均等割の10万円を足しますと205万5千円、これが滞納整理機構に係る費用で、これ以上の費用がかかるということにはございません。

それで20年度どれぐらいの徴収を期待しているのかというご質問でありますけれども、基本的には先ほど申し上げました、引継ぎ予定額、この100%を徴収していただければ、これにこしたことはないんですけど、先ずそういうことはありえないと、先ほどもお話ししましたけれども、先進事例だとかそこらへの例を考えますと先ずは負担金の1.6倍程度、金額に直しますと先ほど205万5千円ということでしたので、この1.6倍で328万8千円、先ずはこれぐらいが機構で徴収していただければというふうに私たちが期待しているところであります。以上でございます。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 私の方からはですね、職員の昼休みの休憩時の対応について若干説明させていただきます。

役場庁舎の職員の窓口の対応については前段ご説明がありましたけれども、例えば一例を申し上げますと、札内支所にも相当数の職員がおりまして、特に昼休みの時間帯、これは町民の方が、来客をする場面が非常に多いわけでありまして、職員はいずれにしても45分づつの昼休み時間、休憩を取るわけですが、昼休みにですね、職員が空っぽになって住民の対応が出来ないということになると、当然これ不都合であるわけでありまして、勤務時間中の運用の中でですね、早めに昼の前に11時何分かですかね、昼の前に先ず休みに入る人がいたり、或いは1時過ぎにですね休みに入る人がいて、交代でですね、窓口を空にしない、電話の応対も十分にできるという体制をとっておりまして、その際は当然、昼休み、職員は休憩室といいたいでしょうか、そちらでお昼ご飯取らせていただいている。こういうことでですね、住民の方からですね、勤務時間なのに昼休みどうなってるんだということのですね、不信を招かないようにですね、さらに職員のですね、その行動なんかについても徹底したいというふうに思っております。

それからもう一つ、各種審議会の委員の報酬のあり方ということでしょうか、各種審議会といいたしても、この人方についてはですね、執行機関の委員さん、或いは付属機関の委員さん、執行機関の委員さんといいたすと、監査委員さん、教育委員さん、選挙管理委員さんこういった方々になります。それから付属機関の委員さんというのは、総合計画の策定委員さんですとか、行政改革推進委員会の委員さんですとかこういった方々になるわけでありまして、いずれにしてもですね、こういう方々は非常勤特別職の公務員だということになります。

ですから勤務時間、我々一般職員みたいにですね、何時から何時までの勤務時間という概念はですねございません。それぞれの目的、業務にあった形の業務を遂行していただくということが前提でありますから、例えば行革の委員さんでもですね、夜7時から夜10時までご審議いただいたということで、3時間努めていただいたから報酬がいくらという考え方にはなっていないということをご理解いただきたいなど。そのほかのことを申し上げますと、例えば月額で報酬が決まっている委員さんもございます。

一日あたり何ぼということで決まっている委員さんもあるということから考えましてもですね、1時間あたりの勤務時間がこれだから、報酬額がこれぐらいが適当だという概念というのはですねないんだということですねご理解を賜ればと思います。以上です。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） すいません、先ほど私の答弁の中で、負担金の金額、205万5千円ということなんですけども、こちらの金額は国保税、国保会計と合わせての金額ということによってしまいました。申し訳ございません。引継ぎ金額の国保分それと一般会計分と分けて按分して率をだすということで、この205万5千につきましては、国保税と合わせて幕別町が滞納整理機構に負担する金額ということでございます。以上です。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 最後に一つ、審議会委員の関係、もちろん南十勝の私の言っているのは、一般の人は議員となってきてないのでね、その辺の差があって、今言われたように、一般の方から募集している場合には、また別の考え方があって当然いいと思うのですよね。その点では、違う性質のもんだということ思うんですが、一つ、やはりそうした委員の方々に例えば、町づくりだとか、いろんな形で頼む場合には、しっかりと普段から検討するためにも、事前に十分な配慮をした資料だとか、そういうものが配布されていることが、大事でないかと思うのですよね、そうした点で配布している状態がどうなっているのか、一つ一つ調べたわけではないのでわかりませんが、そうした十分委員としての職責を果たせるような、事前の議案の配布ですとか、そういうものをしっかりとやっていただきたいなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

（「関連」の声あり）

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 滞納整理機構に関わりまして、関連してお尋ねしたいと思います。

これは昨年、一昨年になりますか、設立されまして、その設立の時点ですら、こういった町の徴収業務といいますか、それを広域化することの弊害について住民からかけ離れたところで、いわゆるその取立て業務が行われるのではないかとというようなことも含めまして、考え方を申し上げてきたところでもあります。

それで、先日の一般質問、そして、ただ今のご答弁の中では、全体で2千2百万を引き継ぎ額として渡して、それで諸経費をかけて、1.6倍ということですか、経費の1.6倍の回収なんだということでありましたけども、結果としていろいろいわれますが、この2百数十万の経費にさらにここで言われています十勝圏複合事務組合の負担金というものが、この59ページでは74万6千円というのを負担しておりますよね、それが加算されていくわけですね、つまり3百万の経費ということではないんですか。そして、回収されている金額が1.6倍だということでもあります。それでですね、これは、新年度の事業にあたって伺っておきたいんですが、その1市18町村が加入してスタートいたしましたよね、この実績というのは各市町村によって差があると思うのですけれども、それはどの様になっていますか。帯広或いは音更、芽室、幕別、全体でどうなのか、うちの実績はわかりますけどもね、全体でどう進んでいるのか。

それとですね、この引継ぎ、全部が全部引き継いでいるわけではないですよね、滞納金をね、ですからこの引継ぎに至る経過といいますかね、どういうものを引き継いでいるのか、そして、2千万を渡して300万の徴収というのは、わざわざその事業を起こしてまでやらなければいけない実績なのか、町で直接やっていくことはできないのかということ、この今の考え方をとおして、本当にストレートにそう思うのですけどもどうなんでしょうか。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 先ず1点目、負担金の金額、今回59ページに載っている滞納整理機構の負担金、これは先ほど引き継ぎ件数割だとか均等割にプラスされるのではないかとというお話でしたけども、この引継ぎにあたりまして、均等割それと件数割で経費がかかると、この金額を一般会計分と国保会計分でそれぞれの引継ぎ金額に応じた比率で按分してだすということで、最高、機構に負担する金額というのは、先ほどから申し上げまして、19年度の場合でした231万円、それと20年度でしたら200万5千500円、これ以上の負担はございません。

それと各市町村の実績ということでございますけども、19年度の実績については、まだ機構の方からこちらのほうにはあがってきておりませんので、個々の市町村についてはどうだという実績は、手元の

ほうには今のところ無いと、ただ、お話の中で2町ぐらいは負担金よりも徴収額の方が下回った町があったというお話しは聞いております。

それから引継ぎに対する経過ということでございますけども、この滞納整理機構に引き継ぐということにつきましては、私たちもどのような方が、機構に引き継ぐ対象になるのか、一応対象としては、幕別町でいえば50万円以上の大口滞納者で、ある程度の資力があると、働いている、或いは財産を持っているとか、資力がある方で納税に対しての誠意がないという方を対象に引き継ぐということになっています。

私たちもそれぞれ引き継ぐ前に給報なり或いは個別訪問なり、臨戸訪問してそれらの事情をお聞きしながら納税に対して、本当に誠意を持って考えてくれているのかどうかという、そこらへんの判断をさせていただいて、最終的には悪質の度合いが高いと思われる方について滞納整理に引継ぎざるを得ないというようなところでやっております。

それと、このような金額をかけてまで滞納整理機構に参加する意義があるのかということでもありますけども、この滞納整理機構につきましては、各町で大変財政が圧迫していると、それに伴って当然、税の未収額も増えているということで、その圧縮がそれぞれの町の緊急な課題であるということで、十勝の各市町村が集まりまして、一致団結して滞納整理に取り組もうということで滞納整理機構というのを立ち上げてきたわけでございますけども、これによって十勝全体の町が一緒にそういうもので取り組むということになりますと、今まで幕別町みたく滞納整理をきちっとやっているところ、自分で言うのはちょっとあれなんですけども、幕別町なり音更あたりもそうなんですけども、滞納整理についてはかなり厳しくやっていたと、それにひきかえて、全然滞納整理は今まで何もしなかったという町も実際にはございます。

それらのような町もいろいろ集まって滞納整理機構で行うということになれば、市町村間の税の公平性、これはどこの町に行っても厳しいんだよと、そのような公平性が図られてくるのではと、また、そうすることによって、税の課税面に対して、税務行政、これらの信頼性を確保することができるのではというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まだ事業が始まって1年を過ぎておりませんのでね、この段階で全体の評価という点では難しい面があるんじゃないかとは思いますが、先ず、お答えの中で再度確認をさせていただきますけども、負担金については先に示されら205万5千円、新年度ですね、これより上がらないんだということでありました。

この積算元になるのは、均等割で10万円、それから引継ぎ件数割で11万5千円ということでしたね。それで、まだちょっと理解できないので何うのですが、ここに負担金、補助金として税務総務費の中で出されている、十勝圏複合事務組合に対する負担金、74万6千円というのは、この均等割、引継ぎ割がこの中に含まれて、トータルとして200万になるのかどうか、11万5千かける17件とそれから均等割の10万、均等割10万円というのはこれだけですよね、10万円だけでよね、そうすると、この74万6千円との関わりというのはどんなふうになるんですか。それが一つです。

それとですね、実績がでてないので、他町村のことについても、まだまだ言えないということでもありますけどもね、私はこれまでは、今ご答弁あったように、かなり納税事務については精力的に、しかもその状況を的確な判断をしながら、これまでも取り組んでこられたと思うのですよね、だから、結果としてはうちの町で頑張ってた、やっていた時と、結果としては税の納入率が上がるか上がらないかというところに、最終的なところがくるんでしょうけれども、そんなに大きな差はでてこない。私はやっぱりこういう機構を作って効果が生まれるというのは、収納率の低い大都市部といいますか、ここで言えば帯広圏になると思うのですけども、そういうところに、効果が表れてくるんだと思うのですよね。

税の公平性云々とかいろんなこと言われましたけども、幕別町に住んでいる以上は、町民の意識として税を納めるということになるときは、あくまでも町に対して、その収めた税によって、これは義務と

して収めて、そして様々な行政サービスを権利として受けるということになっていきますから、本来的には町がその納付を決めるわけですから、その町の責任であり、徴収も町の責任ということになっていきますよね、滞納整理機構というのは、その責任に一環としてやられるのですが、現実には直接、町の職員であったりなかったり、この滞納整理機構に派遣された人達が、やられるのでしょうか、そういう関係になってむしろ距離感があるというようなことで、私は効果としてはそうそう期待できるものではないんじゃないかというふうに思うのですよね。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 私の方からは、後段の部分について若干お話をさせてもらいたいと思いますけども、中橋委員からすればですね、効果が見えないんじゃないだろうかというようなお話なんだろうと思うのですが、大きく言えばですね、都市部といいましょうか、人口がある程度大きい町についてはこうだし、小さい町にはこうだろうというお話なんです、一つにはやはり滞納整理機構というですね、税の専門に扱う組織がですね、住民の方々に接触をするとなるとですね、言葉は適切かどうかかわかんないですけども、やっぱりPR効果というのでしょうかね、役場の職員じゃなくて十勝支庁も入ったそういう組織が徴収に来るんだよということになると、やはり悪質な滞納されている方にとってみればですね、やはり今まで役場の人とは違う対応が必要かなというような心配も当然あるだろうという、これは一つはPR効果と私ども呼んでいますけども、こういったこともあるんだろうと。

それともう一つ、小さな町にすればですね、これは役場の職員もそれから住民の方も大きな町よりは、より身近な関係があるんだろうというふうに思います。

逆に役場の職員は昔から知っているとか、小さい時から知っているとか、いろんなケースが考えられますが、そういう場合については小さな町ほどですね、逆に言えば役場の職員が何回もお邪魔をする電話で連絡をするということがなかなか逆にしづらい。こういった面もあるんだろうと思います。

それで、組織として別組織の、いうならば職員がお伺いをすることによって、やっぱり納めていただけるという場合もあるだろうと、このようなことも私どもとしては押さえております。

ですから、まだ始まって1年目ではありますけども、今後ですね、町としてもですね、当然私ども町として直接ですね、納税していただくということについてのPRやそれから活動、当然させてもらうんですが、機構にお願いする分につきましてもですね、側面からいろんな支援も機構に対してもさせていただきながら、やはり税をですね公平に徴収させていただくというスタンスでですねいく必要があるんだろうというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 前段の負担金のことについてでございますけれども、均等割と処理件数割で、合わせまして205万5千円と、これをですね、国民健康保険税の滞納を引継いでいる分、それと一般会計の町税の分、これの引継額によって案分して負担金を支出しているという内容でございます。

ですから、町税、町民税ですとか固定資産税の分、この分にかかわる分がこの59ページにでている74万6千円と、残りの103万9千円になるんですけども、この分は国民健康保険会計で負担金を支出するという仕組みになっております。以上です。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 経費のことにつきましてはわかりました。

国保会計の中でも新たに出てくるということですね。わかりました。

考え方をもう一度申し上げます。お答えの中で、小さな町では2町経費を下回るところが、今の時点でね、あるということでありました。

十勝全体の税の収納状況は、過去からずっとそうですが、小さな町の方が収納率が高くて、そして都会になると収納率が下がるということでありました。

今そういう点をみれば、行政側からみれば住民に目が行き届くような規模の自治体の中では滞納がそれほど少ない。逆の場合は多いということも言えるんだろうと思うのです。

それで、今総務部長の後段の説明の中で、顔見知りの者が行くよりもそうじゃない方が効果があると、

どちらかというと、これまで徴収に難航していたという部分を引継ぎという形でとってこられた流れからみると、そういうお言葉もあるのかなというふうに思いますが、私はやはり行政において町民との関係を考えるとき、そういう考え方というのはやはり正すべきだというふうに思います。

手法として、そういうのではないとは言いません。でもあくまでも行政と町民との信頼関係の中で全ての業務が執行されるというふうに考えるのであれば、そういった町村の収納率の高いところにも学んで、うちの町が何が必要かということをやすべきだと思うのですね。

確かこの滞納整理機構を設置するときにも随分もめまして、十勝管内でも陸別であったかと思いますが、一度議会でも承認されないという事態もあった経過もあって作られた機構だと思うのですね。そういうことを全部、経過も含めて考えていけば今後の事業において、これはやはり見直しも含めて慎重に対応していく必要があると思いますがいかがですか。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今、機構の見直しというお話がでましたので、滞納整理機構については、今決まっている段階のお話になりますけども、機構設立から3年目に、処理件数或いは職員数だとか、機構のあり方、そこまでを含めて見直しの検討を行うということで、4年目に滞納整理機構、これらを存続していくのか或いは廃止するのか、そのような結論を出すという流れで、今のところ進んでいます。以上でございます。

○委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 52ページ、53ページに関わります交通防災費の関係で、53ページの委託料の中に洪水ハザードマップの作成委託料というのが発生をしております、300万位予算が増えたのが、ここに大まかに掛かる経費のことだろうと思うわけではありますが、具体的な内容についてお聞かせいただきたいと思います。

今回の予算の中には、具体的には見えないのでありますけども、大きな地震が発生しまして4年も過ぎております。

そういう意味で全町的な防災訓練の方向性というものを、本年度ぐらいからある意味では企画をして進めていく必要があるのではないかと、52ページの報酬のところ、防災会議に報酬というのが出てますが、そういうところを中心にしながら、例えば来年度も一週間ほど防災の日を定めて庁舎は庁舎、学校は学校、公区は公区というような形でですね、防災のその週間というのを定めながら、そういうところですね、おそらく一年ではそれはできないと思いますので、そういう方向性を施策の中で具体的示されてはいませんけども、持つべきだと思うのですが、その辺のところをお伺いをしたいと思います。

もう一点、57ページの協働のまちづくり支援事業費の19節の負担金、補助金のところだと思うのですが、今回の町長の執行方針の中にも、改めて自助、共助、公助という文言が示されまして、各種の情報をわかりやすく提供し情報の共有を図り、住民自治意識の啓発に努めてまいりたいと考えておりますと仰っていらっしゃいます。

協働のまちづくり事業につきましては、力を入れて進めている事業で大変評価をしているのですが、なかなかメニューのですね、ある意味では偏った形で利用をされておまして、広くなかなか利用をされないということがあります。

この件に関しましていろんな公区のですね、公区長さんだとか、役員の方々に聞かせていただきましたら、こういうメニューがあってこういうお金がでますよということで、やって下さいねということではいいんですけども、やはりここにありますように、公区の人々、地域の住民の意識の盛り上がりがないとなかなかそこにはいかないんだと、そのことについて公区の中でもですね、非常に盛り上がりのあるところは、いろんな形で取り組むんだけど、公区ないで盛り上がりがないところは、なかなかそれに取り組むことはできないというふうなことがあると。そういう面に向けた一つの今年の進め方、ここには情報の提供という方で出ていることではありますが、大切なことだと思うわけではありますが、その辺の方向性をお聞かせいただきたいのと、あと、アダプトプログラムの件でありますけども、確か4カ所、明野が丘公園と北町の公園と、若草の公園と稲穂の公園と、おそらく4カ所、アダプトが設置されてお

と思うのであります。

昨年度、腕章をいただきまして、そして腕章をつけまして、清掃だとかかかかれていて、非常に喜ばれているのでありますけれども、大きな看板でなくてですね、もっと簡単にですね、プログラム実施公園だとか、名前もその団体の名前も入れないでもいいと思うのであります、そういう表示はどこかにすべきでないかと、そのことによって、使っていただく方にとっても、幕別町はアダプトをやっているんだなど、そして、そういう人方がいるので、きれいに使わないとだめなんだなど、そういう意識になってくれるんでないかなと、それが、やっておりますアダプトのメンバーからですね、でてきた意見としてあるわけでありまして、その辺のことに対する考え方についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめにハザードマップの内容についてということでございます。これにつきましては、水防法が改正されまして、以前は浸水想定区域ですとか、水位警戒河川の指定を受けているところが、十勝ですと開発局が担当して管理しております、十勝川、札内川くらいだったのですが、それが法の改正によりまして、都道府県が管理する中小河川までそういう区域が広がったと。それに合わせまして、都道府県と市町村にハザードマップを作りなさいということになったものでございます。

町内におきましては、途別川が先ず対象となっております。平成19年度に道で、このハザードマップのデータを調査しております。これを受けまして幕別町で今年度、ハザードマップの原図を作成する予定となっております。さらにですね、これができた時点で、平成16年でしたか、町民の皆さんにお配りしたかと思うのですが、ご自宅にそれぞれハザードマップ、防災のしおりというのをお配りしているのですが、そういうようなものも今後21年度以降できないかどうか、お配りするということを検討していきたいと考えているものでございます。

次に地震に関する防災訓練についてでございます。

昨年、芳滝議員の一般質問に町長の方からお答えさせていただいたかと思っておりますが、これまで、自治体で防災訓練するのは大体が自治体でシナリオを作って、そして、町民が一斉に動いてと、タイムテーブルを作ってというような防災訓練が多かったようです。

ところが最近、住民の方が、例えば救出活動ですとか、避難所での生活の協力体制、そういうようなものを、実際に体験できるような、防災訓練という方向に向かってきております。実践的な訓練という意味でそういう方向に向かってきております。

幕別町でも平成20年度にはいくつかの公区に協力をいただいて、私ども今考えているのは、障がい者とか高齢の方、いわゆる災害弱者といわれるような方をどうやって救出するかというようなことについて訓練を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（前川雅志） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 協働のまちづくりの関係でございます。確かに委員仰りましたように、公区長がこういう事業をやりたいといった際に、なかなか公区の住民からの盛り上がりが出て、施行されていないというお話も伺っております。

こうしたことから総合計画におきましても、いろんな情報をわかりやすく提供すると謳ったところでありまして、今後、地域の住民の意識の盛り上げをどう高めていくかということが大きな課題であろうと考えております。

第1点目と申しましては、やはり公区長の皆さんに協働のまちづくりの理念、概念を理解していただくということが大事であろうと。こうした点におきましては、公区長会議、年2回開催しておりますので、こういうところで広く周知を進めて参りたいと。また、本年度、今、検討しておりますのは、そういう公区長または、公区の役員さんたちがですね、研修に出れるような何か支援をしていきたいというふうに考えております。

また、一般地域住民の方の関係につきましては、そういう公区長さんや公区の役員さんの他、行政として広報等でいろんな周知をしていかなければならないだろうと。一つの方法としては先進的な取り組

みをされている、公区の活動等を広報等で紹介していくと、そういうことも考えております。

いずれにしても、委員仰りましたように、自助・共助・公助という原則を、今一度住民の皆さんにご理解いただくことを、これを少し重点を置いて進めてまいりたいと考えております。

それから、アダプトプログラムの関係なんですけど、さっき委員4カ所と仰いましたが4団体、5カ所ということでございます。

看板についてはですね、私ども設置しているつもりでございますが、いかんせん小さいといことなんだろうと思います。公園広うございますから、どの場所にどういう風につけたら目立つだろうかということ念頭に置きまして、私どもつけたつもりなんですけど、なかなか目立っていないというのは仰っております。何かいい方法があるか検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 地震のことにつきまして、具体的な方向で取り組みを考えていらっしゃるということで、非常に大切なことだと受け止めさせていただいております。

実施にあたりまして、公区の方々の協力をいただくのだと思うのですが、ある意味では協働のまちづくり支援事業の中にメニューがあろうかと思っております。そういうところとの一つの話し合いを持たれて進められいくという、そこまでやれるのかやれないのかということがあろうかと思うのですが、動きでは今仰ったようなことを既に実施をして、近くの避難所までですね、隣近所の方々が声を掛けながら、あなたはこの人です、あなたはこの人ですよという形で、実際に避難所まで歩いて避難する訓練をしておる公区もあることであります。

そういうところでは、協働のまちづくり事業のメニューも利用されてやってらっしゃる事例があろうかと思っておりますので、できたらその辺のところとの絡みながらですね、進めていくことが一つの形として、成果としてでるのではなかろうかという風に考えるとところでありますが、その辺はどうでしょうか。

アダプトの事については、看板のことは私、見落とししております、団体の長の人からも報告がなかったものでありますから、また、きっちりと改めて、いろんなところの看板を確かめて、また、ご相談を申し上げたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 防災訓練と協働のまちづくりとの関連でございますが、協働のまちづくりメニューの中に防災訓練に対する支援というのがございます。

ただこの前提というのがですね、防災計画を策定した上での防災訓練ということになっております。と申しますのは、やはり防災訓練を実施する場合においても体系的なことが必要であろうということで、防災計画の策定が先ず第一歩でございます。

公区長会議等におきましても、先進公区の防災計画の雛型等も渡してございます。いずれにせよ、身近な地域の防災が先ずは第一歩でございますので、いまのところ、年2件か3件の防災計画の策定でございますけども、なんとか公区長さんをお願いしてですね、この件数を増やしていき防災訓練までつなげていっていただければと願っております。

○委員長（前川雅志） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 総務費の目と節に具体的な指定ができませんので、ご理解をいただきたいんですが、管轄が総務であるという観点から、業務委託における競争入札に全般に関わってのお伺いをしたいと思います。

過日の一般質問でも出ておりますが、業務委託に関わっては新年度に向けて69件の申請をした上での参加が決まっておりますけども、これに関わってですね、先ず前回の入札価格から今回69件で全体です、いかほどの金額が効果としてあげられたのか、全体の金額で結構です。それでですね、その効果額が主にどういう内容をもって効果額として現れたのか、金額が下がっていればその理由ですね。その業種によって違うと思いますが、相対的にどういう理由で効果額が発生されたかということと、さらにはですね、これを聞くのはですね、これから予算に関わって当然組み込まれている予算に関係あるんで、今聞かないと、ちょっと今後の予算の審査に参考になりませんから、総括ではお聞きづらいというこ

とで、お聞きしてますからご理解ください。

それとですね、全体の業者の中で新規参入組がどの程度今回あったのか。

それとですね、要因の中に価格が下がっている要因の中に、賃金に関わっての要因がもしあるとすればですね、それはどのような状況の中身だったのか、これは最低賃金との絡みで、ちょっと考え方を伺います。

それと参加資格の審査に関わる申請書を出す場合について、一つの項目の基準があるかと思いますが、基本項目、それと特殊項目があるのではないかと思います、それらはどういう項目内容になっていて、提出された業者については全てその提出基準をクリアされているのかどうか、それらについても伺いをします。

○委員長（前川雅志） 質疑の途中ではありますが、この際13時まで休憩いたします。

（12：00 休憩）

（13：00 再開）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 先ず一点目の全体でいくらの効果額があったのかということにつきましては、現在の金額と、それと20年度の計上する金額との差ということだと思いますけども、これは18年2月に忠類と合併しということもありまして、単純に5年前となかなか比較ができないということでもあります。そのようなことから、今計算を急いでやっているところではありますが、もう少しお時間をいただきたいと思います。

2点目でありますけども、新規参入については何社あったのかということでもありますけども、これにつきましては、指名段階及びその落札者ということにおきまして、それぞれ2社づつということでもあります。

3点目の参加資格の基準についてでありますけども、これにつきましては、先ず指名にあたり、参加資格の基準につきましては、入札参加の資格につきましては、入札参加資格の審査会の中で適格性があるかどうかの審査を行い、先ず入札に参加できるかどうかの審査を行っております。次に2段階目といたしましては、その中から、指名の決定にあたりましては、指名委員会を開催いたしまして、その指名委員会の中で共通的な基準及び事業別の基準、それらに合致するものについて審査を行い決定をしているところでもあります。

いずれにつきましても、条件はクリアしている業者を指名したということになっております。

つづきまして、効果額の中におきまして、金額は後からお答えさせていただこうと思っておりますけども、下がっている要因につきましては、基本的には指名競争入札によります、競争の原理が働いたものだという風に認識しているところでもあります。

人件費につきましては、設計段階におきまして、その業務が適正に行われるように設計しているところでありまして、単価につきましても、これは最低賃金を下回らない単価を町の方で、それぞれの業務に応じて設定しているところでもあります。以上です。

○委員長（前川雅志） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 効果額については私の質問が終わるまでになるべくわかるようにしていただきたい。できますか。要望しておきます。

先ず、新規参入に関わっては、私たちの立場で通常考えるに、新規参入となれば当然その委託業務における経験ですとか、会社形態がそれに沿っているとか、そういうことになりまして、今回の新規参入については、その会社の運営上ですね、全て委託をその委託を業務する内容と、一致した業務内容になっていたのかどうかを、先ず確認させてください。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 新規参入業者につきましては、先ほど2社と申しあげましたけども、その2社とも業務につきましては、それなりの実績を有していると判断しております。

○委員長（前川雅志） 永井委員。

○委員（永井繁樹） わかりました。後の参加資格の基準なんですけど、今のご答弁ではですね、どうい
う内容が参加基準になっているのかわからないですね、こと細かくはいりませんが、例えばですね、雇
用保険ですとか、健康保険、厚生年金等については全ての業者がこれを提出する中で、クリアされた状
態で申請がなされているんでしょうか。

その辺の要件はどうなってますか。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今永井委員が仰られた雇用保険ですとか、そういった共済費等はですね、資
格基準の中で基準を設けてですね、それを払うかどうかどうかというのは基準には入ってはきません。
あくまでも、設計する中身で、共済費、賃金等々を積算されるという意味であります。

○委員（永井繁樹） 現状はわかりました。そうしますとですね、例えば過去の入札に関わって落札し
た業者、それらの業者のですね会社の体制として、雇用保険ですとか健康保険、厚生年金がある程度充
実している会社がですね、落札したケース、そうでないケースとか当然あるということになりますよね、
この場合ですね、私たちが考えるに、それっていうのは条件の中には入っていないとしても、その業務
委託を受ける会社の人のですよ、中身の充実感ということからいけば、例えばこれが住民サービスに直
結する業務ですから、当然働いている人たちの保障にもなってきますのでね、このことが、著しく違う
業者同士がばらばらであるということになると、審査の基準にはなくても、大きな影響になるのではな
いかと私は考えますが、この辺の判断はですね内々ではどういう風に考えておられます。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 町がですね、いふならば予算を組んで、そしてその設計価格を出します。設
計価格に基づいて入札が執行される。落札した額が契約額。そして、事業者の方に、その業務を請け負
っていただくという流れを考えますとですね、あくまでも町が予算を組み立てる、あるいは設計価格を
決める。これの積算の内訳としてはですね、人件費として、例えば賃金がいくら、給料がいくら、共済
費がいくら、あとは資材費がどうだ、経費がどうだということで、設計価格を決める算出の根拠にはで
すね、当然、人件費や共済費等々含めて計算されますけども、実際その請け負う業者がですね、どうい
う方を雇用されているか、例えば20代の若い男性職員を雇用しているのか、40代の女性、60歳過ぎた女
性雇用されているのか、それは町としてはですね、直にそのことを反映して設計をするというものでは
ありませんので、あくまでも設計額と請け負い額というのは、基準となる数字の根拠というのは違いま
すよということになるかと思えます。

○委員長（前川雅志） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 数字の根拠に対する判断はわかりました。私が聞いているのはそこから先の話な
んですね。それで割り切れるかということです。安全でですね、きちっとしたその委託業務を遂行して
もらうということは、当然住民サービスに直結することですから、それは我が町としてはそういう判断
をしているといいますけども、そのことがですね、どこで考慮されているのだろうと。きちっとそうい
うことの体制をとっている会社と、とっていない会社があった仮定してですよ、あるかないかは私事実
を確認してませんからわかりません。

そのこと自体がですね、私は業者を決定する要素にはならないとしてもですよ、業者としてあり方と
してどうなのかということが、行政内部でとられていかないのか、その辺のことがですね気になるもの
ですから、確認をしているのですけどもそれについてはどうお考えでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 町が委託業務を発注するに当たってですね、入札を前提に行っております。

これは、先ず委託業務として発注するということが、民間に広く町の仕事をお手伝いいただく
という観点から行っています。

さらに5年間というのは、その請け負った業者がですね、継続的に安定してやっていただけるような
ことを考えて5年間ということに、契約期間を延ばしてきた経緯があります。

入札を行うに当たってですね、業者の選定の中で、今総務部長が言いましたように、その会社の運営に関わることでですね、実際はその会社がその会社独自の運営方法を持っているわけですから、その会社の運営方法まで、町が関与できないという立場にもあります。

発注側とすればですね、その業務が、適正に執行されて各自に行えるだろうという判断を持って、指名を行っているという状況にあるわけですから、人件費の扱いにがどうのこうのというのは、その判断基準の中には、町としては持ちません。ただ、永井委員が仰るようにですね、町民の雇用だとか、あるいはそういったことも念頭には置かなければならないのかも知れませんが、実際には指名に当たっては、町内に本店もしくは営業所がある。要するに幕別町となんだかの関わりを持つ事業所を指名委員会として選考させていただいているという状況にあることも、ご理解をいただきましたという風に思っております。

○委員長（前川雅志）

○委員（永井繁樹） 現況で行政側の立場もわかっているんです。わかっていることでどうのこうの言っているのではなくてですね、今後の業務委託におけるあり方ですとか、もちろん指定管理者の問題も入ってきますから、そういったときに適切な会社を選択していくというのが大きな目標となっていくと思うのですが、やはり今の業務委託の判断基準というのはですね、従来どおりにやられているのですから、私が言ったようなことはもちろんないわけですが、そういった観点がなくて、タッチができないで業者選定をすること自体が、果たしてベストな方法かどうかは、私は問題があるのだろうということで、太枠で申し上げているだけです。

ですけれど、今後考えてですね、いろんな部分で検討していかなければいけない部分は多々あると思うのです。ですから現況ではそういう判断でやられたということですから、私は受けている会社ですね、状態というのは全て等しくですよ、どの業者も公共サービスをしていく上、それに委託を受けていく上ですね、ある一定の基準というのはわかりますけれども、本当に町民レベルの、住民サービスレベルを考えたときにですね、これでいいのかという時には少し不安感を感じる。そういうことで申し上げているのですが、それとあわせてですね、賃金についてですが、最低賃金の基準にしているという形の中で、たぶん価格的なものは行政側でいろいろ考えられたと思うのですが、現況、民間における最低基準がどのような状況になっているかということは、行政側も十分踏まえていると思いますが、最低基準ですね賃金を判断していったときにですね、例えば、今回の入札価格は、前業者よりも数百万落ちたのでしょうか、その時の要素というのはですね、おおむねは考えるに賃金だと思うのです。それで5年前からの賃金を考えたときに、当然、最低賃金のいろんな推移がございますから、それは役場庁舎の職員も同じでしょうけれども、その時にですね、行政側が公の契約において、公正な賃金ですとか労働条件の確保というのをですね、法律では求められておりません。現法上。日本においてはそういう批准がされていませんから。仕方ないんですけども、今後の行政体質を考えたときに、それらについてはやはり、いろんな角度からですね、分析をされて検討していく必要があるだろうと。その公正な判断の上でもって、業務委託が公平なものであって町民に還元されていくと、数字がですね。そうであるべきだと思うのですが、下がった要素がもし賃金、いまお答えの中で下がった要素が賃金がどの程度の割合ということが、ちょっとわからなかったのですが、想像すると何となく賃金の要素が多いのではないかと思うのですが、そのことは会社で働いている人の会社の判断ですから、差出がましいことは言いつらいのですが、ただ、働いている人から見たらですね、いくらか下がった金額というのは、前回の業者でもいいですが、前回の条件でも、その時から働いている労働条件からすると落ちるということになりますね、そういう落ちた環境の中で業務委託的なものを住民サービスとして行う場合ですね、支障をきたさないのかということなんですが、私は過去の業務委託をお話するときにですね、最低価格を設定したときに、その最低価格を大きく下回った業者については、対象外という判断をされた経緯があると聞いています。その理念からすると、今回の場合、判断が違っていただいたのではないかと思うのですが、行政コストを抑えようという現実問題もあったと思いますのでね、その辺の全体的な行政のコストを抑えようとする中で、起こりうるべく起きた入札価格の減額ではないかと思うのですが、そ

の辺はどう考えられるのでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 先ず前段のですね、ある意味業者を選考する上で、その会社の実績なりをという事なんでしょうけども、ただ、私どもが今指名競争入札という形で行っております。これはあくまでも、競争の原理の中で行う制度でありますので、これは業者を選定する段階で、そのいろんな要素を入れていきますと、そこから競争の原理が働かないじゃないかというそういった論議もでてくるかと思って。いるわけです。

ですら、前段申し上げましたように、確実にその業務が執行できる業者を私どもは選んでいるということでもあります。

それから、賃金のことですけども、最低賃金を、これは最低賃金で設定しているという風にとらえているというふうには思いませんけども、最低賃金を念頭において、最低賃金を割らない、これは当然割り前のことですから、それらのことを念頭において設計をさせていただいているということで。それから最低制限価格のこともふれておりましたけども、最低制限価格、当然設定をさせていただいております。

それについても、最低制限価格を、最低賃金も当然割り込まないような形で最低制限価格の設定に当たっても、賃金は最低賃金を絶対割らない額であろうという数字で設定をしていますので、委託業務の契約そのものはですね、賃金だけで組まれているわけでない、当然ご存じだと思いますので、そこはその企業の努力、あるいは企業経営のノウハウ、そういったものが当然、いかされて落札されていると私どもはとらえております。

○委員長（前川雅志） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 答弁の内容からいって現状における判断についてはわかりましたが、例えば今後ですね、この今回行われた入札執行が今年度の予算に多大なる影響をプラスで与えると私は思うのですけども、業務委託における、たぶん5年ないしはそれに類する年数が遂行されていくと思うのですが、過去ですね、業務委託における一定の評価、それ自体がですね今回の新しい入札が行われた後のですね、今後に向けての評価に向けてどういう形でいかされていくのか、しいてはそれは、予算に反映していくわけですから、それについてはどう考えますか。

評価制度そのものについて。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 前回の一般質問にも関わってくるかと思っておりますけども、今、平成20年度からですね、事務事業の評価制、こういったものについても、検討を加えていこうというふうに考えております。20年度中には、なるべく原案に近いものを作っていきたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 先ほどもふれたんですけど、公契約における公正な賃金とか、労働条件の確保という観点から、今後行政が取り組んでいく場合ですね、こういった業務委託ですとか、そういったことに対応していくなかで、それらについてはどういう展望をお持ちでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 現状、私どものほうで、今委託契約を行っているもの、あるいは、いろんな入札で契約を行っているものについてはですね、決して私どもが間違っただけで算定したものとか、そういったつもりはまったくありません。ただ、発注した事業の成果、そういうものをどう評価するかという形を、今現在はどうやって評価していこうかということを中心に考えていきたいと思っております。

それぞれの事業を行う上でですね、ある意味会社が違ったりやり方も違う可能性はあります。ただ、町の発注事業としては、ステップステップをですね、指定する工事ですとかそういったものもありますけども、トータルとしてそれが間違いなく支障なく業務として進められていけば、それはそれなりの評価ができるという風に私どもは考えております。

○委員長（前川雅志） 他に。

(関連の声あり)

○委員長(前川雅志) 中橋委員。

○委員(中橋友子) 今の最後の方のご質問の関連になるんですけども、委託業務、今民間の力を借りて行政の方の仕事をやっていくというのは、この業務委託だけに限らず、指定管理者も含めてあらゆる面に広がってきているんですけどもね、町の考え方としてただ今、答弁の中では業務がどのように適切に遂行されるか、それが大事だということであって、競争原理を働かせてこういう結果になって、そこで働いている人たちの賃金の問題でとか、福利厚生も含めてそういうことには及ばないと言い切られました。法的にはそうなんだと思うのです。しかし、私はもうひとつ町の行政の在り方、責任として本当にそれだけでいいのかということをお尋ねしたいんですけどね、ずっとこの間その格差の問題や雇用の実態のことは、議会の中でも問題となってきました。先日の一般質問の中でも幕別町の雇用形態が正社員というのが51%でしたか、非正規雇用が49%、そのこと自体が住民の生活に多大な影響をおよぼしているということは、あえてここで申すまでもないことだというふうに思うのですね、そこで、そういうことについては、行政としてできること、向上に向けての努力を求めて、改善も求めてきているところなんです、これはなかなか、一般の事業者がどういう形態になるか、法をクリアしてやっている限り、なかなか難しい面があると思うのです。

でも、私はそのこういう町の仕事を発注していて、町がその仕事に対する対価として、積算基準を設け、その積算基準の中に労賃なども入れている以上は、それは的確に履行でされるかどうかということも野放しにしておいていいという問題ではないと思うのですよね。

そういう考えでいらっしゃるのかどうか、まずは確認をさせていただきたいと思います。

○委員長(前川雅志) 副町長。

○副町長(高橋平明) 委託契約を終わりました、その委託内容で、私ども確かに内容を算定しております。その算定内容が、算定内容に基づいた形でその会社がその定義を執行したかどうかについての調査する権限というものが町にとってもないわけですね。雇用形態、例えばその事業所が正規職員として雇って、その業務をこなしていただければ、当然、社会保険ですとか、ほとんど会社ですから、社会保険ですとか厚生年金の関係は、支払われて当然だと私どもは考えております。ただ、業務をする上で、例えば8時間勤務の業務だとすると、4時間づつですとか、そういったような雇用形態をその会社がとられたときに、結果としてですよ、結果としてその業務が、町としてその業務をこなせなかったのかという判断はできないと思います。その業務はこなしたものという判断をさせていただきます。

そういったことがですね、それは私どもが、直接職員として雇って業務を行うわけではないので、それは請け負った会社の運営方法だというふうに私は解釈をしております。

町としても確かに積算は積算で持っていますけども、それが果して積算どおりに使われているかどうかという調査権限はないということ踏まえた上でですね、どういった、例えば請け負った業者がどういったことに、どういったことで協力をしていただけるものかどうか、そういったものも含めてですね、検討はこれからもしていきたいというふうにはこれからも思っております。

○委員長(前川雅志) 中橋委員。

○委員(中橋友子) 調査権限はないのはわかりました。しかし町として、積算をした以上は積算どおりの雇用形態をされることを望まれますよね。

○委員長(前川雅志) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) なんだか一般質問に戻ったような感じがありますけども、この間、堀川議員の一般質問でも申し上げましたように、町としてはなんとか地元の業者の皆さんに、そして地元の皆さんに働いてもらいたいというようなことで、いろいろ民間委託も進めているわけですけども、ただ委託を積算して、それを入札して結果がでた、その数字に対して、今申し上げましたように、町がこうすべきだ、町がこういう風に積算しているんだから、これだけの賃金を払うべきであると。それ以下ではだめですよとか。経費はもっと落としてその分は働いている人たちに与えなさいとか、そういう権限はまずない。そして、この委託入札も何年間前までは、最低制限価格というのを設けられなかったわけでありまして。

それでよく出てきたのが1円入札であります。1円で入札して落札しても、これは法的には全然違法ではないということで、1円で仕事をやってくださいと、事実それでやったところもあるわけです。せすから、10年も20年も前でしょうか、最初のころは町で一人当たりの賃金が、こんだけだ、一人当たりの共済費こんだけ見ているんだと、そのとおりに履行されているかどうか、毎年、委託業者から書類をださせていた経緯があるんです。こういうことは一切だめだと、当然のことながら大きな会社であれば、あんた3時間幕別で働いて、残りは帯広行って働きなさい。要するに町は、町が予定した業務をその会社が着実に履行すれば、その中身の一人一人の賃金がどうだとか、儲ける部分が何ぼだとか、燃料費が何ぼだとか、そういうところまでは介入ができないんだというのが、今の中身なんだですね。ですから私も今回今までがあったのが100で今回90で落札すれば、こう落ちた10というのは、働いている人たちの賃金に被っていくのか、いや今まで15儲けていたやつが5儲けるから賃金は変わらないのかと、これはまさにそれぞれのまた、会社の問題なものですから、我々があんた今度90で落としたんだから、今まで通り賃金を払いなさいとか、今までのそれは雇わなかったら絶対だめですよとかという権限はないだけにですね、それで私、前回の質問にも答えたのは、これからの入札の中では、単なるそういった金額が安ければいいということだけでなく、やっぱり中身、あるいはその貢献度とかいろんなことを踏まえた中で、積算あるいは入札、落札の決定をしていくようなことになっていくんでないかということをお願いしたんですけど、今の段階で、今回落札した人間がどうのこうのということはありませんけど、永井委員のご質問にありましたように、今後については、そういったことも十分に踏まえながら、委託業務発注にあたっていきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 法の緩和の基に、どんどん働く人の立場からみれば後退をしていった、そういう法改正がずっと続いてきたんだと思うんですね。それが今日の状況を招いているというふうになりましたね、私はその町が権限の及ばないことまで踏み込んで、真正面からそのことをやれということを求めようとは思いません。求められませんしね。ただ、行政として、事業を発注する以上は、やはりその積算に基づいた、全ての部分で積算に基づいた到達ができることを望むと思うですよ。それをお尋ねしたんですけれどね。それに、望む形に達するためには何が必要かと、正面きっての調査とかそういうものはできないんだということになれば、当然、この結果に対する情報ということが、どれだけ届けられてくるかということだと思うんですね、どれだけ掴むかと。今回ですね、多くの議員の皆さんもそうだと思うのですが、この件に関しての様々な業務委託に関わっているいろんな町民からの意見が届きます。その中には、例えばですね、落札をされた業者が、仕事が決まってから賃金をいくらにしたらいいかというようなことを、前に働いていた労働者のところに聞いて回るとかね、いろんな流れがありました。結果として、どこにおさめるかはその方の権限だとは思いますが、あくまでも町としては、積算があり、たぶんここでは、これが直接いくとは思いませんけれども、町の雇い方としては、積算基礎の12ページに予算の積算の12ページにですね、賃金のそれぞれの職務別の賃金、定められておりますよね、こういったものも一定の参考になって、そして決められていくんだろうと思うんです。そうすると、そのような結果になしうるための、情報をキャッチして、そしてその世論の中でそういうものをきちっと確立するような仕組み作りをしていかないと、発注はした、仕事は完成したからいいんだということで、1年を経過すると、働いている人たちが、大変厳しい状況に追い込まれていたということが想定されてしまうわけですね。

ですからそういう事態を招かない、町長の今のご答弁の中でもそういうことも含まれているんだろうと思うんですけども、今回の経過を見て特にそういうことを心配する声が非常に広がっているものですから、その点での町としての、なんていうんですか、指導といいますか、指導の範囲ですよ、直接関われないわけですから、そういった姿勢を持っていただきたいというふうに思うおのうすがいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 難しいのはですね、我々が100で積算して入札に付した、ところが競争の原理で、

95で負けて、90で負けて、85が落札したと、当然そこに15の差が出るわけです。そうすると会社は85の中で町の100の積算したものの仕事をしなければならない。そのしわ寄せが、先ほども言いましたように賃金に行ったり、あちこち行く、社会保険に入らなかつたりということになっているものですから、我々が指導する、それじゃ入札しないで、町が100で積算したんだったら、100で随意契約すればいいのかとなると、これまた競争にはならないわけでありまして、この辺は難しいのと、それじゃその賃金を設定するときに、これは最低賃金だとか、三者協定だとかいろんな賃金もありますけども、それらを全部やめて、現に今働いている人たちの賃金を基に積算すればいいのか、それだってそれぞれの会社によってまた差もあるんだろうという風に思います。

したがいまして我々は、標準的な中で、積算する単価を決めて、積み上げて予定価格を作る、そして入札に付するということですので、この辺が今中橋委員さん仰るように、町としてはそれだけで予定価格を出すけども、競争の原理で落ちてしまう。それもそれじゃ、町が見れとか指導して15落としたけど100の仕事をさせるために、賃金を元に戻せというようなことが、その程度可能なかということになると、私もなかなか難しいんで、それよりも、もっと前段の入札に付す条件なり、指名をする条件の中で、さらにもう少し、一考をすることができないのかということ、今後検討させていただければというようなことで申し上げたところであります。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 是非ね検討を求めたいと思います。町長も言われたとおりに、今は最低価格というのは、きちっと定められていますよね、入札にあたってのね、私はこれは非常に大事なことで、ですから、競争原理と言いましても、一定の枠の中での競争になってきてますよね、その中で町として、町としてもその費用対効果を考えながら、入札に結びつけていくわけですから、それはそれで当然のことだと思うんです。うちの町が最低のランクを最低基準というのを示す時には、その時に賃金のあり方だとか、それが決して最賃なんということにはならないでしょうし、最賃そのものが、北海道の最賃というのは全国の中で最低レベルで、この最賃であってもままならぬという状況もあるわけですからね、そういうことも考慮されて、一定の金額を持たれていると思うのですよ。問題は業者の方は、私は業者のモラルとしてね、積算基準が示されて、それに基づいて落札した以上は、それぞれの考えがあるにしても、そこで示されている町がこの分は賃金、あるいはこの分は資材費ということになっていけば、少なくとも資材などは、それも質の悪い物に落としてはいけないということもあるでしょうから、どの分野においても、きちっと町の仕事をなすり、さらに賃金などについては、直接住民サービスとか住民の暮らしの問題に波及するわけですから、そこをクリアするというようなですね、その姿勢を持つ業者に、流れていく、仕事が渡っていくということが望まれるんですけども、そこでですね、やはり、いろいろその業者というのは利益を得るために仕事をし、事業を展開していくんですが、その利益を得るための手段としての、積算基準よりも賃金をうんと下がっていくというようなことだけはあってはならないことだと思うんですね。これは入札のスタートの段階でのなんていうんでしょうかね、指導と後は実際にやってみた後の情報をキャッチして、実態を掴むということしかないと思うんですが、少なくとも町が今雇用問題等に取り組む以上は、この点が十分住民の暮らしが成り立つ請負業者の姿といますか、そういうふうになるような指導が何よりも大事だというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 中橋委員の仰ることはよくわかるんですけども、ただ雇用契約というのはですね、あくまでも従業員と雇用主で結ばれた雇用契約であります。

それに対して、例えば町が委託した業務であってもですね、町が賃金が安いだの安いだのという介入はこれ当然できませんよね。

先ずそのことを念頭においていただいでですね、その上で、その上でですね、うちが積算してる価格は、積み上げは当然その人件費なり材料費なりというのは当然積み上げて予定価格となりますけども、あくまでも予定価格であってですね、その業務を支障なく終わらしていただくのはこれだけのお金が必要だろうということ、だろうということですよ、だろうということ、算定したわけですから、そ

の範囲内でその業者が支障なく行ってもらったことに対して、町は当然何の言い分もないという状況でありますよね、それで中橋委員が仰れる、確かに町民の雇用という観点、これは今回の委託契約に関してではなくてですね、町民全体の雇用というのは、やっぱり他の部分も含めてこれは町としても当然考えていかなければならないことですので、それらは当然私ども肝に命じて仕事をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 他に。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 話題を変えまして、43ページ、1目の一般管理費の12節役務費、この項の郵便料に関してお尋ねしたいと思います。

こちらの郵便料で当てはまるかどうか不確かなんですけども、常々ですね町長からですね、行政報告あるいは総合計画の中でも、最少の経費で最大の効果を生み出す、そういったですね、業務としていくというふうに私も捉えているんですけども、この郵便料というのがですね、細かいことなんですけども、ここまで957万円という1千万円に近い予算を立てられておりますので、おそらく周知ですとか、通知の徹底にこちらも務められているのかなというふうにも受けとれます。

ただですね、これはほんの一例なんですけども、例えば私立幼稚園の入園児に対する、例えば保育料の補助金というところですね、一つは教育委員会の方から支払の通知がくる。

振り込みをされたら振り込みをされたで、今度、会計管理者の方から、またしても郵便の通知がくる。これは若干重複しているのではないかとというふうにも思います。

これは法令等がこれを予定されているのであれば仕方がないんですけども、何がしか検討課題として取り上げられないのかなというふうにも思いましたのでお尋ねしたいというふうに思います。

それから、48ページ、7目の庁用車両管理費の中で、11節需用費、燃料費の中ではBDFとしてカッコ書きのある燃料費が計上されております。これは昨年までこういったBDFに関しての燃料費、計上されていなかったんですけども、今回、7万6千円計上されまして、今まで燃費効率のいい車両や何かがですね、導入されて環境にも配慮した業務の在り方に日々務められているのではないかと思いますけども、このBDFに関しては、どのように利用されていくのか、ちょっと具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、60ページ、2項徴税費、2目賦課徴収費、12節の役務費、インターネット公売等利用料、あるいは13節委託料の中の公売不動産鑑定等の委託料についてお尋ねしたいと思うのですが、先ほども滞納整理機構についても、お尋ねがあったと思うのですが、その答弁の中でも、庁内の税務事務の中で徴税の収納を図っていくというような答弁が仰られていました。

この公売の不動産鑑定に関してですね、ある程度資産のある方に関しては、不動産を鑑定して、それを公売に持ち込んでということになるかと思っておりますけども、このインターネット公売等の利用に関してどの辺の利用度合いを見込んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 出納室長。

○出納室長（菅 好弘） 先ず1点目のですね、郵便料の関係でございます。支払い通知ということが出てまいりましたので、この業務については私ども出納室の方で行っておりますので、私の方から若干ご説明を申し上げたいというふうに思います。

今出納の方で支払業務ですね、町民の方にいろいろ支払いをする関係につきましては、町民の利便性だとか、または現金の取り扱いの関係での事故等、これは住民がですね、役場の方で受け取ったりして、その帰りだとかいろんな形の中で事故等があっても困ると、いろんなことを考えながらですね、今口座払いという形をできるだけ取らせていただくというようなことをしております。そのような関係から、担当する課、具体的にいいまして、私立幼稚園の保育料、これは教育委員会の方で担当しております、決定通知書を出します。そして私どもの方から口座で支払した場合には、支払い通知をですね私どもの方から出させていただくと、私ども業務につきましては、財務規則の62条にですね、口座払いした場合については支払い通知をしなければならないと、3項に会計管理者の判断で、不要と思われるものにつ

いては、省略することができるという項目もあります。

そのような中で、これまでもですね、例えば一つの通知だけですむものについては、できるだけそれだけですすように、担当課の方とも協議をしながら努めてきているというところでもありますけども、今ご指摘にありました部分等につきましてですね、まだ若干重複して通知が行っている部分が見られるというところでもありますので、今後担当課の方とも協議をいたしまして、支払い通知を省略できる部分、または支払い通知をですね、決定通知書の中に兼ねてですね、発送することができるような仕組みもですね、検討しながら郵便料の軽減に努めていきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 庁用車両管理費のBDFについてでございます。

これはバイオディーゼルフューエルということで、廃食油、サラダ油やなんかの廃用されたものを集めてディーゼル車の燃料とするもので、昨年からですね、これは環境衛生係のほうで取り組んでいたんですけども、公用車、ディーゼル車1台にBDFを試験的に入れておりました。それを今回は車両センターで持っているトラックに入れて走らせてみようということでございます。ちなみに、560リッター分計上しております。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） インターネット公売等の利用の考えということでございます。

このインターネット公売につきましては、インターネットのプロバイダーである株式会社ヤフー、こちらのオークションサイトの中の官公庁オークションというのがございまして、これを利用して公売を行うというものでありまして、私たちがインターネット公売、これをやろうという背景にはですね、特に不動産というよりは、動産関係、こちらを滞納者の方々といろんな形で、納税相談、これを実施しております、その中で自宅にあります例えば絵画だとか、掛け軸、ゴルフクラブだとか、そういう生活に本当に影響を与えないような、社会性の高いと言いましょか、ちょっと贅沢だなどという品物がありましたら、それをインターネットのオークションに出品して滞納処分に充てたらどうですかという、それらを滞納者の方々とは相談しながらやっていければなどということで、無理やり差し押さえてなんでも公売するんだということではなくて、まずは滞納者の方と自宅にあるそのような物を、もしできるのであれば、そういう物を逆に滞納処分に充てればという中で相談するために、こういうものを始めようということで、今回考えているわけでございます。

それで、13節の、こちらの公売不動産鑑定委託料、これにつきましては従前から予算は計上させていただいております。

不動産の差し押さえ、何件かありますので、それらが本当に換価価値があるのかどうか、もし換価価値があるのであれば、公売にしようかというような形になるんですけども、残念ながら私ども不動産を抑えていても、既に第1抵当権、第2抵当権というのがかなり優先的に入っておりますので、今のところ、換価価値としては、例え公売に付しても滞納処分として、私たちの方に入ってくるということがないということで、そのようなことはしておりませんが、仮にそのような物件が出た場合のためということで、こちらの方には予算を計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 先ず郵便料について概ね了解をいたしました。財務規則の中でも、但し書きの条文があって、何がしかの検討をいただけるということであれば、前向きにやっていただきたい。ただ、これもどちらかというと、役場の仕事が、縦割りなのかなと心配するところですので、せっかく機構の見直しもあるもんですから、その際に、是非もう一度全体でですね、再検討をしていただければというふうに思います。

それからBDFに関しましては、廃食油を原料に560リットル分の計上ということでありました。

今までもですね、かなり環境に配慮して役場庁舎全体で取り組んでこられたと思います。これも560リットルでどれぐらいの効果が出るのかは、まだ、わからないのしょうけども、是非ですねこれは、実地といいますかね、車両でどれぐらいの効果ができるのかですね、そのへんをですね、適時情報開示を

していただいて、町民全体の啓蒙にあたっていただければというふうに思います。

それから、インターネットを利用した公売を通じて、滞納している税の徴収にあっていることに関しては、私も官公庁のオークションというのは覗いた事があります。

本当に全国津々浦々、たくさんですね、これも売れるのかなといったものまでですね、取り上げているんですけども、動産の関係にあたっては、これはほしい人が値段の上下激しいんだろうと思うんですけども、一時期、確か東京の国税局あたりがスタートしと思いましたが、その当時、非常に苦労されたというふうに、テレビや何かで見たことがあります。

これも新しく取り入れられることなんでしょうから、いろんな先進事例を通じて、自主財源の確保につかめていただければというふうに思いますがいかがですか。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今お話ありましたように自主財源の確保と。私たちもいろんな形ですね、自主財源をどのような方法で、確保していくのがいいのか、そして、滞納者の方々とも、どのような形で折衝して、できるだけ、滞納額が減少するような形、払いやすい方法、分納だとかいろんな形で納税相談、その都度やらせていただいております。

その中で少しでもインターネットオークションも、これらも利用するようなことで、滞納額の縮減に図れるようなことができれば、それにこしたことはないなということで、いままでは、動産の処分というのはなかなか手続きが難しいといいますが、換価する、現金化する手続きというのが、非常に難しいということで、私たちも全然そこら辺は、今の体制では無理だろうということでやっていたんですけども、このようなインターネットオークションを通じれば、意外と簡易な形で、こういう換価ができるんだということがわかりましたので、これらも含めまして、いろんな形の中で滞納額の縮減に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（前川雅志） 他に。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 公共施設の住民サービスという件に関わってですね、46ページ6目の近隣センター管理費に関連することで1点お聞きしたいというふうに思います。

住民の方々から、近隣センター、公衆電話ですね、撤去がされているというふうに聞こえてきております。先ほどのご説明の中では40カ所、近隣センターで40カ所、コミセンが5カ所ということでありましたけども、今そういったことが実際に進んでいるのかどうなのかお尋ねしたいのと、それからその理由について聞かせたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 近隣センター40カ所の設置されている、いわゆるピンク電話の撤去のございますけども、これにつきましては、公衆電話の利用実態をずっと何年間か調べてきました。その中で、年々公衆電話の利用が減少傾向にあるということと、これも基本料とも結構金額がかかるということ、そして最近では携帯電話もかなり普及してきたこと、それらいろんな要素を考えまして、これらピンク電話、確かに撤去したらご不便をかける面もあるとは思いますが、経費の節減という面も考慮してですね、撤去していただきたいというようなことを、近隣センター運営委員会の会議の中で、町側から提案させていただきました。それにつきましては、18年の12月のときです。そのときにいろいろと運営委員長さん方と、その会議の中で十分話をし、意見交換をしたところでもありますけども、段階的に対応をお願いしたいというようなことがありましたので、2年間かけてその中で理解の得られる所から、撤去させていただきたいというようなことで、大体同意をいただいております。同意と言いましようかご理解をいただいたところでもあります。そのようなことを持ちまして、18年度におきましては、15カ所、そして、19年度、本年度につきましては22カ所の撤去ということで、地域の皆様方にはご理解をいただけたものと思っております。

なお3カ所につきましては残るわけでありまして、この3カ所につきましては、2つは明倫と古舞の近隣センターであります。これにつきましては、へき地保育所と併設されておりますので、へき地保

育所の用務上、これは町としてもいろんなことでそのピンク電話を使わなければならない。そのようなことがありますことから、ここの2カ所につきましては、ピンク電話は撤去しない。それともう一カ所、新和につきましては、これは携帯電話等もなかなかかかりにくいところであるというような事情がありますので、この新和につきましても、不感地域であるということから、これも撤去を見合わせたということでもあります。以上です。

○委員長（前川雅志）

○委員（谷口和弥） 2年かけて理解してもらえる所から撤去したということでもありますけども、どなたが理解したかはわかりませんが、今私が申し上げましたのはですね、老人クラブの代表を務めるような、そういった方からの苦言なんです。携帯電話が普及すると、公衆電話がなかなか使われなくなってきたということがあるんだと思うのだけでも、やはり、高齢者の方にとっては、身体的な条件ありますので、携帯電話を使用できない、持たないという方もいらっしゃる。近くにいる友達にちょっとあそこにかけてと、近隣センターの中において、そいってね、話かけるのもちょっと気が引けるというようなことなどあるんだと思うんです。

やはり、ちゃんと住民の方皆さんの合意が必要なんだと思うんです。改めてですね、老人クラブ、公区などもあるんでしょうか、このことをですね徹底して連絡するような、アンケートをとるようなことも必要と思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 仰るようにですね、皆さんが100%なかなか同意を得られるのは難しいなということはあると思います。

そのようなこともございまして、最初にご提案させていただいた時にはですね、その会議の中でいきなり決定するということではなくて、これは皆さん公区の方に、地域住民の皆さんの方に持ち帰っていただいて、そして、いろいろな総会とか役員会とか、また、老人クラブの会合等がございましょうから、そういう席で何とかご理解をいただける方向でお話をしてくださいということで、私は先ず18年12月の運営会議のときにはお願いをしたところであります。

そして、できれば2年間の中で、ご理解をいただいてですね、そして、そういう中で、一つの経過措置を設けた中で、この撤去についてはどうしてもご理解をいただきましたと図った。ところであります

それで、確かに仰るようになかなかですね、携帯電話をお持ちでない方もいらっしゃると思います。そのようにご不便をかける面もあろうかと思っておりますけども、それは周りの協力とかまた、近隣センターをご利用されるときに家族の方に何時いつぐらいに迎えに来てほしいとかですね、そのようなことも自助努力もですね、お願いをしながらこれについてはご理解をいただけたものと認識しているところであります。

○委員長（前川雅志） 他に。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 2款総務費につきましては、他に質疑がないようでありますので、以上を持って終了をさせていただきます。

審査の途中ではありますが、この際、14時15分まで休憩をいたします。

（13：59 休憩）

（14：15 再開）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3款民生費のご説明をさせていただきます。

65ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億6,404万3千円であります。

1節の報酬は社会福祉員、これは民生委員の方々に委員をお願いしていますが、昨年12月に改選がありまして、忠類地域6人を含め61人の方々の委員報酬の他、民生委員推薦会開催に伴う6人分の委員報酬、また、本年度は地域福祉計画を策定することになっていて、委員15人で3回分の報酬を計上しております。

9節の旅費は、各委員に係る費用弁償が主なものであります。

11節の需用費は戦没者追悼式に係る消耗品及び食糧費など、19節の負担金補助及び交付金は細節5の社会福祉協議会の運営及び各福祉団体の支援に対する補助分。

細節6の民生委員活動費交付金が主なものであります。

20節扶助費は細節1の生活困窮世帯扶助のほか、細節2は忠類地域の独居老人世帯、重度心身障がい者等の世帯に対するし尿汲取料及び上下水道料の扶助であります。

また、細節3の水道料扶助であります。本年度から水道料金の改定に伴う負担増の軽減策として、児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者、障がい者、75歳以上の独り暮らしの方々に、いずれも非課税世帯であるものに対し、水道料金の改定前と改定後の差額分を助成することで予定しております。

66ページになります。

28節操出金は国保特別会計への操出金であります。

2目国民年金事務費、本年度予算額、294万9千円です。

国民年金の事務に要する経費で、7節賃金は、嘱託職員を配置し、年金の資格異動や免除申請等の事務を行うものであります。

3目障がい者福祉費、本年度予算額3億3,497万円です。

1節の報酬は、障がい者福祉計画策定委員15人に係る報酬で、本年度は第2期障がい福祉計画を策定することになりますが、4回の開催を予定しております。

8節報償費は、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を実施するにあたり、要約筆記者のサービスを必要とする障がい者の支援のための費用であります。

要約筆記者の出役謝礼として、1回あたり3千円程度を予定しております。

11節需用費の細節40、修繕料は地域活動支援センターひまわりの家の一部修繕に係るものであります。

67ページになりますが、12節の役務費は、障がい程度区分認定審査に伴う主治医意見書作成手数料及び、町が指定する医師の意見書作成手数料、細節18は障がい者支援費の支払い業務を行う国保連への手数料が主なものであります。

13節委託料の細節5は、障がい程度区分認定に伴う訪問調査委託料、細節6は地域活動支援センターひまわりの家に係る委託料、細節7から細節11につきましては、町が独自事業として行う各障がい福祉サービス事業に係る委託料であります。

18節備品購入費の細節1、障がい児支援備品は、幼児ことばの教室や子育て支援センターにおいて、療育に必要な備品を購入するもので、細節2の視覚障がい者等情報支援備品は、障がい者に対する情報バリアフリーを促進するための支援機器を役場庁舎、忠類総合支所、札内支所などに設置をする予定としております。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、身体障がい者用として自動車を改造するための補助金で、次に68ページになりますが、細節5は障がい福祉事業者の運営円滑化に係る補助金とし、細節7は他市町村の地域活動支援センターを利用する場合の負担金で、帯広市、音更町、池田町などの支援センターを広域に利用するものであります。

20節扶助費の主なものは、細節1の障がい者の施設サービスや居宅サービスに係る支援費、細節2の特定疾患患者に係る通院費の扶助、細節3の障がい者の日常生活用具扶助として、ベットや便器等の購入に係る扶助。

細節6は、腎臓機能に障がいを持つ方が、人工透析を受けるために係る交通費の助成。

細節9は障がい者の自立支援医療費に係る扶助費。

細節11、進行性筋委縮症者に対する負担軽減のための激変緩和措置であります。

細節12及び13の地域生活支援事業及び障がい福祉サービス費に係る自己負担が、月額負担上限を超えた場合の扶助ということになります。

4目東十勝障がい認定審査会費、本年度予算額、275万1千円であります。

障がい者自律支援法の施行に伴い、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の十勝東部4町で共同設置しております、障がい程度区分認定審査会に要する費用で、月に1回程度の開催に係るものであります。

次に69ページになりますが、5目福祉医療費、本年度予算額、8,793万1千円であります。

本目は重度心身障がい者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助費及びその事務に要する経費を計上しております。

平成20年2月末現在の対象者は、重度心身障がい者が403人で、前年度に比較して5人の増、ひとり親家庭等が776人で18人の増であります。

次に70ページになります。

6目老人福祉費、本年度予算額3億3,708万6千円あります。

本目は高齢者の方々の生活支援や介護予防に関する事業、また、敬老会、老人クラブ、健康増進センターなどの生きがい事業等の高齢者福祉に関する経費を計上しております。

高齢者の状況であります、2月末日現在、65歳以上の方の人口は6,418人で、高齢化率は23.47%となり、前年より0.69ポイント上昇しております。

1節の報酬は、老人ホーム入所及び生活支援ハウス入居に係る判定員の報酬であります。

8節の報償費は、敬老祝い金が主なものであります。

11節需用費は、福祉バスに係る費用及び忠類地域と幕別地域の2ヵ所において開催する敬老会に係る費用が主なものであります。

71ページになりますが、12節役務費は、細節15の緊急通報用電話機の架設に要する手数料が主なものであります。

13節の委託料は、細6節の高齢者食の自立支援サービス、細節7の外出支援サービス、細節8の布団洗たく乾燥サービス、細節9の軽度生活援助事業、細節10の生きがい活動支援通所事業など、介護保険を補完するサービスとして引き続き実施するものであります。

72ページをお開きください。

14節の細節20は、忠類地域の70歳以上の高齢者が、アルコ236を利用し入浴した場合に係る使用料が主なものであります。

18節は緊急通報用電話機を更新により購入するもので48台分を見込んでおります。

19節の細節3は、老人クラブ連合会補助金で65歳以上の会員一人当たり1,900円を補助するものであります。行革の補助金の見直しによりまして、前年度比5%の減額で見込んでおります。

細節5は、特別養護老人ホーム札内寮に対する建設費補助分であります。

細節6は、平成21年度実施予定のねりんピックに係る実施委員会負担金であります。なお、平成20年度は、準備事業ということで実施をすることとしています。

20節扶助費、細節2老人保護措置費は、自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費であります。

細節3、社会福祉法人介護サービス減免費扶助は、本町では平成13年度から実施している軽減措置であります。

73ページの細節4、低所得者等訪問介護利用料扶助であります、これは町単独事業として、平成13年度から扶助しているものであります。

28節操出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計への操出金であります。

7目老人医療費、本年度予算額、114万7千円あります。

本目は北海道医療給付事業の補助を得て実施しております、いわゆる道老に係る医療費扶助とその事務費で、本年3月31日を持って制度が廃止されますが、本年3月診療分及び医療機関等からの月遅れ請

求分などにつきましては、本年度の支払いとなりますことから、その分を計上するものであります。

8目後期高齢者医療費、本年度予算額、2億8,644万7千円であります。

本年度から新設した目で、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度に係る経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療に係る町の負担分で、医療給付費の12分の1に相当する額を支出するものであります。

28節操出金は、後期高齢者医療特別会計への操出金で広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分、並びに保険料の軽減に対する保険基盤安定のための負担分を繰り出すものであります。

74ページになります。

9目介護支援費、本年度予算額、627万6千円であります。

本目は介護予防プラン作成に要する費用であります。

7節賃金の臨時職員賃金の他、13節委託料の細節5、介護予防プラン作成委託料が主なものであります。

10目介護サービス事業費、本年度予算額、1,943万5千円であります。

75ページになりますが、13節委託料の細節5、ディサービス事業委託料などが主なもので、忠類地域において実施しております、ディサービス事業に伴う委託料であります。

11目社会福祉施設費、本年度予算額、291万円であります。

本目は主に千住生活館の管理、運営に要する費用であります。

7節賃金は、千住生活館及び考古館の管理を併せて行う管理人賃金であります。

次に12目保健福祉センター管理費、本年度予算額、1,963万2千円であります。

本目は同センターの管理に要する費用であります。

次に76ページをお開きください。

13目老人福祉センター管理費、本年度予算額、568万円であります。

本目は老人福祉センターの管理運営に要する費用であります。

77ページ、14目南幕別老人交流館管理費、本年度予算額、280万3千円であります。

本目は同交流館の管理に要する費用であります。

78ページになります。

15目ふれあいセンター福寿管理費、本年度予算額、2,371万6千円であります。

本目は同センターの管理運営に要する費用であります。

79ページになります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額、2億435万7千円であります。

本目は児童福祉に係る経費であります。

19節の細節3は、2歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭支援のために、指定ごみ袋購入費助成に係る費用となっております。

20節扶助費の細節1は、児童延べ、3万863人分の児童手当で、前年度比では587人分の増となっております。

80ページをお開きください。

2目児童医療費、本年度予算額、7,676万7千円であります。

本目は就学前までの乳幼児の医療費扶助とその事務費を計上しております。

平成20年2月末現在の対象者数は、1,474名で前年同月に比較しまして40名の減となっております。

次に81ページになります。

20節扶助費は、一定所得以上の世帯を除きまして、乳幼児等の医療費を無料とするための扶助であります。

次に、3目常設保育所費、本年度予算額、1億8,000万1千円であります。

本目は常設保育所5カ所の管理運営に要する費用であります。

次に、83ページになりますが、83ページは22節の保障補てん及び賠償金の細節1、土地区画整理事業換地処分清算金が、札内北栄土地区画整理事業に併せて移転新築しました、さかえ保育所に係る用地の換地処分に伴う清算金であります。

4目へき地保育所費、本年度予算額、6,358万6千円であります。

本目は忠類地域1カ所を含む6カ所のへき地保育所の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、忠類地域以外の5カ所の臨時保育士及び代替保育士の賃金であります。

84ページになります。

13節の委託料は、忠類へき地保育所の管理運営に係る委託料であります。

次に、5目幼児ことばの教室費、本年度予算額、574万4千円であります。

本目はことばの発達の遅れや、情緒障がい児に対する回復訓練を行うための経費であります。

19節負担金補助及び交付金の細節の4は、南十勝の広尾町、大樹町、中札内村、更別村及び幕別町の5町村において共同設置している、南十勝こども発達センターに係る負担金であります。

次に85ページになります。

6目児童館費、本年度予算額、3,079万円であります。

本目は札内南、札内北、幕別南の児童館及び学童保育所の管理運営に要する費用であります。

本年度から、10款教育費の5項、4目の青少年育成費に計上しておりました、各学童保育所の管理運営に要する費用を、この目に含めております。なお、本年度からこども課の方の所管となる予定であります。

7節賃金は学童保育所に係る指導員の賃金であります。

11節需用費は、学童保育所のおやつ等に係る賄い材料費が主なものであります。

7目子育て支援センター費、本年度予算額、1,980万7千円であります。

乳幼児期の子育てをしている家庭に対する児童の健全育成支援で、それから、一時保育等の特別保育に要する費用であります。忠類保育所内の忠類子育て支援センター及びさかえ保育所内の幕別子育て支援センターの2カ所に係る費用であります。

7節の賃金は、幕別子育て支援センターに係る代替保育士及び臨時保育士に係る賃金であります。

次に86ページになります。

13節委託料は、忠類子育て支援センターに係る委託料であります。

3項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額、555万円あります。

本目は災害見舞等に要する費用であります。

以上で民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 81ページ、2項児童福祉費の20節扶助費、乳幼児等医療費扶助についてお尋ねをしたいと思います。

今回はですね、先般の条例改正を受けて、1,090万円くらいでしょうか、助成額を上乗せして、約7千万円計上しております。

本当にこの住民ニーズの高かった乳幼児医療費の扶助について、今回拡大がなされて住民の皆さんも本当に喜んでいるというふうに声を聞いています。

ただ先ほどの説明の中では、前年度月比、1,474人は40人の減、これも自然減の歯止めがかからないような現状なのでしょうか、若干残念には思うのですけども、やはり子供の泣き声がですね、町内のあちこちから聞こえない、これは本当に寂しいことで、子供を見るだけです、夢や未来を語ってしまうような明るいまちづくりに向けて頑張っていたらいいと思うのですけども、この乳幼児医療費扶助について、今後はどのようにお考えなのでしょうかお尋ねしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 乳幼児医療費助成事業の今後ということでございます。

先ず、今年の10月から北海道で入院に限って助成をするというよいでございます。

本町におきましても、合わせまして、その小学校6年生までの助成を行いたいと思っております。

その後の拡大につきましては、現在のところどのような条件になるかということがわからない状況でございます。と申しますのは、助成事業によって、医療費が修学前までは無料になると、さらに6年生まで助成されるということによりまして、通常、医療費が安くなることによりまして、お子さんを病院に連れて行き易くなるという状況になります。それによって、医療費が今現在1.2倍から1.5倍くらいの範囲で増えているという状況、これは幕別町だけでなく、全道的にそういう状況があるということでございます。ですからそのような状況を見て、それからどのような方向にさらにいくのかということを検討していきたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 道の方でもそれからですね、これは本当に全国的にこの拡大の政策的にですね、拡大充実が見られるなかで、今回6歳までこうして認めていただいたということには、本当に敬意を表したいと思いますけども、今回、1.2倍から1.5倍くらい、医療費が増加するという現状もあるようでは、あったとしても、もうお少しですね前向きにとらえていただきたいと、これは本当に来年度もそうでしょうし、次年度以降もそうだと思うんです。子育て支援、そして育児の周辺整備ということに関しては、本当に課題の多いことだと思います。是非もっともっと前向きにですねとらえて取り組んでいただきたいというふうに思います。いかがなものでしょうか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 堀川委員のご要望というかご提案、私ども真摯に受けまして、財政的な問題もありますので、その辺の見極めが今の時点ではできませんので、いまここで検討するとかやりますとかいうことは言えないんですが、それらのことを含めまして考えさせていただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 1点だけお聞きしたいと思います。

65ページであります。ここに20節の扶助費の中に水道料扶助、412万9千円が計上されております。これは、水道料の値上げに伴うものでありますけども、現状の料金の中で滞納者が増えてきている状況も一方であるわけであります。

そうした点を考えますと、今回、この4つの75歳以上など4つに関わる非課税世帯に対する扶助でありますけども、滞納世帯がたくさんあるということ自体を考えますと、現行料金よりもさらに軽減する措置がどうしても必要だとは思いますが、そこまでいなくても、非課税世帯全体にその扶助を広げて現行のままにいくんだと、それぐらいの助成は必要と思うんですね、それが今日の非常に厳しい町民の経済状況を思いやる町政ではないかと思うんです。

そこでお伺いしますが、非課税世帯全体に今の基準と言いますか現行料金で済むような扶助をするには、どのくらいの予算が必要かお知らせ願いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） ただ今のご質問でございますが福祉課の方では試算してございません。

○委員（増田武夫） 福祉課では試算していないということでありまして、町としてこれだけの大きな公共料金の引き上げを行うわけですから、行うとなればやはり滞納者が増えるということは目に見えているわけですね。いままで払えない人に加えて、平均で14.5%の引き上げをするわけですから、滞納する人が増えることは十分予想されると、そうした場合に滞納の解消でありますとか、いろいろなことのためにいろんな経費もまたかかっていくと、そういうことを考えれば、やはり町としてですね、どこまで手当てをしたらいいかというものをさまざま検討してみる必要があると思うんですね、やっぱりこの児童扶養手当その他この4つに当てはまる人だけでなく、もっとなんか方法がないかという積極的な検討した上で、財政的にこれには対応できないからここまでというような、そういう決定の過程になって当然だと私は思うのですけどもいかがですかね。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 今回の水道料の値上げに関しましてはですね、いろいろ論議をいただきました。その中でもですね、先ず水道事業会計そのものをどうやって、健全に運営していくかというのが大前提でありまして、値上げは止む負えないものだというふうには私どもは思っております。

今回、水道料の扶助という形でご提案をさせていただきますのはですね、やはり生活困窮というか、生活する上では弱者の部類に入る方、住民税非課税の方がいる意味弱者だというふうには捉えておりますけれども、全てが弱者だというふうにも私どもは捉えていないのが現実であります。というのもですね、年金生活者の、全部ではないですけども、全金生活者についても非課税だというふうには私どもは押さえております。

そういった部分について、確かにトータルな検討は、金額的な検討はしておりませんが、そういった意味で先ず一番生活弱者と思われる方、その方についてのみ、今回は水道料を形としては据え置いた形をとらしていただきたいというような考えでご提案をさせていただいているところであります。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 非常に消極的と言いますか、やはり現在の町民の置かれている状況というものをやはりしっかりと考えてみる必要があると思うんですね。

これからますます滞納者が増えると思いますけども、そのへんについてはどのようにお考えですか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 滞納についてはですね、値上げがそく滞納につながるというふうには、私どもは当然とらえておりません。滞納者対策は、これまでも実施してきましたとおりですね、滞納に対しては今まで通りの方針で取り組まさせていただいたと考えております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） なぜそう聞かかと言いますとね、やはり滞納が増えれば増えるほど、職員の仕事量が増えるということも、しっかりと考えていかなければならないからそういうことを聞くんですね。ですからそういった点で是非ともそういうことも今後の推移を見られてね、その辺の対応についても十分検討していただきたいと思いますと思います。

○委員長（前川雅志） 他に。

前川敏春委員。

○委員（前川敏春） 1点だけお聞きをしたいわけなんですけど、老人福祉費の中でですね、区分が14、使用料及び賃借料の中で、72ページ、この中で、説明の20、アルコ236老人入浴使用料のことでありますけども、70歳以上無料でね、入浴できるということは素晴らしいことだと思います。

幕別町の本当の一つの憩いの温泉という形の中でですね、去年はこの使用料なんですけど、倍近くの225万を計上していたわけなんですけども、今年度112万ですか、これについてはどういうふうには、この中で予算といいますか、数字が半分くらいに減額になっているわけなんですけども、これについての内容について説明をいただければと思います。

○委員長（前川雅志） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（野坂正美） ただ今のアルコ236老人入浴券の関係の内容の説明をさせていただきますけども、この関係におきましては、平成18年合併時におきまして、3カ年の経過措置を行うということになっておりまして、18年の年度が30枚、19年度が20枚、20年度が10枚ということで、平成20年度をもって終了するというようになっておりまして、この関係におきまして昨年におきましてよりも、今年度は10枚の支給ということから、予算額が112万円の計上というふうになっております。

○委員長（前川雅志） 前川敏春委員。

○委員（前川敏春） よくわかりました。しかし確かに合併の項目の中で調整ですり合わせして、毎年、無料券を減らしていくのは確かにわかります。それはそれでいいんですけども、やはりせつかくの温泉、今この高齢者の対策の一つの大変厳しい状況、そして、近隣にある温泉、やっぱり70歳以上の方がね、無料で入浴されるというのは、その温泉にとっての収入にもなるだろうし、かなり健康や癒しの場と

いう形の中では、高齢者にとっても、確かに医療費がたくさんこれからかかってくるとは思いますが、そういう面では大きな一つの温泉という形の中での配慮が必要でないかなというふうに考えております。

そのような中で、やはりこのとおり進んで、最終的な10枚せざるをえないんでしょうかね、もう一度お答えいただきたい。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） ただ今のご質問でございますが、合併協議の中で、平成20年度中に最後10枚となってそれで終わるということでございましたが、これともう一つですね、予算には現われてないかと思いますが、アルコ236まで主に農家地区の方を送迎しているサービスもございます。利用人数がだんだん減ってきて、今4、5人かと思いますが、これと合わせまして、平成21年度以降に向けて、どのようにするか、あわせて協議するということが合併協議のなかで決まっておりますので、平成20年度中に今言われたことについて考えてみたいと思います。

○委員長（前川雅志） 前川委員。

○委員（前川敏春） ずいぶんこの点につきましてはですね、十分に配慮していただきたいと思います。終わります。

○委員長（前川雅志） 他に。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 72ページ、老人福祉費の19節、負担金及び交付金のところの、来年実施されます、ねりんピックの実施委員会負担金というところで、これは楽しいな事業として受け止めているんですが、聞くところによりますと、結構大きな大会のように受けたまわっておりまして、どのような実行委員会の持ち方をされていらっしゃるのか、また、そのねりんピックの中身につきましてお伺いをしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） ご質問のねりんピックでございますが、平成21年9月に第22回北海道札幌大会が開催されまして、これはスポーツ交流大会と文化交流大会を合わせて、合計21種目でございますが、その中の会場地が全道16か所でございますが、十勝管内では、本町がパークゴルフ、芽室町でゲートボール、帯広市でテニスが開催される予定となっております。

北海道札幌大会の参加予定人数は、観客を含めると延べ50万人といわれておりますが、十勝管内の参加人数は、パークゴルフが高齢者400人程度、そのほかに一般参加100人を見込みまして500人と、芽室のゲートボールが1,200人、帯広市のテニスが500人という見込みでございますが、十勝管内では、選手で2,200人程になろうかと思っております。

これにつきましては、大会の実行委員会を新年度早々、5月中には立ち上げる予定でございますが、実行委員会の構成といたしましては、社会福祉関係をはじめ、医療衛生、スポーツ、教育、商工観光、農林、交通輸送など20団体程度予定しておりまして、前催地におきましては、概ね50人程度で組織されているとお聞きしております。

本町におきましても40人程度になろうかというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 大変な町のPRの場になろうかと思えます。だいたい500人を超えるパークゴルフの人かたがみえて、ちょっと大会要項なんかを見せていただきましたら、安全・安心なおいしい食べ物など、全国からの参加者をもてなして、参加する皆さんに楽しい思い出を作ってもらいたいとか、あと、北海道の魅力を全国からの参加者に引き付けて、訪れたい、住んでみたいというそういう北海道を感じられる大会にしたいというふうな、大会要項があるかと思うのですが、大きな組織で40人という大きな組織で取り組まれるということで、大変期待をするところでもあります。

この民生費の老人福祉費のところ、準備のための予算が計上されておるんでありますけれども、そういう意味で、一つの大きなイベントとしてとらえて、本当に幕別町にお魅力を、全国の皆さん方に伝えていくべく、町をあげて取り組むようなそういう体制を時間をかけて作っていただきたいなと思うわけ

でありますでしょうか。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） 今回、パークゴルフ大会を開催するにあたりまして、大会開催の意義として、大きく3つのことを考えております。

ひとつは先ず、パークゴルフ発祥の地としての意義でございまして、パークゴルフが年齢を問わずに、3世代が交流を図れる楽しいスポーツであるということを、是非この機会に皆様方にしっかりと伝えたいと思っております。

それから2点目には、芳瀧委員仰いましたように、観光・宿泊面での効果でございまして、全国各地から選手の他にも家族や友人の方も来町されますので、町内のホテル等に宿泊し、飲食、宿泊、観光など大きな効果があるものと考えておりますので、魅力ある大会運営とおもてなしをしたいと思っております。

それからもう一つ、ねりんピックの目的といたしまして、健康と福祉面の効果、こういうのもございますので、健康と福祉に関する普及活動、健康づくりコーナーなども設けまして、健康増進による社会参加というのも、是非皆さんにPRしていきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 他に。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） ページ数では85ページになります。学童保育所をこども課へ移動するというところで民生費の中でできたというお話なんですけども、現在、学童保育に通っている児童の人数というのはどのくらいでしょうか。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） 平成19年5月現在の人数で申し上げますと、5カ所の学童保育所合計222人となっております。

○委員長（前川雅志） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 5カ所で222人ということなんですけども、昨年、白人でしたか、ちょっと見せていただいたんですけども、場所が狭くてですね、子供たちが危ないぐらい走ったりするわけなんですけども、指導員の方ももう少し場所が広ければ、危なくないのというようなお話もあったのですよね。それで、こういった学童保育所には一人当たりの面積とかそういった規定とかはないんですか。ないということなんです。

見ても危ないということなんですけども、これは少し場所的に広げるといことはありませんか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 法令等で定められた一人当たりの適正規模というのは、まだ定められておりませんので、一人当たりというのはないです。確かに仰られた白人小学校にあすなろだったと思いますけど、人数が増えて狭いというのわかっておりますし、ひまわりの家と共同の施設を利用しているという実態も把握しております。

なんとか広い場所に学童保育所を作りたいという思いは持っておりますけども、現状としてですね、新たに建設する計画等についてはちょっと今の状態では難しいかなと考えております。ただ施設の増築あるいは、もう一つのひまわりの方が、移転するですとか、そういったことも可能性もまだありますので、そういった部分について検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 経済状況が非常に厳しいということで、どうしても共稼ぎがどんどん増えてくるということで、そんな中で学童保育、特に子供さん預けられる方は非常にまだ多くなってくるような気がします。今、副町長から前向きな発言をいただきましたので、いろいろと方策を考えて、白人のみならず南もなんか狭いというお話も聞いておりますので、是非よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 81ページの3常設保育所に関わって2点お尋ねをいたします。

初めの1点目ではですね、ここでは節、目では細かくは出ていないんですが、指定管理者制度をスタートさせまして、いよいよ常設保育所に関わっても、今年度から実施のための準備に入る、指定管理者制度の公共施設における取組の一覧表の中で公設保育所ということが描かれております。

それでですね、指定管理を準備するにあたって、本年度どのような取り組みをなされていくのか、どんな考えのもとに進めようとするのか伺います。

それから、2点目の質問であります、これは需用費、11番需用費の電気量21のところに関わってきますが、新しくさかえ保育所を建てられまして、初めて太陽光発電のパネルを設置しまして、電気の有効利用、それから売却も含めて、あまった電気を売るというんですか、そういうようなことにも取り組まれていると聞きます。それで、これの効果とですね、今非常に環境問題で、こういった太陽エネルギーなども注目されているところなんですが、これまでやってきた効果と今年度はどのように効果についても見通しを立てていらっしゃるのか伺います。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） 私の方からは1点目の指定管理者制度の準備の関係についてご説明させていただきたいと思っております。

昨年、保育所民営化計画を策定いたしまして、その後ですね、一番初めに民営化の対象と考えているのが、札内青葉保育所でございます、平成22年度から正式に民営化ということで予定しておりまして、現在、この青葉保育所の民営化に関わりますガイドラインというものを、詳細を作成しております。

それから20年度、新年度に入りましたら、管理基準ですとか業務範囲の指定等の条例の改正もございまして、公募の募集、公募も開始いたしますので、それらの選定基準、公募要綱の原案作りを今しているところでございます。

○委員長（前川雅志） 児童福祉係長。

○児童福祉係長（亀田貴仁） ただ今質問のございました、太陽光発電の区分につきましてご説明いたします。

実績としましては、昨年3月から今年の2月までの1年間で積算をしておりますけれども、発電量に対しまして、概ね26%の売電となっております。それを額にいたしますと、太陽光発電による効果としましては、概ね30万程度が効果となっております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 先ず指定管理者の方であります、今年、管理基準を作られて7月から公募の開始ということになりますと、つまりあれですね、指定管理者、請け負っていただく業者に向けての公募ということになるんだろうと思うんですが、先ほどから、委託とは違いますが、公の仕事は民間にお願いしていくという流れの中で、一番は業務そのものがどれだけ正確に求める内容に進めていく、それを履行してもらうかどうかということが要であります、特にこの保育業務というふうになりますと、保育そのものが人との関わり、保護・人権ということになっていく、人件費ということにもなっていきます。

それとですね、そのへんで、他の業務と違って特別にそういう点では、注意を必要とする内容、つまり保育の質を低下させないという意味でなんですが、そんな取り組みをどんなふうに考えているのかということとですね、先ずその点でお答をいただきたいと思います。

それから、現に保育所には今、町の職員の保母の方がいらっしゃいます。

当然、保育所がそういうふう指定管理に渡されることによって、行き場所の無くなる保母が生まれてくると思うのですが、その点についてどのように考えていらっしゃるのか伺います。

それと太陽光発電の方は、1年、ちょうど3月から2月までですから、1年の実績で30万ということでありました。設備費など投資も考えての効果とみていかなければならないとは思いますが、これは、いづれにしても設置しなかったときよりは、これだけの効果があるということでもありますから、将来的には公共施設にこの実績を受けて、いろんな所でこのシステムを取り入れるような方向が望ましいとい

うふうに思うのですけれども、そのへんはいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） この保育所の指定管理者、民営化に伴う保育の質の低下ということでございますが、これにつきましては、保育所の運営というものをですね、どのような団体が参入にふさわしいかということ、十分検討しております、保育所の運営には公共性や信頼性、安定性などが求められておりますので、十勝管内において認可保育所、幼稚園を相当年数運営している、実績のある社会福祉法人、または学校法人というものを想定しております。

それから、賃金単価の面でございますが、ご承知のように国の保育指針、児童福祉施設最低基準などに則って保育所運営をするわけでございますので、国の保育単価に基づいた適正な保育単価を委託しますし、現在、障害児等で加配しております、保育士の人件費の上積みについても当然その分を委託単価に乗せて支給してまいりたいと思います。

それから、町職員の保育士の今後の対応ということではなかったかと思いますが、ご質問にあったように38名保育士が今いるわけでございますが、今、保育士の配置状況なんです、認可保育所だいたい保育士10名程度、1ヵ所10名程度くらいですか、5クラスありますので、10名程度おりますが、正職員4対臨時職員6というのが概ねの割合で、正職員の絶対数が不足していると考えております。

仮に青葉保育所が2年後ですか、民営化になった場合その正職員については、他の保育所に振り向けて町職員の割合を増やしていく、このように対応していくように考えております。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 太陽光発電のシステムの今後ということでございます。今現在、まだまだ施設費が非常に高いという実態がございます。実はこのさかえ保育所につきましても工事費ですとか子供さん達が見てどんなふう発電しているのだというモニターも含めまして、だいたい900万ぐらいかかっております。

ですから年間30万で30年くらい、ペイするのにかかるというのが実態でございます。

ただ、今技術が非常に進んできておまして、効率がいいパネルですとか、価格も非常に安くなってきているということもあります。コストの削減ということと地球温暖化対策に取り組まなければならないと、そういう意味では今後、また新たに作るような施設があった場合には検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今までの公設です、保育所を運営していく保育所の単価とですね、それから、指定管理者制度に移行することによって、大きな目的の一つは経費の節減でしたよね。それで、どのくらいの経費の節減を目標として進められようとしているのか。

今、課長のお答えのように、障害者保育ですとか、いろんな分野での幅を広げてやるというふうになると、新しい保育を取り入れるようなことにも繋がっていくのかなというふうにも、今までも障害者がいなかったわけではないですけどもね、そういうところにも専門的な保母も入れてということになれば、それなりの費用ももちろんそのきちっと保証してやっていくということになるんだろうと思うので、どのくらいの経費の削減を見ていらっしゃるのですか。

それとですね、ここも私は大事だと思うのですよね。今まで、これまでも度々問題にしてみましたけども、保育所の直接、子供に責任を負う保母の雇用の形態が半分以上が臨時職員で支えられているということについては、それでいいかということで何度かお尋ねしたこともありました。半分どころか、結果として今、4対6ということですから、臨時職員の割合が6になっていることですね。それですね、こういうふう、民間に委託するあるいは指定管理にするという時に、大体しわ寄せを受けるとのは臨時の方達なんですよ。

臨時の方の中には、おそらく長い間更新をされて町の保育のために貢献されてきた方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。そういうところが正職員さえきちっと保証される、足りないんだから、大丈夫なんだというような考えでいらしゃるのであれば、じゃこれまで貢献された臨時

職員はどうなるんだということにもなります。そのへんのお考えもお聞かせいただけませんか。

○委員長（前川雅志） 質疑の途中でありますが、この際15時20分まで休憩をいたします。

（15：09 休憩）

（15：20 再開）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） ご質問の1点目の経費の効果額ということでございますが、実際に効果が出てきますのは、正職員が退職した場合となりますので、今後数年間は、実際の効果額は出てきませんが、保育所が1カ所、民営化になった場合の当面臨時職員の減る分が効果となって現われてくるのかなと思っております。

それから、2点目のサービスの拡充のお話もございましたが、民間によって軽減されたコストでございますが、これは他の部門に使うのではなくて、新たな子育て支援施策に展開していくということを民営化計画の中でもはっきり謳っております。今考えておりますのは、病後児保育の実施、それから延長保育の実施、乳幼児保育の拡充、あるいは施設が老朽化しておりますので、各施設の改修整備などにこの経費を振り向けてまいりたいと考えております。

それから3点目の臨時職員のことについてでございますが、臨時職員をその後どうするのかというお話であったかと思えます。民営化になりますと、運営者が変わりますので、場合によっては慣れ親しんだ保育所が一斉に入れ替わるとようなことも考えられますので、そのようなことにならないように、臨時職員については引き続き受け皿となる社会福祉法人の方に民間の職員として採用していただけるように、他の事例でもそのような例が多数ありますので、そのようにお願いしてまいりたいと思っておりますし、臨時職員の数、先ほど私、4対6と申し上げましたが、各保育所10人というふうに最初申し上げたと思えます。5クラスあって、正職員が担任で、臨時職員が補助、その他の多い分の臨時職員については加配の分というふうにお考えいただきたいと思っております。その他に、現在、正職員の育児休業中の職員が4人おります。これらの職員が職場復帰すれば、もう少し正職員の配置も柔軟になるかなと考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 先ず経費の効果については、正職員が退職の年齢に達した場合でないと思えてこないということですね。

しかし、指定管理者に移行する以上は、一定の経費の削減を描かれていらっしゃる。だから子育て支援の方に回すんだというような政策にも転ずるというふうにお答されているんだろう思うんですね。ある程度の削減効果、私は効果とは思いませんけども、削減効果をみてらっしゃるのではないかと思うのですが、もう少しそのへんに近づくお答があればいただきたいと思えます。

といいますのは、先ほど来から委託の在り方について論議になっているのですけども、この保育事業の場合ですと、保育所をそのまま、長年、年数がたっていくと施設の管理や整備やいろいろ備品の入れ替えだとかいろんなことが出てくると思うのですけども、スタートの段階ではほとんど費用というのは、保育、つまりほぼ人件費だと思うのですよね。ここでその費用の削減を見込まれるということになれば、今の人件費がおそらくその新しい管理制度の中では引き下げられていくんだろうというふうに推測するわけです。

そこでですねそういうことになると、結局は今でも町は臨時とあるいは正職員の割合が、4対6、若干違うということでもありますが、そういう状況にありますけどもね、これがその指定管理者になって全体の費用が下げられる、人件費が下げられるということになると、そこでさらなる臨時職のウエイトが増えていたり、あるいは全体が正職員であっても賃金単価が引き下がるとかいろんなことが想定されるわけですね。それで、そのことが何を生み出すかといいますと、結局のところこれは一定の資格を持った人が保育にあたるというふうになると思うのですけどもね、そこで臨職のウエイトは増える、あるいは、法の許される範囲の中で、保母の資格を持たない人が入るとようなことが増えていって、

結局は保育全体の質の低下といますか、子供にそれが跳ね返りしいては父母に跳ね返ってくるということが描かれるわけですね。そういう点について、どのように対処されようとしているのか、それとですね、先ずそこのお答えをいただきます。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） 1点目の経費もう少し詳しい内容ということでございますが、以前に、民生常任委員会で参考資料としてお渡しした資料がございますが、その時点では、あくまでも参考値という試算でございますので、この場でその数値を述べることは控えさせていただきたいと思っております。

それから、サービスの質の低下にならないようにどのようにするかということでございますが、指定管理者が決まってからの問題にもなるんですけども、合同の引継保育を1年間、先ず行います。その中で、町と保護者と指定管理者が意見交換を行いますし、指定管理者による苦情解決の体制の整備をする予定でございますし、保護者のアンケートなどを実施しながら、そのようなことで評価してサービスの質の低下を招かないように配慮してまいりたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 先に指定管理者制度を導入された帯広市あるいは芽室町、事業で問題になっている部分はいずれも保育所に関わる運営でありました。帯広市は賃金が支払われないということで、取り消されて元の市直営に戻す。それから芽室町の場合には、正職員の方達がへき地保育所にまわるということもあって、へき地保育所の待遇の在り方については、随分、町民、議会がいろんな論議をされて、今の決着をみているようですけどもね。人がほとんどその保母によって支えられる職場の中において、経営の形態がまるっきり変わってくということ自体が、子供自体にも物凄く多い不安を与えるでしょうし、それから、それからそこに働いている先生方にも大きな負担を与える。このことは非常に重大なことだというふうに思います。

私はですからこういった部分については、指定管理者制度そのものは否定をしません。必要などころもあるだろうと思っておりますが、こういう保育、教育あるいは社会教育、そういったところについては、指定管理者制度はやはり無理があるというふうに思っているんです。でも、実際に移すというふうになれば、その問題を最大限解消していかなければならないというふうに考えますと、契約を結ぶ前の段階で、やはり町としての考え方、保母の給料の在り方ですとか、職員の割合ですとか、そういうこともきちっと町としての考え方を示した上で契約に繋がっていくということが大事だと思うんですけどもいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 指定管理者制度につきましては、先ほど仰いましたように、帯広市あるいは芽室町、音更町でも進んできておりまして、どんどん民営化が進んできておりまして、しかも帯広市なんかは賃金不払いなんかもありましたけど、その後新たな事業所を見つけまして、やはりうまくいっているということも聞いておりますし、音更におきましてもうまく、新たな管理者と協議をしながらうまくいっているという話も聞いておりまして、幕別町におきましても先ほど課長が申し上げましたように、今までですね、過去に実績のある法人、学校法人だとか、あるいは社会福祉法人などを今選定しようとしておりますので、今、6月の議会にですね、そのような要項みたいのを出示しまして、条例で出していきたいと思っておりますけど、それまでにきちっとした新たな受け皿となる法人が、きちっとした法人であるようにというプランというものを練って、そこで受けていただくような形もとっていききたいということで考えております。とうことでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 契約前に町の考え方を職員の配置ですとか、あるいは身分の保障の問題も含めてきちっと考え方を示すべきだということでお尋ねしたんです。そのへんはどうなんでしょうか。

良い方向に進んでいるというね、きちっとした実績のあるところというお答でありました。必ず契約のときは、いつもそうだと思うんですけども、必ず基準に合致した、先ほども業務委託もそうですが、そういうところに町は発注すると思うんです。でも実際にそれを、例えば発注しても仕事の成果だけを

評価の対象として、あとは途中でこちら側からは、何も調査をする権限あるいは意見を言うこともできないんだというようなことでスタートしていくと、渡してしまったものの、どんな保育がなされるんだということの保障がないというふうに思うのですよね。ですから先ずはその契約の段階において、その以前に町として保育の質を絶対低下させないという考え方から一定の保母の採用条件や、臨時職員に移っていただくということも述べられましたけども、雇用条件の向上につながるようなことについても、きちっと示していくことが大事だと思うんですよね。

そのお考えは先ほど聞かせていただいておりますので、もう一度お答をお願いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） この指定管理者を受けていただくにはですね、一定の職員の配置基準を設けたいと思っています。というのは、施設長であるとか、所長であるとか、職員の場合ですね、正職員が何人とか、それから今もやっています障がい児保育をやっていただきたいとか、先ほど言いました病後児保育、そういうようなものもやっていただきたいとか、そういうような基準をすべて示してですね、そのような配置がなされるような形で受けていただくということで、要項なりをつくりまして、それに基づいて募集をしていただく。応募をしていただくということで考えております。

○委員長（前川雅志） 他にございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 3款民生費につきましては、他に質疑が無いようでありますので、以上を持って終了をさせていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4款衛生費の説明をさせていただきます。

87ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額、2,938万6千円であります。

1節の報酬は、嘱託医師16人分の報酬及び健康づくり推進に係る協議会委員の報酬であります。

7節の賃金は検診に係る臨時職員等の賃金であります。

8節報償費は、夜間救急診療を帯広医師会に対応していただいている謝礼などであります。

9節旅費は、嘱託医師に係る費用弁償等が主なものであります。

13節委託料は、各種健康審査に係る委託料で、細節6の妊婦一般健康審査委託料は本年度から妊婦の負担が無料で行える診療回数を、2回から5回に増やして委託をするものであります。

88ページになります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝圏複合事務組合の高等看護学院負担金のほか、細節6の十勝救急医療啓発事業負担金につきましては、十勝管内の町村から十勝医師会にお願いをしている、救急医療啓発事業に対する負担金となっておりますが、幕別町がこの事務局を担当しているもので、本年度予算134万8千円のうち、他の市町村が負担する分が120万円分と幕別町が負担する14万8千円を併せて十勝医師会に負担金として支払うものであります。

細節8は日曜診療に対する交付金。

細節11は公衆浴場の確保対策事業補助金、その他子育て支援及び少子化対策といたしましては、細節12の赤ちゃんクラブに対する補助のほか、細節13の妊婦健診助成金であります。これは先ほどの委託に加えまして、1回につき2千円以内で、10回を限度に助成をするものであります。

細節14は、不妊治療に要する費用の助成を行うものであります。

2目予防費、本年度予算額、1,797万9千円であります。

本目は感染予防対策に要する費用で、11節の需用費の細節70、医薬材料費は本年度より新たに契機予防接種となる中学校1年生と高校3年生の麻疹及び風疹の混合ワクチンと各種ワクチン代が主なものとなっております。

89ページであります。13節委託料は、細節5の結核検診、細節6、麻疹予防接種のほか、エキノコックス症、風疹、インフルエンザなどの予防に係る費用であります。

3目保健特別対策費、本年度予算額、2,392万3千円であります。

本目は生活習慣病の予防など、保健対策として実施する各種検診に要する費用であります。

なお、本年度から各医療保険者が特定検診及び特定保健指導を実施しなければならなくなりましたことから、昨年度まで町が実施してました基本健康診査は本年度から無くなっております。

90ページになります。

13節の委託料は、細節5の胃の検診から細節13スマイル検診まで、各種検診に係る委託料であります。

細節14後期高齢者検診委託料は、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、この検診の再委託を実施するものであります。

細節15は、同様に社会保険等の保険者から委託依頼があった場合に、再委託を実施するのものです。

4目診療所費、本年度予算額、3,371万3千円あります。

本目は駒島、糠内、新和、古舞、日新の各診療所で行う診療の他、13節の委託料は忠類地域の診療所及び歯科診療所の管理運営に要する費用であります。

91ページになりますが、5目環境衛生費、本年度予算額、9,704万2千円あります。

1節の報酬は省エネ普及員の活動に要する報酬であります。

92ページになります。

7節賃金は、環境衛生業務員の賃金が主なものであります。

13節委託料は、葬祭場の管理に係る委託料が主なものであります。

93ページになります。

15節工事請負費は、葬祭場の機会設備改修に要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入に対する補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置した場合に対する補助、1件15万円を上限として4件分を計上しております。

28節は個別排水処理特別会計への操出金であります。

6目水道費、本年度予算額、1億9,394万円あります。

19節負担金補助及び交付金は、十勝中部広域水道企業団への交付金及び責任水量拡大負担金で、24節は十勝中部広域水道企業団への出資金であります。

94ページになります。

28節操出金は、簡易水道特別会計への操出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額、3億5,909万9千円あります。

1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会開催に伴う報酬であります。

11節需用費、細節の30の印刷製本費であります。ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る印刷製本費であります。

12節役務費、細節15は公共施設等に係るごみ処理手数料。

細節16は指定ごみ袋取扱店に対する手数料であります。

細節18はごみカレンダーの配布に係る手数料であります。

13節委託料、細節5はごみ収集委託料で、可燃、不燃、資源、大型ごみ等の収集運搬に係る経費であります。

細節6は平成18年度で適正閉鎖工事が完了しました、豊岡ごみ処理場に係る地下水等の水質検査に要する費用であります。

95ページになります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝環境複合事務組合の負担金のほか、細節4は家庭用の生ゴミ処理機等の購入補助であります。

電動の生ゴミ処理機につきましては15台分、コンポストにつきましては20個分の助成を予定しており

ます。

細節5は、資源回収業者の協力に対する交付金であります。

細節7は、南十勝複合事務組合負担金で広尾町、大樹町及び幕別町の3町で共同設置をしているごみ処理事業に係る負担金であります。

以上で衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議おの程をお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 94ページ、衛生費、需用費の印刷製本費、これはごみカレンダーとゴミ袋の印刷ということでしたが、今年の4月からごみカレンダーが変わりますけども、各家庭に配布されております。そのカレンダーなんですけど、今までと内容が随分と変わっております。皆さんもう見ていらっしゃると思うんですけど、今までのカレンダーは非常に見やすく、高齢者の方たちも分別もそれを見ながらやるということですか、それから日程表代わりにもしも利用しているんですとか、多方面で活用されているんですね、それで分別もそれで随分といまきれいに進んできているという状況もあるんですけども、このカレンダーなんですけど、このまま使用していくということでは分別も崩れていくというふうな、すごく危ぐするところなんですよね、今、高齢化率も65歳以上の方、23.47%と報告されました。そういう中では、高齢者にもやさしいという意味では、今のカレンダーが本当に有効ではないかと思うんですけど、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 今のカレンダーが非常に見づらいと、それと分別がそれによって崩れるんじゃないかということでございます。

私ども、先月でしたか、町民の皆さんを対象にいたしまして、ゴミの収集の曜日の変更と、カレンダーの変更について説明会を開催したところでございます。

そういう中では、1名の方だけそういうご意見もありました。ただ他の方につきましては、逆に見やすいと、もっと小さくてもいいんじゃないだろうかというご意見もございました。

今まではカレンダーということ定着しているとそういうことは確かに言えると思います。ただ、カレンダーという機能とゴミの収集日の日程表と、そういう機能を別に考えていただきたいというようなことが、こちらのお願いでございます。

今、この12枚、本当のカレンダーのようになって、いるゴミのカレンダーというんですか、いわゆるそれを使っているのは十勝管内ではございません。道内でも私ども調べた範囲ではないという状況でございます。ほとんどの市町村で1枚もの、あるいは全く出していないか広報でお知らせして、それで終わりという状況もございます。

経費的にもですね、今までのカレンダーですと、210万から230万くらいかかっております。昨年が214万くらいです。それが本年度は30万くらいで終わる。という状況もございます。

それともう一つは、地球温暖化の為に省資源化ということで、紙を減らすというような意味もございまして、こうゆう形にしたものでございます。

見づらいということなんですけども、いろんな方のご意見を伺って、極力自分のところのゴミの収集日は間違えないような形に、かえって見やすくなったんでないかと。今までのカレンダーは、特に転入された方については、収集の区分が3つに分かれておりました。

不燃・可燃、資源、大型とそれでA地区、B地区だとか第1地区、第2地区だとか、そういうような形をかえって見づらくて分かんないと、そういうような苦情が私どもとしては受けてたというのが現状でございます。

そういう意味ではわかり易いカレンダーにしたと考えておりますので、ご理解ください。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○委員（野原恵子） どういう場所で説明、どういう年代の方達、それから実際にゴミを出している人

たち、そういうところでの説明なのかというその点をお聞きしたいんですが、実際に私もそのカレンダーを使いまして、出そうと思ったときに、出す日ですとか、分別ですとか、自分できちっと色分けをしていかないと混乱してしまう、そういう状況、実際に私自身が感じたんですよね、町民からの意見も聞きますけども、実際に出す時に、そのカレンダーを見たときに、混乱してしますという状況が、非常に危ぐされたものですから、どういうところで説明して、これが本当に見づらいという方が1人しかいなかったということだったんですけども、その点1つお聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私ども説明したのは糠内コミュニティセンター、札内福祉センター、それと町民会館で説明させていただきました。

お集りいただいた人数はちょっと私、覚えていないんですが、7、80名、全部で7、80名ぐらいだったかと思うんですけども、いらっしゃった方はほとんど主婦の方、しかも割と年配の方が多いという実態でした。

そういう中でそういうお話をされたということです。

それと色分けをしなければわかりづらいということなんですけども、私どもは逆に自分で色分けをしていただくことによって、ご自分の公区の収集日は何曜日か、いつかということを確認できるという意味で、カレンダーをご覧になっていただいていると思うんですが、曜日にご自分で色を塗って行くような形にしております。

これも、先進市町村の事例を参考にさせていただいて作ったというものでございます。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○委員（野原恵子） 実際にまだスタートはしていないんですけども、今まで、分別して出しているところでは、定着しているということもあるんですけども、非常に見やすくて利用しやすというのが、私は感じているんですよね。実際にそれを使ってこれから分別が始まった時に、それがスムーズにいかない可能性も大いにありだと思うんですが、そういうときの対処はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 分別がスムーズにいかないときの対処ということでございます。

それは今までと同じで、皆様方に広報、啓発をしていくということしかございません。

それをここの地区分別していないから、職員が歩いて分別するということにはならないと思います。これは皆様方、町民の方々にやはり意識を持っていただいて、一緒に取り組んでいただかないとならない問題と思っております。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○委員（野原恵子） わかりました。今、私たちの公区でも、そういうお知らせやなにかはしているのは事実なんですけども、やはり分別がこれだけ定着してましてね、燃えるゴミが少なくなって、燃えないゴミが多くなってリサイクルも進んできております。そういう点ではゴミの収集の徹底というのは非常に大事だと思っております。そういう点で、やはり改善を求める意見も一方ではあるということ承知していただきまして、スタートした時点での対処をスムーズにしていいただければと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） この説明会の中でも、他にもご意見がありました。先ほど言いました、もっと小さくてもいいのではないかと、公区毎に分けてもいいのではないかと、そういうようなご意見もありました。そういうものにつきましても、今後、私ども皆様方のご意見を伺ってより良いものにしていきたいというふうには考えております。

正し、12枚のものに戻すという考え方はございません。

○委員長（前川雅志） 中野委員。

○委員（中野敏勝） 89ページ、予防費のですね、インフルエンザの予防の委託料というところでお尋ねをいたします。

以前に質問をしていることでもありますけども、89ページごめんなさい。89ページです。細節の11番です。インフルエンザの予防接種の委託、以前にも質問をいたしております。非常に前向きな答弁をいただいておりますけども、もうそろそろ結論が出てもいいのではないかとというふうに思いまして、もう一度お尋ねをいたします。

インフルエンザの予防接種、高齢者の方にはですね、今、それぞれ補助をされておりますけども、高校受験者とかですね、大学受験者に、この方に予防接種のお手伝いをさせていただきたいという要望があるわけです。以前からありましてですね、私、2回ほど質問をして検討をするという形でですね答弁をいただいております。このことについて、もう一度お尋ねをします。

それから、94ページですね、衛生費の1目清掃総務費、そして12節の役務費ですね、細節16、ゴミ袋の取り扱い手数料というところなんですけども、10リットルのですね、ゴミ袋ができて利用されております。さらにですね、高齢者、あるいは独り暮らしの家庭というか、そういうところからですね、もっと小さな袋を作っていただきたいという要望もあるわけです。

5リットルですね。帯広市などではすでに利用されているようですけども。この5リットルのゴミ袋を作ってもらふことですね、生ゴミ等を保存しておくときに、10リットルの袋で出すと、半分くらいしか入らないのに出してしまわなければならない。非常にもったいないし、費用もかかるということでですね、要望されているわけです。そういう面からですね、5リットルの袋はできないものかというようなことでお尋ねしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 先ず第1点目のインフルエンザの関係でございますけども、中野委員がご指摘のとおり、過去2回ほどそのような質問をお受けしているところであります。そのときにも私が答弁をさせていただいたと思いますけども、大事な受験時期を迎えたお子さんがそういうインフルエンザにかかることは大変だということで、前向きに検討していきたいというようなお答をさせていただきました。

実際に大事なことだというふうに思いながらも、子育て支援策全体の中で、いろいろ優先度を考えた時にですね、インフルエンザは本人がある程度気をつければ予防できるという部分もありますし、それから中学3年、高校3年生ということですので、特に高齢者のインフルエンザに関しましては、そのインフルエンザに罹ることによって肺炎を併発し、そして死亡するというような本当に危険度高いものだというところから、これを助成しているというようなこともあります。

先ほども申し上げましたように、子育て支援策全体の中でですね、本当に優先度の高いものから順番にということでさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後もまた、検討課題としてさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ゴミ袋、5リットルの袋はということでございます。帯広市で確かに5リットルの袋を作ったというふうには伺っておりますが、あまり売れ行きというか、出てないと、販売の実績がないという状況だそうです。実際にそういうお声もちょっと私ども聞いたことはあるんですが、あまり強い話も伺ったこともなかったもので、いまのところあまり考えてなかったんですけども、帯広市の実態ですとか、先ずはそのへん調査させていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 中野委員。

○委員（中野敏勝） 未来を担うですね、子供たち、この受験生ですね、本当に風邪をひいたりするとですね、なかなか勉強も進まないし、そしてまた病院にも行かなければならないとなればですね、本当にマイナスというかそういう形になると思うのです。今、前向きに検討されると言っておりますけども、検討されてですね、1年以上たっているわけですね、こういう面から言ってね本当に現実に前向きに検討されているのかどうかと疑いたくなります。本当に将来のことを考えてですね、もう少し本当に前向きに考えていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 4月から子育て支援課も方もできるということでありまして、子育て政策全体の中で、本当に優先順位の高いものから順番にやっていって、それが本当に優先順位が高くなってくればそういうふうにやっていきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（前川雅志） 他にありませんか。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 88ページの19節負担金及び交付金の細節14、不妊治療費助成金についてお尋ねしたいと思ひます。

この不妊治療費について、15万円計上していただいているんですが、現状では町内ではどのように推移してきているのか、先ずお尋ねしたいと思ひます。

それから次ページの89ページ、予防費の中で、13節委託料、先ほど部長からも説明がありました、麻疹についての予防接種のことに關してなんですけども、来年度から5年間の時限措置で中学1年生と高校3年生を対象に予防接種をしていく、そして免疫強化をしていくということでしたが、これらもですね、どのくらいの対象人数なのかお尋ねしたいと思ひます。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 先ず第1点目の特定不妊治療の關係でございますけども、これにつきましては平成18年度から補助実施をいたしてございまして、18年度のときには4人といいますか4組ですね、この方に助成を実施してございまして。

19年度についてはいらっしやらないという状況になってございまして。

それから麻疹の關係でございますけども、麻疹については中1、高3それぞれ250名づつ、計500名ということで予定してございまして。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 不妊治療に關しては平成19年度はゼロ、これはどこまで悩みが解消されたのか、あるいは悩んでいらっしやるのかちょっとまだ見えないですけども、いずれにしても、帯広です、慶愛病院だったと思ひますけども、不妊治療にあたられていた先生が今いらっしやらない。おそろく悩みを抱えるご夫婦の方は、札幌なりどこか遠くへ行かなければならないという現状にあると思ひます。

折角です、子供さんをもうけたいといひますかね、家族を増やして幸せになりたいという方に關してこういった制度があるんですけども、是非、オール十勝で町村会やわかりませぬけども、いろんな形を通じて不妊治療にあたる先生を、是非、招へいしていただき、招へいといひますか、それに向けた取り組みをしていただきたい。それによって、悩みを解消できるご夫婦の方がいれば、これっはこれでありがたいのだろうと思ひますけども、いかがなものでしょうか。

それから、麻疹についてなんですけども、結果も同じなんだと思ひますけども、かなり大人の間でも流行してまして、やはり免疫が切れてきているという実態にあると思ひます。今、国内、国外ボーダレスの状況において、一人がかかるとすごく蔓延してしまうのが早い。私なんか体も弱いんですけども、皆さんです、予防接種を受けて、そして免疫をですね、つけていくということも町民の健康を増進につながるのではないかなと思ひますけども、大人のです、予防接種の拡大に向けて、どんなふうを考えているのかお尋ねしたいと思ひます。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 先ず第1点目の特定不妊治療の關係でございますけども、確かに慶愛病院にいらっしやいました先生がいなくなったということなんですけども、民間の病院に対しまして、例えば町なりそういうところがですね、そういう来てもらうことを要請するのはどうなのかなということがありますが、全体的に産婦人科医が足りなくなっているという状況の中で、道でもやはり、医者の配置については、いろいろ取り組まれていると思ひますので、そういった中で町村会全体の中で医者の適正に配置をしていただいているようは要請という形では、していきないうふうには考えてございまして。

それから後、MRといますか、麻疹の関係でありますけども、大人の方に対して、昔は麻疹というのが流行いたしました、それについてある程度免疫がまたついてきたというような中身があったんですけども、最近、麻疹の流行が少ない、結構、都会では最近あるんですけども、実際に触れる機会が少ないということで、一度、予防接種したけど免疫が無くなってというような状況もあることから、これについては、平成18年度に一部法改正がされまして、それまで1回だった予防接種が1歳から2歳までの間と、就学前の2回という形になりました。さらに、20年度からは、先ほどから堀川委員のご質問にありますように、中学1年生それから高校3年生ですね、これを5年間実施することによって、全体として、95%の予防接種率というのでしょうか、それを達成することによって、そういう流行をしないような形にできていくんだということでありますので、そういう形で進めていきたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 不妊治療にあられる先生の回診については前向きに要請をしていくということでお答えいただいたものですから、本当に前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

常に常駐してくれなくてもいいのではないかなと思うんですね、本当に月に2、3日でもいいかと思うんです。やはり悩みを抱えずといいますか、籠らせずにやはり先生に相談していくということが、次につながっていくんじゃないかというふうに思うんですから、質問させてもらいました。このへんもですね、是非、本当に前向きに取り組んでいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

それから、予防接種に関しても、今、課長の答弁で中1、高3の予防接種で95%以上、免疫の保有率を目指すということでお答えいただいたんですが、もう一度確認したいんですけども、大学生以上の方についても2度目の接種を進めていく、そして流行しないように取り組んでいくということで確認をしたいんですけどいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 先ず不妊治療の方につきましてですね、要するに専門の先生がなかなかいらっしやらないという実態がありましてですね、これ、町村会でも不妊治療に限らずですね、医師、現状は地方は医師不足ですから、そういったものの問題にも町村会で力をあげて取り組んでいきたいと思っております。

それと、麻疹のことでありますけども、今朝の新聞を見ますとですね、昨年、一昨年と麻疹が大学生の間で大流行したということが出てました。その中で大学生は大人なんだから自己責任の範囲で、例えば予防接種を受けるなり、という論議もある一方ですね、大学生という学校、学校の管理あるいは社会の責任みたいな、いろんな論点があるんだなというふうに思っております。ただ今、福祉課長が言いましたように、やはり子供たちを最優先に考えなければ、罹患率、要するに麻疹に罹る、罹りやすくなる率が多くなるという現状にありますので、現状としては私どものやっている乳幼児、それから中学生、高校生、これを先ず重点的にやっていきたい。大人の部分についてはですね、ある意味は自己管理の部分もあるのかなというふうな理解もしているところであります。

○委員長（前川雅志） 他にありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では90ページですね、保健特別対策費の中の13委託料、検診に関わって何点かお伺いいたします。

検診につきましては、ご説明の中にもありましたけども、新年度から体制がガラッと変わるということをお伺いしております。

一つはそれぞれの、保険者が検診の義務を負うということになるということでありますので、これまで我が町で、町民全体40歳以上の方達から74歳までですか、これまでは、ずっと40歳以上全員だったんですけども、それが年齢の制限が加わってくること、それから保険者ごとによって検診が受けるようになること、また、検診の内容についても、これまでの内容のほかに復位の測定、いわゆるメタボリックシンドロームというんですか、危険因子の調べる項目が加わるなど、随分内容も変わっていくというふうにお伺いしております。それで、その点、先ずどんなふうに変わって、どのように実施してされていくのか、

対象は今までよりも増えるのか減るのか、それと保険者ごとになるということになりますと、我が町は国民健康保険は保険者でありますから、その加入者については責任をもつけれども、社会保険など加入者についてはどんな形になっていくのか伺います。それとですね、もう一つ、後期高齢者検診委託というのがあります。14に。これも今までになかったことで、75歳以上の方たちを区切って検診業務が行われるということですが、この検診は任意でありましたけれども、広域連合の方で実施するということで委託業務でやられるということでありました。ただ、内容につきまして、これは広域連合が決めたということではなくて、厚生労働省のほうで、一定の検診対象者というのを狭めたという経過があるやに聞いています。その中身についてもご説明いただくことと、そのことによって、検診を受けられなくなる高齢者の生まれてくることを心配しますが、どのように対処されていきますでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 先ず、検診の内容については、直接担当の係長から説明をしたいと思っておりますけれども、先ず、今回医療制度の改革によりまして社会保険の人が町の検診から外れるというようなことでありまして、その社会保険のほうかどのような対応をしているかということについては、私どもの方には、まだ全然どういふふうにするのかということが来ておりませんので、そのことについてはちょっとお答えできない部分もあるんですけども、基本的には社会保険なり、各保険者がですね、それぞれの責任において、特定検診、特定保健指導を実施するというようなことになっておりますし、また、受診表などもだしてやるということが義務づけられているようですから、それぞれの保険者がそれぞれ対応に当たるんだというふうに思っております。中には社会保険の例えば被扶養者のような方がいて、今まで町で検診を受けられたような方がいた場合はですね、私どもとしては、当然国保の被保険者が対象ではありますけれども、そういう社会保険の方からそういう要請があれば当然その集団でやっている中でですね来て受けていただくということは、ある程度、もし来た場合にはということ、想定をした中で、それでこの委託料という形で上げさせていただいていることでもあります。

それから、後期高齢者の関係でありますけれども、後期高齢者の方についても、市町村にそれぞれ委託をするということですから、私どもは後期高齢者の方も受診をできるようにということで集団の検診、それから個別の検診にその日程等を設けて今予定をしているようなところであります。

○委員長（前川雅志） 保健予防係長。

○保健予防係長（境谷美智子） 検診の内容についてご説明させていただきます。

特定検診の内容に関してですが、今、中橋委員が仰ったとおり、メタボリック関係の部分の検診が増えております。具体的に言うと腹位の測定であるとか、尿酸値を図るとか貧血の中の一部項目を多くするとか出されたんですが、幕別町は今年度の検診においても、一般の方たちにおいて、腹位測定以外はすべて検診の中身として網羅していたものなので、この検診が変わったことによって、委託関係に大きく委託料の増額が必要になったとか、そういうようなことはない形で実施できるようになりました。

ただ、大きな改正点である国民健康保険の方が対象だということでは、検診対象者について、大きな変更があったので、その方達を対象とする形になります。

前年度まで資料の方にも出ているかと思いますが、社保の方とか全部合わせて年間、特定検診と呼ばれている、今年度までは基本健診と呼ばれている部分が、約2,200人受診していただいておりますが、その中の国保の方の受診というのは、5、60%でした。

本年度、計画が国保の方で出させていただきますが、検診計画を出させていただきますが、その中で5年間の最終年度に国保の40歳から74歳の方の対象者の方の65%を検診しなさいという指標がだされています。幕別町ではそれを受けて来年度を初年度に5年間ずっと20%なのに一挙に65とはなかなかいかないものですから、計画的に実施をしていこうということで、20年度は1,600人、約25%の実施を考えておりました、実施医療機関とか集団の検診ですとかで受けやすい体制作りを考えて検討しております。

その中身の詳細については、3月号の広報で住民の方にはいち早くお知らせして、相談を受けながら一人一人の方の検診について対応していこうという形で実施しております。

ただ、癌検診については、従来今年度まで実施していた、スマイル検診等々については特定検診だけ

を焦点をあてて検診していたわけではなくて、癌検診等々も合わせて実施しておりましたけども、この癌検診の部分については、これまでどおり健康増進法あるいは新制定されました癌対策推進法ですね、そちらの方で実施をしていくことになっておりますので、こちらは町民の方にこれまでどおり癌検診の受診をしていただくように、お勧めしています。

後期高齢者検診の方ですが、こちらも厚生労働省の方から出された検診の項目については、これくらいでいいよというのがあるのですけども、こちらについてうちの町としては、対象の方が受診を希望されたときには、40から74歳の方が受ける検診と同じ、特定検診の項目で実施していきたいと考えています。

ただ、中橋委員が仰ったように、確かに特定検診の対象者は74歳までの方については、年に1回必ず全員がという対象なんですけど、後期高齢者の方についてはその範囲に指定がありまして、主治医の先生のもとで血圧のお薬、脂質のお薬、その他糖尿病の治療をされている方については、主治医の先生のもとでその管理を受けて下さいということで、検診の対象から外れています。

このあたりについては、初年度、20年度、21年度くらいまでについては、受けているか受けていないか、私たちのところでは一人一人わかるわけではないので、その部分についてはご本人が自分は検診を受ける対象者だといったところでは受けていきたいというふうに考えて、今実施の準備をしているところです。

○委員長（前川雅志） 質疑の途中ではありますが、この際、16時25分まで休憩をさせていただきます。

（16：15 休憩）

（16：25 再開）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） かなり大幅に変わってくるということでもありますね。先ず初めの保険者が責任者になるということについては、社会保険の被扶養者については、希望があれば幕別町で実施するというものでありましたね。ここに15番目に出ている社会保険等検診委託というのがそこに入ってくるんじゃないかというふうに思いますが、この場合にですね検診に関わる負担については、変更がありうるのかどうか、国民健康保険加入者と同じ条件で受けることができるのか確認をさせていただきたいと思えます。

それとですね、2点目の検診はやはり予防医療といいまして、その本人の健康を維持するために、あるいは医療給付費を削減していくためにも本当に大事なことだというふうに思うのですが、この一人でも多くの方に検診を受けていただくということになりますと、検診を受ける機会を増やしていくということになるんだろうと思うのですね。

それで、これまでも医療機関と町の巡回検診あるいはドック、医療機関いろいろあるんですが、特に医療機関については、町内限定ということだったと思うのですけども、このへんについての拡充計画等についてもお考えがあったら伺います。

それとですね、検診内容の変更、メタボリックシンドロームの危険因子のチェックがはいると、今までやっていて、腹位だけを測るということで、このこと自体もね、非常に大変なことだろうなというふうには思うのです。というには、腹位を測るだけでいいということではなくて、その結果、なんていうんですか、該当者といいますか、予備軍といいますか、そういうことが解ったら町として特定保健指導というのが必要になるというふうに聞いております。そのへんもどんなふうに対処されていくんでしょうか。

これはまだ、今回ね特に強調されていることではありますが、いろいろ医学的にどうなのだという本当に胸囲だけでそのことが測られるのかというね、まだまだ未知の段階にある過程での検診の実施であり、指導の義務付けということで矛盾も含んでいるじゃないかと思うのですけども、どんなふうに取り組みられるんでしょうか。

それと、後期高齢者の方ではありますが、はっきりと3つの治療を受けている人は除外ということで、

今ご答弁にもありましたけど、先ず一つには高血圧の治療を受け投薬を受けている人、それから、コレステロールの治療を受け薬を飲んでいる人、それから、血糖値、インシュリンを打っているとかあるいは薬を飲んでいると、この3つの病気の薬を飲んでいる人については対象外ということにされましたよね。そうなってくると75歳以上で、この人たちをのぞいてしまうと、本当に検診を受けれるという権利を持つ人を非常に狭められてしまうんじゃないかと、検診は例えば糖尿であっても、高血圧であってもその治療を受けているけども他の心臓病であるとかいろんなチェックをすることによって、他の内疾患等も含めて発見されてそのことが予防できるということに繋がっていくんですけどもね、そこが狭められてしまう問題になるかと思うのですよね。そのへんもどんなふうに押さえていらっしゃるのか。それとこれは4月後期高齢者については4月1日ということでありますから、直ちに4月1日からそのような形で、本人の確認が難しいという問題があるということも答えられていましたけども、実際にはどんなふうにされようとしているのか。4月1日からきちっとできるのかどうか伺います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 先ず社会保険の被扶養者の関係ですけども、これは全部受け入れるということではなくてですね、その保険者が町の方にお願いますということで、その依頼があった場合に受け入れるということであります。

あくまでも保険者がそれぞれ義務を負っているわけですから、先ずは保険者がそれぞれの医療機関と契約をするなりして、それぞれの場所を確保するのですけども、その中に町の検診の中でもちょっとお願いできないかという委託があった場合にということで、受け入れを、その分については一部受け入れしようと考えているということでございます。

それからですね、検診の機会を増やすということでありますけども、これは国保の被保険者が対象ということにはなりませんが、やはり今まで受けていただいた方もいらっしゃいますので、そういった分のある程度考慮しながら日数は少し余分に確保させていただいているところでありますので、そういったなかで後期高齢者の方ですとか、仮にそれぞれの保険者の方から依頼があれば、そういった中でできるだけ対応していきたいなというふうに考えをしております。

それからですね、機会を増やすということで、町内の個人の病院をお願いをしている分もあるんですけども、それ以外にですね人間ドックとか、そういった脳ドックとかですね、そういった場合にも特定検診に該当する検診の中身が入ってきますので、それを受けた場合には特定検診として、取扱いをいたしておりますので、ですから人間ドック、脳ドックをお願いしている病院にも、そういった委託をお願いをするということ、その受診の機会を増やしていきたいというふうに考えております。

それから、後期高齢者の除外されている方の関係もあるんでしょうけども、それはですね、実際に75歳以上で病院にかかられているかたというには、個人的な話をして大変申し訳なく恐縮でありますけども、私の母も79歳で個人の病院にかかっておりまして、その中ではかなり特定検診に近い血液検査も年に2回していただいたりとか、そういうことも聞いておりますので、そういう検診としての形とは違いますが、医療機関の中でそれに近い形のものを受けているということで、病院の方で治療しているという形でありますから、それについては除外をされていっても、私は問題はないのかなというふうにも思っております。

それから、前後しましたけども特定保健指導に該当するようになった方についてはですね、町の保健師あるいは栄養士が対応するというように考えております。

それと一部結核予防会の方にも委託をお願いをする分も考えております。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいま保険課長が若干ふれまじけども、後期高齢者の検診から除外される方の内容でございますけども、この特定検診そのものが、委員さん言われたように、生活習慣病に関わる部分の検診をするという意味で、高血圧、コレステロール、糖尿病に類する生活習慣病ということで、その3点についてお医者さんの指示によって治療を受けている方については、もうすでに治療を進めている段階なんで、この特定検診については受けなくてもいいでしょと、ただ、逆にですね、お医者さん

の指導の中で治療を受けているということで、投薬、検査も月に何回かやると、あるいは生活指導等も病院の中でやってくれるという意味で、単純な検査については必要がなくて、逆に濃厚なといいますか、より濃密な治療活動をやれるということから、そういうような制度になっていると伺っております。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 先ほど一つ漏れておりました、4月1日から実施をできるのかというようなことでありましたけども、4月1日から実施できるように準備進めておりますので、4月1日から実施をいたします。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 申し訳ありません。一つ漏れていました。その他の心臓疾患ですとか脳の疾患とか、そういう部分についての検診については町の間ドックですとか、脳ドックだとか、他の検診はその後期高齢者医療制度の中で除外された方であっても受けることはできますので、決して特定検診に関わる部分だけ除外されたということでございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 負担が変わるのかということもお尋ねしたんですけども、そのところではお答えがなかったので求めたいと思います。

後期高齢者の方の検診、結局は40歳以上からの検診そのもの義務化というか、そこが任意と云いますかね、努力義務いいますかね、そういうふうに変えられたというのが一つありますよね。それから75歳以上の方達の検診は問題はなく病院にかかっている人たちはそこで、ある程度のことはやっているから大丈夫なんだということなんですけども、大丈夫な方もいらっしゃると思います。課長のお母さんなんかはそうなんだと思います。でも、それは例えば、高血圧なら高血圧の治療ですよ、糖尿なら糖尿病の治療、こういうふうに限られた治療になっていっているわけですから、それをそこで終わっているから全体に心配ないんだということにはならないというふうに思うのですよね。他の部分が残っているわけですからね。ですからそういう点では、これは私は実際に幕別町としては上から決まってきたことをきちっとやっていかなければならないという立場にありますのでね、このとおり実施されていくのだろうと思うのですけども、こういう制度が変わっていくことによって、一つは検診を受ける人たちの人数が変わってくるんだろうと思うのですよね。後期高齢者ならその除外された方を除いて残りの方が町の検診を受けるとなると、当然人数の変更が生じてくる、つまり予算の関わりでも変わってくるということになるんで、そのへんがどんなふうにおさえられているのかということと、それから、後期高齢者については、検診の負担は1割ということでありましたけども、うちの町は支援してやっていくということもありまして、この点ではきちっと経済的な支援は行われていくというふうに安心しているわけですが、その点でも再確認をさせていただきたい。このように思います。

それとですね、特定保健指導ということが新し加わってくると保健婦さんの業務についてもかなり内容が増えてくるのかなと思うのです。

この点での保健婦の配置ですとか、内容的にそのことを勘案しながらこの事業をきちっと進めるという体制になっていると思うのですがいかがですか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 先ず社会保険の方の費用負担の関係でありますけども、社会保険については、社会保険の保険者がそれぞれの医療機関なり、なんていうんでしょうかね、例えば結核予防会などと委託をしていくくらいに発注されます。ただ本人がいくらかかるかというのは、その社会保険である保険者が、本人にいくら負担を求めるかということによって変わってきますので、それは今の段階ではわかりませんが、ということですね。

それから特定保健指導の関係でありますけども、確かに今の保健師の業務が増えてくるのが予想されますけども、先ずこれが国保の計画によりますと、最終的には60数%というような目標値でありますけども、初年度については、まだ、25%くらいですね、検診の目標にしておりますので、その中ではある程度、現在育児休業で休んでいる職員が復帰してきたりする部分もありますので、その部分では、

初年度についてはなんとか対応できるのかなというふうに考えております。

ただ、これがどんどんですね、検診の受診率が上がってきて、たくさんの方が特定保健指導を受けるというようなことになった時にはですね、そうこいったこともあるのかも知れませんが、また、その時にはそれなりの委託業者と言いましようか、そういうところをお願いをする場面も出てくるのかなと、先ずは1年目の状況を見極めていきたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。いろいろ整理をされまして、滞りなく全体の検診業務が進んでいくことを期待したいと思います。

最後に一つだけですが、検診率を上げるという点で、お答の中では町内だけでなくて、人間ドックあるいは脳ドックに含めて実施される人たちは、他の医療機関でもということでありました。

私はさらに検診を勧める上では、この人間ドックや脳ドックに限らずに、その本人がかかっている医療機関、いろんな医療機関にかかっていると思うのですが、そこでの実施が保証されることが、一番検診率を上げていくことにもつながると思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 今の問題につきましては、医師会との関係もございまして、町内のお医者さん方につきましてはご協力をいただけるということで内諾をいただいているところであります。4月から個人病院でも実施をしていただける。ただ、帯広とかそういった方面についてはですね、そういった医師会とも相談しながら進めていかなければなりませんので、今の段階ではまだ難しいのかなというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 他に。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 4款衛生費につきましては、他に質疑がないようでありますので、以上を持って終了をさせていただきます。

次に5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 5款労働費についてご説明させていただきます。

96ページをお開き願いたいと思います。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額、1,237万4千円。

本目につきましては、労働者対策に係る経費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、援農協会、幕別地区連合、昨年設立いたしました十勝北西部通年雇用促進協議会負担金が主なものでございます。

21節、貸付金。この貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託をして貸し付けを行うものでございます。

2目雇用対策費、予算額、392万6千円。本目につきましては、雇用対策に係る経費でございますが、7節賃金は、高校、大学等新卒者で、就職を希望しながらも未内定の方を臨時職員として採用し、事務の補助などの仕事を通して、社会人としての基礎的な資質を身につけてもらうことを目的として、前期、後期、各1名を雇用する経費でございます。

13節委託料、細節5、6につきましては、季節労働者の雇用対策として街路の清掃、除雪を行うものでありますが、19年度試験的に実施いたしました、町道支障木伐採業務、このことについてはモデル的に実施いたしましたけれども、今後においてもできるということで、今年度新たに町道支障木伐採業務を組み入れ実施するところでございます。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） この労働費の中では、季節労働者の関係これから大切になっていくわけですが、講習が終わってということの中で、十勝北西部通年雇用促進協議会が発足しているわけですが、その活動内容また、これからどのように、季節労働者の雇用を担っていくのか、雇用対策を担っていくのか、そのへん1点お聞きしておきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 十勝北西部通年雇用促進協議会でございますけども、昨年の暮れにですね発足いたしました。

主な業務としましてはセミナーの開催、それから人材バンクへの登録、それから相談業務等でございます。

セミナーにつきましては、企業向けのセミナー、それから労働者向けのセミナー各1回ずつでございます。それから人材バンクへの登録につきましては、参加する6町村の中で53名の方が登録をいただきまして、求職に関わる情報を提供しているところであります。

相談業務につきましては、移動も含めまして28件の相談業務がありました。

それから実績としてですが、相談員が企業訪問をして、通年雇用に向けてのお願い等をしているところなんですけども、年度末の確認の中では5名の方が通年雇用をされたというふうに伺っております。本町からも1人のかたが通年雇用に結びついたということでの報告を受けております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 5名の方が通年雇用に結びついたということで、喜ばしいことだと思いますけども、なんせ、季節労働者の数は非常に多くあります。そうした点で一生懸命力を入れて、なんとか、なかなか成果が上がりにくい面だと思いますけども、実態調査をしっかりと行いながら対策を強化していただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 他に。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 5款労働費につきましては、他に質疑が無いようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

本日の委員会は、第6款の審査が終了するまで、行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議がないようでありますので、本日の委員会は第6款の案件まで行います。

それでは、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 6款農林業費について説明をさせていただきます。

97ページになります。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額、1,895万4千円であります。本目につきましては、幕別・忠類両農業委員会委員の報酬など、委員会の運営経費でございます。

2目農業振興費、予算額、1億4,255万9千円。本目につきましては、農業振興に係ります人件費、各種補助金、負担金が主なものでございます。

98ページ、19節負担金補助及び交付金、細節10は町内の農業団体、関係機関等で組織いたします、ゆとり未来21推進協議会に対する補助金、細節11から13につきましては、各種借入資金に対する利子補給、細節14は、新規就農に対する支援奨励金、細節15、ふるさと土づくり支援事業補助金は、上質堆肥の確保、緑肥種子の購入に対するものでございます。

細節18は、中山間地域に指定されています、忠類集落の共同取り組み活動等に対する交付金でございます。

21節貸付金は、農業ゆとり未来総合資金貸付金として、5千万円を計上いたしております。
次のページ、100ページになります。

3目農業試験圃場費、予算額、305万2千円でございます。

本目につきましては、試験圃場の運営経費でございますが、今年度につきましては玉ねぎの新種類比較試験、農薬や化学肥料等、節減対策馬鈴薯試験、秋まき小麦新品種北ほなみの栽培法確立のための試験などを予定いたしております。

4目農業施設管理費、予算額、813万8千円。本目につきましては、農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房に係ります管理運営費でございます。

7節賃金は、味覚工房で管理指導にあたります、臨時職員2名分の賃金。12節役務費、細節18は本年7月に予定しております、農業委員会統合に係り、忠類農業員会で管理してまいりました、農地基本台帳システムの幕別農業委員会及び、農業担い手センターへのネットワーク化に係りますソフト更新料であります。

13節委託料は、担い手センター清掃委託、電気保安委託、浄化槽保守管理委託料が主なものでございます。

次のページになりますが、5目畜産業費、予算額、2,082万9千円でございます。

本目につきましては、畜産振興に係る経費でございますが、19節負担金補助及び交付金、細節6は町内3JA乳牛検定組合に対する補助、細節8は、南十勝及び幕別・池田酪農ヘルパー組合に対します補助、細節10から12につきましては、各種借入資金に対する利子補給、細節18、19につきましては、飼料価格の高騰などにより、酪農畜産経営が逼迫して状況にありますことから、新たな施策を講ずるものであります。

細節18、生乳生産基盤確保支援資金利子補給費補助金につきましては、平成20年度の生乳増産に向けて、生産者が借入をした乳牛の導入資金などに対する利子補給であります。

細節19、自給飼料基盤強化対策事業補助金につきましては、飼料用とうもろこしの種子代の一部を平成20年度、21年度の2カ年に限り補助するものであります。

6目畜産担い手育成総合整備事業費、予算額、6,392万5千円でございます。本目につきましては、生産性の高い酪農経営の育成を図るため、草地の造成、改良事業、また、家畜保護施設、用排水棟の整備を行うものでございますが、事業主体は北海道農業開発公社、事業期間につきましては、平成18年度から21年度までの4年間、参加農家は、忠類地区42戸となっております。

104ページになります。

7目町営牧場費、予算額、4,096万1千円でございますが、本目につきましては、牧場運営委員会の報酬と幕別地域1カ所と忠類地域4カ所の町営牧場に係る管理運営費でございます。

7節賃金、11節需用費が主なものでございます。

先ほど畜産業費でも申し上げましたが、家畜酪農経営を圧迫している状況に鑑み、町営牧場の入牧料の軽減措置を2カ年に限り実施するところでございます。

8目農地費、予算額、3億1,688万3千円。本目につきましては、国営、公団営事業の償還金及び土地改良施設の管理運営に要する経費でございますが、106ページ、13節委託料は、上統内排水機場保守点検及び幕別ダム操作点検委託に係る経費、19節負担金補助及び交付金、細節3、国営事業償還金は、古舞地区他2地区、細節4、公団営事業は幕別地区いわゆる東西線に係る事業償還金、19節、細節8、北海道農地水環境保全向上対策協議会負担金は、本年度から新規に取り組む事業に対する負担金であります。

内容といたしましては、南勢地区他11地区およそ1万2,500ヘクタールの農地を保全する事業で、国費2分の1、道費及び町が、4分の1ずつを負担するものでございます。

9目土地改良事業費、予算額、1億7,543万4千円であります。

本目につきましては、土地改良事業事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。次のページ、19節負担金及び交付金、細節6から細節10につきましては、道営畑総事業構築に係る負担金でございます。

○委員長（前川雅志） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 幕別ダムの利用状況ということでございますけども、これについては、国営幕別地区の畑地灌漑排水事業ということでダムを作っております。それで、末端の整備ということで、道営の事業が入っております、それが相川地区と西幕別地区ということで、千住地区と相川地区ということで相川地区の整備を行っております。

国営事業の灌漑受益面積は900ヘクタールということで整備されておまして、現状はどのようになっているかと言いますと、現状におきますと、現時点では721ヘクタールで、この水を使いながら農作物を作っているというような形になっています。

特にダムができて変わったことと言いますと、これは幕別町農協さんの政策もあるんでしょうけども、玉ねぎの作付が非常に増えてきたということで、玉ねぎは非常に水がいる作物なんですけども、そういったことに活用されております。

今後の方針と言いますと、確かに受益面積に対しては100%は使われていない状況ではありますけども、今後、当然のごとく使える部分については使っていただいて収量を上げて、それから、農業経営の安定化を図っていただきたいというようなことで、皆さんにお願いをしていくというような形しかないのかなというふうには思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） どういう形でですかあれなんです、そのダムの水を利用して、どの程度経済効果が上がってるか、そのような数字は出したことはあるんでしょうか。もしあれば。

○委員長（前川雅志） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） これについてはですね、非常に微妙というか難しいというか、計算ができないのが現状かなというふうに考えておまして、現実的には計算したことがございません。

○委員長（前川雅志） 他に。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 107ページ、ちょっと確認で質問させていただきます。先ほど部長の説明では、すみません、107ページの農地水環境保全対策の8番目、そのことなんですけども、確認のためにちょっと質問させていただきます。

部長の説明では、国の持ち出しが2分の1、道が4分の1、町が4分の1ということになってましたけども、私、昨年一般質問でお聞きした時は、たぶん交付税措置があるんでないかというお話で、課長の方から交付税措置がありますというお話だったんですけども、これはそのまま交付税措置されるということですか。

○委員長（前川雅志） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 農地水環境保全対策事業の交付税措置の関係でありますけども、昨年のご質問に対する答弁としては、そういう形で申し上げました。具体的にですね、本年度についても、これは道、支庁の見解でございますけども、基本的にこういった経費については、交付税措置されるという状況は我々としては聞いているところでございます。

具体的にどういう形で、こと細かくというそこまでは、まだ、いたっておりませんが、いずれにしても交付税措置されるというお話は聞いております。

（関連の声あり）

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この事業、品目横断対策事業の中のいわゆる緑の対策として言われていたのじゃないかというふうに思うのですけども、ご説明では幕別町で11区が取り組まれているということであります。

それで、聞くところによりますと、地域的なバランスでは必ずしも全体に普及しているのではないということでありまして、そのへんの、その取り組みの、どの地域でどんなふうに取り組まれているのか、そして実施されていないところはどんな理由で実施されないのか、当然、そういった交付税措置もあり、

補助もあって農家の人に、農家の人にとってはどうか、町にとっても必要な制度、必要な事業ではないかと思うのですが、現状を伺います。

○委員長（前川雅志） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） この対策につきましては、19年度から全国的に実施されている事業であります。ただ、非常に始めるぞという部分、一昨年になりますけども、1月位にこういう制度が19年から始まるというような話を受けまして、それか中身が、詳細の中身が決まらないままに昨年の6月には国に対する要望があるから、取り組むか取り組まないかの結論をだせというような話だったものですから、町といたしましては、内容が十分に農家の人たちに説明もできないということで、1年遅らせた形で20年から取り組むということで、進めてまいっております。

先ほど言いましたように、南勢公区他11ということで、全部で12の活動組織が今出来上がりまして、今月末には町と協定を結んで新年度4月からは、この対策に取り組むというような形になっております。

その中で、どの地区だといいますと、これにつきましては、幕別町農協さんの組合さんがいるおおよそ23の公区になりましょうか、の部分が取り組むというような形になっております。それから、札内方面ですとかについては、いろいろ何回か説明にも上がったんですけども、地域としてあまりメリットがないので、とりあえず取り組まないというような返事をいただいております。

それから忠類地区につきましては、忠類地区については中山間地域直接支払制度という制度を受けておりまして、まるっきり政策の中身は違うんですけども、やることは非常に似通っております。それで重複してもらえますよということだったんですけども、もらうためには、通常、他の地区で、例えば今回やる地域よりもですね、項目を多くやらなければ対象にはしないよというのが一つと、それから忠類地域については非常に草地が多いものすから、草地の部分、ヘクタール2千円と非常に交付される金額が安いということで、忠類地域については、とりあえず、中山間地域直接支払制度をもらっているうちについては、取り組まないでもいいだろうということで、忠類は除外した形で進めてまいります。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、札内農協関係の地域では全く取り組まれていない、理由はメリットがないということだということなんですけれどもね、これは前にもいろいろ一般質問等も聞いてましたら、明渠の排水事業ですか、明渠の事業、それから農道整備ですとか景観ですとかということでしたよね。それで結局幕別町全体で、忠類はその別な事業でやられるということでもありますから、結局同じ幕別でありながら、そういう事業が幕別農協管轄とそれから忠類でやられて札内だけ残るということになれば、これ町全体の政策としてどうなんだというふうに客観的に思うわけですよ、というのはそういうところであっても、農道の整備は必要でしょうし、明渠だってもちろんちゃんと整備しなければいけないですしね、景観だっても必要だということになれば、そこだけ残して他の事業だけどんどん手を上げたところだけ進めるということでは、行政としてはうまくないんじゃないか、やっぱりきちっと全体にね、行きわたるような指導を関係団体にして、全体が取り組むようにね、導いていくことが大事じゃないかなというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（前川雅志） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 委員仰られるように、確かにその通りだとは思いますが。たまたまですね、幕別町農協さんの受益者さんが、組合さんがいるところがすべて取り組んでくれたというのは、やっぱり幕別町農協さんの積極的な働きかけがあったことにも一因はしていると思います。組合長さん、中央にでておりますので、そのような関係も強くあったのだらうと思うのですが、それとあとは幕別農協さんについては、事務関係、これ結構、お金が来てですね、それを支払ったり経理したりということで大変だと思うのですが、そういったお金の関係ですとか、それから計画を作ったりだとか、そういった一切の事務関係のある程度、農協としてやってあげますよと言ってくれた部分もかなり大きいのかなというふうには思っております。

札内農協さんにもですね、そういった部分が傘下の組合のところ、やるとなった時には、事務関係が非常にネックになりますので、何とかありませんかというような話を1回はさせていただいているん

ですけれども、その後、農協さんとしての強い勧めというのは無かったようには思っております。

ただ、後ですね、それは置いておいてですね、町としては当然、全部に地域がやってもらえれば一番よろしいですから、ただ、仕事の中身が、まだ、見えてない部分がかかなりあります。そういった部分でいきますと、こちらの地区で今年、20年度から動きだしますので、それを見ながらですね、これは俺たちもやった方がいいだろうという声が出ている部分もあろうかと思うのです。そういった部分でPRしながらですね、取り組みをしていない地域についても、こういったことでどうでしょうかということを引き続きやっていきたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 実態はよくわかりました。農協さんの考え方の違いが大きいんだというふうに思いました。そこは個人的に伺ったら自分はやりたいんだけど、団体としてなかなか名乗りを上げれないというような地域の声を聞いていました。

それで、やはりそのへんはね、実際にやったところを見ていただいて事業の必要性も訴えていただけるということでもありますから、そのへんと入口になる団体、入口ではないですね、でも実際に積極的に腰を上げる団体にそんな違いがあるのであれば、そこは行政として、しっかりとリーダーシップをとって、働きかけていくことが大事だと、この事業確か、4年間でしたか、5年、もうスタートしてまですから5年間ですね、その間に、なるべく早い方が実績は上がると思いますのでね、時期を逸しないように、指導をして働きかけをしていただきたいと思いますがいかがですか。

○委員長（前川雅志委員） 経済部長

○経済部長（藤内和三） この事業、車の両輪という形で位置づけられています。まさに全町的な取り組みも必要であったかと思っております。前段課長が答えましたように、今回町といたしましては、地域に入らせていただいて、全体の説明会もやらせていただきました。

また、出前講座等で各集落に出向きですね、事業の概要なんかも含めて説明をさせていただきました。

結果として、幕別農協さんから事業にのる、札内農協さんについては地元農家の意向やなんかも含めて、農協としてはですね、結果今回こういう形で一緒にスタートすることにはならなかったものです。今回の事業、19年から5カ年、23年までですけれども、この後の事業をですね、どういう形になっていくのか現段階では確かなことは申し上げられませんが、この5年間ですね、実質4年間ですけれども、実際、幕別地域でこの事業にのっかていただいて、その実証をしたものですね、また、町内全域の農家の方にもその成果も含めて見ていただきながらですね、今後、この事業に乗っかっていくかどうかを含めて町としてもですね、こういった姿勢を説明させていただきたいなと思っております。

○委員長（前川雅志） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 6款農林業費につきましては、他に質疑が無いようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度に留め、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって本日の委員会はこれをもって延会いたします。

なお、明日の委員会は、10時から開会いたします。

（17：15 延会）

平成20年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成20年3月18日
開会 10時00分 閉会 16時28分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委 員 (19名)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 | 11 中野敏勝 |
| 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 | 16 大野和政 |
| 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | 19 千葉幹雄 | | |

② 委員長 前川雅志

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 |
| 副 町 長 遠藤清一 | 教 育 長 金子隆司 |
| 会 計 管 理 者 菅 好弘 | 総 務 部 長 増子一馬 |
| 経 済 部 長 藤内和三 | 民 生 部 長 新屋敷清志 |
| 企 画 室 長 佐藤昌親 | 建 設 部 長 高橋政雄 |
| 忠類総合支所長 川島廣美 | 札 内 支 所 長 熊谷直則 |
| 教 育 部 長 水谷幸雄 | 総 務 課 長 川瀬俊彦 |
| 税 務 課 長 前川満博 | 糠 内 出 張 所 長 中川輝彦 |
| 企 画 室 参 事 羽磨知成 | 土 木 課 長 佐藤和良 |
| 都 市 計 画 課 長 田中光夫 | 施 設 課 長 古川耕一 |
| 車 両 セ ン タ ー 所 長 森 範康 | 地 域 振 興 課 長 姉崎二三男 |
| 建 設 課 長 吉田隆一 | 学 校 教 育 課 長 伊藤博明 |
| 生 涯 学 習 課 長 長谷 繁 | 図 書 館 長 平野利夫 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 仲上雄治 | 教 育 課 長 中川正則 |
| 東十勝消防事務組合消防次長 池浦宗男 | 幕 別 消 防 署 長 佐藤 勇 |
- ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

- 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 4 審査事件 平成20年度幕別町一般会計ほか10会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 前 川 雅 志

議事の経過

(平成20年3月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（前川雅志） それでは昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 7款、商工費についてご説明をさせていただきます。

112ページをお開き願いたいと思います。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額、3億550万3千円でございます。

本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費でございますが、19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策として、幕別町商工会に対する補助、細節4、5につきましては、中小企業融資に係る保証料及び利子補給費補助でございます。

2目消費者行政推進費、予算額、137万5千円。本目は専任の消費生活相談員配置に伴う賃金、消費者協会に対する補助金が主なものでございます。

3目観光費、予算額、3,195万4千円。本目につきましては、観光振興、アルコ236及び道の駅忠類の管理運営に要する経費でございます。

113ページになります。

13節委託料、細節5につきましては、アルコ236、道の駅忠類指定管理者業務指定管理料、18節備品購入費は、アルコ236、道の駅忠類に係る備品購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、観光物産協会に対する補助金が主なものでございます。

4目スキー場管理費、予算額、2,007万5千円でございます。

本目につきましては、明野カ丘スキー場、忠類白銀台スキー場管理運営に要する経費でございます。

7節賃金は、管理人及び作業員賃金、11節需用費は、両スキー場の光熱水費、圧雪車修繕料、次のページになりますが、13節委託料は、ロッジ、リフトに係る保守点検等の委託料でございます。

5目企業誘致対策費、予算額、2億5,658万1千円でございます。

本目につきましては、企業誘致に係る経費でございますが、19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、立地企業に対する固定資産税相当額を補助する、企業開発促進補助金、細節4、地域産業活性化協議会負担金は、本町を含めた7市町による協議会が本年2月末に設立され、企業立地促進法に基づく基本計画を、今年度策定するための負担金であります。

細節5、工業用地取得補助金につきましては、新たな施策でありまして、先の本会議で議決いただきましたが、本町、土地開発公社から取得した土地の価格の10%を助成するものであります。

21節、貸付金、細節5、工業用地取得促進補助金制度を載せましたことにより、前年対比2,100万円増額いたしております。

以上で商工費の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ114、3目観光費、19節、細節5、観光物産協会補助金の件についてであります。当協会は本町の観光事業の中心的存在として活動しております。商工業の疲弊を少しでも食い止めるため、多くの関係者がイベント事業にボランティア参加をしております。

実行部隊の一員となって頑張っておる中で、補助金の削減をすれば観光振興の逆光であると会員はと

らえ、ボランティアの参加熱意はますます下がることとなります。また、夏フェスタ、秋の産業祭りを貧相化させることになれば、交流人口の減少につながり、今以上に商工業者を泣かすこととなります。

町の存在を宣伝し、名物を作るなど地場産業の旗振り役のリーダーである協会に事務的に一律に補助費をカットするのでなく、決定には柔軟性を持って協会会員に透明感、すっきり感が残る方法で行うことが必要ではないかと思えます。すべてを同じように、上段から振り下ろすやり方では、町民は行政と共に歩こうとする考えを持ち続けられなくなりますがいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 各種団体に対する補助金等についてはですね、厳しい財政の中、一定の判断があり、各団体に同じようなお話をさせていただいた中でですね、観光物産協会につきましては、役員会に諮っていただきながらですね、創意工夫の予算の中で、今回の予算の合意に達したものであります。経費の削減についてはいろんな角度があるかと思えますけども、各団体の中でですね経費削減に向けて努力していただいた結果だというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） この協会は町の商工観光部署内に事務局があり、なおさら簡単に削減されやすいと見ております。公平、公正、透明性を感じられない手法で、これ以上の削減を進めれば、商工業者からのボランティアは一人去り、二人去りしていくでしょう。この対策として、平成14年9月、議会で杉山議員が提案された民間人による補助金検討委員会を設置して審査すべきという案を実行したらいいのではないかと。行政の入った集中改革プランにある補助金等適正委員会を設置して厳しい交付基準を持って決めても不満だけが蓄積されます。民間人が同じ目線で決めれば、交付される側も少なくなった予算ではあるが、何とかしようとする意識改革が働くものであります。観光協会に町づくりという観光振興という大きな使命を与えております。このような考えはできないでしょうかお尋ねします。

○委員長（前川雅志） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 今の課長の方から、今回の補助金削減に対します観光物産協会のやり取りについては説明させていただきました。

今回の行革は、第3次行革、18年10月に策定されまして、19年から23年までの5ヵ年間、おのおの縮減という目標値が示されております。ただこれは、一方的に削減するというのではなくて、当然、各団体等、それぞれ事情等もございます。そういった中で十分お話し合いをさせていただいて、理解をいただきながら進めていくということでございます。今回、物産協会の関係、特に本町では商工観光課が物産協会の事務局を持っておりますけども、そういう意味では、昨年来、内部的にも検討しておりますけども、将来のイベントの在り方、あるいは道外に向けた観光物産の紹介なんかも含めて、事業の在り方も含めてですね、いろいろ検討させていただいております。

そういう意味では、今後もですね、観光物産協会と十分連携を計りながら、それぞれお話し合いをした上で、事業推進にあたってまいりたいと思えます。

○委員長（前川雅志） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） なかなか既得権と言いますか、お金と決定権は手放すという考えはないようですが、本当に町の為に何がいいかということを考えなおす時期がきたと思えます。このままでは、役場は残るが、町は滅びるといふ悲惨なことになることもあるということを最後に申しつけて終わります。

○委員長（前川雅志） 他に。

（関連の声あり）

○委員長（前川雅志） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 関連でご質問をしたいと思えます。同趣旨の質問なんですけども、第3次行革で5年間にわたって、一律というんでしょうか5%づつ削減していこうということなんですけども、それで、19年度から見まして20年度は5%程度下がっているということですよ。今後の考え方なんですけども、今、部長のお話を聞くと、5%づつ相手の了解をいただきながら5年間削減していきたいということですよ、そうなりますとですね、19年度をベースしますと、1千万ちょっとですよ。75%という計算

にはなりませんけども、8割切るくらいの金額、最終的にですよ、なるんではないかというふうに思うのですけども。そうなるそうですね、今年の50万か60万かはなんとか吸収できたとしても、5年後、このままいくと、200万以上の、1千万のものがですね、800万になってしまうという、只今、藤原委員から危惧されることが提示されましたけども、やっぱり観光行政というのでしょうか、観光の振興ということを考えていくとですね、非常に大きな影響が出てくるというふうに思うわけでありまして。これは行革のことをここでどうのこうのということは、あまり深くは触れませんが、いずれにしても、經常経費を例えば電気代ですとかね、かかる雑費みたいなものを5%づつ切っていくということについては、それはそれなりの努力をしていかなければならないと思いますけども、こういう事業そのものの予算にまでですね、切り込んでいくことになる、やはりその行き着くさきはですね、非常に先細りというんでしょうか、これはほとんどイベントに使われるわけですからね、イベントとはご覧のとおり予算したいといいますか、もちろんそこには知恵もありますけどもね、一概に金ばかりではありませんけども、やはり予算によるところが、金額によるところが多いんですね、ですから私は、今年はね、それはそれで相手の了解もいただいたということですからあれだと思いますけども、来年度以降ですね、これは、そういった確率的な5%づつ下げていくということではなくてですね、やっぱり物によっては、それが私はメリハリだと思うんですね。必要でないところ、必要でないというか、落とせるところについては、10%、15%、20%落として、必要なところはですね、やっぱり5%、10%、乗せてやるというぐらいのメリハリをつけていかないと、行政あるいは町づくり全体がですね、縮小というのでしょうか、先細り傾向に向いていくというようなことが心配されますんでね、ですから、次年度以降ですね、そういった行革がらみのそういう確率的な考え方ではなくて、観光行政の重要性というのでしょうか、そういったことを鑑みてですね、そういうことにとらわれないで考えていきたいというようなふうに考えていくべきだというふうに思いますけどいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 先ほどの答弁の中で、一律その5%、5ヵ年というふうに申したわけではなくて、これは団体の事情があるわけですから、それはお話を十分させていただきながら、町としての基本姿勢がございまして、よくお話を聞いた上で進めさせていただかなければいけないなと思っております。それと、今回ですね、特に観光物産協会の内容につきましては削減されてますけども、基本的としては事務費的な削減が主なものでございます。イベントについては削減しているという形にはなっておりません。先ほど申し上げましたように、イベントの在り方も含めて、これは観光物産協会でも十分検討していただいております。そういった方向も出てくるなと思っております。それはそれとして、今回削減に到った経緯といたしましては、基本的に事務費削減という形になっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） それではですね、115ページの企業誘致対策費の関連でですね、今、商工観光の中に、企業対策というのでしょうか、新年度は企業対策係ということになっていくんだろうと思っておりますけども、これは人件費やなんかはここに出てこないものですかね確認なんですけども、対策室の人件費は行政の中で見るということでしょうか。それとも、今までは公社見てたと思うのですがそのへんはどうですか。

○委員長（前川雅志） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 従前ですね、公社の方での人件費というものがあってですね、これを削減していただいております、年度で順次ですね軽減していただいております、20年度につきましては全額、町費の方で対応していただくことになっております。

○委員長（前川雅志） 他に。

増田委員。

○委員（増田武夫） 1点だけちょっとお聞きしておきます。

114ページのスキー場管理費に関わってでありますけども、今年度、小学生などを無料にしたというこ

とで、私の感じでも入込客が少し増えたのではないかというふうに思いますけども、そうした今年度の成果はどうだったのかを、どういう客の入込であったかを一つお聞きしたいのと、もう一つ前回降雪機について調査をしてみたいかがかと。今までは、場合によっては1月後半に開業がずれ込むというようなことも、しばしばありましてので、これは経費とも関係がありますのでそうした調査も是非してほしいということを申し上げたんですがどのようになったのかその2点です。

○委員長（前川雅志） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 白銀台スキー場に関してのご質問だというふうに思いますけども、今年度の利用につきましては、昨年と比べて1日当たりの人数、1日当たりの収入とも上回っております、昨年よりはやや上向き加減かなというふうな感じになっております。

それと人工降雪機の関係でありますけども、私どもでどのくらい、仮に設置をした場合に投資額がどのくらいになるかというような検討をしてみました。その結果、大体2億5千万から3億程度、これは降雪機を単に置けばいいというものではなくてですね、先ず水を確保して、それを貯めてある一定程度まで水を冷やして、それをポンプアップしてスキー場にある給水栓のところに持って行って、そこから降雪機で撒くということになりますので、概ね2億5千万から3億程度かかるということになっておりますので、非常に今の財政状況の中では、今直ぐにということは難しい。あわせて単に降雪機を置いて人が来ればいいということではなくて、人が来てそこに滞在してもらって地域にお金が落ちるといふ、そういう仕組みが必要なんだろうと思いますので、その受け入れ態勢もですね、地域、特にアルコがありますけども、受け入れ態勢の充実ということも図っていかねばならない、そういう課題があるというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 私の感じでも少しお客さん増えたんでないかなという感じは持っていたわけです。

町のホームページの掲示板にも降雪機についての書き込みが相当されたということで、賛否両論のいろんな意見が出てたわけなんですけども、この2億5千万から3億というこの数字はどのような形で調査されたのか、そのへんをお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 白銀台スキー場であれば、スキー場の規模が決まっておりますので、どの程度の水が必要かと、貯水池であれば約1,000トン位貯める必要がある。そしてそれを上に持っていったときに、大体2経路必要であると。給水栓は10ヵ所程度必要であろうといったことからですね、それと、降雪機については3台必要であろうと。それをそれぞれ積算いたしまして出た結果が、大体2億5千万から3億ということになります。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） これだけの予算がかかるということになりますと、すぐやるとかそういう話にはならないと思っております。しかしながら少しでも経費安くできないかという検討もされて、される必要があるのではないかと思いますけども、12月の最初からできるとなれば、あそこにロッジも何棟かありますし、いろんな大学その他のクラブですとかそういうところが合宿に入るとか、そういうことも十分考えられます。そうすると、滞在してということにもなりますので、そのへんもこれから検討していただきたいなというふうに思いますけども、この数字をみたら是非やれというようなことにはならないと思っておりますけども、そうした点も視野に入れて今後も検討していただきたいなと思っております。

○委員長（前川雅志） 他に。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 7款商工費につきましては、他に質疑が無いようでありますので、以上を持って終了させていただきます。

次に8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8款、土木費につきまして、ご説明申し上げます。

117ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額は、1億8,871万3千円であります。本目は町道の維持管理及び除排雪に要する経費であります。

13節委託料の細節1は、幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた、年間を通しての町道管理委託料、細節2は、植樹等々の除草作業等に伴う就労センターへの委託料。

細節6は、札内駅人道跨線橋のエレベータ保守点検に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料の細節5は、幕別地域の除排雪に係る民間の除排雪機械50台及び排雪ダンプ等の借上経費であります。新雪の一斉出動につきましては4回、幹線道路の排雪1回の他、路面生成及び拡幅作業に関わります2次除雪経費等を想定しているものであります。

なお、町道延長は、約882キロのうち除雪延長は約664キロを予定しているところであります。

16節、原材料費は町道維持管理のための資材購入費であります。

18節、備品購入費は、国の雪寒機械補助により、平成6年式の老朽化した除雪ドーザー1台の更新費用であります。

118ページへいきまして、2目、地籍調査費、本年度予算額は、2,359万3千円であります。

本目は地籍調査に要する経費でありまして、13節委託料の6は途別及び古舞の各一部、16.99平方キロメートルを調査する費用であります。

細節7、8は土地の移動に伴う地番図、地籍図の修正費用であります。

下段、土木総務費は車両センターと土木課との統合に伴います廃目であります。

次に119ページ、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額は、721万4千円であります。

本目は樋門管理人103人の賃金と道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

13節委託料は、道路台帳、河川台帳修正の委託料であります。

2目道路新設改良費、本年度予算額、3億3,277万9千円であります。

本目は町道の改良、舗装などの道路の整備に要する経費であります。

120ページに行きまして、13節委託料は今年度と翌年度以降の整備路線の調査設計委託料であります。

15節工事請負費であります。継続事業11本、新規事業6本の工事を予定しており、幕別地域15本、忠類地区で2本の内訳となっております。

工事ごとの事業量といたしましては、道路改良が延長にしまして1,193メートル、道路舗装につきましては延長1,673メートル、歩道改良につきましては延長952メートル、このほか歩道段差解消工事等の予定をしています。

122ページへ行きまして、17節公有財産購入費は札内鉄道北沿線幕別大樹線立体交差関連流末整備事業、いわゆる軍岡川であります。などの用地買収費であります。

123ページへ行きまして、3目道路維持費、本年度予算額、4,670万円あります。

本目は町道維持補修に係る経費であります。15節、工事請負費は舗装補修のほか、防塵処理、雨水樹の補修、歩道の補修、区画線の引き直しなど、また、事故及び災害対応などによる経費であります。

4目橋梁維持費、本年度予算額、579万5千円あります。

本目は町道に係る橋梁の維持補修と十勝中央大橋に係ります。音更町との共同管理負担金であります。

次ページへ行きまして、3項都市計画費、1目都市計画総務費、本年度予算額、4億9,843万5千円あります。

本目は都市計画に関する計画、整備に要する費用であります。

1節報酬は、都市計画審議会の委員報酬、13節委託料は、街路の交通量調査委託及び都市計画図作成に係る費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、会議負担金の他、各種協議会に対する負担金であります。

28節、操出金は公共下水道特別会計への操出金であります。

2目、都市環境管理費、本年度予算額は、1億872万5千円あります。

本目は公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

4節共済費及び7節賃金は、臨時作業員1名分の経費であります。

11節、需用費のほか、細節21から25は公園照明、トイレなどの光熱水費が主なる経費であります。細節40は、公園施設の修繕料であります。

12節役務費の細節18は、国際パークゴルフ協会公認コース4コースの3年に1度の更新に係る経費であります。

126ページへ行きますと、13節委託料の細節5は、パークゴルフ場を含めた公園及び緑地等の芝刈り及び清掃に伴う11カ所の管理委託料のほかフラワーガーデン、果樹の管理委託料であります。

15節工事請負費の細節1は、春先の一斉点検に伴う遊具補修費、細節2は緊急整備工事はトイレ及び水飲み場等の緊急整備に要する費用。

細節3は、共栄町公園トイレの水洗化工事に要する経費であります。

16節、原材料費は維持管理に要する貼芝、花の苗、肥料などの購入費用であります。

3目街路事業費、本年度予算額は、2億828万1千円であります。

本目は北栄大通、北栄西通の街路事業に係る費用が主なものであります。

127ページへ行きますと、13節委託料は、北栄大通に係る交差点の調査設計に要する費用。

15節工事請負費は、北栄大通の町施工分の4線南側半段面の整備に要する費用。

17節公有財産購入費は、北栄大通及び北栄西通に係る用地買収に要する費用。

22節補償補填及び賠償金は、北栄大通及び北栄西通における物件補償に要する費用であります。

4目公園建設費、本年度予算額は、6,552万5千円あります。

本目は公園整備に要する費用であります。

128ページへ行きますと、13節委託料の細節6は、西町南公園に設置する、耐震性貯水槽、いわゆる防火水槽であります。調査設計に要する費用であります。

15節工事請負費の細節1は、札内西緑化重点地区の公園整備に要する経費でありまして、近隣公園及び街区公園1カ所の整備費用であります。

街区公園の西町南公園につきましては、本年度完成を予定しております。

細節2は西町南公園に設置するまちづくり交付金による防火水槽整備に要する費用であります。

次に4項住宅費、1目住宅総務費、本年度予算額、3,460万2千円あります。

本目は公営住宅関係の事務などに係る経費で、臨時職員並びに嘱託職員の賃金及び社会保険料等が主なものであります。

17節公有財産購入費、3,123万円につきましては、道営桂町団地を北海道から本町へ事業主体の変更の購入に要する経費であります。

129ページへいきましたと、2目住宅管理費、本年度予算額は、6,615万7千円あります。

本目は町営住宅886戸、道営住宅334戸、合わせて1,220戸の維持管理及び修繕等に要する経費であります。

7節は住宅管理人32人分の賃金、11節、細節40は床、壁、建具、設備など一般修繕費であります。

15節、工事請負費は、公営住宅営繕工事並びに、旭町北南団地14棟、54戸の解体工事に要する経費であります。

なお、130ページ公営住宅建設事業費は廃目であります。

以上8款、土木費の説明を終わらせていただきました。

ご審議の程をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中野委員。

○委員（中野敏勝） 126ページ、13節の細節5、公園清掃管理委託料というところで、今、雪解けも進んでですね、子供たちが公園でどんどん遊ぶ季節が来ております。2つの公園について、ちょっとお伺いいたしますけれども、いなほ公園というところに、以前、水田を作っていたりしてですね、池があるわ

けですけれども、この池がですね、非常に小さい子供たちに危険だというふうに言われているわけです。見てみるとですね、柵をしてチェーンを張ってある。そういう状態にあるわけです。子供たちが遊んでいてですね、落ちてしまう事故というのはまだないんですけれども、これから、考えてみると子供たちが何気なく走ってそこを落ちてしまうのではないかというような危険性があるわけです。そんなことでここにですね、ネットなりフェンスなりをしてですね、子供たちが入れないような状態にできないものかお伺いいたします。

それともう一つなんですけれども、もう一つの公園、あかしや団地にある、なかよし公園という大きな公園があるわけなんですけれども、このなかよし公園の東北角というんですか、その部分にですね高さ1メートルまでもないと思うんですけれども、コンクリートで作った10メートルほどの長さのものがあるわけです。それを利用してですね、子供たちが野球を始めるんです。そして野球を始めるんですけれども、バックネット代わりにするんですけれども、なかなか低いもんですからね、ボールが道路に飛び出していってしまうというようなことで、追いかけていって車が来ていようがなにしようがボールを追いかけていくというようなことが散見されているようです。

これについてもですね、何かバックネット作るなり、ネットでそういう飛び出さないようにするなりですね、していただきたいというような要望でているわけです。こういうものについて何か考えていることがあればですね教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 車両センター所長。

○車両センター所長（森 範康） 1点目のいなほ公園の池の周りの転落防止策というのでしょうか、につきましては、昨年度の秋にですね、チェーンの周りにルピナスという花の種を植えました。花ですけれども、高さが大体1メートルから1メートル20ぐらいの高さになるものですから、それで一応防止できるんじゃないかなということで、昨年種を植えたというのが実態であります。

それから、なかよし公園ですか、なかよし公園の東北角にコンクリートの壁がありまして、昨年、一公区長から野球をしたい子供たちがいるんで、ネット等を設置できないかというご相談がございました。

その返答としてはですね、簡易なネットでしたらすぐできるんですけれども、一般の公園ですから、逆にいうと野球がやだという方もいらっしゃると思いますので、そのへんの確認をしてくださいということで、お返事をした経過はございます。

○委員長（前川雅志） 中野委員。

○委員（中野敏勝） 今、いなほ公園についてはですね、花を植えたというようなことを言っておりますけれども、花を植えてもですね、ある程度成長していかなければ意味がないと思うのですよ。今時期、もう少しするとですね、子供たちがどんどん出てきて遊びだすと、そういうところ非常に小さい子というのは興味があっていくわけです。ましてや、ちょっとすり鉢型というか、そんな形になっているものですから、上から飛んでくるとですね、そのまま行って落ちてしまいますというような危険性も無きにしても非ずなんです。事故がおきてからではですね、それ以上の費用等かかってしまうことになるんじゃないかと、また、大変なことになると思うわけです。もっと本当に、ずっと使えるそういうものですね、ほしいような気がいたします。また、なかよし公園についてはですね、子供たちにここで野球をするなということもまた言えないこともあると思うのですよ。地域の公区長あたりはですね、結構まわってですね注意をしながら見ながらやっていたいでいるわけです。ですからね、こういうところもですね、子供たちにの事故のないうちにですね、対応していくことが大切でないかというふうに感じてますのでこのへんもう一度お願いします。

○委員長（前川雅志） 車両センター所長。

○車両センター所長（森 範康） いなほ公園にネットを張るなりもっと細かいチェーンを張るなりということは、対応としてはすぐ可能であります。可能でありますけれども、私は野球のネットも含めてですけれども、公園すべて安全な施設というわけではありませんの、当然注意して公園を楽しく使っていたかなきゃならないということもあると思います。例年、隔年みたいな感じになってはいますけれども、公園の正しい利用の仕方ということにつきましても、今後、広報等を通じてですね、また、町民の皆さん、

それからお子さんに周知をさせていただきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 中野委員。

○委員（中野敏勝） どの自治体もそうですけども、安全・安心のまちづくりというような観点から言うのですね、もっとやっぱり現実にはですね、そういうことが起こらないうちにですね、対応していくのが行政の役目でないかというふうに感じているわけです。ネットを張ってですね、いなほ公園ですと、ネットあたりを張るとね、ボールやなんかで遊んでいてもその中に落ちるといふことも、あまりないわけですね。生垣を植えるようなんですけどもね、そういうものを植えて、それが育ってくると活用できますけども、その間というのは何もない状態ですから、そういうことですね、考えてみてはどうかというふうに感じるわけです。ネットを張って囲いをするということも必要ではないかと思うのです。チェーンを張って看板も立ててます。確かに。危ない入るということが書いてありますけどもね、それを読める子供たちははいいいんですけども、読めない子供たちがねそういう危険な場所に行くことが非常に多いわけですね、そういうところをですね、もっと考慮していただきたいというふうに思いますので、このへん、ネットをね使ってできないかどうかというようなことを最後伺って終わりたいと思います。

○委員長（前川雅志） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） いなほ公園の池の問題でございますけども、設置した当初につきましては、柵等も一切なかった状況で供用を開始していました。というのは、あくまでも、もともとあそこにありました自然の池、鴨なども来ている状況で、そこに公園をかぶせた整備を行ったものですから、その後、池の外壁に使っていた用壁等も傷んできたという状況で、傷んでいる状態でそばに行くといふ危険ですよということの意味からフェンス等を立て、あるいは看板を立てさせていただいたという状況でございます。それで今、所長がお答えしましたように、ネットを張るということは簡単なことではございますけども、今、やろうとしているのは、さらに近づけないような一面、ルピナスを植えてということも考えていまして、さらにフェンスなりをルピナスの外側に持ってくるなりなんなりということで容易には近づけないような形で進めていきたいなと。ネットを張ることは大きなお金ではないのかなとは思いますが、それもまた、中を覗くとかという観賞にくる方の視界を遮るとかそういうこともございますので、第1段階的にはすぐ傍にはよれないような形にフェンスを直してという形で整備を進めていきたいなという風に思っております。

○委員長（前川雅志） 他に。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 117ページの1目道路管理費における13節委託料のですね、町道除雪等委託料に関わって何ですが、これまで町の除雪体制というのは十分私は努力をされてやっけてきているんですが、逆に町民側のですね、特に路上駐車における除雪障害というがかなり、今まで続いていると思うのですが、これについては多々議会の中でも質問はされていますが、町側としては具体的対応策というのは、私は進んでいないのだろうと、先進地の事例を見ますと、やはり町内会単位でですね、一軒一軒回って路上駐車をしないようにということで、きちっとやっている自治体も道内にもいっぱいあります。

私はここで、協働のまちづくりという方針もございまして、現況ですね除雪における路上駐車の実態をどのように把握されているかということと、それについて公区長会議等も含めてですね、除雪に対する要望はあるけども、除雪に対する協力体制、これに対する対策が全く取られていないというところですね、ちょっと私問題点があるのではないかと思うのです。それで、今後ですね、町側としてもいろんな関係機関に協力を仰いでですね、やはりその路上駐車、これは原因はやはり車庫証明をですね法律上に則ってとるんですけども、実際にはそこに停めないで路上に停めてといふというのがほとんどなんです。ですから住宅街も含めてかなり実態が悪いということで、そうそうこの状態を見過ぎていくということが、私は本来あるべき姿ではないだろうという時期に来ていますので、これらについては、どのように現時点では考えられるかお答えください。

○委員長（前川雅志） 車両センター所長。

○車両センター所長（森 範康） 除雪時における路上駐車についての問題であります。確かに、ご指

摘いただきましたように、車道を除雪する場合、除雪機械、往復で走るのが原則としております。その中で片側に路上駐車がありますと入っていけないという状態もございます。苦情の中でも路上駐車のために自分の家の方に雪がよってきてしまうというのも実際は電話として受けているのが実態でございます。

○委員長（前川雅志） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 言われるとおり路上駐車、かなりあるのは事実でございます。それで、今委員言われるように、ナンバーの付いたもの、それにともなった廃車になったようなものを置いているところもございます。それで今現場でやっていることというのは、公区内の中でそういうものが常時置かれているようなところ、そこは公区長ともお話をさせていただきながら注意にあたっているところでございます。さらには何時間以上ということになりますと、警察の問題もありますので、そこも協力しながら進めていくと協力しながら進めていくというのが手法かなと思います。今、委員言われるように、公区と打ち合わせをさせていただいて、そういう方を排除していく、あるいは注意をしていくということが一番大切なのかなと思いますので、今後、公区と一体になってですね個人的に言いづらいところも公区で言ったり、町の立場で言ったりという形で、そういう形でいろいろ対策を練って排除していただくような手立ては必要なのかなと、このへん、まちづくりの中でも、公区長会議等においてもですね、そういう協力体制をお願いしながら進めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 方向性を確認させていただきましたので、その公区におけるですね、町側の思いをですね、どう伝えていくかというのは、今まで一杯やられてきているのは私も知っているところなんですけども、その公区対応がですね、足並みが揃っていないんですね、ですからここは強力でですね、町側の意思を伝えて町づくりに関わる役員というのは必ず公区には設置されているはずですから、それを名ばかりのですね、通常、慣習化されたような仕事ばかりをやるというわけではなくて、やはりこれを機に除雪体制に対する協力が、きちっと公区の中で一律標準化されてはつきり確認できる体制を強く作るべきだと、ですから、今までのような公区長におけるですね、説得方法ですとか、理解方法では私は進まないと思うのですね。ですからもう一度、内部で一番いい方法を検討されてですね、やはりこういうことが進めば他の協働に関わるいろんな項目もまた進んでいきますし、公区における自治というものも高まっていくと思いますので、これについては早急に今度の雪降る時期からですね間に合うように検討を強く期待をするところなんですけども、考えれば最後に。

○委員長（前川雅志） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 確かに公区によっていろいろ活動してくれる方、できない公区等もあろうかと思っておりますけども、先ほど言いましたように、更なるそれを進めていくとした場合に、やはり、長い時間の駐車となると道路交通法の問題もありますので、一番、そこらへんも協力をあおってという方法が一番早道なのかなと思っておりますけども、いきなり、警察の方がでるとということも何かと思っておりますので、あるいはそこらへん警察と協力しながら町の管理者の方もあわせてということの協力をお願いしたいなと思っております。

○委員長（前川雅志） 他に。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 除排雪で1点だけお伺いしたいと思います。今年は昨年からかけまして比較的雪が少なかったと思うんですが、それだけではなくて、除排雪はかなりこれまで以上に力を入れて取り組まれているというのは見えてきているんですけどね、ご説明の中では新年度予算では新雪の場合に4回ということでありましたね、出動回数だと思います。ここですとね、そういうふうに取り組まれているわけですが、相変わらず排雪に対する要望というのがまだまだ強くあるわけですね。排雪。それで、これは過去の議会の中でも、いろいろ論議が重ねられてきて、排雪場を作ったり、住民も参加する中で解消の方向も示されてきたんですけども、さりとて大雪が降った後の交差点のところが特に希望が大きいわけですけど、新年度はその排雪に関わりまして、この新雪4回出動されても、排雪が同じようなこ

とではないと思うのですよね、排雪に関わる計画はどのようにお持ちなんでしょうか。

○委員長（前川雅志） 車両センター所長。

○車両センター所長（森 範康） 排雪につきましては例年通り、主要幹線道路、基本的にはバス路線、それから通学路等の排雪を1回程度予定しております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 例年通り、例年1回だったんですか。補正も組まれたりしていますからね、もうちょっとあるんじゃないかなと思うのですけども、1回ということであればもうちょっと頑張ってほしいと思いますがどうですか。

○委員長（前川雅志） 車両センター所長。

○車両センター所長（森 範康） 言葉足らずで失礼しました。当初予算上は1回で見えていますけども、降雪量に応じて補正をお願いさせていただきまして、必要なところは何回でもやるというのが、幕別町の原則ですのでよろしくお願い致します。

○委員長（前川雅志） 他に。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ129、2目、15節公営住宅整備工事につきまして、これは大部分の予算が旭町公営住宅の解体の予算だと聞いておりますが、その中で今後解体した後のですね、土地利用案として宅地造成を行い販売するという計画が示されましたが、現在旭町近隣センターの後の売却も難しい現状で、多くの宅地を販売しようとしても、簡単なことではないと思います。また、販売促進のため、土地価格を下げて売る手法であれば、個人資産の目減りを生み、担保価値が下がり、高齢者にとって老後の計画に狂いが生じます。旭町第4公区にこれだけの空地ができたなら、いわゆるペンペン草が生え、限界集落を作るといっても心配します。ただ将来に向かっていろんな案があれば販売も可能かと思、3点についてお伺いいたします。

1点目、この跡地に新たに入居したいという公営住宅建設要望があがったら、実施する考えは持てるのか持てないのか。もう公営住宅建設はしないのか。2点目、周辺整備として国道38号、明野バイパス道路を着工確定したならば、国道に近い団地として注目されます。早々に関係者や沿道住民や帯広建設部と詰めの作業を進めるべきではないか。その目途がついてから販売するという案はないでしょうか。

3番目、跡地はそれなりにまとまった土地であります。この場所に次世代ゼロエネルギー住宅、究極のエコ住宅など建築の指定を行い、かつ町内業者が施行する場合は土地代として坪あたり1万円を助成するなど、環境の意識の高い人をターゲットにした移住政策のうちで販売する考えはできないか、伺いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） 1点目の跡地の関係でございますが、跡地の将来、入居者が出た場合に建設をする予定があるのかどうかというご質問だろうと思います。私も旭町東団地につきましては、当初5棟を予定していたんですけども、現在、公募倍率だとか、それらを総合的に見まして、4棟目を建設することが非常に難しい状況になっています。そして、旭町北南団地につきましても住み替えが全て終了いたしましたので、今後は建設いたしますと公募して入居していただくということになるんですけども、今現在、幕別地区につきましては実待機者が約8名ほどしか今おりませんので、12戸を建設いたしますと新築空家という可能性が出てまいります。それで、旭町の東につきましては3棟で終了せざるをえなかったという実態がございます。

将来的にどうなのかといたしますと、現状は今の倍率等の状況を見ますと、早急に幕別地区については不足をしてくる状態にはありませんので、しばらくは様子を見させていただいたというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） 2点目のバイパスの関係でございますけども、現在交通マスタープランにおきましては、パブリックコメントを募集中ということで、これは21日付で終わる予定をござい

ますので、その後マスタープランが確定するかと思います。

それに基づきまして、当然、バイパス問題につきましては、町として大きな課題でございますので、早急にですね関係者、それは地権者を含めてですね、進めていきたいというふうに考えてますのでご理解をお願いします。

○委員長（前川雅志） 企画室参事。

○企画室参（羽磨知成） 旭町公営住宅跡地の分譲の関係でございます。確かに幕別町、特に本町地区の定住促進、人口の維持、拡大の観点から購入を誘発するためのなんらかの政策的なものは必要であろうということは考えております。

ただ、委員仰いましたように、今、単に販売価格を下げるということでは近隣住民の方の資産価値を下げるということにつながりかねないということもありますので、そこは一考に要するところであろうというふうに考えております。ただ、定住人口の維持拡大という大きな問題から申し上げますと、これは幕別本町地区ともう一カ所、忠類地域の課題もございます。また、今仰いましたように旭町近隣センター跡地がまだ残っているということ、さらに南町の公営住宅跡地もまだ分譲したところが残っています。さらに、今回解体した跡地の西側に教員住宅、職員住宅がございます。かなり老朽化が進んでおられて、やがてその役目も終わるだろうと。そうするとそちらの方の土地利用についても考えなければならぬと。これらを合わせまして、また、忠類地区の住宅施策も合わせまして、総合的な観点から定住人口の維持拡大を図る政策てきなものを、これから関係課集めまして協議してまいりたいと考えております。今委員仰いました、そのエコ住宅の関係も貴重なご提言として受け止めさせていただきまして協議させていただきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 特に2番目のバイパスの件であります。道路予算は余っております。5年以内に着工できれば、この何十年の課題も解決できるんじゃないかと思っております。是非、担当者の強い決意を聞いて終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（前川雅志） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） バイパス問題でございますけれども、5期総の中でも話をさせていただいた経過があるかと思いますけれども、今、担当課長が言いましたように、早急にもととの期成会ですとか国、道と協議を進めていきたいということでございましたけれども、今現在、先日開発建設の方で作られました中期計画の中では、現在の13号以東の整備については、いまのところ入っていない。優先したいのはあくまでも北海道横断自動車道、それを進めて札幌、釧路間等がつながった時点で現在の交通量が、どういうふうになるかということも視野に入れながら、今後の整備計画を詰めていきたいというのが、現在の開発建設部の考えでございますので、道路事業主体である開発建設部、あるいは都市計画決定を訴えておりますので、その協議といった場合に少なくとも、その計画だけを定めるだけでも、2年、3年にかかるのかなという気がします。幕別町としてその4車線、13号以東の4車線化は早期をお願いをしているという経過がございますので、時間はかかりますけれども4車線化を図ることが本町と札内をつなぐ、いわゆる移動時間の短縮ということもでてくると、幕別町の発展にも活性化にもつながるといふこともございますので、無駄な道路を造らないということはあると思いますが、是非ここは必要な道路という位置づけで引き続き要請を続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 他に。

質疑の途中ではありますが、この際11時15分まで休憩をたします。

(11:00 休憩)

(11:15 再開)

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 公営住宅に関わりまして、3点ほどお尋ねをしたいと思っております。

ページ数では128ページの住宅総務費ということになりますでしょうか。先ず一つはですね、先ほどに

も関連してきますが、幕別本町の方の住宅の募集、それから募集率あるいはその待機者が8名ということで、空きもあるということでありましたが、札内の方の現状と今年1年間の見通しと申しますか方向性を伺います。それともう一点は、只今道営住宅の方で、あかしや団地であります但し建て替え計画が進んでおります。この計画の、道の事業でありますけれども、大変入居者の方達の移動であるとか、完成の見通しだとか、そういう計画全体についての今後どんなふうに進んでいくのか不安もあわせて示していただきたいと思っております。それと同じように道営住宅はそのような形で建て替えが進んでおりますが、隣にあります町営住宅も建築年度はほとんど変わらないということで、老朽化の状況を見れば、住宅マスタープランの中で、いろいろ計画を持っていますけれども、これもやはりそういう時期を一定の計画を持って進めなければならない内容ではないかと思っております、このへんの考え方を伺います。

それとですね、最後の質問ですが、この道営住宅のシルバーハウジングに関わることでは、桂町の道営住宅、5棟30件が、今回町の方に移管されると押さえておりましたけれども、この予算書を見ますと、譲渡ではなくて買取になるんですね、2,340万ということになりますから、これは建築年数からいってもかなり古い住宅で、管理コストもかかっていくものだと思うのですよね。先ずはその事業の中身について伺います。

○委員長（前川雅志） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） 先ず1点目の札内地区の公募状況でありますけれども、平成15年の公募状況でいきますと約9.1倍でございます。それが平成18年でいきますと6.4倍、19年には今現在で約5.7倍と段々下がってきている状況でございます。

それから、2点目の道営あかしや南団地の全面的改善事業に関わってでございますけれども、入居者の移動につきましては、当初、シルバーハウジングを建設いたしまして、そこで住み替えが44戸終了いたしております。現在はですね、86戸、1号棟から8号棟まで86戸が今住んでおります。1、2号棟につきましては今年から改善事業が3月から始まりますので、1、2号棟についてはすでに空家となっております。そして1、2号棟が完成いたしますと、そこに今まで住んでいた方がそこに戻って、その繰り返し、今度3、4号棟の時には5、6号棟に移動していただきまして、そして完成時にはまた戻るといふ計画でございます。

それから完成年度につきましては、3月5日が工期の始まりでございます、20年の12月25日が完成予定の工期となっております。

それから町営住宅に関連してどうなのかということでは、今ストック総合改善事業につきましては、現在、あかしや南団地が、道営あかしやが5年ほどかけて1号棟から6号棟まで改善計画に入っています。引き続き私どもではその改善事業を進めるにあたって住み替えをする場所が特に大事になってまいりますので、道とも協議しながらですね、今66戸ほどが空いておりますので続けて町営のあかしや団地が改善事業には入れないかどうか、そこに66戸の住み替えとして利用できないかということで道とも協議を今している最中でございまして、それができれば引き続き町営についても改善事業は入っていきたくと考えています。

それから道営桂町の5棟30戸の関係でございますが、道営桂町につきましては、今20年に事業主体の変更の手続きを行う計画で進んでいます。これにつきましては事業主体の変更で譲渡ということで買い取りになります。中橋委員が仰いますように、この構造につきましては、耐用年数45年でございますけれども、建設年度が昭和57年から59年に建設、3カ年で5棟建設されたものでございまして、すでに耐用年数23年から25年経過いたしております。この譲渡価格につきましては、予算3,123万2千円を計上させていただきますけれども、これは、シルバーハウジングを建設するときの道が全体戸数を増やせないという状況のもとでシルバーハウジングを建てるための前提条件として道営桂町団地の事業主体変更を道と申し入れをしたものでございまして、シルバーハウジングとかちの団地が18年、19年に建設を終了いたしましたので、20年の年に本年手続きをしまして21年4月1日から幕別町が管理を行うものでございます。

今現在の修繕状況につきましては、4、50万程度年間かかっております。ただ、家賃といたしましては、

5棟で年間約640万ほどの毎年家賃が入ってまいります。5年で3,200万ほどの家賃収入となること、それから土地については4千17平方メートルが今敷地がありますけども、これは土地評価額だけでいきますと約7,600万円ほどの価値がございますので、3,100万円ほどの譲渡代を、この比較でいきますとある程度それ相応の、決して高い譲渡額ではないんだらうと考えているところでございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 全体として倍率は下がってきていますが、しかし昨年で5.7倍ということでありますから、昨年というか平成19年度ですから、今年の3月までということですね。まだまだ高い数字ではあるというふうに、需要はおおきいというふうに思います。また一方、民間の借家などについても、この経済状況を反映しまして、空き家も大変目立ってきているんですよ。低家賃の公営住宅を望むという声は地域の中でも大変まだ高いものがありましてね、引き続き供給の確保に力を入れていただきたいと思うのですが、先ずあかしの北海道の方ですね住宅が、1棟、2棟この3月から始まるということですが、全部で8棟ございますよね。その最終完成年度といいますか、そこはいつになるのでしょうか。それと全体の事業をスムーズに進めていくために、その道の巡回して、なんていうんですか、待機者を古い住宅に入ってもらいながら、新しいところに移っていただくという手法から言えば、課長仰られるように道の住宅の事業に合わせてやられるのがいいと思うのですが完成が遅れてくるとね、それだけ町に手がかかるのも遅いのかなと思ひまして伺うところです。

それとですね、確かに団地全体を購入ということになっていますから、土地もついていますし、建物もはいつてますし、家賃も入ってくるということにはなるんですけどもね、でも、北海道が道の政策として、そのシルバーハウジングを建て、そのときに町に渡しますよということは、いきさつの中であるんだらうと思うのですが、それを買取らなければならないというね、道の政策でありながら、道は結局、維持管理も考えてでしょうか、また建て替えだつてこのかなり古い住宅ですから、いずれ来るんでしょうから、そういうことも思えば、今手放した方がいいというようなそういう考えから政策的に引き渡してきているんだと思うのですよね。それで北海道の方がずっと財政規模が大きくていろいろ問題は聞いていいですが、こういう流れになることは、道から示されたからしょうがないと思うのですが、本来的にはこれはエコパーなんかのその譲渡というものもありましたけども、無償というのが本来ではないのかと思うのですが違いますか。

○委員長（前川雅志） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） 札内地区につきましては、確かに5.7倍という今の公倍率になってございます。ただ、実際に実待機者数と申しますのは、平成18年におきまして札内地区では36名が今実待機者でございます。それと町外の方が30名ほどいますので約66名ほどが実待機者ということになっています。それでストック改善計画の中におきましては、特に札内地区については十分時間をかけて協議をさせていただいた経緯があるんですけども、いま、札内地区については、戸数が324戸あるわけですけども将来的にはこれをあまり減らさないで札内地区については公営住宅数をできるだけ確保したいということで、いま300戸ほどは札内に今は配置をしたいと、そして道営住宅が334戸ありますので、全体としては札内では634戸についてはできるだけ確保したいという考え方をもっております。それから、8戸、道営あかしや南団地の改善事業については、道は1号棟から6号棟までの改善計画で今進めようとしています。7、8号棟については私ども道といろいろ協議をさせていただいているのですが、7、8号棟だけなげられても、私どもも困りますのでできるだけ7、8号棟についても改善についてお願いをしたいということで、道の方には要望をさせていただいております。そして道との協議の中で、できるだけ5年以内にできるだけ工事の方については終了させたいという意向を道もお持ちでございますので、私どもそれに引き続き事業を進めるという観点からも、これが6年7年と伸びるようなことがないようにですね、今後についても道と十分協議してまいりたいと考えているところでございます。それから、道営桂町の関係でございますけども、中橋委員仰いますようにこれは買い取りでございます。そして、無償でどうかというお話でございますけども、これ、現在、この3千万の根拠でございますけども、これは平成8年に公営住宅法が大きく変わった時に、国で運用指針が示されておりまして、実際の建設費あるいは土

地代、あるいは改善によした費用からそれぞれ家賃に関わる償却費あるいは建設に関わる国の補助、それから家賃の収入補助等を引いた金額を限度として譲渡しなさいという金額の計算式が定められています。それにもとづいて算出されたのが3,123万という金額でございます。そして、確かに私どもとしては、シルバーハウジング、平成14年に道から協議が持ち出されたときに、平成14年の年にシルバーハウジングを建設するにあたって、道としても全体戸数を増やすせれないという、全体戸数の調整という意味も含めて道営桂町については幕別でなんとか事業主体の引き受けをお願いしたいという協議の中で、シルバーハウジング全体が動いているという経緯もございます。それで私ども、その完成むけて今回譲渡を受けるということでございますけども、入居者につきましてはこれは道営でありまして町ありまして私どもの町民として変わりがないわけでありまして、その30戸につきましては、それぞれ町が管理していく中において、適正に管理をしまいたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 計算式に基づいて、3千数百万で買い取ったという流れでありますから、そういうものなんだなというふうに理解するしかないのかなと思うのですが、ただ、単純に考えて古い住宅をこれから管理していく、あるいは改築計画も持つということを考えれば道の負担は減って町は重くなるのかなと率直に思いますが、今この経済難のときに道のしわ寄せを町が受けるような形にあってほしくないなという思いからお尋ねしたところです。

それですね、わかりました、計画全体は。シルバーハウジングは大変好評なんですね。高齢者の方達、ケア付きまではいきませんがそれに近い形で対処されているということでもあります。高齢化社会を考えるとさらに需要は増えるだろうと思うのですが、北海道全体ではなかなか計画は持たないというふうに聞いてますがそのへんどうなのかということと、それから今改築されますあかしの4階建につきまして、これまた高齢者も随分いらっしやっております、新しく公住が建つときには必ずそういった配慮がなされて、対応できる施設になっていくというふうに聞いていますが、その計画の中身についてもいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） シルバーハウジングでございますけども、私どもの町で建設をされたのが、北海道6圏域の中で最後の圏域として、モデル事業として幕別町に建設をしていただいた。それが広まりがなかなかないということもございますけども、モデルとして各町村それぞれシルバーハウジング的なものがどんどん普及していけばいいのでしょうか、まだなかなかそこまで北海道全体においてもなかなかそこまでは進んでいない。そしてそこにLSAの方を常駐させるやり方がいいのか、町として全体として福祉施策も含めてやられるのがいいのか、もっともっと検討する必要があるだろうと。公営住宅全体にそのLSAをつければ一番いいんでしょうけども、なかなかそこまではなっていないということもございますので、そのへんの手法も含めてですね、検討していかなければならないだろうと考えております。

それからあかしや南団地、道営あかしの改善計画でありますけども、これは現在、1、2号棟がそれぞれ24戸と16戸で40戸あるわけでございますけども、これを渡り廊下でつないでエレベータを設置したいと。そして、高齢者がどこにいても安心して出入りできるような状況にはなりません。それと住居内におきまして、全てバリアフリーといいたまうかユニバーサルデザインとして全部整備をいたします。そして今の整備水準、お風呂だとかですね、ユニット化だとかあるいは段差解消だとか、というのはもちろん今のユニバーサルデザインにあわせた計画で持つて行く。そして1階から4階すべて同じようにエレベータがつかますので高齢者がどこにいても、不自由なく出入りができるような改築計画だというふうに聞いています。

○委員長（前川雅志） 他に。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 1点だけお尋ねしたいと思います。128ページ4目の公園建設費の15節工事請負費、耐震性の貯水槽の整備工事が書かれております。耐震性能といいたまうと非常に専門的な分野に入ろうか

と思いますが、今回まちづくり交付金などいただきながら公園の下にこういった防火水槽が整備されるという説明がありました。専門的な分野なのですけども、どのような形でこの耐震性能が備わるのかなというところが、説明いただけるのであれば教えていただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） 耐震性貯水槽でございますけども、これにつきましては、現状、今の西町南公園にある防火水槽でございますけども、これが街路事業等に伴いましてですね、ちょうどあたる位置にございまして、それを移設しなければならないという問題がございまして、これを新しい西町南公園に設置するものでございます。それで街路事業等を行うことによりまして、本来であれば補助費等ということで防火水槽を単純に移設すればということもあるわけなんですけども、その場合の補償費につきましてですね、例えば仮設費だとかそういうものが見れないというようなこともございまして、補助費ですとお金が非常に少額になるということもございまして、なかなかもう一度建て直す、建設するまでのお金が出ないという現状がございましてですね、それを解決するためにこのまちづくり交付金事業をいれまして、西町南公園に新たにですね、防火水槽ではございますけども、それに多目的な機能を有するもの、生活用水ですね、それを利用できるようなものを設置するというので、飲み水ではだめなんですけども、それ以外の生活用水を兼ねて使えるとしたものが、この耐震性貯水槽になるわけがございまして、通常ですと震度ということになりますと、震度にいたしますと震度6以上に耐用できるというようなことで通常の耐震性を保つものではなくて、災害時にも機能できるものということが耐震性ということになります。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 既存のものどう違うのかなというところもちょっと教えていただきたかったなと思うのですけども、ただ、耐震性というのとどちらかという、地上に出ているものが今までスポットが当たっていて、こういった地下といいますか、目に見えないところまで、今回耐震性能が及ぶもんですから、例えば今のような公園の下だったり、あるいは駐車場の下だったりいろいろと防火水槽を設置されていると思うのですが、既存のものも含めて耐震性能をですね、上げていくというような取り組みは今後なされていくのでしょうか。今回、貯水槽に限ってお尋ねしたいと思うのですけども、既存のものに耐震性能を与えることで安心・安全なまちづくりがトータルで考えられるのではないかなと思うのですがどんなふうなお考えですか。

○委員長（前川雅志） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） 耐震性貯水槽でございますけども、通常ですと現場うちとで設計してですね現場打ちをしてコンクリート製品でという形で埋設するというのでございまして、これについては既製品を使いまして、というのは工場で作成して、その耐震性能を求めるといってございまして。これにつきましては現在のところまちづくり交付金事業といたしましては平成20年から平成24年までの事業といたしましてやっておりますけども、この耐震性貯水槽は今のところ1ヵ所しか考えておりません。

（11：26 芳滝仁委員退場）

（11：28 芳滝仁委員入場）

○委員長（前川雅志） 他に。

8款土木費につきましては、他に質疑が無いようでありますので以上を持って終了させていただきます。

次に9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

131ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、5億3,403万8千円であります。

本目は東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費に係る費用であります。

2目、非常備消防費、3,507万5千円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常、団費といわれる経費の分担金であります。

3目、水防費、77万7千円、災害に備えての費用であります。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 消防全般に関わってのお尋ねですが、一昨年ですね、国が消防組織法というのを改定いたしましたして、広域化が提案されておまして、確かそれに向けての計画を提出しなければならないということをお聞きしておりますが、実際にはどんな取り組みになっているのでしょうか。

○委員長（前川雅志） 消防署長。

○消防署長（佐藤 勇） これに関しては平成18年の4月、十勝圏消防広域推進協議会を設置いたしまして、広域連携について検討がなされています。それは国の組織法の改正に伴うものでございます。その中で3つの事項重点目標としてございます。消防本部の広域再編、それから消防救急無線のデジタル化、広域化共同化、それに消防司令業務の共同運用について調査研究が現在進められています。なおこの調査研究にあたりましては、基本方針といたしまして、調査研究の枠組みをオール十勝とする、それから道の整備計画の意見を反映させていくということで、具体的に調査研究については、ワーキンググループ、それから専門部会、幹事会、協議会等で検討が進められているところでございますけども、その結果が平成19年度中にまとまる予定でございます。

ワーキンググループの素案に基づきまして、3月14日には専門部会、それから3月21日にはその上の組織の幹事会、それから3月28日には協議会等で検討がなされまして、最終の案が取りまとめられまして、その後新年度から、運営計画を策定して、24年度中に広域化を進めなさいという基本ルールに基づいて今進められているところでございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） デジタル化が義務付けられていく中で、多額の個別の消防がそれを設置することは、多額の費用がかかるというようなことで、その点では広域化が合理的だという考えを持って、発言をさせていただいてきたんですけどもね、今の消防の広域化の計画は、それももちろん含まれているんですけども、今年の3月まで今のお答えいただいたように計画をだして24年までということなんですね。それでですね、一番ここで心配されるのは、その町民を守る消防力そのものがどうなっていくのかということとですね、それから、地域の特徴というか特質がありますよね、十勝圏ひとつということであれば、この広大な面積の中で消防力を確保していく。この十勝の面積の広さというのは北海道の中でも、大きい方でありまして、足寄町がね香川県に匹敵するという中で広域化ということになれば、それは相当な特徴をきちっと提言をしながら、単なる合理化ではいけないという姿勢を持っていくことが大事だと思うのですが、こういった今、会議が重ねられていらっしゃるんですけども、その本部会議であるとか、専門部会、幹事会ということではありますが、こういった方達のメンバーといいますか、どういう方達でご相談されてずっと進められようとしているのか、心配な事項とそれからどんなメンバーでやられるのか伺います。

○委員長（前川雅志） 消防署長。

○消防署長（佐藤 勇） この広域化の原点は道の指導に基づいて、北海道を21区域に設定する中で、十勝はですね2次医療圏を中心ということで、最初から十勝圏という配慮をしております。そういう中で進められております。もうひとつ組織ですけども、ワーキンググループ一番下の下部組織がございます。現場の人間で集まって調査研究した結果を、本部を中心とした幹事会にかけまして、そこでさらにもんで頂いて、その後協議会、理事者を中心とした行政の中で組んでいく形になってございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 北海道の広域化計画に基づくもので2次医療圏としては十勝は最初から配慮されているということだったんですね、排除でなく配慮ですよ。それでですね多分21ということになりますとね、北海道の支庁区というのが14ですから、それよりもっと細かな形での区分になっていくだろうと思うのですけども、十勝はもともと十勝支庁区一つですからそのままというふうに思うのですよね。だからこの21で割っていくとかなり、一番面積的は広大なところになっていくのではないかなと思うのですけどもどうなんですか。大事なのはやはり、消防力が充実されていくということなんですから道の広域計画というのは、言葉の中で2次医療圏というのも出ておりますけども、病院の広域化、統廃合計画だとかも含めまして、かなり過疎地域といいますか、都市圏ににとってはいろいろな意味で充実されていくのですけども、そうじゃないところにとっては、ますます過疎に拍車がかかるような計画が横行しているんですよ。これは学校の問題でもなんでもそうなんですけども。そういう点で、きっと地元の消防力を確保するということが担保されて話が進められているとは思いますがいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） この広域化にあたっての一番の課題というか、一番大きなのは消防本部を一つにするということであります。消防本部をどこに置かかという話は、まだそこまで行っていませんけども、各町村における消防署、消防力ですね、これについては現況の消防力をそのまま維持するという形で現在協議が進められておりますのでご理解をいただきというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 9款消防費につきましては、他に質疑が無いようでありますので、以上を持って終了させていただきます。

次に10款、教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 10款教育費につきましてご説明申し上げます。

予算書の132ページから161ページまでになります。

132ページ、教育総務費、1目の教育委員会費は、教育委員4名の報酬、旅費、交際費などの費用でありまして、本年度予算額、257万1千円を計上しております。

2目、事務局費は、教育委員会事務局の管理運営及び事務並びに臨時職員等の共済費、さらには、各種負担金などに係る経費であります。本年度予算額、2,528万7千円であります。

報酬の欄の子ども支援連絡協議会委員報酬ですが、特別支援教育推進かかる委員5名分の報酬であります。

7節賃金では、新たに学校教育課に配置する推進員の賃金であります。

次お聞きいただきたいと思えます。

133ページ下段の19節の負担金補助及び交付金のうち、134ページになりますが、細節11は忠類小学校が開校100年を迎えますので、記念事業に対する交付金を交付するものであります。

次3目、教育財産費、本年度予算額は3,713万9千円であります。

本目は学校及び教職員住宅等の維持管理に要する費用であります。

需用費、細節40の修繕料は、町内15校の校舎内外あるいは教員住宅等の修繕に要するものであります。

135ページ、15節工事請負費につきましては、学校及び教職員住宅の維持管理上、緊急を要する工事に対応する予算のほか、白人小学校ガラスブロック取り換えの工事に対する費用であります。

次に4目、スクールバス管理費につきましては、本年度予算額6,186万8千円を計上しておりますが、これは、スクールバス11路線の運行に要する費用であります。

新年度は債務負担行為により契約を更新し、11路線全線の運行を委託するものであります。

続きまして、135ページの5目、国際化教育推進事業費、本年度予算額、1,060万4千円であります。本目は国際交流員2名の賃金、共済費等に要する費用であります。

次に6目、学校給食センター管理費、本年度予算額は、2億72万2千円であります。

本目につきましては、学校給食センターの管理運営、給食調理に係る費用であります。

本年度の給食数は、わかば幼稚園とへき地保育所が加わりますので、園児、児童生徒教職員を合わせて、幕別2,789食、忠類254食、合わせまして3,043食、また給食日数は、195日と見込んでおります。

駒島地区につきましては、効率的運用を図るという点から、新年度から忠類学校給食センターからの配送となります。

137ページ、7節の賃金は幕別11名、忠類3名の調理員の賃金、11節の需用費は、センターの光熱水費や給食の材料費などあります。

138ページ、下段の備品購入費は食器消毒保管庫など厨房備品の更新が主なものであります。

続きまして、139ページになります。

2項小学校費、1目の学校管理費につきましては、小学校10校の管理に要する費用ですが、本年度予算額は、1億3,149万5千円あります。

7節の賃金につきましては、事務補助職員4名分のほか、特別教育支援員として小学校4校6名分の賃金を計上しております。

続きまして141ページ、19節の負担金補助及び交付金では、従来、教育振興費の方に計上しておりました、生きる力を育む教育活動支援事業と地域教育連携支援事業、この2本の事業を学校運営交付金に1本化して計上させていただいております。

ちなみに小学校児童数ですけれども、新年度は1,701人、教職員数は140人の見込みで、前年児童数の見込みと比較しますと、微増であります。

2項、教育振興費、本年度予算額、4,924万2千円の計上であります。

14節、使用料及び賃借料では、幕別小学校のコンピュータ42台分の借上料ですが、契約の最終年度むかえておりますので、来年度からはこの科目での支出は発生しないこととなります。

18節の備品購入費ですが、備荒資金組合資金の活用により計画的に購入を進めております、コンピュータの償還分を計上しております。

本年度は白人小学校コンピュータ42台を更新いたします。

なお、細節3の学校図書につきましては、執行方針でも述べましたが、図書標準の低い小学校に重点的に配分させていただきたいと思っております。

つづきまして142ページ、中学校費、1目学校管理費、本年度予算額、9,248万円。

本目は中学校5校の管理に要する費用であります。

7節賃金につきましては、小学校と同じように事務補助職員2名のほか、特別支援教育支援員を2校に2名分の賃金を計上しております。

ページを飛びまして、144ページになりますが、上段の19節負担金補助及び交付金、この節におきましても小学校同様、生きる力を育む教育活動支援事業と地域教育連携支援事業、この2つの事業を学校運営交付金に一本化いたしました。

ちなみに新年度の生徒数、中学校ですけれども857人、教職員数は90人の見込みで、前年と比較しますと微減であります。

次に2目、教育振興費、本年度予算額、3,198万円。

14節の使用料及び賃借料は札内中学校のコンピュータ42台分の借上料で、これも契約の最終年度をむかえておりますので、来年度からはこの科目での支出は発生しないこととなります。

18節備品購入費は、教育機器や図書等の購入資金のほか、備荒資金組合資金の活用により計画的に購入を進めておりますコンピュータの償還分の計上であります。

続きまして、145ページ、3目札内中学校大規模改造事業ですが、札内中学校校舎の耐震補強工事と大規模改修工事に係る費用で、2億2,196万4千円の計上であります。

本年度、実施設計を行っておりますが、新年度から文部科学省の交付金事業を活用した2ヵ年の事業であります。

1年目にあたる新年度におきましては、校舎南側の特別教室等の改修工事を主に行います。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、本年度予算額、976万6千円。

本項につきましては、わかば幼稚園の管理に係る費用であります。

7節賃金におきましては、支援を要する園児の対応に臨時職員2名を雇用する分と、嘱託支援に要する費用であります。

ちなみに新年度の園児数の見込みは52名ということになっております。

146ページの下段の2目の教育振興費、本年度予算額、1,806万4千円を計上しております。

主なものとしましては、147ページ、20節の扶助費でありまして、公立と私立幼稚園修園奨励に係る扶助であります。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額は1,370万9千円であります。

本目は社会教育委員15名の報酬、生涯学習アドバイザーの人件費の他、各種団体等に対する補助金などであります。

9節旅費の特別旅費につきましては、海外研修の引率分、また、148ページ、19節負担金補助及び交付金は海外研修に要する経費等が主なものであります。

次に2目公民館費、本年度予算額は896万8千円であります。

本目は糠内と駒島の両公民館及び少年自然の家、まなびや2館の管理運営等に要する経費ですが、このうち8節の報償費の講師謝礼は、しらかば大学の各種講座に要するものであります。

149ページ、下段にあります19節負担金補助及び交付金は、公民館祭りや家庭教育学級への活動補助であります。

つづきまして、150ページ3目保健体育費、本目は体育指導員12名の報酬及び大会への参加の奨励金、体育施設の管理運営、スポーツ団体への補助などに要したものであります。

本年度予算額は5,834万7千円であります。

7節賃金であります。主にプール監視員に係る経費、8節報酬費の細節3は、小中学生が全国・全道大会に出場する際の参加経費の助成であります。

下段の需用費と、151ページの役務費、それから委託料につきましては、プールやクマガラハウス、運動公園内の施設に係る管理費用であります。

152ページの工事請負費、細節2は、陸上競技場4種公認の更新に伴う走路の整備、細節4は忠類プールの防水シートの改修の経費であります。

次に下段になりますが、4目青少年育成費、本年度予算額、252万9千円であります。

本目は青少年問題協議会委員20名の報酬のほか、児童生徒健全育成団体への活動費補助などあります。

前年度と比較しまして、大きく減額となっておりますが、機構改革に伴いこの部分で計上しておりました学童保育2ヵ所の経費を民生費に、計上したということでもあります。

153ページの5目、町民会館費であります。

本年度予算額1,747万3千円。本目は町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。光熱水費や管理清掃委託料等が主なものであります。

154ページ6目、郷土館費におきましては、本年度予算額1,283万4千円でありまして、主に文化財審議委員5名の報酬、ふるさと館並びに蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。

155ページの15節、工事請負費は、高圧ケーブルの移設と忠類地域の歴史の散歩道看板設置の経費であります。

156ページ、7目、ナウマン象記念館管理費、今年度予算額は1,018万3千円。

本目はナウマン象記念館の管理運営に要する人件費や、光熱水費等が主なものであります。

続きまして、157ページ、8目スポーツセンター管理費、本年度予算額4,767万4千円を計上するもので

すが、本日は農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館3館の管理運営に要する費用であります。

主には7節のトレーニング指導員の賃金、11節の施設の光熱水費など、13節の施設管理運営委託に係る費用などであります。

次に159ページをお開きください。

8目図書館管理費、本年度予算額、3,453万5千円であります。

本目は図書館の管理運営に要するものでありますが、7節の賃金は司書、運転手等、臨時職員の人件費、160ページの18節備品購入費につきましては、本館と各分館に新規に図書資料や映像資料を購入する費用であります。

最後のページになります。

161ページ、10目、百年記念ホール管理費、本年度予算額は8,010万円の計上であります。

ご存じのように、百年記念ホールは新年度から指定管理者が管理運営を行いますが、前年度と比較して2,000万円程の増額となっております。

これは、従来職員の人件費は職員費で計上しておりましたが、13節委託料、細節2の指定管理者委託料に含めたこと、さらに、15節の工事請負費で、懸案でありました施設改修2件を計上したことによるものであります。

なお、文化財調査費につきましては、新年度は発掘調査がございませんので廃目となります。

以上10款の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わったところでありますが、この際13時まで休憩をいたします。

（12：02 休憩）

（13：00 永井繁樹委員退場）

（13：00 再開）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10款教育費について質疑をお受けいたします。

斉藤委員。

○委員（斉藤喜志雄） ページ数でいきますと、139ページの小学校費、7節賃金についてお尋ねをいたします。いわゆる学校事務補補助職員の賃金に関わってのところになるのでしょうか、質問をいたします。現在、市街地におかれている大規模校、大規模校の事務補さんについては兼務をしているというふうに理解をしているところですが、この兼務されている事務補さんはいったい何名いらっしゃるのか。あわせて、その勤務対応、勤務対応を把握されておりましたらあわせてお聞きをしたい。どうしてこういうふうに兼務にした、あまり大げさには言いたくはありませんが、根拠はなんなのかということを含めてお尋ねをしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 現在、大規模校で兼務をしていただいておりますのは、幕別小学校と幕別中学校、それと白人小学校と札内東中学校、札内南小学校と札内中学校の3人でございます。

勤務対応につきましては、この組み合わせによっても違いますけども、幕別小学校、中学校の場合には、概ね1日単位で持って勤務、例えば月曜日幕小に行けば火曜日、幕中に行くとか、あと残りの白人と東中、南小と札中につきましては午前が小学校、午後が中学校という状況になっております。

どうしてこういうふうになっているのかということですが、平成19年からこのようなスタイルをとらせていただいております。私たちは予算編成にあたりましては、なるべく児童生徒子供たちに負担のかからないように、それから子供たちにとっての、学習環境に配慮して予算を編成しております。その中では国庫補助ですとか道補助、財源等を活用して行っているところではあります。全体的に厳しい地方財政の状況にありまして、限られた予算の中で何を優先して予算を編成していくか、という視点から、学校のご協力をいただき、このような体制に19年からさせていただいたものでございます。

○委員長（前川雅志） 斎藤委員。

○委員（斉藤喜志雄） 要するに今、この財政が厳しいということでの措置であるということだというふうに理解をしたわけですが、実はですね4月に入りますと人事異動の時期であります。

他町村から来られた先生方が市街地に入られた先生方が異口同音にする言葉があります。それは何かとういったら、幕別町ってそんなに財政厳しいの、こういう言葉であります。

これは何を意図としているかというのと、管内1市18町村で、大規模校の事務補さんが兼務されている町村は1町村もございません。1町村もございません。そういう趣旨で皆さん異口同音びっくりされて、そんなに厳しいんですか、もちろん私はそうなんでしょうねと答えているんですけども。子供たちのことを、確かに19年度予算編成の時点では、それもやむを得なかったのかなというふうに、あえて私は理解をしたいと思いますが、先の一般質問のときにもお話をしたとおり、子供の学力向上が国家的な課題でもあるという、そういう分析結果を受けたならば、先ほどできるだけ子供のことを配慮しながら優先順位云々とおっしゃいましたけども、実は、現場の先生方の言葉の中で、もう一つ、これは先の一般質問のときにもちょっとふれましたが、子供と向き合う時間を十分に取れない、そういう言葉が皆さんから漏れ伝え聞こえてくる。先生方から。そうすると実は子供としっかり向き合う時間をもう少し私たちが確保できればもっと子供の学力に関わっても放課後関わってやれるんだけどな、こういう思いや願いがその中にこもっていると私は受け止めている。

だとするならば、私は結果としてこの予算削減が、子供のことを一見思っているようではあるけども、うんと生意気な言い方をさせてもらえれば、大人の都合で、結果として子どもに迷惑をかけていることにもなるのではないかと、そんなふうにも思っているところでもあります。

そのあたりについての何かお考えがあればお聞かせ下さい

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 事務補助員の配置の関係ですけども、従来からですね、児童生徒数の多い学校について事務補助員を配置してまいりましたが、平成19年度から道の事務職員が配置されない小規模校、これは確か18年度だったと思いますが、小規模校にも配置してまいりました。これはいろいろな面で委員さんが仰るように、子供たちや教職員、あるいは学校に係る負担が増えてまいりましたので、この負担を軽減してやろうと、こういう思いがありました。他町村におきましても、設置していない町村は4町村、十勝管内では4町村だけですから、きっと同じ思いがあるんだろうとっております。

ただ、幕別町におきましては、平成19年度から大規模校における事務補助員を2校に1人という形にして、新たに新年度からは小規模校においても、そういう形にさせていただいております。

財源は町単独になりますので、お金がなければ配置することもできませんが、財政との協議のもとに行き着いたところが、只今ご説明申し上げましたような結果となったわけでありまして。決して委員の仰るようには必要がないから、あるいは負担が増えているのだけどもというようなことが頭にありますけども、そういうことで算定したものではありません。学校の状況は十分理解しているつもりであります。来年度におきましても、財政との協議の中では、単独配置、これを前提として協議を進めてまいりたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

○委員長（前川雅志） 斎藤委員。

○委員（斉藤喜志雄） あまりくどくなりたくないと思いつつもつい中に入ってしまうのですが、子供の学力向上対策について、前回も申し上げましたとおり、3つの要素があると言った。一つは学校として取り組むこと。いわゆる授業の改善ということでありまして。もう一つは教師側としての取り組む要件として資質の向上であります。そして3つ目は行政サイドの取り組むべき課題であります。それは子供を取り巻く教育環境、とりわけ周辺事情の改善ということでありまして。そういうスタンスでいうと19年とは質が違った新たなデータが示されて、国がやったデータが示されて、学力向上が求められるとしたら、教育委員会が果たすべき周辺事情、周辺事情の改善という視点で言うならば、まさに今ここで言われているところの教師を教育に専念させるための行政が果たせる唯一重要な条件整備の一つだというふうに私は考えております。もう少し言わせていただくと、先ほど勤務対応についてお聞きをいたしまし

た。なぜ聞いたかという、実は午前勤務、午後勤務そういう学校にあってはどういう状況が今起こっているか、結局、頼もうと思ったときにいないから先生がやる。そうするとそれがだんだん積み重なっていくとあてにできないから自分がやる。やれるからいいんじゃないかというけど、向き合う時間が先ほどらいしつくく言っているように、向き合う時間をカットしてやる。子供に影響を与えていく。加えてそこに勤務されている事務補さんの立場が非常に微妙なものになってきているという、そういう話も漏れ伝えて聞こえてきています。非常に、いってみたら事実上、仕事がない、あてにできないからだんだんならされてしまって先生方がやっていってしまう。職場としての共同意識がなんか、なかなかそこの中には持ちたくても持てない状況が生まれてきている。私はそんなところも含めてなんとかこのあたりは改善できないものかというふうに思っているのです。3名ですよ、お金がないわけではない。お金は、昨日からずっと見てきたら、えらいすごいたくさんいっぱいある。ようは何に焦点をあてて、使うか、私は国が学力向上の最大の課題として、こういう教員の置かれている立場もということで特別な教員の配置もしていますよ、今年度は。研修に関わっての指導教員だとか。設けて、国、国家ですら予算を設けているときに、教育委員会ができる周辺整備のそのところで、手がつけられないということはないんでないかなと、こんなに予算があるんだもの。先ほど人数を聞きましたら3人だと。もう一度思いがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 事務補助員の配置の関係ですけども、私どもも学校の状況というのはわかっているつもりでおりますけども、斉藤委員のように非常に細かくまでは知っているわけではございません。財政との協議の中で説得できなかったという私どもの責任はあると思います。来年に向けましては、もう少し、学校の状況を把握してつぶさに説明をしながら財政と協議をして、予算を確保していきたいと思っております。今現在、委員は3人とおっしゃいましたが、市街地だけで3人、それから北小は単独でついております。そして、駒島、明倫、古舞についてもついておりますので、合計6名ということになります。これについては少しでも多くの人数、1学校1人という要望をしまいたいと思っております。どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 斉藤委員。

○委員（斉藤喜志雄） 配置できないところに、配置をいただいているという点では私も大変ありがたいことだなというふうに思っております。ただ、その分が結果として本当に必要とするところの大規模校の学校のところから、結果として外れて行くことになっていっているということについては、やっぱりこれは今日的な課題を踏まえればあれだろうなということであえて強く言わせていただいたんですが、来年と言わんで年度途中、手立ては方法はないものかなと思ひながら、そのあたりも含めて理事者の皆さんもいらっしゃるわけですから、なんとかそのへんも含めてお考えいただければ非常に助かるなど、結果としてそれが子供たちのためになることだなというふうに考えておりますので、来年と言わず今年度でも、年度中でもできればご検討いただきたいとこんなふうに思ひて終わります。

○委員長（前川雅志） 他に。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） ページでは145ページ、3目の札内中学校の大規模改造事業でございますけども、この改修事業の大枠で結構ですから内容をちょっとお知らせしていただきたいのと、あとこれ2億2千万ということでもありますので、当然改修工事に2億2千万、新築の話も中にはあったかと思ひますけども、そのへんの改修にしたのがいいのか、新築にしたほうがいいのか、そういうことを検討されたのかどうか、それとここには載ってませんが、関連してですね、通学区域の弾力化ということで、札内北小から札内中学、これ去年私も質問したわけですけども、札内中学やあるいは札内東へどれくらいの人数がいつてどれくらいの比率なのか。それと新たに札内北小学校区域から南小学校も選択できるという、今年の事業、これはいまのところわかれば結構ですけども何人いるのか、この3点についてお願ひします。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 先ず初めに札内中学校の大規模改造事業についてご説明申し上げます。

平成20年度の予算といたしまして、2億1,900万円ほど計上しておりますけれども、あわせまして債務負担行為といたしまして、平成21年度の限度額といたしまして、1億9,700万円を計上させていただいておりますので、総額の事業費といたしましては、約4億1,600万円を予定しております。内容につきましてはこの中でも話題となり懸案となっております、耐震構造改修工事に、直接工事で約5千万、それから外断熱外壁これも約5千万、屋根のふき替えそれからプラスチック、床改修、それから便所の改修、便所につきましてはすべてを洋式化いたします。それから暖房設備、給排水設備、ということで、外側の外壁もきれいになりますので、概ね外から見た感じは新築したのと同様な感じになるかと思えます。それから今現状の生徒達が寒いということが大変大きな問題になっておりますので、その寒さを先ず解消するというのを大きなポイントにしております。

その際に改築は検討したのかということでございますけれども、札内中学校4千平米の建物を改築するとなりますと、10億円強の工事費がかかります。それから改築をする場合には、その建物が体力度が足りないということが前提となりますので今回にあっては、そこまでの体力度についてはですね、確保できるだろう。ですから今回大規模改造を行った後少なくとも20年近くは使えるだろうという前提のもとで大規模改造事業に踏み切ったわけでございます。

質問の3点目ですけども、札内北小学校から札内中学校、札内東中学校に平成20年度進学される生徒の状況であります。今年度は56名が札内北小学校から中学校に入学されますけれども、その中で札内中学校には39名、札内東中学校には17名ということで、7対3の割合でございます。この結果は平成19年も概ね7対3という結果でありました。18年までは東中の方が多かったのですが、ここ2年間、札内中学校が多い状況となっております。それからもう一つの北栄町から、北栄町の方々に南小学校を選択できるように、今年度から実施いたしますが、それらの状況についてご説明をいたします。

対象となる地域にお住いになっている方が、新一年生から新6年生まで60名いらっしゃいます。

この60名のうち、南小学校を希望された方は9名、15%でございます。その9名のうち5名は、12月以降に転入されてきた方ですので、ですからもともと住んでいらっしゃったかた、それから在校生の方も含めまして、この9名から5名を引いた4名の方が北小から札内南小に移られると、そのうち4名のうち2名は新1年生ということになります。

○委員長（前川雅志） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 改造工事については、新築だと10億かかるということですので、このことによつて20年もつというのであれば、私はいいと思っております。弾力化の話なんですけれども、確か札内中学校は去年も相当数、ちょっと数はもう少し多かったと思っておりますけれども、札内中学のほうへ北小学校からきたということで、去年のお答えですとあまりにも偏るとなるとなにかの処置を講じなければならないというようなお話がございましたけれども、このへんは許容範囲と押さえてよろしいのでしょうか。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長

○学校教育課長（伊藤博明） 札内中学校は現在、普通教室が、普通サイズの普通教室といいたまいますか、12ございます。その他に特別支援教育学級のこどもの教室が一つ、普通の教室の半分のサイズになりますけれども、ですから普通教室が12ございます。今年の札内中学校の状況であります、1年から3年までの普通学級が11、特別支援学級が3ということですので、ご心配いただいておりますとおり、現状では一杯いっぱいでございます。

つきましては、今年度、来年度と実施いたします、大規模改造事業の中で、かつては使っていたんですけども、今はあまり使われなくなった金工室、技術科室がございまして。これをですね、ちょっと離れた場所にあるんですから、一つの教室だけがぼつんとしてしまいますんですが、そこを普通教室に改造してですね、一つ増やし、普通教室を12から13にしてなんとか、12学級規模といいたまいますと、1学年4クラスですから、これ以上多くなるという想定なかなかできませんので、なんとか乗り切れるともものというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） この東中学校と札内中学校なんですけども、同じ町立の同じ中学校で、普通、私立と公立中学というならわかるんですけども、こうおிட்டこととてその年ごとによつて偏つていくとなつとですね、なかなか建物もそうですけども学校運営であるとか、あるいは教員の配置であるとか、本当に毎年毎年考えなければならぬという事態が起きてくるような感じがいたします。

今のところは大丈夫だというお話なんですけども、見直し等考えながらある程度均衡のとれたですね生徒の数を確保できるような方法は考えてはおりませんか。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 道内では公立学校のこつう選択制度、実質的な選択制度ですね、幕別町は区域外通学を許可する形で行つておりますけども、道内ではあまりないわけなんですけども、本州にいきますとあります。公立学校の場合には選抜試験を課すということではできませんので、定員を設けて抽選を行つているというよつうな状況があるよつうです。東京都などはですね。

しかしそつうなりますと、現状その確かに年度によつて偏りはあるわけなんですけども、やはり選ぶ子供たちにとつてみれば大変ありがたしいといひましようか、喜ばしいことなわけとて、中にはその理由としては東中にはないけども札中にはこのクラブ、部活動ができるとかという理由もありますし、例えその中でも中心的な生徒が、児童が札中いくから、僕も一緒に勉強したいと言つて札中に行くというよつうな事例もあるというふうに聞いていますので、できる限り子供たちにとつて一定の定数を設けるなどして抽選ということになりますと本来のこの趣旨というのがどうなのかなと思つておりますので、そつういふ何らかの方策というのはなかなか難しいわけなんですけども、今後子供の数がですね、幸いにもといひましようか不幸にもですが増えていく状況にはありません。それで、今年は56名、来年54名というふうに加つてまいります。ですから今後の状況では、来年減つたと再来年またちよつと増えるんですけども、概ね同じくらの数字から若干少ないくらいで推移すると見込んでおりますので、何とか、極端に10割と0割になつちやいますと問題なんですけども、7、3くらいの割合で行くうちはなんとかいけるのではないかなというふうに加えております

○委員長（前川雅志） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 私も子供の希望が一番だというふうに加つてはるはずなんですけども、これから幸いに少子化といつたら怒られるんですけども、子供はあまり多くないということで、そつういふ現場で判断をされるのであれば、結構だと思ひます。

○委員長（前川雅志） 他に。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 体育施設の、スポーツセンターの使用料に係わりまして、ページ数では157ページ、お伺ひしたいと思ひます。

スポーツセンターの利用料金に係りまして、このスポーツセンター町内外問わず利用者がいらつしゃると思ひますが、その辺の町内外の利用状況について、先ず教えていただきたいのとですね、町外の利用者からですね、なかなか十勝管内の体育施設は、スポーツ団体というのはどの町村も利用するといふ状況にあるんですけども、幕別町のスポーツセンターは利用がなかなか難しいんだということをお聞きされておりました。

なぜかといひますと、一つは料金で他町に比べて格段に高いんだということが一つありました。

それから申込にあつての、抽選のあり方といひますか、年度初めにスポーツ団体協議して決められているということなんですけども、なかなか枠が狭められて後から入ろうと思つても全然入れないといふよつうなこともありまして、改善はされないものかといふよつうなことも聞いております。

この実態と、取り組みについて伺ひます。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） スポセンに限らず、体育館ですね、これは町民あるいは町内の事業所で働いている方達、これは無料になつております。

問題はそつの有料、どういつたときかといひますと、町外の方、単独で来られるといふよりは、大会あ

るいは練習、そういった団体使用が多くなっています。

その時の料金の計算なんですけども、使用料は時間帯毎に区分してまして、午前中であれば9時から12時と、そういったふうに時間帯で分けています。そして、部屋毎の、部屋と言いますか、アリーナ一つ分いくら、研修室いくらという料金の規定になっています。例えば、アリーナの半分を使う場合、決まっている使用料の2分の1になります。仮に10人がそこで使うときに、町内と町外の方、半々だとしますと、さらに人数按分をしています。そういった具合にして、料金が表に決まっているから丸ごととか、そういうことはしていません。割高感があるというのは、先日も町のホームページの掲示板に随分書き込みがありましたけども、割高感の原因というのは、そこでのトータルの金額を仰っているのかなと思います。

使っている人数の方で、割り勘計算といいますかね、そうしていきますと、あそこに書かれたような極端な高い料金をいただいているわけではありません。

それと、町外からいつてなぜ使えないんだと、私たちは町の施設ですから当然ですが、町民優先と考えています。

それがまず原則ですね。

それから、町外の方がどの程度使われているかということなんですけども、正確な統計というのは出していないんですが、利用者総数です、18年度の場合で、9万6,000人程になります。場所柄ですね、大会の使用が多ございますので、十勝管内の大会とかでね、そういったところに参加される方という、かなりの人数にはなるかと思えます。

後ほど正確な数字をお知らせしたいと思います。

それと今後の考え方というのですが、これから使用料について、あるいは減免規定の見直しというのが今後行革のスケジュールで出てまいりますので、その段階です、私どもが管理している施設の実態、使用実態はこうですと、減免による影響額はこうです、そういったデータをもとにですね、他の公共施設の使用料体系なんかとのバランスも含めて、今後検討していきたいと思えます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 幕別町の施設でありますから、町民あるいはそこに町内の事業所に努めていらっしゃる方が優先というのは私はこれは当然のことだと思います。逆によくパークゴルフなどでは、町民が使えなくて町外の人に占領されちゃうんだと、というようなこともしばしば聞きます。ですから、町の施設が町民優先になるということは大前提としながらも、しかし公共施設でありますから、そこを優先にしながらも、十勝全体で、十勝だけで限ってはいけないのかもしれませんが、必要とする人たちが、使いやすく便宜を図っていくということも、これまた大事だと思うのですよね。おそらくうちの町民の方も、例えば帯広の森を利用するとか、他町、他市の施設を利用する方も沢山いらっしゃると思うんです。要はそういう人たちがスポーツ団体なんかは特にそれぞれ皆さん大会ですとか、営利ではなくて、本当にスポーツ振興、あるいはそれぞれの代表として、町の代表として役割を持って参加するとか、いろんな方がいらっしゃると思うのですが、そういう人たちにも、町が使うと同時に有効な、空きがあれば有効に活用してもらおうという視点が大事だと思うのですよね。だけど、その入ることが全然できないんだというのは、一つは料金の問題があるんですけども、もう一つは先に予約という形で占められていて入れないということなんですけども、そういう実態なのかどうかね、そのことも伺いたいと思えます。

それから料金もですね、こうなんです、課長のお答えのとおり、時間帯によって変わってくるんですけども、例えばスポセン一日借りると10万円近いお金になってきますよね、それが2分の1で半分、7万8千円くらいでしたか、その半分ということでありますけども、一人当たりいくらかとかというよりは、こういう利用される方達は、大体相場と言いますか、帯広の利用料金があり、近郊の施設の利用料金がありというようなことで、比較されることが多いのでね、やはり高いんだというんですよね、近郊から比べてね、その辺がたぶん町としても押さえていらっしゃると思うのですけどもね、一定程度の平準化といいますか、他町のも参考にしながら料金も決めていかれるということが必要なんじゃないかなと思えてね、そういう点なんかもどのように抑えていらっしゃるんですか。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 後の方のお話ですね。他所と比べて高いかどうか、これなんですけども、帯広市の総合体育館、あそこは一人いくらという料金規定もあるんですね、アリーナ一つ占有する場合いくら、その他にフリーで行って一人いくらと、そういう料金体系になっています。それが確か私の記憶では一人150円か180円、そんな金額だったと思います。

私どもの方は、先ほども申し上げましたように、一人いくらという規定がございませんので、その面積按分、町内、町外の人数按分ということで、比較をしていきますと、通常の使い方、200円前後ぐらいかなと、これは例えば、テニスをやるのかミニバレーをやるのかでは、えらい違いですね、人数が変わりますから、そういった比較の問題が出てまいります、巷間言われているように、極端ないたゞき方はしていないと思っています。

これが道内で幕別が特別な料金体系かということ、そういったこともございません。

占用の場合のアリーナの広さですとかね、そういったことでの比較では、そう高い水準にはないと考えています。

ですからこれから使用料、減免規定の見直しのときに、一人いくらというその料金規定を持つかどうか、そういったことになっていこうかと思えます。

それは、普段お使いのスポーツを愛好されている皆さん達の意見も聞きながら、検討をしていきたいと思えます。

それとお話戻りますが、その広域利用のことです。

町内優先と言いつつですね、町内のいろんなサークルが先に全部取っちゃって、空いているところどうぞというそういうことはいたしておりません。

利用調整の中で、私ども毎年この時期には、十勝のこういった種目の大会が例年スポセン会場であるということになれば、それは前段踏まえた上で、例えば担当が変わって、お申し込み、お問い合わせがない場合は、こちらからお伺いする場合があります。今年は大会はないのでしょうか、その上で全体の利用調整を図っています。私どもの考え方として、十勝全体、広域のスポーツ振興という観点もないがしろにはございません。ご安心ください。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。聞いていて思ったんですけども、たぶんチームメンバーの少ないところからの声なんではないかなというふうに思うんですね。

沢山で利用する場合には、それぞれ皆さんスポーツ団体は団体なりの補助金やあるいは個人の負担金をもとにして、そういう利用料金なんかも算出されていると思うのですが、少ない人数で済むスポーツ、種目、スポーツ団体ですね、そういうところから出ているんだろうと思いますので、課長仰られるように、是非、その減免規定などで、今後検討されるということでもありますから、その人数のバラつきがあるところなどについても十分その御配慮求めていきたいというふうに思います。

また、利用人数につきましては、あとで結構ですので示していただきたいと思えます。以上です。

（関連の声あり）

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 体育館ですね、使用料金のことでもう少しお聞かせいただきたいなというふうに思って今手を挙げたところです。

こういったケースはどうでしょう。いろんな大会が、大会の会場として使われるわけですけども、例えばアリーナを、札内スポーツセンターのアリーナを2面とも、全面、朝から夕方まで使うと、そのスポーツ団体は、例えば全十勝大会で使ったとしましょう。いろんなところの、例えば、帯広だ清水だ新得だそういった人たちが、どいう割合かわからないけども集まる。

そのスポーツの申込者が例えば、幕別町民だったら安くなるだとか、幕別町の代表者がいれば安くなるだとか、そういったようなことの差別選別みたいな、そういうようなことは、料金の中にはないんでしょうか。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 大会の場合なんですけども、二通りになると思います。一つはですね、体育連盟、体育協会、わかりやすく言えば、道体協の加盟団体のような場合ですね、そういった場合ですと、率で減額をしていきます。そういうケースとですね、もう一つがそういう体育協会などに加盟していないような、例えば大会と言いつつもですね、レクレーションに近いような職域の対抗ですとかね、そういったような大会もあります。体協なんかに加盟していないようなそういう種類のものをされる場合ですと、先ほど言いました面積、人数、そういった計算を行います。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 道体協に入っている、入っていないということが一つこの大会の場合ですと線引きになるということがありましたけども、ひとつその辺のところは、私の理解が十分ではないので、ちょっとよっこしますけども、道体協に加盟している団体だと、同じ時間帯、同じスペースを使ってといふなかでは、減免があると、率で減額があるということでしたけども、それは一定決まったルールがやはりあるわけですね、どんなルールでしょう。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 幾通りにもわかれておりまして、例えば、国、道、地方公共団体、こういったところが使う場合もあります。

例えば、かつてですと、スポーツフェスティバルのような大会、これは地方公共団体なんか名を連ねてやっています。こういった場合は全額免除というかこうになります。

それから、先ほど言いましたように、バレーボールであるとか、ミニバレーなんか、通常のスポーツ、私達が普段目にするスポーツはほとんどすべて減額の対象となってまいります。

先ほど申し上げましたそうじゃないケースというのは、例えば職場の、あるいは十勝の職域でのレクレーション大会といいますかね、運動会のような場合、これは面積、人数の按分そういった算定になってまいります。

社会教育団体それから、細かくですね団体を例示して、私どもは減免の基準を持っております。

後ほどそれら詳しいものをお示ししたいと思います。

（13：43 永井繁樹委員入場）

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） その辺のルールについてはですね、やはりいろんなスポーツ団体で、知りたいんだと思うんですよ、結局、今、中橋委員からの質問のあった中身というのは、あるスポーツ団体さんからのお話だったんですけどね、大会をやるのに、十勝的な規模の大会をやるのに、随分な使用料が提示されたらと、でも他のスポーツによっては、そうでないところもあるというような印象を、その方がお持ちであって、そんなことも提示された料金が安いということが実際にあったのかもしれないんですけども、そんなような含みもあったのではないかなというふうに思ってお話を聞かせてもらいました。

平等であると、ちゃんとしたルールにのっとって、特別な団体だけを特別な扱いにしているというようなことはないということでお聞きしてよろしいでしょうか。

そして、その料金表については、是非見せていただきたいなというふうに思います。

そのとこだけ、ご返答ください。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 町内の体育連盟、それからスポーツ少年団、そういうった体育関係者にはもちろん、そういう減免規定の存在、内容も知らせております。

ただ、もともと無料なものですから、そういったところが主催する場合に関係してきますよね。十勝大会ですとか。

あと、大会の申し込みがあった時には、申請書の中に、減免規定、これは第何項に該当する。したがっていくら減額になります。それはお申し込みいただいた方にそのつどもちろんお知らせをしております。

相手から、減免してほしいという、事情がわからなくてですね、そのことをはっきり、こちらに言われられない方には、そういった内容の説明もしております。

そういったことで、取り扱いに公平さを欠いて、結果、どこかに不利益が生ずる、そういったことは一切ございません。

○委員長（前川雅志） 他に。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 159ページ、9目の図書館管理費、全般と言いましょか、に渡ってお尋ねしたいと思います。

先ず、来年度の利用者の見込みというものはどのくらい見込んでいるのかお尋ねをしたいと思います。

あわせてですね、ちょっとお尋ねをしたいと思うのですが、来年度、開館時間の短縮や開館日の縮小については、考えられているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、18節の備品購入の中で、毎年700万円から800万円程度、この図書資料、AV資料に予算が計上されていますが、来年度については、この図書関係、それからAV関係についてどれくらいの、それぞれですね、予算を立てられているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 図書館長。

○図書館長（平野利夫） 先ず1点目であります。利用者の見込みであります。19年度につきましては、まだ3月末ということで、まだ定かな数字は出てませんので、18年度説明させていただきますけども、7,9512名の来館者をいただきました。ご利用いただきました。そういうことで、この数字については、若干、一昨年、17年度につきましては、6,6000ちょっとということで、5,000人程増えてきてございます。特にその中では児童が多くなっているということでありまして、利用見込みとしましては、約8万2、3千というくらいの見込みをしてございます。

これには、図書資料の貸し出しの他に、いろんな、フラットアートといいますか、いろんな展示の関係もありますので、その関係でも結構増えてきていると、それとファーストブックサポート事業の関係で児童が増えてきているというのがあります。

先ず、それと2点目の時間でありまして、今、10時から夜6時までという時間で開館してございます。また、木曜日につきましては、札内地区のみでありますけども、札内分館が2時間の延長といおうことでやって、8時までやってございます。

この2時間の札内分館の延長につきましては、帯広への通勤者、また、そういう働いている方の利用ということで、大体一日平均しますと、大体10名前後というふうになってございます。

そういう関係で、時間の延長は、ちょっといまのそこは、その関係ではありますけども、時間とはちょっと関係はないんでありますけども、冊数の変更というんですか、そういう方法でやっていきたいということで今、考えてございます。

それから、図書資料でありますけども、これにつきましては、平成14年から約800万という今、堀川委員がいわれましたように、その中で、図書資料と映像資料ということで、買ってございます。

開館日はそういうことで、委員の言われる祭日とかの開館日のことだと思っておりますけども、そういうことで、今のところは考えはありません。

図書資料については約年間800万で、図書資料費の本としましては、約4,200冊ほど買わせていただいております。また、映像につきましては60点、著作権の関係がありますので、大体60本位、今高くなりましたので約60タイトルを購入させていただくという予定になっております。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 図書館の利用者については、若干の伸びがきつと見込んでいるんだらうなというふうに思います。8万2千から8万3千人程度と仰られましたかね、いろんな政策と言いましょか、それから図書館を利用しての事業で伸びているのだらうと思いますけども、開館時間や開館日については従来通りというふうに考えてよろしいでしょうか。

ただちょっとそこで気になったのがですね、これ単純に比較対象ができないんでしょうけども、例え

ば156ページのナウマンゾウの記念館の方では、入館料が予算ベースですけれども、前年比10万円が減っていて電気料金が1万2千円ほど増える、でも図書館の方では、利用者の伸びが見込みながら、あるいは開館時間等がそのままとしながら、電気料金が減っている。ちょっとこれ違和感をすごく感じるんですけども、この予算の組み方そのものがですね、どうなのかなという気がしたものですから、ただでさえ4月1日から電気料金が値上がりするという中にあって、これは暗い中で本を読めということになるのかどうか、若干ですね違和感を感じるものですからお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、備品購入費の今、図書は約4,200冊、金額は仰られませんでしたけれども、映像資料は60本くらいだと、映像資料については、今、館長仰られたように、著作権がついているということで、非常に高いですね、これは市販されているものよりかなり、2倍か3倍以上のかなり高額なものになるんじゃないかなというふうに思うのですけども、かなりこの映像に関して見に来る方も多いですよね、もう少し幅の広い取り揃え方ができないものかなというふうなことも思うと、安く買えるのが一番いいのではないかなと。じゃ別に著作権がですね、切れたものを買うのであれば安くなるのではないかなとか、いろんな購入方法が決められたルールがあるのかもわかりませんが、住民からすれば、もうちょっとたくさん揃えてあった方がいいねというふうに、声も聞いているものですから、この辺ですね、ちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 図書館長。

○図書館長（平野利夫） 先ず第1点目の電気代等の関係でありますけれども、図書館としては、日が沈むのが早くなった時には早くつけるのでありますけれども、お客さんのいない場所についてはですね、電気を消すとか、そういうものはやっておりますけれども、お客さんがいるところについては、やっぱり明るいところで読んでいただくという形はとっております。

そういうことで、図書館としてはそういう感じでお客さんの読みやすい環境を作るということで努力しているところでございます。

それから2点目の映像でありますけれども、当初はこの倍の約120タイトルほど買えました。5千円ちょっとで買えたので、それで一昨年から著作権の関係、ということは、3人以上で見たらそういうものが必要だよと、一般でリース屋さんもございますので、図書館はただということでありますので、そういうことで著作権の関係が厳しくなったということで、私どもそういうきちんとしたものを入れて見せているということでもあります。

そんな中で、今、堀川委員の言われました安い物をというのを、今お伺いしましたので、これからまたそのへん参考にして、そういうものがあれば検討していきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） わかりました。電気料を含めて経費の節減に努められているんだなというふうに受けとります。

ちょっともう少しお尋ねしたいんですけども、スワディ号ありますよね、スワディ号それぞれ子供たちのいるような幼稚園だとか保育所まわってくるんだと思うのですけど、ちょっと聞くところによるとですね、保育所に通っている子供さんで本を借りてこない子がいるんだというんですね、何故かという、5歳や6歳のお子さんたちは保育所の先生がスワディ号まで連れてきてくれる、でも4歳や3歳のお子さん方は、保育所のほうで連れて行っていないところがあると聞いています。

これちょっと、せっかくまわっていつているのに、本も借りてこれないような、機会が与えられないというのか、それは役場の対応としてちょっとふさわしくないのではないかなというふうに思います。

聞くところによれば、それが4月、5月からずっと続いていてなかなか改善されなかったような話も聞いたものですから、その辺どうなのかなと、ちょっと心配したものですからお尋ねしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 図書館長。

○図書館長（平野利夫） スワディ号でございますけど、18年では約8,800人、冊数では3万2千というたくさんの子供たち、ほとんど子供たちが主になります。利用していただいているわけでありまして。

その中で、返却の関係があります。

毎月、そういう、2週間で過ぎて返却できない場合は、先ず手紙を出すということで、願をしているわけでございます。

なおかつ、手紙で還ってこない、返却されない場合は、図書館の方から電話で願をしているわけであります。

そんな関係で、できるだけ、そういうたくさん利用していただいております、保育所、小さい子供たちが利用していただいておりますので、保育所の先生、また、学校の先生に、ご両親、親と連携をとっていただいて、その辺先生の方からもお子さんの方へ還していただく。また、保育所、学校の方で管理している先生も、学校もでございます。そのへんも利用形態も管理形態が違いますので、そのつど対応しているところであります。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） ちょっと今の館長のご答弁からは、どのように僕も把握しているかわからないんですけども、要は小さいお子さんは本をかえせれないから本を貸せないという意味合いなんでしょうかね。本当、子供さん達は、同じ本を50回も100回も読んでまた同じところで、笑ったり泣いたりしてくれるんですよね、それが本当に、子供のですね学習と言いますか、親子の触れ合いがそこでなるんでしょうから、もうちょっと実態をですね、把握しつつ対応してもらいたいなという思いで質問させていただきましたんですけども、もう一度お願いします。

○委員長（前川雅志） 図書館長。

○図書館長（平野利夫） すみません。3歳、4歳の子は先生が連れてきていないということでありまして、図書館としましては、そういうことはないというふうに感じているわけでありまして。

全員、保育所にいる子には貸し出しをしているというふうには押さえております。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） ただ今図書館のswディ号の対応だと思います。

各学校、あるいは保育所単位で100冊という単位で貸せることになっておりますので、その部分で対応できるのかなと感じはしますが、今のご意見につきましては、保育所の5歳、6歳児はいいけども、3歳児、4歳児は連れていってもらえないような状況があるということでした。

私どもの方では保育所との連絡だけですので、そこらへんまで詳しいことはまだ分かっていないこともあります。

ちょっと状況を調査させていただいて、もしそういうことであれば、3歳、4歳児の子も見ていただけるような方法で進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 他に。

質疑の途中でありますすが、この際14時15分まで休憩させていただきたいと思っております。

(14:01 休憩)

(14:15 再開)

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増田委員。

○委員（増田武夫） 2点ほどお伺いしたいと思います。

教育費のどの部分にあたるのか、ちょっとあれなんで、お許しいただきたいと思っておりますが、今年度から、来年度ですか、平成20年度に学校支援地域事業というのが新設されて、全市町村で設置する新規事業に国の予算がついたという、そういうことを聞いているわけですけども、本町ではどのような取り組みになるのか、いろんな学校支援地域本部というようなものを設けて、やるようになっているようでありまして、どのような取り組みなるかをお聞きしたいと思います。

もう1点でありますけれども、132ページの中でお聞きしますが、機構改革によって教育課がなくなるという関係でありますけれども、今まで教育課には何人かの職員が配置されておりました、そうした中で、教育課というのは忠類の教育課ですけども、その中で図書館でありますとか、学校給食センターはそれぞれ、上に繋がってしままでの仕事が行われていくわけですが、管理係と生涯学習係、課長も含めてこ

の2つで4人の人員が配置されて、やっていたわけですけども、3人ですかね。今3人になっているかもしれませんが、いろいろ今までの仕事、老人クラブでありますとか、文化団体、体育団体いろいろな活動を支援していくことになると思いますが、そういう中で、こちらの方の教育委員会につながって人員だけ配置されるという形になりますけども、スムーズな、これからそうした住民のいろいろな活動、一生懸命活発にしていかなければならない中で、十分な機能をはたしていけるのかどうか、その2点についてお願いします。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 私の方からは、学校支援地域本部についてお答えいたします。

これまた文科省の方から、新たに出てきた話であります。

地域をあげて学校の運営を盛りたてていこう、そういった趣旨であります。これがですね、例えば市町村に実行委員会を置くだとか、あと、中学校区に一つづ学校支援のための地域本部を設置するだとかというふうに、文科省の資料では示されています。

そこで、通常これをそのまま受け止めちゃいますと、新たに実行委員会だとか、その支援本部という格好になります。

そうでなくても、今学校に寄せられる期待だとかはたくさんあります。

学校はとても忙しいです。そこにまた新たな仕組み作りを求めるというのは、やはりちょっと躊躇するものがあります。

そこで、今までですね、例えば先ほど言いました中学校公区ごとということであれば、学校協議員制度が幕別の場合ございます。そこには、いろんな人たち、もちろん教職員からPTA関係者、地域住民まで入って構成しています。そういったところが、その役割を、イメージとしては一番近いかなというふうに思います。

そんなふうに既存の組織、その組み合わせだとか置き換えだとか、要するに事業面でも幕別の場合、いろんなことを手掛けてきています。人の問題では、生涯学習のリーダーバンクであるとか、あと、しらかば大学でも昨年からです。自分達が学んだことを地域貢献、社会貢献に還元していこうという活動もやっています。もちろん、以前からですね、例えば環境整備のことであれば、PTAのそういう部会が学校に対して支援をしてきています。そういう人だとかことというのはすでに沢山あるとあると思います。それを、幕別方式で再編集していく方向、今はそういうふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 私の方から教育課の廃止の関係でお答したいと思います。

教育課はもともと総合支所の組織の傘下ということではなくて、教育委員会の一課としての設置でありました。

今回は教育課という総合支所の中にある、教育委員会の一課を廃止して、生涯学習係というふうにするものであります。従来の教育課の仕事であります。忠類地域の教育全体を掌握してもらうということにありまして、総務、学校教育、あるいは生涯学習という係を設置しておりましたけども、学校教育、総務につきましては、合併当初から、全てではありませんけども、本町の方でカバーすることができていた。もともとの事務量も少なかったということもありまして、実際は学校教育係、あるいは総務係としての機能が十分に発揮されていなかったという面もありました。従って今回の機構改革で課を廃止するわけですけども、課長職1名の減となって、3名体制から2名体制にかかわることになります。

総務部の方からこのことを相談され、教育委員会内部では私が中心になって、総合支所の遠藤副町長とも協議し、結果、課はなくなりますけども、係であっても忠類地域の教育の振興を図ることができるものというふうに判断し、現在に至っていいところでもあります。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 最初の質問の学校支援地域事業、確かに今までいろんな形で行われていたことを、まとめたような、そんな事業でありますけども、今、答えられたような今までのものを活かしていくというような方法で、国の予算の関係ではしっかりと手当されるのかどうかというのが一つと、それから、

そうして今までの、この支援地域事業の中では学校長や教職員、PTA関係者など広範な人たちを組織して、そしてやっていくというようなことであります。そうした組織を今までのものを活かしていく、どういう組織を再編していくのか、どういう形でやっていかれようとしているのか、そのへんもお聞きしたいとおもいます。

それから、その中では無償ボランティアということで、ボランティア活動も一生懸命やって、環境整備だとかいろんなこともやっていくような形になってはいますが、現在、公務補といいますか、そういう、今、自治体で雇っている人たちが担っている面もあると思いますけども、そうした人たちとの関係はどうなっていくのか。やはり充実させていくという意味でこういうものがつくられていくと思うので、町で雇っている人たちがしている仕事に代わっていくようなことであれば、本来の目的を達成できないのではないかと思いますけども、そのへんはいかがでしょうか。

それから2番目の問題で、生涯係ということで、生涯学習係ということで配置するということが、確認ですけども、2名配置されるということではよろしいかどうか、あわせてお聞きします。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 初めに学校支援地域本部の方のお答をいたします。

私、先ほど発音が悪かったかもしれませんが、再編ではなく再編集と申し上げました。既存の組織の再編という意味で申し上げたものではございません。新たな組織を作って、よけい世の中複雑にすることはしたくないなということが正直な気持ちでございます。

とはいえ文科省が言っている主旨というのは、地域をあげて、先ほど申しましたが、学校を盛りたてていこうという主旨でありますので、そのことに異論があるものではありません。ただ、文科省の方で、全国に示す以上、なにかわかりやすい絵にするとか、図にすると必要なものですから、ただそれを見る限りやはり、全国一律に示すモデルというのは、どうしてもやはり都会バージョン、そういった感じがいたします。もうちょっと詳しく言いますと、先ほどのボランティアのことなんですけども、都会には退職された教員の方はたくさんいると思います。

十勝でもまだ、幕別地域、札内地域というのは実際に退職された先生方が住んでいらっしゃいます。

一方、忠類地域で、さて、どのくらい退職された方がいらして、しかもボランティアとしてそういったことに参画していただける方が、どれほどおられるのか。昨年もですね、放課後子どもプラントというものが出てまいりました。これも管内の担当者が集まった時にやはり同じ悩み、帯広周辺から遠くなればなるほどですね、実際にそういうこと、ボランティアとしてお願いできる人が確保できるだろうか、そういった人の問題での悩みというのがとてもたくさん持ってられるようであります。

幕別においても、このことがその地域格差みたいなことを生まないようにですね、ですから先ほど申し上げました、モデルはモデルとして、やっぱり幕別方式で臨んでいかなければというのは、そういう意味で申し上げました。

細かなことはこれからの検討になってまいります。

一方、学校もですね、古くから例えば生きる力を育む教育支援活動だとかいろんな事業を展開してきました。そういうことで、学校と地域のいろんな教えていくくださる方ですね、そういう結びつきもすでに資産として持っておりますので、ゼロからの出発というふうにはならないと考えております。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 教育課廃止の関係ですけども、先ほどお答えしたとおり、生涯学習係として係長1名、係1名と2名になります。今行っている大学の関係、あるいは文化、スポーツの関係、これは全てまかなうことができるだろうと、それから忠類小学校と忠類中学校の学校、離れておりますので、そういった連絡調整役も兼ねていただこうかなと、これは事務分掌には出てまいりませんが、そういうこともでてくるのではないかとこのように考えています。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） これ、国も次々と新しいこの事業をだしてくるわけですけども、有効にそれが機能していくように地域にあったうまいやり方を編み出していただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 132ページ、事務局費、賃金7節、学校教育推進委員賃金のところでお伺いします。

これは執行方針で出されました今年からの事業でございますので、伺いをしておきたいと思いますが、専門的な分野のことについての指導ということで、あと新学習指導要領の対応であるとか、学校の評価制度、職員の評価制度ということが今年導入されることについての対応をしていくんだとい、そういう執行方針の中の話でありました。

メンバーがどういうメンバーでその構成をされるのか、また、この推進委員の方針と申しますか、その性質と申しますか、そしてあと、どういう効果を考えて今制度が導入をされるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 平成18年の12月に教育基本法が改正をされまして、昨年、学校教育法も改正となりました。その学校教育関連の中で地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございます。

そこで従来、指導主事というものはですね、都道府県にはおかなければならなかったわけですが、市町村には義務規定でありましたが、今年の4月1日からは、そこが努力義務化されたということも一つございます。

さらには、芳滝委員も仰られたように、これから予定されております、新学習指導要領の文部科学大臣の告示が3月中に予定されております。

23年度、24年度からの本格実施に向けて、来年から授業を増やすような移行措置を入れていくということでございます。

そういうことから、より専門性が学校現場と教育委員会をつなぐ形での専門性が求められるわけですが、その仕事を担ってもらう方としてですね、学校教育推進員を配置しようというものであります。

配置するにあたりましては、1月1日の広報で公募をかけまして、2月に面接をして、4月1日からの勤務を1名予定しております。これによりまして、どうしても我々、教育委員会に勤めるようになってから、一生懸命勉強するわけですがそれでもやはり、中々わからない部分、学校の現場、現場に向いてお話を伺っておりますけども、それでも中々わからない部分、歴史的な経過がわからない部分というのがございますので、これらについては、この学校教育推進員の力を借りながらですね、教育行政に反映させてまいりたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 指導主事的なそういう考え方の指導だという形で、今後、この活動と申しますか仕事を見ていかんとならないと思いますけども、非常に大きな教育の方針の転換期ですね、役割を果たされる、そういう推進員だろうと思います。

特に評価制度が導入されてくると、非常にこれはいろんな意味で問題が提起されてくるんでないかというふうなこともあろうかと思えます。

そういう意味で、国から出されました方針によって、そういう制度を導入していくんだということなんだと思いますが、なられる方の内容もあろうかと思えますが、非常に慎重に情報を公開していただいでですね、進めていただくというふうに思うわけでありましてどうですか。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 公募をかけました時には、教員免許をお持ちの方、実際に手をあげていただいた方と面接させていただきまして、今芳滝委員が仰られたことについては、十分に実力を発揮していただける方だという認識のもとに、その方をお願いすることとしたしだいでありまして。

○委員長（前川雅志） 他に。

野原委員。

○委員（野原恵子） 134ページですが、教育総務費の中の19負担金補助及び交付金のところの、6番奨学資金交付金なんですけど、この制度は非常に地域でも喜ばれている制度でありまして、今年度の基準と

それから予定人数をお聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 平成12年から月額7千円に改正をさせていただいておりますけども、20人予算上予定しております。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○委員（野原恵子） 忠類地域では同じような助成制度があったとお聞きしているのですが、この制度は全町くまなく応募するということになりまして、忠類の方達もこの中に何人か対象となっているのであれば、昨年度の対象人数なんかも分ければ教えていただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 当然忠類も幕別町ですので、全町をカバーしております。

今、どこの住所の方が何名というのは持ち合わせておりませんが、19年度の実績で申し上げますと、19年度は22名いらっしゃいました。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○委員（野原恵子） そうしますと、今年度は20名の予定ということになっておりますけども、その枠を広げていくという基準をね、基準の方は7千円ということだったんですけども、これは、やはり世帯の基準、どういう人たちが基準になるかということもあるかと思うんですが、そのところの、枠を広げていくというお考えはないのかどうか、合わせてお聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） これは奨学資金の選考委員会というのを民生委員の方々に委員になっていただいて、毎年開いております。

その中で、対象となる方々の経済状況、内容を見させていただいてですね、19年でいいますと、生活保護基準の1.5倍までの方に認めております。

今年は22人なんですけども、平成18年が18名、それから17年が20名、16年が20名ということで、昨今の情勢から20名の予算を計上させていただいたところでございます。

これはかつて奨学資金基金というのがございまして、平成18年の合併の際に、この基金は廃止をしたわけなんですけども、当時の残高で約2千50万、これは果実運用なわけなんですけども、現在の低金利預金の利率1%程度だとしても、20万円程度の果実しか生まないというような状況もありまして、大変、できる限りそれは大いに越したことはないわけなんですけども、こういう結果に落ちいつているところでございます。

（関連の声あり）

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 忠類で昔、広尾線がなくなった時に、その広尾線の関係する予算、国の予算が配分されてきたものを利用して、全員に支給していた制度がありましたよね。そういう点から言えば、忠類地域、高校もありませんし、非常に高校に行くとしたら、通学をしているひとも実際にいますけども、交通費も掛かる、下宿しても掛かるというようなことで、忠類地域の人たちは、確か月額5千円だったと思うのですが、非常に喜んでいただけてんですけども、そうした点から言えば、今支給されているひとは非常に減ってしまったのではないかと思うんですけども、特別な手当を特殊な地域にあって高校も無い地域だということで、特別な手当をすることをお考えはないかどうか。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） ただ今のご質問ですけども、非常にちょっと難しいかなというふうに思っております。

忠類地域でやっておりましたのは、企画の方で定住促進という意味で、高校生、就学奨励金という名前でやっておりました。これは国鉄広尾線の基金をいただいた時に、バス運賃を助成していた制度がありました。それが基金が底をついたので、その制度をやめて新たに高校生就学奨励金ということで、月5千円の支給をしていたと、これは高校生の保護者全員に月5千円づつということで、そういう考え方

でやっていたんですけども、教育委員会の方での主旨とちょっと違うのかなというふうに思っております。

教育委員会の方としては忠類地域だけ、とりわけていうことは考えておりません。

○委員長（前川雅志） 他に。

10款教育費につきましては、他に質疑がないようでありますので、以上を持って終了をさせていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

162ページをお開きください。

11款公債費、1項公債費、1目元金、22億6,514万8千円、借入いたしています起債の償還元金であります。なお、このうち2億235万7千円につきましては、財政健全化推進プランに基づく政府系資金の繰り上げ償還に係るものであります。

また、公債費の借入状況につきましては、予算積算基礎の21ページから33ページに掲載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

2目利子、4億8,569万9千円。借入いたしました起債の償還利子であります。

次のページになります。

3目公債諸費、15万8千円。起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12款職員費につきましてご説明申し上げます。

164ページをお開きください。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、20億2,180万円。本目は特別職を含め、226人分の一般会計から支弁する職員の人件費等であります。退職者数に対して概ね4割の採用に止め人件費の抑制に努めたところであります。

2節の給料は、前年度比11名減で約5万円程の減となっております。

3節職員手当等、細節11、時間外勤務手当につきましては、前年度と比較いたしまして1千7百万円ほど減額いたしておりますが、昨年度実施されました、選挙に係る時間外勤務手当が主な要因となっております。

4節は共済費でありまして、各種共済組合への負担金であります。

次のページになりますが、7節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金、19節負担金補助及び交付金は福祉協会への負担金であります。

以上が職員費であります。

次に13款予備費についてご説明いたします。

166ページになります。

13款予備費、1項予備費、1目予備費、500万円であります。

以上で公債費、職員費、及び予備費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、質疑がないようでありますので以上を持って終了させていただきます。

以上を持って、歳出1款議会費から13款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて一般会計歳入の審査に入ります。

1款町税より22款町債まで、一括説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 歳入につきましてご説明いたします。

14ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、9 億8,461万6 千円。

依然として景気回復の兆しが見えない中で、給与収入の減少や、農業制度改正に伴う農業所得の減少が見込まれることから、前年対比約2,100万円の減で計上しております。

2 目法人、1 億4,685万1 千円。

法人数は若干の減少であります、一部企業に業績向上が見られることから、約400万円の増を見込み、町民税全体では、前年度6月補正との対比では5.1%の減で計上したところであります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、10億8,533万2 千円。

土地の負担調整による増及び新築家屋の増加分などを見込み4.1%の増で計上いたしております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、1,552万円。

21.9%の増で見込んでおります。

15ページになります。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、4,346万1 千円。

前年度とほぼ同額で計上いたしております。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税、1 億5,373万2 千円。

喫煙率の減少を考慮いたしまして、6.5%の減で計上いたしております。

5 項入湯税、1 目入湯税、1,402万2 千円。

宿泊客は増加傾向にあるものの、日帰り入浴客が減少しておりますことから、12.8%の減で見込んでおります。

16ページになります。6 項特別土地保有税、1 目特別土地保有税、千円。

平成15年度税制改正によりまして、それ以降新たな課税は行っておりません。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、2 億7 千万円であります。

自動車重量税の総額の3分の1が、市町村の道路財源として譲与されるものであります。

2 項地方道路譲与税、1 目地方道路譲与税、9,100万円であります。

揮発油に係る地方道路譲与税の総額のうち、42%が市町村に譲与されるものであります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、1,600万円。

交付実績などを考慮いたしまして、前年同額で計上いたしております。

17ページになります。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、500万円であります。

平成15年度の税制改正により新設をされた交付金であります、交付実績などを考慮いたしまして、計上いたしております。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得交付金、1 目株式等譲渡所得交付金、400万円あります。

配当割交付金と同様に平成15年度の税制改正によりまして、新設されておりますけれども、交付実績などを勘案いたしまして計上いたしております。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、2 億4 千万円あります。

これも交付実績などを考慮いたしまして前年同額で計上いたしております。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、3,400万円あります。

利用実績などを考慮いたしまして計上いたしております。

次のページになりますが、8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金、1 億1 千万円。

交付実績などを考慮いたしまして前年同額で計上いたしております。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提

供施設等所在市町村助成交付金、20万円であります。

前年と同額であります。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、2,400万円であります。

平成18年度の税制改正に伴い、所得税から住民税への税源移譲により、地方税減収分の補てんをするものであります。

2項特別交付金、1目特別交付金、400万円であります。

平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴う、地方税の減収額の一部を補てんするために、交付されました減税補てん特例交付金に代わり、平成19年度から21年度までの間、特別交付金として段階的に縮小して交付されるものであります。

次のページ、19ページになります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、55億2,845万円ありますが、前年度当初比2.5%の減で計上いたしております。

なお、先の予算積算基礎のところの説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、650万円あります。

交付実績を考慮いたしまして前年同額で計上いたしております。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金、5,619万9千円あります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。

20ページになりますが、2項負担金、1目民生費負担金、1億987万6千円あります。

老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所の保育料等が主なものとなっております。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、174万3千円ありますが、近隣センター使用料が主なものとなっております。

2目民生使用料、2,452万6千円。1節の保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会に係る使用料、2節児童福祉使用料のうち、学童保育所保育料は、昨年度の教育使用料から科目替えをしたものであります。

3目衛生使用料、200万4千円。葬祭場及び墓地の使用料となっております。

次のページになりますが、4目農林業使用料、3,035万5千円ありますが、入牧料が主なものであります。

5目商工使用料、1,422万円。スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場にあり、宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6目土木使用料、1億7,487万1千円。1節の道路占用料及び4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料、964万7千円。幼稚園保育料、次のページになりますが、ナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

2項手数料、1目総務手数料、947万7千円。戸籍住民票手数料及び諸証明に係ります手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料、2,212万9千円。2節介護支援手数料の介護予防サービス計画等作成手数料、それから、3節介護サービス料が主なものであります。

23ページになります。

3目衛生手数料、5,233万8千円あります。

主なものはごみ処理手数料であります。

4目土木手数料、312万1千円。建築確認申請の手数料及び完了検査に係ります手数料などであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、2億4,514万2千円。国からの負担金であります。主なものといいたしましては、障害者自立支援給付費、児童手当などに係るものであります。

次のページになりますが、衛生費負担金は廃目であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金、7,409万円。合併推進に関連する戸籍電算化事業などに対するものであります。

2 目民生費補助金、1,432万5千円。障害者居宅支援費に係る補助金、次世代育成支援交付金などであります。

3 目土木費補助金は、2億2,523万1千円。1 節は除雪ドーザーの購入及び各種道路整備に対する補助金、2 節は北栄大通等に対する補助金、3 節は公営住宅に係る補助金などとなっております。

25ページになります。

4 目教育費補助金、8,907万4千円。2 節中学校費補助金のうち、細節4番、札内中学校大規模改造事業に係る補助金が主なものであります。

議会費補助金及び商工費補助金は廃目であります。

3 項国庫委託金、1 目総務費委託金、8万5千円。外国人登録事務など国からの委託事業に係る委託金となっております。

2 目民生費委託金、602万9千円。基礎年金事務に係る委託金であります。

次のページになりますが、16款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金、2億4,923万5千円。

国民健康保険基盤安定費、障害者自立支援給付費、それから新設されました後期高齢者医療保険基盤安定費等が主なものであります。

2 目農林業費負担金、726万円。農業委員会委員手当及び職員設置費に係る道の負担金が主なものであります。

3 目土木費負担金、1,604万1千円。地籍事業に係る道負担金であります。

衛生負担金は廃目であります。

27ページになります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金、149万8千円。防災事業に係る補助金であります。

2 目民生費補助金、8,015万5千円。障害者に係る各種事業及び各種福祉事業に係る補助金並びにひとり親家庭等医療費、老人医療費、乳幼児医療費など、それから子育て支援センターの事業に係る道からの補助金となっております。

3 目農林業費補助金、7,976万3千円。主なものといたしましては、1 節農業費補助金の細節5、忠類地区における中山間地域等直接支払交付金であります。

次のページですが、3 節の土地改良事業では、細節1の道営土地改良事業、4 節の林業費補助金につきましては各種造林事業等の係る道補助金であります。

4 目教育費補助金、751万3千円。放課後児童対策事業に対する補助金となっております。

3 項道委託金、1 目総務費委託金、5,307万円。2 節の道民税徴収事務委託金が主なものとなっております。

29ページになります。

2 目農林業費委託金、31万7千円。有害鳥獣捕獲許可事務の道委託金等となっております。

3 目土木費委託金、187万5千円。樋もん管理業務に係る道委託金が主なものであります。

17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、2,091万6千円。土地及び建物の貸付収入であります。

2 目利子及び配当金は、174万3千円で、各種基金等からの利子収入を見込んでおります。

次のページですが、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、2,043万2千円。皆伐材等の売払収入を見込んでおります。

2 目物品売払収入、6,686万8千円。忠類地区の育苗センター苗木の売払収入、公社貸付牛譲渡代が主なものであります。

18款寄付金、1 項寄付金、1 目寄付金、10万円であります。

2 目総務費寄付金、300万円。まちづくり基金への寄付金であります。

31ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、2億1,820万円。政府系資金等の繰上償還のための繰入をいたしまして、約2億円、それから財源対策債等の償還充当するため、現在基金から繰入をいたしまして、各会計の交際費の支出に充てるものであります。

2目財政調整基金繰入金につきましては、4億円であります、平成20年度予算に係る一般財源として繰入をするものであります。

3目まちづくり基金繰入金、8,100万円。福祉、農業、教育など各種施策に対する財源充当分として繰入をするものであります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、20万円であります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、3万円。2目の加算金に千円、3目の過料、千円あります。

次のページになりますが、2項町預金利子、1目町預金利子、千円あります。

2項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元利収入、50万円あります。

2目ウタリ住宅貸付金元利収入は137万円あります。

3目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては、769万2千円ですが、ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

4目生活環境改善設備資金貸付元利収入につきましては、20万円ありますが、トイレ水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

5目勤労者福祉資金貸付金元金収入は1千万円あります。

33ページになりますが、6目農業ゆとり未来総合資金貸付金元利収入につきましては、5,241万4千円。

7目中小企業貸付金元利収入は、2億4千万円あります。

8目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、1億9,450万円あります。

4項受託事業収入、1目農林業費受託事業収入、6,324万2千円あります。

畜産担い手育成総合整備事業に係る受託事業の収入であります。

2目民生費受託事業収入、1万円あります。

3目衛生費受託事業収入、86万1千円。

土木費受託事業収入につきましては廃目であります。

次のページになりますが、5項雑入、1目滞納処分費、63万4千円。

2目弁償金は千円。

3目の違約金及び延滞利息も千円あります。

4目雑入、2億2,292万7千円あります。

1節は十勝滞納整理機構派遣職員の給与費負担金分であります。

2節は住民健診等負担金。

3節は学校給食費、4節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

それから、35ページになりますが、5節雑入につきましては、他の科目に属さない収入であります。

37ページにお進みください。

5目過年度収入、千円あります。

22款町債、1項町債、1目総務債は3,060万円あります。戸籍電算化事業に係るものであります。

2目の農林業債は6,920万円で、各種土地改良事業に係る起債であります。

3目土木債、4億3,420万円で道路整備事業、街路整備事業などに係る起債であります。

4目教育債、1億5,750万円。札内中学校大規模改造事業等に係る起債であります。

39ページになります。

5目臨時財政対策債は3億1,800万円で、地方交付税の財源不足を補うために、市町村自らが臨時財政対策債を発行いたしまして、補てんをする起債であります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

6目まちづくり基金造成債、3億2,200万円であります。

合併特例債を用いて、まちづくり基金を造成するものであります。3年間で目標であります11億3千万円を積み立てるものであります。

衛生債につきましては廃目であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程をお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたが、質問の用意の方いらっしゃいますか。

説明が終わったところであります。この際15時20分まで休憩をさせていただきたいと思っております。

(15:02 休憩)

(15:20 再開)

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳入につきまして一括質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） ページ数は19ページ、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の2節特別交付税についてお尋ねしたいと思います。

平成19年度の当初予算では、確か、4億円みていらっしゃいましたよね。そろそろ時期的にこの特別交付税の金額の内示がそろそろ出たのではないかなというふうに思いますが、もしそのへんが出ていけばお知らせいただきたいなと思っております。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 平成19年度の特別交付税につきましては、昨日、報道発表があったところがあります。

幕別町につきましては、約4億8千万ということでございます。

○委員長（前川雅志） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） わかりました。およそ8千万円ほどの上ぶれだったと思います。

この上ぶれの要因については、本当に忠類村との合併の効果が、いよいよと言いますかね、大きく出てきたのではないかなと、これもですね、増額になったのも、本当に町長が先頭に立って努力されてきた賜物ではないかなと、こういうふうに思い敬意を表したいというふうに思っています。

平成20年度も当初、3億円というふうに数字見ておりますけれども、20年度についても引き続き町長、先頭に立って、国や道にですね、どんどん、なるかならないか別なんですけれども、合併の効果が町民の皆さんにわかりやすい形で、出てくるようにあるいは表現しやすいように、やはり特別交付税の措置がなされるということは、大事なんじゃないかなというふうに思っています。是非、引き続き頑張ってください、エールを送りたいというふうに思いますが、そのへんの決意いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 特別交付税につきましてもですね、算定上は一応ルールというものがございませぬ。ルール上の算定で行っております。その中で、合併した効果についての算定をもっとしてほしいというお願いをしまいたのは事実でございます。

合併をした十勝で唯一の町だという自負を持っておりますので、その思いをですね、また、道なり国なりに伝えていきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 同じ地方交付税の関係でお聞きしますが、ちょっとエールを送れるような状況ではないのではないかなと、こういうことであります。

平成20年度、55億2,800万ほどであります。こうした中で、マイナス2.5%と、こういうことであります。

平成17年2月に我々手に入れました、合併協議の中の財政シュミレーション、これがあるわけでありませぬけれども、その時、地方交付税どのくらいに見ていたかといいますと、62億6,800万と、これだけの地方交付税が入るといふ、そういう予想を立てて、そして合併の114億という財政効果もこういうところから

生まれてくるんだと思いますけども、そうした中で、今日55億何がしかないと、その反映として、歳出の中でもお聞きしましたけども、基金残高が29億5千万だと、この合併協議の中、3年前に出された数字では、平成20年度の基金残高は42億6,400万あると、こういう試算していたですね、13億くらいですか、下回ってきているわけです。そういう現実を見たときに、平成17年度の時には、当然、地方交付税なんかは年々下がってくると、こういうことを予想して、これは大変だ合併しなければならんと、こういうことだったわけでありませう。

その後、こういう形で、どんどん試算とかい離してきているわけなんですけども、そのへんはどういう事態が変わったのかね、どういうふうに捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 交付税の推移ということだろうと思います。

合併協議がされてた当初、最初は平成15年くらいからですね、任意協議か立ち上がって、18年の合併に至ったわけでありませうけども、そのころはですね、まさしく交付税制度だけではなく、地方税「の制度もですね、それから地方財政計画ですね、その当時の状況というものがありました。

その後当然、三位一体改革というようなことですね、国の財政状況もですね、ある意味形が変わってくるような、時期になってきたわけでありませうけども、現在、交付税総額、これは当然国としてはですね、18兆、20兆という時代もありましたけども、15兆程度、交付税の特別会計の中で総額が確保されてきているわけでありませうけども、その一つの要素として、交付税そのものは所得税、それから法人税、酒税、こういった国税の一定率を交付税特別会計に繰り入れますよと、そこの中で、各都道府県、市町村に配分がされるという制度でありますから、国税収入がですね、当然落ちれば交付税特別会計に入る歳入も減っていくという仕掛けになっています。

ただ、そこで地方の一般財源を確保するという観点からは、その交付税特別会計が借入金を起こす、あるいは国の一般会計の中からですね、上積みをして交付税特別会計に繰り入れをすると、こういった流れですね、地方の一般財源が確保されてきているわけでありませうけども、前段申し上げましたように、三位一体の改革という制度の改正もございましてですね、国に今まで財源があったものを地方に税源移譲していきましようという考え方があって、その際には国庫補助金のいふなれば、様変わりもした分もありますし、それから交付税、あるいは住民税、これらもですね国と地方の財源の配分を見直そうという中でですね、制度として進んできたという現状があるんだらうと思います。

そういう意味で、増田委員言われました合併当時の財政シュミレーションでいけばですね、62億でしたか交付税、ぐらゐの見込みがあったんだらうというお話でありますけども、今回、平成20年度で今予算組しておりますのは、特別交付税と地方交付税合わせまして、55億約、それに臨時財政対策債、これ3億ほど、起債の中で収入も見込んでおります。あわせまして、約58億のいふなれば交付税上の歳入を見込んでおるわけでありませうけども、そういう意味では4億程度、差異があるんだらうというふうには思いません。

ただこれは今後ですね、前段も申し上げましたように、国の予算それから税源移譲のこと、あるいは地方分権という国と地方の事務の役割分担がどうなるのか、こういったこともですね、国は今後検討もされるということでありませうし、それに伴いまして、その財源の配分もですね、変わってくるんだらうというようなことを見込んでおりますので、今後いずれにしてもですね、地方としては、私どもとしてはですね、交付税もさることながら、税の、いふならば税源配分、税源の移譲もですね当然国の方に求めていくというようなことで考えていくというふうには現段階で思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） ちょっと交付税がね、62億見ていたものが55億だと、7億も減っているという説明にはちょっとならないと思うのですよね、出口ベースでは確かに4%とか、減ってきていますけども、これだけ、3年しかたっていない中でね、これだけ合併シュミレーションでみていた、その地方交付税の額と実際の額が変わってしまっているということは、やっぱり交付税の交付の仕方とかいろいろ変えてきていますけれどもね、今言ったように総額としては、そんな10%も減ったとか、そういうことはな

いわけで、そうした点から言えば、十分合併のときも地方交付税は減ってくるということは十分予想されたし、そういうことが大変で合併というものを選んだわけですよ、だからこの62億なんぼ見ていたのは、どういう根拠があって見ていたのか、ずっと下回っているんです、去年もそうですけども、去年なんかは、今年が60億、去年が62億なんぼ、その前の平成18年は64億ということで、そうとう多額に見ていたんですよ、けどもそれとは相当下がってしまっているという、その結果、基金残高が42億もある、現時点であると言っていたものが、29億しかないというね、そういうところにも表れてきてしまっているんですけども、やはり、合併時の財政シュミレーションは何だったのかと、そういうことにもなっていくと思いますがいかがですか。

○委員長（前川雅志） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 合併を協議している段階での財政シュミレーションのお話でありますけども、財政シュミレーションはその当時立てた時にはですね、当然その当時で知りうる限りの資料を集めまして、その時推計できる数値をもとにして、算定をさせていただいているのがその当時のシュミレーションの結果であります。

現実的には、その当時推計をいたしました、算定をした額よりははるかに交付税の減額が大きかったという現実には、現在直面していると言えれば直面しているというふうに考えております。

財政シュミレーション上のことでは、確かにその推計通りにいくのが先ず一番いいわけですけども、それは我が町だけの問題ではなくて日本の問題も含んでいることで、これだけ変わっているんだというふうに、私どもは理解をしております。

確かに委員仰られるように、基金の残高についても、シュミレーションで行った基金の残高よりは、現実的には落ちております。この状況ですね、やっぱり、何とか打破しなければいけないという思いももちろん持っておりますし、また、それに合わせた、見合った歳出の組み方も考えていかなければならない。

いかにして、基金を残しながら財政運営をしながら、さらには、幕別町は忠類とともに発展できるような仕組みをなんとか考えようとして、現在予算組をお示ししているわけでありまして、その財政シュミレーションと今現在がかい離しているというのはですね、やはりその当時予測でき得なかった原因が一番大きな原因ではないかと、私どもは考えております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 合併当時のシュミレーションに対してもね、私は直接、こっちの議会のことは直接はタッチしていませんけども、聞くところによると、この交付税の見込みは甘いんじゃないかと、こんなうまくいくはずがないという議論を出されたと聞いています。

また、私たちの忠類村の方でも、私はこの財政シュミレーションに対して、例えば人口推計の問題なんか、人口なんかがこの地方交付税が相当大きく響いてくるんですけども、毎年250人以上、増えていくというそういう人口推計をこんなものおかしいんでないかという議論もしました。

それが現実には2年も経たないうちに、減る傾向を見せている。これは全国の人口の在り方からいって当然の話なんですよ。

そういう人口推計の面でもまた、地方交付税の算定の面でもね、当時から指摘していたにも関わらず、そういう数字を出して、そして合併することのメリットの過大に住民に示していたんではないかなと、そういわれても仕方がない内容ではないかと思うんですよ、これは確かに不確定な要素もあったかもしれないけど、これは5年も10年も前の話をしてしているのではないんですよ、たった2、3年前の話をしてしているんですよ、それなのにこんなにかい離してしまっていると、これは今の説明だけでは、ちょっと住民を納得させることはできないんですけどもいかがですか。

○委員長（前川雅志） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併論議の際のシュミレーションと現実とが数値が合わない、これは現実的に数値が合わない結果になったんだろうと思います。

現に交付税の落ち込みが当初以上に急激な落ち込みがあったと、私は議会の論議の中で、どなたかの

委員さんが、こんなバラ色になるのかという質問を受けたことがありました。ただこれは私はバラ色かどうかわからないけども、現在与えられているいろんな数値の中でシュミレーションをやるとういう数値になりますよという答弁をしたことが覚えているわけですが、その当時は交付税も、今現在がとんでもない額でこれからはそう落ち込んでいかないではないかとか、あるいは地方にもっと財源がいくんではないかとか、いろんな要素があつてそれをもとにシュミレーションを出したわけで、決して今いわれるように、合併するために町が独自の数字を使ってシュミレーションをしたわけでは決してないわけでありまして、そういった流れの中で、これは我が町だけではないです、合併した全国何件もあるわけですが、そういった中でもこうシュミレーションであつたわけでありまして。

それが平成12年度をピークに一挙に20億も交付税がマイナスになると、当然のことながら交付税がマイナスになって、財源が不足した分は基金から繰り入れていって基金もマイナスになっていくと、それが今、現在なんだろうというふうに思っております。

たまたま今年度が2%ぐらい逆に交付税の増が見受けられるぐらいまでには回復してきたというふうに思ってますけども、これだとまだまだ先行き不透明の状況でありますけども、今シュミレーションすれば、また同じように今年が2%であれば、来年以降はそのままか3%、2%見込めるのかといった中でのシュミレーションがやられるわけでありまして、決して合併のために町が独自のシュミレーションの方法を使って数値を作っていた、合併に向けての数値を作ったということではなくて、あくまでもその与えられた数値の中でシュミレーションをして合併の資料としての数値を示してきたというのが現実であろうというふうに思っております。

今現在との、今言うように60億と58億とすると単純に言っても2億の差があるわけですし、基金もそれなりの差があることの実態は、これは事実ですからその通りだと思いますけども、今後十分そういった面に向けての改善策も含めながら新たな町づくりを進めていかなければならないものというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 小泉内閣ができて、もう7年かそれぐらいになるんですけども、三位一体の改革で出てきたのは、小泉さんのときからなんですよ、それで、その頃から地方交付税が大変だということで、全国の自治体が財政困難に陥ってきているわけですよ、そういうものが示されて、国がいろいろ、国のいろんなものにもとづいて、この時点でもシュミレーションしたかもしれませんけども、そういう厳しい状況を考えれば、国にも責任があると思うのです、こういうシュミレーションを出させて合併に進んだんだとすればね、国がいろいろ示す資料をもとに作っているんだと言えば、国にも責任があるんだと思うんですけどもね、やはり、合併という非常に重要な選択を両町村の住民がしたわけですが、しかし、その判断の材料となるこういう合併シュミレーションにしたり、いろいろな、その時議論され住民に開示されたいろいろなものが、やはり住民にとっては誠実に実行されていくんだらうかと、やはりその通りにいっているんだらうかというのが、やはり住民にとっては大きな関心事なわけですよ、それが2年も3年もしかたっていない時点で、こういう大きな差が出てきてしまう、これは行政不信に陥っても仕方がないようなないようなでないかと思うんですよ。

いまさら合併云々しても仕方がないんですけども、しかしながら、そうした行政をしてきたことの、反省は常にしていかなければならないと思うのですよ、それは行政を執行していくものにとって課せられた課題だというふうに思うのですよ、ただそういう中で、先ほども申し上げましたけども、まだ、ほんの僅かしかたっていないのに、これだけの差が出てきているという、このへんについては、やはり今後も国に対しても合併した町村に対する、国としての、国がこういう試算をさせたのだとすれば、それにやはり見合うような、やはり合併町村に対する配慮もしてくれと、それを言う責任も、それを要求していく責任も岡田町長には課せられているんだと思いますけども、そのへんについてはいかがですか。

○委員長（前川雅志） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、繰り返しますけども、合併シュミレーションを立てた16年、17年当時のいろんな資料の中から、今のようなシュミレーションの数値が出たことだけは、これ事

実であって、町が勝手に作った数字でないことだけのご理解いただきたいと思います。

ただ、現実にならなっていない部分があると、それは先ほども言いましたように、我々が見込んだ以上に急激な交付税の落ち込み等があったことによるのが大きな原因であろうというふうに思っております。

そういった面では住民の皆さんからすると、なんだ言ったとおりにならなっていないのではないかという、そういった責任は私にあるものもそうかもしれません。

その点は十分これからも反省していかなければならないと思いますし、ただ、今そのことによって、日本全国、国は我々を騙したのではないかというような声が、合併した町村からかなり多く出たというのも事実であります。そういうことで私どもも、北海道にも合併した町村が集まっての協議会もあるんですけども、私どもは少なくともうちと忠類しかないんですから、その先頭になって今までも運動してきたつもりであります。

先ほどお褒めをいただいた、特別交付税、今資料をもらったばかりですけども、4億8千万、これは十勝で帯広を除いて町村ではダントツであります。

音更が2億ですから、それから比べると倍以上ということで、これは正しく今までやってきた、合併した町村に対してもっと特別交付税をという、そういった一つの成果といいますか運動してきた、申し入れしてきた成果であろうかなという思いもしていますし、さらに合併補助金も合併債についても当初の約束を守ってほしい、合併債はこれだけの枠があるのではないかと、合併補助金、これだけの枠があるのではないかと、これは何に使ってもいいのではないかと、一時は言われたわけですから、それらを守ってほしいというようなことで、今回も、去年はだめだったんですけども、なんとか頑張って来年度は、戸籍の電算化に合併補助金を全額充当させていただく、そういったことを含めて、仰られたこと、あるいは住民の皆さんの期待にこたえるためにも、なんとか合併した町村としての責任、優位性をいろんな面で発揮していく、努力していくことは当然、我々としては考えていかなければならない、与えられた責任だろうと思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） ちょっと教えていただきたいんですが、政府、東京だとか愛知から吸い上げたといいますか、それを地方再生対策費ということで、政府の数字では1億8,500万、幕別町にくるということになっているんですが、それはどこに現れているのか教えてほしいと思うのですが、政府も無責任だと思うのですが、大樹に総務省の合併担当の課長が来て講演した時に、合併特例債など潤沢に用意してあるんで合併してくれという話をしたんですが、その時も言ったんですけども、地方に回すお金の中から、特例債だとかそういうものをよっこしていったら、地方に回すお金は当然少なくなるのではないかと話したんですけども、まさにそういうことが、今起きてきているんだと思うのですよね、やはりそうした点では、合併して本当に少しでも良かったといえるようなことのために、これからも努力して行ってほしいなと思います。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 地方再生対策費ということで、新たにですね、平成20年度措置されることの中身でありますけども、地方交付税の普通交付税の算定の中にですね、新たな費目として地方再生対策費として加わりまして、そこで交付税上措置がされるということであります。

ちなみに、増田委員も仰られたように、今うちの方で得ている情報ではですね、幕別町としては約1億8,500万、交付税上参入されるということでお伺いをしています。

（関連の声あり）

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 総括でお尋ねしようと思っていたんですけども、交付税の質問の中で合併のお話になって行きましたので、ここでお尋ねの方が整合性があるなと思いまして質問をさせていただきます。

これまでですね、合併の効果につきまして、総額で114億なにがしということをおっしゃっていただきました。

これは歳出と歳入両面でございまして、歳入の方ですね、総額40億3,400万だったと思います。

ここには、平成17年から平成33年までの期間での効果ということでもありますから、単年度に直しましたら、これを17、16で割るということになるのでしょうか、という金額だと思うんですが、今お話がありましたように、普通交付税ですね、ここでは合併の効果として、合併補正で20数億、23億が入ってきますよ、新たに増えますよと、しかし、一本算定によって、基準額が変わってきますのでそれによる減額もあるんだというようなことで、差し引きして普通交付税では20億ちょっとのマイナスだったんですけども、ここでいえば、もうすでに増田委員がお話しましたように、単年度だけで見ましても7億というふうになってきますと、合併の効果そのもの、40億3,400万の効果そのものが、もう保障されないんじゃないか、これからずっと114億、114億と言ってきたんですけども、すでに歳入の面でここでスタートして2年ですが、違いが出てきているというふうに認識するんですけども、どうでしょうか。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） ただ今7億位の20年度において下がるのではないかという話だったんですけども、これは、シュミレーションの中で、20年度における地方交付税につきましては、60億位でみています。

それにつきましては、決算ベースで数字を積み上げているものであります。今回当初予算で55億と提示しているものにつきましては、あくまでも当初予算ですから、例えば、先ほども特別交付税がもし仮に19年度と同じ4億8千万、もし入ったといたしますと、さらにこの55億より、1億8千万は上乘せになるということになりまして、大体57億位になるのではないかと思います。

そうしますと、金額的なものだけで言いますと、3億位の差ではないかなというふうに、それだけとらえますと、そのように思います。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 例え3億でありましてもね、それに16倍かけましたら、50億ですよ、減額が、予定していたよりも1年間で3億、10年間で30億、そのまま行けばですよ、16年間でもっと増えると、これは当然のことですよ、そうすると、ここでいう40億の歳入の効果というのは、これは普通交付税だけじゃなくて、特別交付税で4億、あるいは合併特例債の基金造成分で7億とかね、そういうことで、一番は特例債の振り替えが大きかったんですけど、そういう形で効果として、歳入では40億ありますよと言ったものが、もうすでに、今のその示された状況から推察していくと、これはもう消えてしまうんじゃないかというふうに思うわけですよ、いかがですか。

○委員長（前川雅志） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 委員が今40億と仰っているのは、財政シュミレーションの際の歳入の効果額、要するに歳入で純粋に、合併によって増える額が40億という言葉方だと思うんですよ。

前段、増田委員のときのお話にも重なると思うんですけども、現実的に交付税が大きく落ちておりますね、ですから、現時点でも確かにその40億には届かない可能性があります。ただ、今後の推移もありますし、今中橋委員仰ったように、16年間ですか、期間の間の効果、ただ、そのなるべくですよ、私どもとしては効果額に近づける努力はもちろん続けるつもりでもありますし、同じように歳出の面でもですね、いってみれば、財政シュミレーションを行った際に、効果額としてあらわした数字になるべく近づけたいという気持ちで、これからも行政執行にあたっていきたくと、そういふふうに思いしております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 結果としましてはね、増田委員も言いましたように、総務省の指導のもとにといいますか、そういった国の考えに沿って合併を選んできた以上は、国が保障するといったものを保障しなさいというふうに求めていく、効果があるような方向に向けていくことが大事だと思いますし、それは町長も決意で仰ってられたので、私もそういうふうに向かっていくべきだと思うのですが、しかし、先ほどね、バラ色になるのかという論議は、自分がした経過もありますから、申し上げたいんですけども、その時とて、ちょうど地方交付税がどんどん下がりがだしていたときだったんですよ、だからこそ逆に言えばそこに追い込まれていったという、合併を選択しないと、特に規模の小さい町には不利益が

も被るよというようなことがあって、合併を選択という形になったんですよね、だから結局その時の、シュミレーションがなぜこんなふうにも保障されるようになるんだ、ならないんじゃないかと言ったのは、もうすでに減額のこの数字を見ましてもね、平成11年ごろには62億ぐらいの、幕別町単独ですよ、62億からの交付税措置があったんですけども、14年には56億に下がるというような、そういう中での合併でありましたからね、こんな財政シュミレーションで60数億の保障があるよと、数年続くよと、これは最終年次でも50億以上ありますからね、そんなふうになるのかという指摘をさせていただいた経過があるわけですね。

話し戻りますけども、114億の合併の効果というのは、住民全員に知らされたものであります。それによって選択されたんだという判断を多くの方はしていると思うのですよね、ですから実際にこういう差が生じた以上は、やはりそこに近づける努力以外にもうないということとですね、やはりこの見通しの、私はやっぱり見通しとしては甘かったというふうに思います。そういう、きちっとこれまでの計画の在り方がどうであったのか、そのことも検証する必要があると思いますがいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 委員の仰られることはよくわかります。確かにですね、私どもがシュミレーションを行った数字との乖離が大きいというのも現実的に認識しております。

そういった意味でですね、今新たに、新たにというか検証を行っていかねばならないとこともの、私どもは考えております。

現実的にですね、将来的な予測、財政予測ですけども、なかなか付きづらいという部分はいまだにこれは変わっていないわけですけども、ただ、努力をこれからも決して怠らないという気持ちを込めてですね、いろんな意味で検証を進めていきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 14ページの町税からいろんなところに係ると思いますが、滞納金ですね、その徴収についてお尋ねをしたいと思うのでありますが、まだ19年度の決算はでてませんので、それはわからないんですけれども、17年、18年、これは合併して変わっておりますから、正確な資料にはならないと思いますが、単年度のいわゆる町民税、法人税等の未収金は、単年度では増えておろうかと思えます。この決算書にでておりました参考になっているんですけども、個人町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税から常設保育所から幼稚園使用料、学童、公営住宅、学校給食費までの一覧表で、総額で単年度の未収金はですね、減っておるんです。16年度では6,580万ぐらいありましたのが、18年度では5,300万というような形で、減っておりますけども、これは固定資産税のところですね、減っておるんであります。他のところは大体こう未収金が増えておるんだと、全体では少なくなってるんですけども、個別に見ました時に増えておる、額が少ないですけども増えておるところがあろうかと思えます。

19年度、整理機構の方に出してですね、それがまた決算にだされてくるんだと思うんですが、増えるよりは未収金が少なくなっていくような、そういう徴収の仕方を力をいれたいかなければならないと思うのでありますが、現状のその委員会のようなものをつくられてされていらっしゃると思うのでありますが、その現状と今後のいわゆる対応につきましてお伺いをしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今、税の未収金、これの今後の対応の方法だとか、そういった未収金、どのような形で減らしていけばいいのかというお話だと思います。

税の徴収確保ということで、今私たち現実に行っているのは、芳滝委員もご存じだと思うんですけども、平成14年1月から、収納率向上推進本部というものを設置いたしまして、この中で町税は勿論でございますけども、各種使用料、これなどの業務を担当している職員が集まりまして、相互に連携しながら迅速かつ効率的な徴収を行うための取り組みということで、年数回会議を開いております。

この中で収納率の向上を図るといいうことが、公平、公正な行政事務の推進につながっていくのではないかとということで、これを目標としてやっております。

例えば税でいいますと、具体的な取り組みというのは、今まで休日の納税相談だとか、あるいは夜間の臨戸訪問、これらのものを継続的にずっと実施しております。また、安定的な税収確保、これにつながるにはやはり口座振替、こちらの方の促進も必要であろうということで、口座振替の促進これらのことを実施しておりますが、最終的にはどうしても資力があるにも関わらず納税に対する誠意がないという方については、残念ながら差し押さえというような形も、これも実施しております。

さらに、18年、この時には納付機会の拡大ということで、コンビニ納税、これはもう全国のコンビニどこからでも支払えるようにするというので、コンビニ納税を開始する、さらには19年、今お話にありましたように、税滞納整理機構、こちらの方も、これは十勝管内一泊を対象にしたものでありますけれども、税滞納整理機構を設立、そちらに参加して市町村税の収入未済額の圧縮に取り組んでいるわけがあります。

また、20年度には、昨日の質問のときにもありましたけれども、インターネットオークション、これらにも参加してできるだけ滞納者の方が、何がしかのあれで、滞納額の圧縮、縮減に努めれる方法がないかということで、もしご家庭に本当に不必要なものがあれば、またそういうようなものも滞納費の中に充てることのできるのではないかと、これはあくまでもご相談の中でそのような方といろいろな、間口を広げてですね、滞納額の縮減につなげられるような方法というのを考えてやっております。

固定資産税が減っているというお話があったんですけども、固定資産税についてはご存じのように、過去において大型遊技場、俗にいうパチンコ屋さんだとか、あとは浴場施設ですか、そういうような大きなものが店を閉じてしまったということもありまして、それらが支払不能という形で、不能欠損という、最終的な不能欠損という形になるかと思うのですが、それが5年間経過したことによって、固定資産税の未済額が減ってきたという事情もございます。

いずれにしても、税の未収金の縮減、これは絶対に必要なことだと思っております、これからもこれに取り組むために職員も一丸となってやっていきたいなと思っております。

○委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） おのおの未収金を見ましたら、例えば給食費なんかでも160万前後です、同じような金額なんです、減っておったり増えておったりするんですが、公営住宅は結構40万ぐらい増えておるようなこともあります。町民税が単年度ですけども、600万増えておるんですね、18年度になったときに、ある意味ではその払わない人が、ある程度固定をしておってですね、そのある意味では一度払わなかったことが、次々と払わないでいるというふうな形です、そういうふうな現象もあるんでなかろうかと。

○委員長（前川雅志） 暫時休憩します。

（16：05 暫時休憩）

（16：06 再開）

○委員長（前川雅志） 休憩を解いて再開します。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 収納率をどうやって高めるのかという質問でありますので、その主旨で答えていただければいいと思います。

いろんな収納の仕方です、その収納率を上げていくということが、大事なんだろうと思っておりますけれども、例えば、個別にまわっていかれるというような、例えば水道の関係なんかでも結構まわっていらっやっご苦労されていらっやるといふようなお姿もあります。

よく知っておる、近いところにはなかなかいきづらんだとか、というようなこともあろうかと思っております。そういうことも含めて再度検討していただいて収納率を今年度は高めるといった、滞納について高めるといふような方策をとっていただきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今予算上に歳入で見込んでおります、滞納繰り越し分ということでですね、各費目にわたりまして予算の歳入を計上させていただいております。

いずれにいたしましても、芳滝委員のですね、一般質問にもございましたように、自主財源の確保、これはうちの町としても本当に大きな一つのテーマでありまして、そういう意味からいきまして当然滞っている方々からはですね、税の公平あるいは使用料なんかも受益者負担と、この公平にいただくということがですね、やはり大前提でもありますし、自主財源も町も確保させていただきなかならんとということからもいきましてですね、いろいろな手法を用いましてね、納税者の方々に納めていただけるような努力はですね、当然必要なことだと思っております。前段、税務課長の方からもお話がありましたように、今、納めていただきやすい環境もですね、コンビニ収納をはじめ、いろいろな工夫をさせていただきながらですね、納めていただくような環境整備と言いましょいか、条件整備と言いましょいか、これにですね、日々工夫をさせていただきながら、さらに19年度よりも20年度がですね徴収率アップできるようにですね、我々職員一丸となってですね、対処してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員長（前川雅志） 他に。

一般会計歳入につきましては他に質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に一般会計の歳入、歳出に係ります総括質疑の前に、ここで永井委員及び先ほどの中橋委員の質問に対し、答弁の申出がありますのでこれを許します。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 昨日、永井委員からのご質問に対しまして、後ほど答弁させていただくことになっておりました件につきまして、私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

昨年11月と本年1月の2回に分けまして行いました合計69件の委託業務の入札結果と、5年前の入札結果とを比較いたしまして、契約金額がどのくらい減額になったのか、いわゆる財政効果がどれくらいあったのかということについてでありますけれども、この5年間の間に旧幕別と旧忠類が町村合併したというような事情もありますことから、単純な比較ができません。それで平成20年度における新契約金額と平成19年度の現契約金額の差ということでお話させていただきたいと思えます。

金額にいたしまして、4,700万円の減ということになりまして、率にいたしますと9.2%の減ということになります。

なお、新年度における契約と現契約との比較の対応関係についてでありますけれども、69件のうち、52件が5年前の平成14年度に入札執行がされたものと、対応するものであり、9件が合併に伴い新たに加わった忠類地域の委託業務であります。

そして残りの8件につきましては、平成14年度の一括入札以降に新たな業務として加わったものなど、という内訳になっているところであります。

以上でありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 先ほどお答えできなかったところで、スポセンの町外利用者の数なんですが、これにつきましては、申請書の中から町外何人、町内何人という欄がございますので、その集計をかけまして本日大変申し訳ございませんが、後ほど提出させていただきたいと思えます。

それともう一件、体育施設の使用料減免基準なんですが、こちらにつきましては、現在全部で9つの分類に沿って減免をいたしております。

○委員長（前川雅志） それでは一般会計の歳入、歳出に係ります総括質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） ひとつだけお聞きしたいと思います。

平成20年度、水道料金、へき地保育所、幼稚園などの公共料金の引き上げがございました。

その審議の中の答弁の中で、公共料金引き上げを、引き上げないといった覚えはないというようなお話でございましたけれども、もちろんそうだと思うのです。忠類地域のものにとっては、今度の合併によりまして、水道料は約62%の引き上げと平成22年度にその料金になります。

国保税の引き上げも相当なものであります。個別排水料金も相当引き上がっております。

各種助成も廃止されたものがたくさんございます。

そうした点で合併に伴って、向うの地域の公共料金はいろいろ上がりました。

それは合併協議の中でそういうことで上がる。それは向うの地域の間も承知して、合併しているわけでありませぬ。

そこで、これからの新町の全体の公共料金をどう考えていくかという問題でありますけれども、合併いして2年でこういう形で、3つの公共料金の引き上げが今回提案されそのようになっていくと思うわけでありませぬ、そうした中で、合併協議の中でですね、幕別と忠類の2町村の合併協議になった後で、我々に示された資料があります。これは村民にまで行っているかどうかわかりませぬけれども、自律した場合と合併した場合の主な住民負担の比較ということで、示されました。

これは平成27年までの10年間の間、どう変化するかという、そういうものでありますけれども、例えば水道料金の面を見ても、簡易水道の使用料は合併前の現行でいけば、例えば10トン使用した場合には、年間1万6,920円の料金、それが自律した場合には4万1千円まで高くなりますよという数字が出されています。

2町村で合併したらどうなるか、2万9,358円、これは平成27年度料金だと思っていいたいと思うのですが、これは現行の、現在の幕別町の水道料金、ちょっと細かい数字違いますが、それとほぼ同じ料金であります。

平成20年からどういう値上げがされたか、これはいずれ統一されていくと思うのですが、10トンつかったら3万3千円になります。忠類で示された2万9,358円、これをすでに上回ってしまうような引き上げがされました。

また、へき地保育所、1,500円、幼稚園500年の値上げがされて、合計で約100万円の収入増なんですよね、こうしたものをどう考えていくかということで、これからのまちづくりには非常に大きな問題だと思っておりますけれども、同じ資料の中で、合併特例債の効果という、そういう図入りのものがあります。

これは合併特例債、満額使った場合に合併、一般財源ベースの合併効果、28億5,600万円という数字がだされています。これは一般税源ベースで効果があると。それ矢印で新町全体の福祉住民サービスへの充当及び使用料住民負担上昇の抑制、これに使われるんだというわざわざ言葉があるわけですね。

今回値上げになったへき地保育所、幼稚園などたった100万円の値上げでありますけれども、これは値上げの説明を聞いていますと、他町村と肩を並べるんだというような説明であります。

しかし、そういう説明ではたして合併して2年たった今の時点で、そういう値上げをしていいのかどうか、合併効果をきちっとそういうところに活かしていくんだよと。そういう説明されて、こっちの住民もそうだと思いますけれども、忠類の住民も合併にのぞんでいるわけですね、それが、そういうにも関わらず、合併してまだ2年しかたっていない段階で、3つもの公共料金引き上げが行われたと、これはやはり合併、望んだ人もそうでなかった人も、忠類の住民もこちらの住民もやはり合併の効果をちゃんと活かしてほしいと、そういうことで、合併してよかったといえるようなものにしていくためには、やはり安易な公共料金の引き上げを行うべきではないんでないかなと、これからもそうだと思うのです、やはりそれは忠類の住民のこぼれを言っているのではなくて、合併効果を新しい町にしっかりと活かしていくんだという、これは合併のときの説明だけでなく、これは為政者として、やはり責任をもった態度をとっていくべきだと、そう考えますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今回、へき地保育所と幼稚園、それから水道料の値上げなんですけれども、これ決して合併に関連して値上げをしようとするものではありません。あくまでも、平成18年度に策定いたしました、幕別町の行政改革大綱、これに基づいて使用料の見直しという観点から、値上げをお願いするというところにいたったものであります。

委員の仰る忠類地域のへき地保育料はまた算定方法が違いますので、今回はへき地保育所では忠類地域では該当はしません。さらに水道についても、簡易水道を忠類地域は採用していますので、これは、

合併時の協定に基づいてですね、幕別の簡易水道の料金と5年をかけて合わせるという形になっておりますけども、即それがですね、今回値上げをする上水道と同じ料金にするということではありませので、そのことについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） 私はね忠類の住民のことだけを言っているのではないです。確かに忠類のへき地保育所は上がらないとかね、今言われたような、すぐ忠類の簡易水道料金を上げる状況にはなっていませんけども、しかしながら、そういう合併効果を新町全体の、ちゃんと言っているじゃないですか、新町全体の福祉や住民サービスへ充当していくんだと、そして使用料、住民負担上昇をね、抑制していくんだという、わざわざ、そういうことで合併を皆に賛成してきてもらってきているわけですよね。

だから、今回、忠類のものをね上げないからそれでいいんだ、そうではなくて、これは新町全体のこれからのまちづくりの問題ですからね、だからこれだけいろんな状況が住民の経済状況が大変になってきている中で、やはり合併効果をどうやってそこに活かしていくかということが、中心に据えられなかったら、合併のときの議論はなんだったのか、そういうことになるんじゃないですか。そのへんについていかがですか。

○委員長（前川雅志） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、合併効果をこれからのまちづくりに最大活かしていくと、これは私どもに与えられた当然の責務だというふうに思っています。

そういった意味で、今回水道料や保育料、幼稚園料を改定した、そのことはそのこととして押さえていかなければならない。必ずしも、合併した効果が料金抑制全て値上げしてはだめだということにはつながらない部分もあるんだろうと、当然、合併したことによる効果が、これからのまちづくりに活かしていく、その為にいろんな施策も講じていく、当然のことながらその一部は公共料金や福祉の見直し、いろんな面に効果的に使われていくことが望ましいことだということは、これは事実だというふうに思っております。

ただ、水道料金にしろ、あるいはへき地保育所の保育料にしろ、幼稚園料にしろ、それぞれの理由があって今回改正をさせていただいたわけでありまして。もちろん合併したことによるいろんな合併債の効果だとか、特例債の効果だとか、あるいは先ほどいきました交付税の効果だとか、そういったものが、これからのまちづくりの中に住民の福祉のために、活かされていかなければならない、それは当然、大事なことだろうというふうに思っていますから、私ども最大意を用いていくことは間違いないわけですが、ただそのことが即料金全て改定してはだめだということにつながるということだけでは、私はないんだろうというふうに思います。

もじ通り福祉にしろ教育にしろ環境問題にしろ、まさにいろんな課題を抱えているわけですから、そういった事業にいかんそういった有効な財源を活用していくかということは、当然これから考えていかなければいけない、いわゆる施策の選択があるんだろうというふうに思っております。

ただ、料金改定を抑えるあるいは住民の負担のを少なくすると、その為にそういったものを活用していく、それも当然これからは考えていかなければならない問題であろうと思っています。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） これ全てのね、料金を改定がこれによって縛られるということではない、それは勿論そうだと思うのですよね、しかしながら、やはりまだ2年しかたっていないですよね、そうした中で、しかも町長は、子育て支援だとかそういうことがこれからの柱だということで取り組んでおられる。

そのへき地保育所だとか幼稚園のたった100万円の増収しか、たったといったら語弊がありますけども、100万円の増収のために、今合併して2年の時点で公共料金を引き上げるというこの意味、重さですよ、これは今言われたようなことでは、やはり納得、住民を納得させることはできないんだと思うんですよ。だからそういう点では、やはりこれからですね、合併の、町長は合併の財政効果、先ほどの議論もありますけども、合併の財政効果は着実に上がっているんだという答弁を、前にもされているわけですよ、だからそういうことからすれば、こうした、今これだけでくる、次に、来年、再来年とこうい

う引き上げだとかそういうものが出てくるのではないかということすら予想させるようなことではないかと思うんですね、だからそういう点では、しっかりと合併のときの議論も、議論や約束もしっかりと守っていく姿勢を是非とっていただきたいと、そのように思います。

いかがですか

○委員長（前川雅志） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけども、当然のことながら合併による効果をこれからのまちづくりに活かすこと、そのことについてはなんら意見が違うことではないと思います。

ただ、問題はそうしたことによった効果がいわゆる住民の負担のために使われるべきなのか、あるいは新たな施策のために使われるべきなのか、いろんな使い道あるいは用途があるんだろうというふうに思っています。

たまたま今回の料金改定というのは、確かに合併してから2年しかたっていないことは事実ですけども、しかしそれは、2年経とうが3年経とうが、10年先か5年先かあるいはちょっとひよっとしたら、合併前に終わっていたかも知れないんですけども、一連の計画の中で今回の使用料の改定があったわけでありまして、決して合併があったからの改定でもない、しかも合併の効果をそれに充てないために改定をしない、するとかいうことでも、もちろん私はないと思っております。

合併による効果、財源効果、それらは先ほども言いましたように、有効にこれからの施策の中で活用していくことが、私は大事なことだろうというふうに思っています。

来年以降、改定どうなるのか、いまの段階でなにも決めたものもなければ、やらないという明言できるものもありませんけども、当然、状況を見ながら公共料金の適正化ということも一面では考えていかなければいけない問題は、当然残っていくんだろうというふうには思っております。

○委員長（前川雅志） 他に。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 一般会計総括質疑につきましては、他に質疑がないようでありますので以上をもって終了させていただきます。

この際お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度に留め、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって本日の委員会はこれをもって延会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

（16：28 散会）

平成20年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成20年3月19日
開会 10時00分 閉会 14時08分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出席者
- ① 委員(19名)
- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 | 11 中野敏勝 |
| 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 | 16 大野和政 |
| 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | 19 千葉幹雄 | | |
- ② 委員長 前川雅志
- ③ 議長 古川 稔
- ④ 説明員
- | | |
|-------------------|------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 |
| 副 町 長 遠藤清一 | 教 育 長 金子隆司 |
| 会 計 管 理 者 菅 好弘 | 総 務 部 長 増子一馬 |
| 経 済 部 長 藤内和三 | 民 生 部 長 新屋敷清志 |
| 企 画 室 長 佐藤昌親 | 建 設 部 長 高橋政雄 |
| 忠類総合支所長 川島廣美 | 札 内 支 所 長 熊谷直則 |
| 教 育 部 長 水谷幸雄 | 総 務 課 長 川瀬俊彦 |
| 税 務 課 長 前川満博 | 糠 内 出 張 所 長 中川輝彦 |
| 企 画 室 参 事 羽磨知成 | 保 健 課 長 久保雅昭 |
| 町 民 課 長 田村修一 | 水 道 課 長 橋本孝男 |
| 地 域 振 興 課 長 姉崎二三男 | 保 健 福 祉 課 長 野坂正美 |
| 建 設 課 長 吉田隆一 | |
- ほか、関係課長及び係長
- ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 局長 堂前芳昭 | 課長 横山義嗣 | 係長 國安弘昭 |
|---------|---------|---------|
- 4 審査事件 平成20年度幕別町一般会計ほか10会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 前 川 雅 志

議事の経過

(平成20年3月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（前川雅志） それでは昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

これより特別会計の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入、歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは議案第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ30億9,068万8千円と定めるものであります。

前年度に対しまして、7,805万8千円の減、率で2.46%減となっております。

本年度から後期高齢者医療制度が始まることによりまして、75歳以上の方が全て国保から脱退しますので、今年度の国保被保険者総数の見込みは8,900人となり、前年度見込み人数と比べまして、2,660人の減、率にしまして23%の減となります。

第1条第2項では歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算によるものとするものであります。

第2条では一時借入金の借入の最高額は1億円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をいたします。

初めに歳出からご説明いたします。

16ページをお開きください。

16ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額7,656万1千円であります。

本目は一般職8人の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を計上しております。

17ページになります。

2目連合会負担金、本年度予算額59万2千円であります。

本目は北海道国保連合会への運営費負担金であります。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額693万4千円であります。

本目は国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

18ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金で、滞納整理機構に係る負担金であります。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額56万円あります。

本目は国保運営協議会委員9人の報酬等に係る経費を計上しております。

29ページになります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額16億6,600万円あります。

本目は一般被保険者の医療機関での受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付に係るものであります。

一般被保険者を8,500人、一人当たりの給付額を19万6千円と見込んでおります。

前年度の見込み数より、1,640人の増となっておりますけれども、退職医療制度も廃止に伴いまして、65

歳以上75歳未満の方で、前年度まで退職被保険者として区分しておりました方が、本年度から一般被保険者として区分いたしますことから増となるものであります。

なお、経過措置によりまして、65歳未満の退職被保険者等につきましては、65歳に達するまでの間は引き続き退職医療制度が適用されることになっております。

次に20ページをお開きください。

2目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額1億7,150万円であります。

本目は退職被保険者と退職被扶養者の現物給付に係るものであります。

先ほどもご説明させていただきましたとおり、本年度から65歳未満の非被用者保険等の退職者及びその扶養者のみが対象となりまして、非保険者数を400人、一人当たりの給付額は42万8,750円と見込んでおります。

3目一般被保険者療養費、本年度予算額1,890万円であります。

本目は一般被保険者が柔道整復師の施術を受けた場合や、補そう具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付に係るものであります。

4目退職被保険者等療養費、本年度予算額291万円であります。

本目は3目と同様に、現金給付に係るもので、退職被保険者等の分であります。

5目審査支払手数料、本年度予算額643万2千円であります。

本目は診療報酬明細書に係る資格審査、並びに医療費の支払い等の審査事務に要する費用であります。次に21ページになりますが、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額1億4,650万円であります。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額2,190万円であります。

22ページをお開きください。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額20万円であります。

2目退職被保険者等移送費、本年度予算額1万円あります。

次に4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額、本年度予算額1,750万円あります。

本目は非保険者の出産に対し、1件当たり35万円を出産育児一時金として給付するもので、50件分の予算を計上しております。

23ページになります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額150万円あります。

本目は非保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行うものに、葬祭費として給付するものでありますが、今議会で議決いただきましたとおり、1万円から3万円に引き上げるもので、50件分を計上しております。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、本年度予算額3億3,940万4千円あります。

本目は後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療に係る保険者の負担分で、老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行することに伴いまして、現行の老人保健拠出金に代わりまして後期高齢者支援金として、社会保険診療補修支払基金へ支出するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額5万4千円あります。

本目は社会保険診療報酬支払基金が保険者から後期高齢者支援金を徴収し、それを後期高齢者医療広域連合に後期高齢者交付金として交付する業務、およびこれに付帯する業務を行うための費用に係る拠出金となっております。

24ページをお開きください。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、本年度予算額78万1千円あります。

本目は65歳以上75未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る給付費及び後期高齢者支援金について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための費用負担分ではありますが、社会保険

診療報酬支払基金へ支出するものであります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額 4 万 9 千円であります。

本目は社会保険診療報酬支払基金が保険者から前期高齢者納付金として徴収し、それを保険者に対し、前期高齢者交付金として交付する業務、及びこれに付帯する業務を行うための費用に係る拠出金となっております。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、本年度予算額 8,888 万 7 千円あります。

本目は国保被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。これにつきましては、平成 19 年度で老人保健制度は終了いたしますが、平成 20 年 3 月診療分、及び拠出金の過年度清算分などについては、これは負担が発生しますことから計上をするものであります。

2 目老人保健事務費拠出金、本年度予算額 77 万 1 千円あります。

本目は 1 目で発生します医療費の審査支払に要する費用に係る拠出金となっております。

25 ページをご覧ください。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度予算額 1 億 5,192 万 9 千円あります。

本目は国保被保険者のうち、40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に係る介護保険料負担分を、社会保険支払基金へ納付するものであります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、本年度予算額 5,767 万 4 千円あります。

本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業に道内の市町村が拠出しているもので、1 件 80 万円を超える高額医療費が本事業の対象となっております。

2 目保険財政共同安定化拠出金、本年度予算額 2 億 8,431 万 8 千円あります。

本目は前目 1 目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業でありまして、本事業につきましては 1 件 30 万円を超え 80 万円までの高額医療費が対象となっております。

3 目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額 3 千円あります。

28 ページをお開きください。

8 款保健事業費、1 項特定健康審査等事業費、1 目特定健康審査等事業費、本年度予算額 1,230 万 2 千円あります。

本目は 4 月から実施いたします、特定健康審査及び特定保健指導に要する経費を計上しております。

特定健康審査、特定保健指導といいますのは、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた生活習慣病予防のために、新しく保健指導ができて、これまで老人保健法におきまして町で実施しておりました、40 歳以上を対象としておりました、基本健康診査からこれからは各医療保険者に対して実施が義務付けられましたことから、この項目につきましては国保保険者として実施するものであります。

27 ページをご覧ください。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度予算額 330 万 3 千円あります。

本目は健康の保持、増進を目的とした保健事業や医療費通知に要する経費を計上しております。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、本年度予算額 1 千円あります。

28 ページになります。

10 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額 5 万円あります。

本目は一時借入した場合の利子を計上しております。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額 300 万円あります。還付加算金

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額 10 万円あります。

3目償還金、本年度予算額2千円であります。

4目一般被保険者還付加算金、本年度予算額5万円であります。

5目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額1万円であります。

29ページになりますが、次の貸付金につきましては、幕別町社会福祉協議会に対して貸し付けていたものでありますが、社会福祉協議会の方より独自財源で対応する旨の申し出がありましたことから、廃止するものであります。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1千万円であります。

以上で歳出ご説明を終わらせていただきます。

続きまして歳入についてご説明をいたします。

8ページをお開きください。

8ページ、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額8億3,997万4千円であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額4,318万3千円であります。

9ページをご覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度予算額5億4,040万1千円であります。

本目は一般被保険者の療養給付費及び前期高齢者納付金、老健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金に係る国の定率負担分となりますが、34%となります。

2目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額1,441万8千円であります。

本目は高額医療費共同事業拠出金に係る国の負担4分の1分であります。

3目特定健康審査等負担金、本年度予算額240万円であります。

本目は特定健康審査及び、特定保健指導に係る国の負担、3分の1分であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度予算額9,370万円であります。

本目は市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために、国から交付されます財政調整交付金を計上しております。

10ページをお開きください。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、本年度予算額2億445万8千円であります。

退職被保険者等の療養給付費と老健拠出金及び後期高齢者支援金を支払う財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度予算額6億9,435万2千円であります。

前期高齢者の療養給付費として支払う財源として、基金から交付されるものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額1,441万8千円であります。

高額医療費共同事業拠出金に係る道の負担4分の1分であります。

2目特定健康審査等負担金、本年度予算額240万円であります。

特定健康審査に係る道の負担3分の1分であります。

11ページになります。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、本年度予算額9,300万円であります。

三位一体の改革により平成17年度から導入された都道府県の負担分であります。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額5,500万円であります。

高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となってございます、再保険事業による交付金で、1件80万円以上の高額療養費が対象となっております。

2目保健財政共同安定化事業交付金、本年度予算額2億6千万円であります。

前目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業でありまして、1件30万円を超え80万円までの医療費が対象となっております。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額千円であります。

12ページをお開きください。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2億3,286万2千円あります。

1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分は低所得者に対して実施している国保税の減額分、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減相当額のうち一般被保険者に係る額を繰り入れるものであります。

2節の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するための繰入金であります。

3節職員給与費等繰入金は、総務省が示しております一般会計の操出基準に基づきまして、事務に対する人件費及び物件費等を繰り入れるものであります。

4節出産育児一時金繰入金も同様に操出基準に基づき、出産育児一時金として支給いたします1件35万円の3分の2相当を繰り入れるもので、50件分を計上しております。

5節財政安定化支援事業繰入金も同様に基準に基づきまして、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために繰り入れるものであります。

6節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております重度心身障害者医療費助成などのいわゆる福祉医療の実施に生じます波及増加分の医療費の保険者負担分の相当額、それから医療費の審査支払手数料相当額を繰り入れるものです。

また、今年度から実施されます特定健康審査において、70歳以上の受診者がこれまで基本健康審査を無料で行っておりましたが、これを同じく無料でできますように自己負担、3割程度なんです、相当額をここで繰り入れるものであります。

13ページをご覧ください。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1千円あります。

10款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額1千円あります。

2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1千円あります。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1千円あります。

14ページをお開きください。

3項受託事業収入、1目特定健康審査等受託事業収入、本年度予算額1千円あります。

町内に住所を有する被用者保険の被扶養者に係る特定健康審査等を受けた、受託した場合の事業収入を見込んでおります。

4項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1千円あります。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1千円あります。

3目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1千円あります。

4目一般被保険者返納金、本年度予算額10万円あります。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額1万円あります。

6目保健医療機関返還金、本年度予算額2千円あります。

7目雑入、本年度予算額1千円あります。

15ページをご覧ください。

貸付元金収入につきましては、先ほどご説明しましたとおり、社会福祉協議会の申し出により廃止するものであります。

以上で、国民健康保険特別会計のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程をお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 会計全般にわたって何点かお尋ねをしたいと思います。

一つ目は保険税に関わってであります。今回は、大きく後期高齢者医療制度がスタートすることによりまして、国民健康保険会計に対する影響も大変大きいものがあるというふうに思います。

それで、一つにはですね、個人の保険料が保険税がどうなっていくかということでお尋ねするんですけども、資料の36ページ、国民健康保険税一人当たりの調定額、あと世帯額というふうに出ているんですけども、幕別町は一昨年でしたか、税の変更がありましてから、そのままずっと推移してきておりますね、それで、今回、そうではあるんですけども、一人当たりの調定額の見込み金額が、全部引き上がっているということになっております。

その理由は、後期高齢者医療保険に対する支援金の負担が明確にされまして、ここに記載されているということによって金額が上がっているんだなというふうに思うのですが、先ずですね、この国民健康保険会計から、後期高齢者支援金に渡されるお金ですね、計算というのはどのようにされて渡されていくのか、前回一般質問でお尋ねした時に、大体一人2万4千円位だということで、ここでは2万2,766円ということで計上されているんですけどね、支援金というのは、高齢者の医療費の全体の4割を後期高齢者以外の保険、他の保険で支援をするという形になっていましたよね、その支援における国保の位置付というのは、割合から言ってどのくらいになるのかということをお尋ねしたいと思っております。結果としては保険税が支援金ということが新たに加えられることによって、会計全体ではこれまで負担していたから変わらないんですが、個人の保険料としては変わってくるということになりますね、このことによって個人の保険料が引き上がっていくというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

そうなりますと、一人当たりの保険料が引き上がっていくということに、先ずその確認からさせていただきます。ひとつひとついいですか、他に滞納の問題とかいろいろお尋ねしたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 初めに後期高齢者医療制度と国保会計関係ということでございます。

ちょっと流れというものをお話させていただきたいと思っております。

国民健康保険会計からは、後期高齢者医療制度の会計と言いますか、対しまして、直接、町の会計対してではございません。これは国の社会保険診療報酬支払基金に対しまして、後期高齢者支援金という形で、国保だけでなく、社会保険、あるいは民間の健保組合、それらの組合も含めまして、全ての保険者がこれまで所属していた75歳以上の人数に応じて拠出金を拠出するということとなります。

その金額につきましては、本町の国保におきましては、今回予算計上させていただきますけれども、およそ3億4千万円ということになります。3億3,900万ということになります。

それを全国ベースで社会保険診療報酬支払基金が集めたものを、今度は、後期高齢者都道府県ごとの連合に対しまして、給付費の交付金ということで、負担するということとなります。

町におきましては、後期高齢者制度に移行することによって、75歳以上の方が国保から抜けられるということで、それらの方の税が減るというようなこと、これは、昨年と比較しますと大体1億3千万くらい抜けるということになります。

そして、今まではこの老人保健の拠出金というものを老人保健拠出金、今回の支援金と同様の内容ですけども、社会保険診療報酬支払基金に対しまして、およそ、これまでは5億8千万、5億7,600万程度支払っていたと、拠出していたということでございます。

それらの歳入歳出、差し引きして、国民健康保険特別会計におきましては、この後期高齢者医療制度に関わっては、逆に今のところ、およそ860万程度の負担増となるのかと考えております。

先ほど積算資料の36ページの一人当たりの調定額ということでございますけれども、後期高齢者支援金賦課分というものが、これは一般被保険者、退職被保険者両方とも掲載されております。一般被保険者については、2万2,766円ということになっています。

これにつきましては、後期高齢者支援金の分、拠出するお金の分から国の負担金などを差し引いた分を税で徴収しなさいと、これは高齢者の医療の確保に関する法律で、そういうふうに定められております。

す。いまのところ、先ほど言いました拠出金につきましては、これは厚生労働省で示された試算表というワークシートがございまして、それに当てはめて試算していただいたものでございます。

それから低率の国の負担分を差し引いて、さらに被保険者の人数で割ったものがこの金額になっているということでございます。

ですから実際にそれぞれの方々がいくら貰うかということは、現在のところわかりませんし、もう一つは、所得が現在固まっていない状況でございます。ですから、この金額になるのか、あるいはもっと増えるのか減るのか、そういうようなことも、現在確定したものではありません。それが確定するのは、5月の連休明けてぐらいになるのかなというふうに思っております。

ちなみにですね、一人当たりの支援金はいくらになるのかということでございますけれども、国の積算ですと一人当たり3万8千円程度ということになっております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 結局、国民健康保険に入っていらっしゃる町民の方の保険料が、これからどうなってくるのかなということでお尋ねしたんですよね。ここに資料にありますように、今までの保険料、平成19年度でありましたら、一人当たり一般で8万2,429円、それから退職者で9万518円となっておりますけれども、平成20年度は、ここに、これから、結局支援金の分が上がって、一般で10万1千円、また、退職者で10万8千円という金額になりますよね。仕組みを伺ったのは、これまでも支援金というのは、支援金という名前ではないですけども、拠出金で払っていたんですけども、今度はその一人一人わかるように明確にする、つまりその表示の違いだけであって負担は同じなんだという押さえ方をしてきたんですけどもね、この数字を見ると、そうじゃなくて、一人当たりの保険料に加算されるというふうに映るんですけども違いますか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 一番大きい理由は先ず75歳以上の低所得者が抜けたということによって、逆にいうと、所得のある方が残っているんで、それによって負担額が増えているということが考えられます。

もう一点は、これまでは老人保健拠出金につきましては、今言ったように、75歳以上の方と74歳以下の方、後期高齢者もそれ以外の方、若年者も含めて老健拠出金の分を負担してたということがあると、それで先ほど前段言ったように、75歳以上の方、低所得者の方が抜けて所得の多い方に集中しているということで、ひとり当たりに直すと増えるような格好になっているということでございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 結果としては、構成、新しく国民健康保険事業の中で、構成する所得階層が変わってくるので、こういう方になっているということですね、わかりました。

それでですね、もう一つは、全体として制度が見直されることによって、後期高齢者だけではなくて、74歳、前期高齢者の分も含めて、制度が変わって町としてのその部分で見た場合の、会計上、要するに負担が低くなるんじゃないかというふうに押さえるわけですけども、その点どうですか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 今回の制度改正に伴うものということでございますけれども、只今申し上げました後期高齢者医療制度の関係だけでなく、制度改正に関わっては、前期高齢者医療制度というものも創設されます。それにつきましても、交付金というものが、こちらの方に入ってくると、もう一つは3歳から就学前の被保険者の負担割合が変更になるということもございます。

これは、3割から2割に落ちると、逆にいうと保険者は7割から8割に負担が増えるということになります。

もう一点、70歳から74歳の方の負担割合が変更されると、1割から2割に変更すると、これは凍結措置が取られるということなんですけれども、保険者としては、そのまま9割から8割を支払って、残りの1割分は国が負担すると、凍結分は負担するというふうになっています。これら、それぞれ、国保会計から見ますと、増額、減額というものがあります。

これらを合計、差し引き合計いたしますと、この制度改正に係るものについては、およそ7,900万位の会計としては負担減となると考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。それですね、これまでも国民健康保険税につきましては、他の保険から比べて非常に所得に対する負担割合が高いということで、なんとか税の引き下げにならないかということ、ずっと要求してまいりました。一昨年、若年層あるいは高齢者の料金改定を行って引き下げをしてきた経過があるんですけどもね、今回、このように新たな制度変更によって7,000万以上の、7,500万の負担の軽減になるということになるのであれば、この分が今度は全体の保険料の軽減にあててはどうか、あてて全体の負担の軽減を図ってはどうかというふうに思うわけですがいかがでしょうか。と言いますのは、滞納にことにつきましても、伺いたいと思うのですが、決算のときに伺った資料の中では、かなり年齢ではなくて、所得ですね、年収100万以下という方の滞納が全体の7割近く、6割以上を占めているということがありましてね、なんとか軽減になっていかないものかというふうに思いましてお尋ねいたします。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ほど申し上げましたとおり、制度改正に伴ってはかなり、会計の負担は減となるということでございますが、ただ、過去の医療費の動向の推計を見ていって、今後の、平成20年度の医療費の動向を推計いたしますと、かなり増えるという要素が考えられます。

単純にこれは医療費が増加しているという傾向があるんだと思っております。それら推計いたしますと、今回に予算に反映している、歳出の方で反映しているんですけども、およそ6,360万位は逆にこれは医療費が増えるのではないかと考えております。

さらにですね、今回診療報酬の改定がございました。この診療報酬の改定は表面上はマイナス0.82%と言われてます。これは診療報酬の本体が0.32%増えて薬価が1.2%減っていると、ただ、この総体の0.82%減っているというのは、単純に表面上のパーセンテージを足しただけでありまして、実際には薬価というのは、ほとんどわずかな部分しかない、幕別町の今年の診療報酬で、ちょっと試算してみましたら、わずか0.3%分しかない、15億位のうちの0.3%ですから、実質300万とかそんな金額になります。15億の300万。ということは、表面上は診療報酬、下げているといってますけども、実質的には加重平均をすると診療報酬上がっているという内容でございます。

そういうようなもの考えた場合、医療費が伸びるという、これは必至な状況だと考えております。

先ほどいった6,300万円、プラスですね今いった診療報酬の改定ですとか、特定検診に費用がかかると、こういうようなものも国保会計の一般財源ベースで考えますと、およそ700万円位なのかなと、さらに、今回、政策として、乳幼児医療費助成事業を拡大しましたけども、そういうようなことによる、波及増というようなもの、この一般会計から繰入っている分に波及増はみてみませんので、それら波及増分とありますけども、今回の無料化に関する分については、これは計算上いれておりませんので、まだいくらくらい増えるのかとわかりませんので、それらも含めると5,600万、先ほど7,900万と医療費増加の影響6,300何十万、それと只今申し上げましたものを差し引きいたしますと、国保の会計としてはプラスになるというか、楽になる分は5,600万程度でないかというふうに試算しているところであります。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 診療報酬の改定等で痛手を受けるというのは、これはよくわかります。ただ、6,360万の医療費が上がるというのは、要因あるんですよ。これ、よく医療費が上がるというのは、インフルエンザが今年大流行して上がったとか、そんな感じでね、これまでも特別上がってきたことがあるんですが、予算の段階でこだけあがるんだといわれるのには、何か根拠があると思うのでね、その根拠をお聞かせいただきたいのと、それから、含まさってないとおっしゃいますけども、その政策を、乳幼児医療費の無料化などは政策、町の政策として実施して、その影響がでてくる、支出がでてくるということについては、当然うちの町の政策であるから、その点は一般会計できちっと繰り入れるということが、原則じゃないかというふうに思うのですよね、そういうふうにしていくともうちょっとね、浮くお

金はでてくるんじゃないですか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 初めに6,300万増えるという根拠でございますが、平成19年度と平成18年度の医療費の動向を比較した結果がこういうふうになったんですけれども、その内容がですね、平成19年度につきましては、非常に入院の医療費が増えているという状況でございます。

ですから入院している方、大体年度をまたいでという方もいらっしゃいます。長引く傾向が多いと、そういうようなことから、今年度もそういう状況を推計して6,300万位増えるというふうに計算しているところでございます。

乳幼児医療費助成事業につきましては、政策的なもんだからということでございます。仮にこれを一般会計から繰り入れをすると言いますと、金額的にはおよそ300万程度のものと考えております。

仮に300万繰り入れて、国保の会計でまたしよと思うと、先ほどの500万に足すと800万位ということで、ただ、いずれにいたしましても、これは先ほども申し上げましたように、初めて無料化して、初めてやることなんで、どれくらいかかるのか見えないということはあるんで、そのへんのところは、これから推計していかなければならない部分なので、そのへんはご了解いただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 入院が増えている要因というのも、ちょっとわからないけども、現実がそうだといいことありますから、それで増やしたということありますが、それは必ずしも今年はどうなるかということには、必ずしも断定はできませんよ、傾向として昨年そういうことがあったということでありまして、これは逆にあっちゃいけないことなんですけれども、診療報酬の改定の中では、入院に対する報酬等の厳しい減額などもありまして、控えざるをえないように、そんなふうに追い込むような状況も、これは改善しなければだめですけどもね、見えてくるということもありまして、そんなことを考えると、もう少し減額になるんじゃないかと、多くはないんですけども、他の自治体でこの医療制度、今回の制度改正によって保険料の引き下げにつながっているところもあるもんですから、うちの町もそんなふうにはできないかということで、お尋ねをしたわけです。特に施策的にやる分については、これははっきり一般会計の方から繰り入れるべきだと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 入院の増は引き続き、そのまま増え続けるのか断定できないだとか、あるいは診療報酬上がるか下がるかわからない、これは私どもとしても同じことでございます。逆にいうと増えるかもしれませんし、減るかもしれない。ただ、推計してそれくらいの数字がでた以上、この医療費については待たなしで支出しなければならないということではございます。

たとえば、庁舎の机が壊れた場合はちょっと我慢して待つということができませんけども、医療費の場合はそういうことができませんので、ある程度の推計に基づいて予算を確保しなければならないということもでございます。そういうこともあって、こういう推計をしているのでご理解ください。

あと、管内の町村の現在の状況ですけども、ほとんど据え置きだと伺っております。引き下げるところは今のところないというふうに伺っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 管内の自治体では私もそのようにおさえてます。全道で見ますとね、釧路が下げたとか、そういうのがあったものですからお尋ねしたわけです。

いろんなね、積み上げの中でご苦労されて、この予算をだされているということについては、そんなんであるというふうには思うのですが、いかんせんその負担が大きいということがずっと問題になってきている会計でありますから、こういった機会に少しでも軽減に向けてということが大事だというふうに思っていますね、そのことはそういう考えでおりますので、是非ね、引き下げにつながっていただく努力をしてもらいたいというふうに思います。

次にですね、一部負担金の問題でお尋ねをしたいと思うのですが、中々町民の皆さんの暮らしが厳しいということで、せめて医療費がなんとかならないのかという声をとみに聞くようになりました。

それですね、この予算の中ではそういうのを組んでられるのかどうか、去年は、どんな実績だったのか、町の条例の中ではですね、第18条の中に一部負担金の減免というのがございますね、これに照らして、実績としてどうだったのか、今年度はどんなふうに見ているのか伺います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 一部負担金の減免についてでございます。

19年度については、実績がございません。

委員が仰られたとおり、条例の方に一部負担金を減免する理由だとかは記載されております。

ですが、先ずですね、この手順といたしまして、法的な手順といたしましては、一部負担金を減免する場合に一部負担金の徴収猶予という制度がありまして、これは6ヵ月以内に徴収猶予をしますという制度があって、それを行ってから、一部負担、それでもなお、生活状況が改善しないとか、そういうような場合には、一部負担金を減免するというような手続き上、そういうふうに、手順上そういうふうになるというふうに示されております。

もう一点は、減免した金額につきましては、これはまったくの町の国保の単費になると、国ですとか、国の負担金、あるいは道の調整交付金による補助金という、こういうものの処置の対象となりません。ですから、非常に難しい問題があるんですけども、私どもは、それぞれのご家庭のご事情をお伺いして、その事情に応じて場合によっては、一部負担金の減免も行うというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 実績がないということについては、例えばそういう申し出があったのか、なかったのか、申し出がまったくなかったのか、あって条件がございましてね、第18条にはね、その条件には結局該当しなかったんだというようなことになったのかどうかということもあるんですが、ゼロということを考えれば、今の暮らしの実態から考えたら、この制度そのものが、知られていないんじゃないかというふうに思うのですよね、18条の存在そのものが。それでやはり、困難な状況でね、病にかかった時は皆で支え合うという、そして健康になって安定した生活を送っていただくという、その保険の制度の精神から考えても、これはやっぱり多くの方に知っていただいて、その該当する時にはきちっと対処されるということが望ましいと思います。

いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） これまで町のホームページでこの制度については、お知らせしていたところでございますが、実態としては相談がなかったということから考えますと、まだまだ啓蒙活動が足りないのかなというふうには考えております。

これからまた、そのへんのところ、検討していきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 実態から照らすと、該当になる方はやはり私はいらっしゃるというふうに思うのですよね、ホームページで知らされてきたということでもありますので、是非お知らせ広報などにも取り入れていただいてね、多くの方に活用、活用と言いますか、知っていただくということで、知っていただいて、ただそのまま適用になるということではなくて、その次に相談活動があるわけですからね、相談に応じていただくということに、是非力を注いでいただきたいと思います。

それですね、最後の質問になるんですが、17ページの、しつれいいいたしました、18ページの総務費の中の、19負担金補助金で、滞納整理機構に130万ということでありました。

一般会計より多いということは、昨日の、昨日おとつからのやり取りの中で、国保会計が多かったと思うのですよね、ご説明では、50万を超える人についてお願いをしているということでもあります、件数とですね、それからその所得の実態ですね、これはどの状況にある方が渡されているのでしょうか。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 滞納整理機構に引き継いでいる、引き継ぎ事案の件数と国保税の滞納している方ということで、限定いたしますと14件、17件のうち14件と、所得の状況でありますけれども、未申告

という方もおりました、あと所得状況におきましては、300万から100万ぐらいという方、未申告の方が5件ほどございます。ただ、この未申告の方については、私達の方も接触、訪問など過去何度か訪問して、その中である程度、お話を聞いた中で、全額とは言いませんけども、ある程度一部ずつでも納付していただけるような資力があるという、そこらへんの判断をさせていただきまして、今回滞納整理機構の方に引き継ぎという形をさせていただいております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 300万から100万ということで、所得で300万というふうになれば、それなりの収入かなというふうに思うのですが、100万という家族構成の実態もいろいろありますのでね、なんともこれだけでは判断できないんですけども、あれでしょうか、町としては相談、滞納にいたるまでかなり相談業務を応じられ、やっていますよね、はたらきかけね、そうして、未申告というような状況は、一方でそこは解決されないで、結局、結果として感覚的な判断で整理機構に渡すというようなことも実際にやられているんでしょうかね。実際の状況をつかまないと、なんていうんですか、滞納整理機構にわたされるということになってしまえば、これは効果としても、実績についてはお話も頂いておりましたが、そんなに大きな効果もないと、効果につながらないというようなことも思いましてね、そのへんの判断というのは、どんなふうにしてされているんですか。ここまでは整理機構に渡す、ここまではうちの町でやるという分岐点といいますか、判断するところはどこなんでしょうか。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 滞納整理機構に引き継ぐということにつきましては、大口の滞納額があると、それにたして、ある程度の資力がありながら納税に対する誠意をまったく示さないと、中には玄関先で全然出てこないという方もおりますけども、ある程度その中でお伺いをして納税誓約だとか、そこらへんの取り交わしをすることもあります。

それで本人も納得の上で、納税制約を交わしていただくということになるんですけども、ただ、それが全く履行されないというような方も、結構おまして、中々私達も納税に伺って相談しても、それに対する誠意が見られないという方について、やはり町が行くことだけでは、中には甘えがある、そういうような家庭も、町だからというような家庭もある可能性も捨てきれないということもあまして、ここはある程度、また形を変える中で勤務先だとかそういうようなお話も十分聞かせていただいて、これであれば、なんとか支払、一部であっても、全額ということは勿論私たちも期待するわけでは、本来は全額なんですけども、そこまで期待するわけではございませんけども、一部であっても納付できるような、また、そして納税に対する誠意も少しは感じていただけるようになるのではというような思いもあまして、それで引き継ぐという場合もあります。ただ、私達がただ引き継いだからといって滞納整理機構の方で、財産のない方を無理やり何でもかんでも抑えるというような、機構もそのようなことは決してしないわけで、機構の方でもこの人は本当に支払能力があるのかどうかという、そこらへんの判定は機構の方でもするようなシステムができておりますので、その場合は機構でも滞納処分か執行停止が相当であろうというような判断も機構がする場合がありますので、そういう方を本来は私達は引き継いではいけないわけですけども、町の方で十分把握した中でやらなければならぬわけなんですけども、そういうケースもまたでてくる可能性もあり得るのかなというふうには思っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 結局、国民健康保険の場合には滞納というふうになりますとね、結局資格証明書、保険証の未交付ということにつながっていくんですよ、だから結局そういう方達は、医者にかかれな、かかっても10割負担ということになりますとね、本当に慎重な判断が必要だというふうに思うのですよね。例えば、税の猶予というものもありますけども、そのへんも正確な、私達は、よく理事者の方も仰られる悪徳滞納で、本当にその能力があつて履行しないという人たちに対しては厳しく臨まれるということは大事だと思うんですけども、昨今の状況から言って、本当にボーダーラインにいるような人たちだとか、そうじゃない人たちが、止むに止まれず滞納に至っているのも見えてくるわけですよ。そういう人たちが渡ってしまったら、そちらにわたっているからと言って、町長の権限であります

ね、税の猶予などにも及ばないということになれば、ますます保険証をもらえない期間が長くなっていくんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、是非ね、住民の方達のこの健康を守るためにできている保険制度でありますから、それが、生きる形で、その対処する、その税の保険料の徴収にあたってその視点をもっていただいて、そして預けっぱなしにしないで、町としての責任をあくまでも果たすという姿勢をね、ずっと持って改善に向けていただきたいと思いますがいかがですか。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今、中橋委員さん仰られましたことは、十分は私たちもそれを肝に銘じてですね、滞納されているかたについては接していきたいと思います。

これからも、そしてとにかくお話をよく聞くと、滞納者との接触、機構に預けたからといって、それはあくまでも、滞繰分で現年分はほとんど、町外は除きまして現年分は当然あるわけですから、私たちもそこらへんは、現年分の徴収必要になってきますので、そこらは十分接触しながら経済状況、そこらへんを正確に判断して間違いのないような徴収方法、それに気をつけてこれからも進んでいきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 他に。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 国民健康保険特別会計予算につきましては、他に質疑がないようでありますので、以上を持って終了させていただきます。

審査の途中ではありますが、この際11時15分まで休憩をいたします。

（10：58 休憩）

（11：15 再開）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度、確認をさせていただきます。

質問は一括にて簡潔にお願いをいたしたいと思えます。

次に議案第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

37ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ3億3,113万円と定めるものであります。

前年度に対しまして、26億3,739万4千円、88.85%の減となっております。

老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行したことによります減となっておりますが、移行前の平成20年3月診療分に係る医療費、及び医療機関等からの月遅れ請求分等の支払いが、本年度となりますことから、その分について予算計上するものであります。

なお、老人保健特別会計につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、制度移行後の平成20年度から3年間は引き続き月遅れ請求等の支払いのために特別会計を設けておくことになってますから、22年度末まで設置しておくものであります。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、38ページ、39ページの第1表歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたしますので、45ページをお開きください。

45ページ歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額142万5千円であります。

本目は老人保健の実施に係る事務経費のほか、13節委託料の国保連合会への共同電算処理委託料が主なものであります。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、本年度予算額3億1千万円であります。

本目は医療機関での受診に対する診療報酬での支払いの分であります。

老人医療費受給対象者を3,140人、一月当たりの給付額を2億5千万円と見込みまして、それに月遅れ請求分などをプラスして計上しております。

46ページをお開きください。

2目医療諸費、本年度予算額1,500万円であります。

本目は柔道整復師による施術を受けた場合や補そう具を購入した場合の償還払い分及び高額医療費の償還払い分の支出であります。

1目の医療給付費同様、後期高齢者医療制度施行前の診療分、月遅れ請求分等計上しております。

3目審査支払手数料、本年度予算額169万7千円であります。

本目は国保連合会並びに社会保険診療報酬支払基金に対して行う診療報酬明細書の資格審査、及び医療費の支払い等の事務手数料を記載しております。

47ページになります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、本年度予算額8千円あります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円あります。

以上で歳出のご説明を終わらせていただきます。

続きまして歳入についてご説明します。

42ページをご覧ください。

42ページ歳入、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、本年度予算額1億6,779万1千円あります。

本目は医療給付費及び医療支給費の財源として、基金から交付されるものであります。

2目審査支払手数料交付金、本年度予算額165万7千円あります。

審査支払手数料の総額から、柔道整復師による施術に係る審査支払手数料を除いた分が基金から交付されるものであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、本年度予算額1億479万4千円あります。

本目は医療給付費及び医療支給費に係る国の負担分であります。

3款道支出金、1項道負担金、1目医療費負担金、本年度予算額2,619万9千円あります。

本目は医療給付費及び医療支給費に係る道の負担分であります。

43ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,066万5千円あります。

国と道と同様に町として医療給付費及び医療支給費に対して公費負担をするものであります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1千円あります。

6款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1千円あります。

44ページをお開きください。

2項雑入、1目第三者納付金、本年度予算額1万円あります。

2目返納金、本年度予算額1万円あります。

3目保健医療機関返還金、本年度予算額1千円あります。

4目雑入、本年度予算額1千円あります。

以上で老人保健特別会計のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 老人保健特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に議案第4号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第4号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説

明申し上げます。

48ページをお開きください。

今定例会におきまして、特別会計条例の一部を改正する条例について議決をいただいたところでありますが、本特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、設置をするものであります。

また、後期高齢者医療に関する事務につきましては、法令、及び北海道後期高齢者医療広域連合の条例に基づき行いますとともに、今定例会において、提案しております幕別町後期高齢者医療に関する条例により執り行うものであります。

それでは48ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ2億7,254万8千円と定めるものであります。

第2項歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、49ページ、50ページの第1表、歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは歳入歳出事項別明細についてご説明をいたします。

初めに歳出からご説明しますので、55ページをお開きください。

55ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額832万5千円であります。

本目は後期高齢者医療に係る一般職職員の人件費の他、事務に係る費用を計上しております。

56ページをご覧ください。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度予算額102万4千円であります。

本目は後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額2億6,309万4千円あります。

本目は後期高齢者医療広域連合納付金で事務費負担分及び保険料納付分であります。

事務費負担金分につきましては、後期高齢者医療の運営主体である広域連合の事務費に係る市町村の負担分でありまして、全道の市町村が、均等割を10%、高齢者人口割、これは75歳以上の人口割になりますが40%、それと人口割が50%の割合で負担をするものであります。

保険料納付金分は後期高齢者医療被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分として、一般会計から繰り入れた金額を広域連合に納付するものであります。

57ページをお開きください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付加算金、本年度予算額5千円あります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額10万円あります。

以上で歳出のご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして歳入についてご説明申し上げます。

53ページをお開きください。

53ページ歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億9,951万4千円あります。

保険料の積算につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の試算値をもとに計上をしておりますが、保険料率につきましては、均等割額が4万3,143円、所得割率が9.6%で、被保険者数は3,259人、予定収納率は99.78%としております。

一人当たりの平均保険料額であります。軽減前で7万8,230円、1年間あります。道内の平均としましては8万6,708円ということになっております。なお、この試算値につきましては、平成18年中の所得をもとに算出してありまして、実際には平成19年中の所得が確定した段階で決定となるものであります。

次に2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度予算額1千円あります。

納付証明に係る手数料であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,302万8千円あります。

1 節の事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る市町村負担分、並びに人件費や物件費など後期高齢者医療の事務に要する費用を繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対して実施します、保険料の減額、いわゆる 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の軽減相当額、並びに被用者保険の被扶養者に対して実施します、保険料の軽減相当額を繰り入れるものであります。

次に 54 ページをご覧ください。

4 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金、本年度予算額 1 千円であります。

2 目過料、本年度予算額 1 千円であります。

2 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額 1 千円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額 1 千円であります。

2 目雑入、本年度予算額 1 千円であります。

以上で後期高齢者医療特別会計のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3 点ほどお尋ねいたします。

一つはこの制度が 4 月 1 日からスタートする制度であります、全く今までの保険とは違って、年齢で区切られて 75 歳以上の方達だけが対象となってスタートするという、高齢者の方達にとっては、まだまだこの制度について、わからない、どうなっていくのか自分の保険がどうなっていくのかということで、不安がたくさんあるのが実情です。

そこで、これまでうちの町は、出前講座などで周知のための取り組みを精力的に行ってこられたというふうに思うのですが、これは、それはどんなふうにやられてきたかということも伺いたいですし、また、スタートしてからもたぶん、かなりの混乱が予想されますので、スタートしてからも、どんなふうに周知のために努力をされるのか伺います。

それとですね、保険料の問題です。

3,259 人の方ですか、この内の規定によりますと、8 割近くは保険料が年金から天引きと、後は普通徴収になっていくというふうに、これまで聞いています。

それでですね、この保険料なんですが、平均調定額で今軽減前でうちの町は 7 万 8,230 円ということでありました。お聞きしますと、一人暮らしの高齢者にとっては、これまでよりも負担が少なくなるという人が多いんだけど、ご夫婦で年金収入の 200 万程度の人達は上がっていくということを知っていました。

それで実際に保険料の負担が増えていく人たちは、全体でどのくらいになるのか、収入の線引きでどうなるのか伺います。

それと、最後の質問であります、この制度の一番の問題は、これは町の権限の及ぶところではないんですけども、医療制限がされるということが、すでに診療報酬の改定の中で、打ち出されて、今月ですね打ち出されてきました。この制限については、非常にお年寄りの方達が今までのように病院を選んでそして自分のかかりたい病院にかかって病気を治すということができなくなる。担当医制度であるとか、あるいは入院に関わっては、いろいろ区分されて病院側に入るお金が今までの 4 割程度になっちゃうというような仕組みも出されています。

そこでですね、この点ではやはり町として住民の健康を守るということを考えれば、出されていますが、すぐ 4 月 1 日からこれがそのまま実施されることでもない聞いておりますので、関係機関に対する働きかけが必要じゃないか、決めるのは厚生労働省ですが、国に対してこの診療制限についてはね、行うべきではないという働きかけを積極的に行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 周知の方法、これまでどんなふうにしてきたかということと、今後どうする

かということでございます。

これまで、ご承知のとおり広報で毎月一度周知させていただいております。

その他にホームページでも紹介させていただいていると、もう一点は、出前講座で昨年の秋から21回、およそ800名の方が参加していただいて、周知というか説明会を開かせていただいております。

3月中までの申し込みも既に6回、200名ほどの申請があるという状況でございます。

さらに、スタート後でございますが、先ず納付書、保険料の納付を書お渡しする時にパンフレットを皆様方に入れると、さらにこれまでと同様に広報で定期的にお知らせしていきたいというふうに考えております。

出前講座につきましても、同様に申請があった場合には出向いて行きたいというふうに考えております。

それと保険料の算定の中で上がるような世帯、人数はどれくらいなのかということでございますが、実は、この先ほど説明いたしました保険料の額につきましては、広域連合で、私どもから昨年の所得、人数を広域連合の方に提供いたしましたして、それを全道でプールして広域連合が計算したもので、幕別分についてはこれだけですよというふうに試算したものを、私どもいただいた数字でございます。

もう一点は、社会保険の関係、社会保険にこれまで加入されていて後期に移行するような方もいらっしゃる内容も入っています。

町の国保からいく、音更町の国保からいく、社会保険からいく、何々健保組合から全部そういう数字が集まって行って、算出した数字でございます。現在のところ、私どもでは内訳ですとか内容わからない状況でございます。

総体でこれだけの金額だということなので、世帯ごと、人ごとの状況はわかりませんのでご了承ください。

それと医療制度に対する要望していくべきだということでございます。

現在私どもお伺いしているのは、高齢者の特性に合わせたような形の医療制度に変えるんだと、決して切り捨てるものではないと、例えば家庭、介護関係者、さらには医療もかかりつけ医にはなりますけれども、その前歴と言いますか、他の病院でかかっていた履歴等も全部一つの病院に集めて、今後の生活面も含めて治療を進めていこうという制度だと伺っております。

ですから決して高齢者の方のお医療を切り捨てるだとか、病院に行かせないと、その結果医療費を削減するものだというふうには私ども伺っておりません。

国の制度ではそういうふうになっているということなので、国の考え方が誠実に実行されるというようなことを期待したいと思っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 周知の手立てにつきましては、800人、これからさらに200人と1,000人程度の方達に直接お話をされてきたというふうに思います。

それでですね、まだまだでも、全体では3,000人を超えていらっしゃるわけですから、たぶん通知がきて、初めて驚いて自分がどうなるんだというような、問い合わせも既に殺到しているというようなことも新聞報道にありますけどもね、そういうことも予測されまして、きちっと対応していただきたいのと、できれば呼ばれたところにでかけるということだけではなくてね、これまで町がいろんな制度が変わったり、取り組みをする時には説明会なども、町としてやっていたらいいよ、そんなことなんかも検討できないのかどうか伺います。

それとですね、保険料についてはこれは決定するのは幕別町ではありませんから、今の課長のようなご答弁になるかと思いますが、しかし、そのデータはうちの町から行きますね、それで、保険料も全部料率も決まって、収入に応じて金額が定められるというふうになってますからね、当然、その金額は予想されるというふうにおもうのですよね、うちの町として予測ができる。それはどうなのか。例えばですね、これはもう料率ははっきりしていますから、国保のように資産割もありませんのでね、ですから年収200万の方で、年金収入であれば、奥さんが所得がなかった場合には、その保険料は11万4,200

円とかっていうふうに、必ず金額がぼんぼんと出てくわけですね。ですからこういう人たちは年収200万でご夫婦でいらしたら11万4千円の負担になるわけだから、かなりいままでよりは負担が大きくなるんじゃないかというふうに思うのですよね。そういうところを、正確な数字じゃなくても全体としてどのくらいそういう方達を抑えていらっしゃるのか。私はこの保険料につきましては、2年に1度、変えられるということもありまして、それもその医療の給付金額に応じて変わっていくということですからね、使った医療費に応じてかわってくということでもありますから、どんどん上がっていく可能性のある仕組みですよ。こういうことを考えれば、やはり町としても負担の増える方達に対する特別な手立てが必要になってくるんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

それと医療制限のことにつきましてはね、これは国会の問題になりますけども、決して課長が仰られるような中身ではないんでよね。高齢者の特質、ふさわしい医療の提供がなんだっていうことをね、舛添厚生大臣が3つ言ってましたけども、一つは慢性疾患にかかっているたくさん病院にかかっているんだと、それから長期になることと、それからあまり長く生きない、残存とかって言って怒られてましたけどもね、もうあまり長く生きないんだということを言いまして、そして全体で医療費を下げていくということを予算で出している、つまりお金をかけないということですよ。だから安心してられないんです。そんな提供されるだろうということでは、町としてはね、構えとしてはね弱い、きちっとそのへんも押さえていただいて、今直ぐ4月1日からそれをやるということではありませんからね、きちっとこれは直接、診療報酬というのは連合議会ではなくて厚労省の方で社会保険医療機構の方で決めてくるわけですから、うちの町としてはきちっとそこにね、意見を上げていくということが大事だと思いますがどうですか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめの周知についてでございますが、今後ですね、例えば公区長会議ですとか老人クラブの総会があるとか、そういう席が機会がございましたら積極的にこちらの方から出て行って、そういう場を借りて説明をしていきたいというふうに考えております。

それと2点目の保険料の比較ということになるんですけども、単純に計算すればということになります。今の国保については、平等割ですとか資産割があるというようなことで単純な比較はできないと思います。ですから、料率をかけて3,259名分を国保の、今国保の被保険者になっている方の分については時間をかければ出るのかなと思います。一人一人拾うということになると思います。これは、ただ、社会保険から後期高齢者医療保険に入る方、幕別町内にもいらっしゃいます。そういう方の分については、私ども全く把握しておりませんので、数字を出すということにはできないというところでございます。

三点目の後期高齢者医療制度に対する町からの支援ということでございますけども、仮に町から支援をだすということになりますと、広域連合に出す形になります。そうすると、それは広域連合の中でプールされて、他の市町村の被保険者の方の分にまで、町が出したお金が行くことになります。やるとすれば、個人ごとに福祉施策でなんだかの形をやるということになります。現在のところどういう状況になるかということも見えてない部分もあります。今直ぐここでやるということにはならないと思います。いろんな町村の事例ですとか、状況、そういうのも含めて今後は考えていかなければならない、やるという意味ではなくて、検討する課題ではあるのかなとは思っています。

4点目の国に対してということでございます。

現状、この制度はあくまでも法の中で定められてものと、先ほども言いましたように、中央医療審議会、そういうところで審議されて診療報酬の形も決定されるということでございます。現段階では町としては法に定められた制度を円滑に進めるというのが使命だというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 周知のことにつきましては精力的にやっつけていかれるということでもありますから、できれば独自の説明会というふうに思いますが、さらに老人クラブや町内会ということでもありますので、頑張っていただきたいというふうに思います。

保険料はですね、詳細は課長仰られるように無理だと思うのです。その出身の保険がありますし、そ

れから、そこそこの構成によつての、国保であれば負担の人数割ですとか平等割ですとか、いろいろありましたから、そこと後期高齢者の保険の決め方が違うので、それで無理だというふうに仰られるんだろうというふうに思うんですがね、しかし、一定の収入で200万の人は11万になりますよと、あるいは180万の方は10万ちょっとですよというのがあるわけですから、そういうことを考えれば75歳以上の方3,000人の所得状況というのは、これまでの国民健康保険においても拮んでいらっしやったわけですからね、そういうことを、データとして考えればおのずと大きな枠で、詳細はいりませんよ、そこまで求めるわけじゃないんですが、大きな枠で出るんじゃないでしょうか。

それとですね、町としての支援というのは、私は課長のお答えの中の後段の方で求めたものです。決して個々で払って連合にやっちゃってプールされちゃうというふうになると、それは全然薄まってしまって意味合いはないわけですから、そうではなくて、こういう事態がどんどん拡大されていく制度の仕組みから言って、うちの町として、福祉施策ですよ、そんな形でいろんな今後のお年寄りの医療を守る上での政策として考え方として必要じゃないかということをお尋ねしたわけです。

それから3点目の国の法律を守ると、法治国家ですから当然だと思うのですが、そこに含まれている医療制限というのが、もうすでに国会の中で示されているわけですからね、やっぱりそういう状況も掌握して、一番は使命としては自治法に基づく住民の健康や安全を守るとというのが、うちの町の使命でありますからね、その使命を果たそうとするならば、予測される事態に対する対応もするということも大事ではないでしょうか。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方から税の試算ということについてお話させていただきます。

やはりですね、世帯の関係とかございますので、国保の場合、軽減がどれだけかかっていたとか、そういうようなことがありますので、一人平均で単純に後期高齢者に移行した場合と今までの国保の場合とでは、ある程度の大雑把な数字は比較できると思います。ただ世帯になりますと、やはり非常に難しいものがあって、簡単にはでないというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 私の方から、今後高齢者が負担が増えてくるということですね、どのような制度ができるかということについては、先ほど課長からも申しあげましたように、どのくらいの負担が増えてきて、どのような方が困っているのかというようなことも把握しながら、今後の施策に反映させていきたいとおもいます。

それと先ほどの国の制度なんですけれども、法律に基づいてやっていかなければならないということもありますし、また、一つの町村だけです、言っていっても難しいものがあると思いますので、今後どのような内容なのかですね、十勝町村会、あるいは道とも合わせまして検討しながら要望すべきところは要望していかなければならないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の段階でね、まだまだ制度は4月1日であと何日かで始まっちゃうわけですが、これからまだ説明会があるという事態で、行政側も非常に御苦労されているのは十分わかります。

ただ、一番問題であるその医療制限につながるというところだけはね、本当に注意をしていただいて、積極的な働きかけをしていただきたい。この制度の目的がすでに全体で75歳以上の方達に使われている総額11兆円というように言われている医療費をね、8兆円まで下げるんだということから始まっているわけですから、私どもは最初からこの制度の設置そのものに同意できないということで、これまでも議会で臨んできたわけでありまして、そういう内容でありますから、部長仰られるように、もちろん町としても独自に頑張りたいですし、関係団体との協力というのはかなりこの点では注意をしていただいて強力に進めていただきたい、このように考えております。

○委員長（前川雅志） 他にございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、他に質疑がないようであります

ので、以上を持って終了させていただきます。

議案第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

63ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ14億3,562万2千円と定めるもので、前年度に対しまして5,565万9千円の増で、4%の増となっております。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、64ページから67ページまでの第1表歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは歳入歳出事項別についてご説明申し上げます。

初めに歳出からご説明申し上げますので76ページをお開きください。

76ページ歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,708万4千円であります。本目は職員2名分の人件費のほか、一般的な事務経費であります。

77ページをご覧ください。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度予算額67万3千円あります。

本目は介護保険料の賦課徴収に要する費用であります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、本年度予算額、1,495万1千円あります。

本目は介護認定審査会の委員15人の報酬及び費用弁償のほか、審査会を担当する職員1名の人件費及び78ページになりますが、7節賃金の臨時職員1名の賃金、その他認定審査会の運営に要する費用で、池田町、浦幌町、豊頃町及び本町の東十勝4町で共同設置をして、運営しているものであります。

79ページになります。

2目認定調査等費、本年度予算額948万7千円あります。

本目は認定審査会に係る資料等の作成に要する費用であります。

主なものは、7節賃金の臨時職員1名の賃金、12節役務費の細節15では、要介護認定を申請されました被保険者にかかる主治医の意見書作成手数料、13節委託料の施設入所者にかかる訪問調査委託料であります。

次に80ページをご覧ください。

4項介護保険運営等協議会費、1目介護保険運営等協議会費、本年度予算額50万4千円あります。

本目は介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に関し審議いただくための委員報酬及び費用弁償などに要する費用であります。

なお、本年度は見直しの年度となっております、第4期計画として、平成21年度から23年度までの計画を策定することになります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費であります。この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして、要介護1から要介護5までに認定されました、いわゆる要介護者に係る保険給付費であります。

1目居宅介護サービス等給付費、本年度予算額3億4,278万9千円あります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、ホームヘルプ、訪問看護、ディサービス、ショートステイなどの11種類の在宅のサービスに係る介護保険給付費であります。

細節4は福祉用具購入費に係る補助であります。

細節5は住宅改修費に係る補助であります。

81ページをご覧ください。

2目地域密着型介護サービス等給付費、本年度予算額2億4,669万6千円あります。

いわゆる認知症高齢者グループホームなどに係る給付費であります。

3目施設介護サービス給付費、本年度予算額5億6,830万8千円あります。

特養、老健、療養型病床群の施設に入所または入院されております被保険者の介護サービスに係る保健給付費であります。

82ページになります。

4目の居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額4,500万円であります。

いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

83ページをご覧ください。

2項介護予防サービス等諸費であります。

この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして要支援1または要支援2に認定されました、いわゆる要支援者に係る保険給付費であります。

1目の介護予防サービス等給付費は、本年度予算額8千万円であります。

19節、細節3の介護予防サービス費は、前項で説明しました居宅介護サービス費と同様、ホームヘルプなど11種類の在宅サービスについて要支援者に係る保険給付費となります。

細節4は要支援者に係る福祉用具購入費補助、細節5は同じく要支援者に係る住宅改修費補助であります。

84ページになります。

2目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額950万円であります。

介護予防サービスのケアプラン作成に係る保険給付費を計上しております。

85ページになります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額180万円あります。

介護報酬の審査とその支払に係る手数料になります。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、本年度予算額2,500万円あります。

利用者の1割の定率負担が著しく高額となった場合に費用負担に与える影響等を考慮しまして、一定額を上回らないように負担軽減を図るために要介護者及び要支援者に支給する高額介護予防サービス費であります。

86ページをお開きください。

5項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度予算額20万円あります。

市町村独自の給付費として入浴補助用具のバスマット購入費を計上しております。

87ページになります。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、本年度予算額5,300万円あります。

平成17年10月の法改正によりまして、施設サービスの居住費及び食費が自己負担になりましたけども、低所得者に対しましてはその負担が重くならないように軽減するためのサービス費用となっております。

19節、細節3の特定入所者介護サービス費は要介護者に係るものであります。細節4の特例特定入所者介護サービス費は、要介護度の認定を申請中の者が、要介護度の決定の前に施設サービスをやむなく利用する場合に要する費用となっております。細節5の特定入所者介護予防サービス費は、要支援者に対するサービス費用であります。細節6の特例特定入所者介護予防サービス費も、同じように要支援者のサービス費であります。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度予算額127万6千円あります。

財政安定化基金拠出金は、介護給付費の増加や保険料収納率の低下によって赤字となる場合に貸し付けや交付を行うため、国、都道府県、市町村の負担によって都道府県に設置されたものであります。市町村負担分として、平成18年度から20年度までにつきましては、標準給付費、及び地域支援事業費の総額の0.1%を三年間に分割して拠出してあります。

88ページになります。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、本年度予算額1千円あります。

介護給付費準備基金から生じます利子等を基金条例の規定に基づきまして積み立てるものであります。

5款地域支援事業費、平成18年度の介護保険制度の見直しに伴いまして、予防重視型システムへ転換することなどを目的に、事業費を計上しております。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費、本年度予算額505万9千円であります。

この目は要介護認定で非該当となったもの、あるいは要支援、要介護になる恐れのあるもの、いわゆる特定高齢者と言っていますけれども、これらの方々に対する介護予防事業費及び一般高齢者に対する介護予防事業費について計上しております。

13節委託料の細節5は、運動指導業務に係る委託料、細節6は理学療法業務に係る委託料、細節7の特定高齢者を把握するための検診に係る委託料となっております。

89ページをご覧ください。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、本年度予算額294万6千円になります。

包括的支援事業として、相談窓口業務に要する費用であります。

13節委託料の細節5は相談業務を2カ所の事業所に委託するものであります。

細節6は、高齢者の心身の状況や生活の実態を知り、必要な支援につなげることを目的に行う高齢者の実態把握にかかる委託料としております。

2目任意事業費、本年度予算額272万6千円であります。

この目は任意事業として実施するもので、次の90ページになりますが、13節の委託料は細節5の徘徊高齢者にかかる家族支援事業、細節6の高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングに係る生活援助員の派遣事業に要する費用となっております。

20節扶助費は、重度の要介護者を家族のみで介護した場合の家族介護慰労金及び成年後見人に対する支援費扶助となります。

3目地域包括支援センター運営費、本年度予算額852万1千円。地域包括支援センターを運営する職員1人の人件費が主なものであります。

センターでは高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援することを目的に、介護予防ケアマネージメントや総合相談支援事業等を実施しているものであります。

91ページになります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額10万円であります。

2目償還金、本年度予算額1千円。国庫支出金等清算還付金であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

70ページをお開きください。

70ページ歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額2億4,283万円あります。

65歳以上、いわゆる第1号被保険者は6,532人で見込んでおります。

第1号被保険者の標準給付費に係る負担率は、19%であります。

また、基準保険料につきましては18年度から20年度までは、月額3,350円となっております。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、本年度予算額743万3千円あります。

東十勝介護認定審査会に係る池田町、浦幌町、豊頃町からの共同設置負担金であります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度予算額千円あります。

介護保険の情報公開等に係る手数料であります。

2目民生手数料、本年度予算額11万2千円あります。

高齢者世話付住宅シルバーハウジングの生活相談員の利用に係る手数料となります。

71ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、本年度予算額 2 億4,335 万 4 千円であります。

国が負担することとされており介護給付費の定率20%であります。

なお、施設サービス等特定入所者介護サービスにつきましては、15%が国の負担となっております。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、本年度予算額7,327 万円であります。

市町村の介護保険に関する財政力格差を調整するために、国から交付されます調整交付金で、約 5 %前後が交付されることとなります。

2 目地域支援事業交付金、本年度予算額696 万 8 千円。1 節は介護予防事業に対する国からの交付金であります。対象事業費の25%となっております。

2 節は包括的支援事業及び任意事業に対する国からの交付金で、40.5%分が交付されます。

72ページになります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、本年度予算額 4 億2,534 万 9 千円であります。

40歳から64歳までのいわゆる第 2 号被保険者の負担分であります。

幕別町の介護給付費の31%が基金から交付されるものであります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、本年度予算額156 万 8 千円であります。

1 目と同様に基金から交付されるものであります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、本年度予算額 2 億257 万 8 千円であります。北海道が負担する分で12.5%分であります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、本年度予算額348 万 3 千円。1 節は介護予防事業に対する道からの交付金で、12.5%であります。

2 節は包括支援事業、任意事業に対する道からの交付金で、事業費の20.25%が交付されます。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額千円であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 2 億1,015 万円あります。

1 節の介護給付費繰入金、1 億7,151 万 2 千円につきましては、介護給付費の定率12.5%の繰入分であります。

率は介護予防事業に対する繰入であります。対象事業費の12.5%であります。

3 節は包括的支援事業及び任意事業に対する繰入で、20.25%を繰入ます。

74ページになります。

4 節その他一般会計繰入金の細節 1 の職員給与費繰入金は、職員 2 名分の人件費、及び東十勝介護認定審査会を担当する職員 1 名分の人件費から、東十勝 3 町分の負担分を控除した分を計上しております。

細節 2 のその他繰入金は、総務費に係る事務費繰入金であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額1,841 万 8 千円あります。

平成18年度から20年度までの 3 年間で介護給付費準備基金から2,520 万円を繰り入れる予定のうち、本年度は1,311 万 8 千円を繰り入れるとともに、今定例会で議決をいただきました、幕別町総合介護条例の一部改正する条例において、介護保険料の激変緩和措置の延長を実施することに伴いまして、保険料が不足となる分の530 万円を合わせて、1,841 万 8 千円を繰り入れることとなります。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額10 万 1 千円あります。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金、本年度予算額 1 千円あります。

75ページになります。

2 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額 1 千円あります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額 1 千円あります。

2 目第三者納付金、本年度予算額 1 千円あります。

3目返納金、本年度予算額1千円であります。

4目雑入、本年度予算額1千円であります。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりました。質問をご用意の方いらっしゃいますか。

はい結構です。

ここで説明が終わったところでありますが、13時まで休憩をいたします。

(12:01 休憩)

(13:00 再開)

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

介護保険特別会計についての質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） それでは、介護保険特別会計につきまして、大きくは4点にわたって質問をさせていただきたいというふうに思います。

今年度、ご説明にもありましたけども、第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、これを策定する年度と、そして、現在の第1号被保険者の保険料も3年目を迎えて平成21年度の保険料も策定しなければならない年、そして後期高齢者制度も導入される。そういった大きな節目のある年で、これほどまた重要な介護保険制度にとってですね、年度になるというものもそうないんだというふうに思います。

介護保険制度があつて、保険があつて介護なしというそうしたことにならないように、充実した介護保険制度に実施に向けて検討していただきたいというふうに思うところですが、質問の第1点目ですけども、今年、地域福祉計画策定委員会を立ち上げるということが、過日の町長からの町政執行方針で報告されておりました。

この委員会がどのような構成で今後立ち上がっていくのかということをお尋ねしたいことが1点目あります。あわせて、介護保険運営等協議会、ご説明ありましたとおり15人で運営されているということですけども、この役割は、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の見直しに関する審議とありますけども、どのような開催頻度で行われてきていて、また、審議の中身についてお聞きできる範囲で報告いただきたいというふうに思います。

2点目です。

先日も新聞の紙上の中で、帯広市の特別養護老人ホームの待機者が、年々増えて900人に近いような、そういった人数になっているという記事が載っておりました。

これからの、計画を作る上では、今どれだけの方が待機しているかということは重要な数字だろうというふうに思います。

幕別町で各施設にどれぐらいのということではなくて、この幕別町にどれぐらい特別養護老人ホーム、老人保健施設、それからグループホームも併せてですね、待機待ちの方がいらっしゃるのか把握していらっしゃればご報告いただきたいというふうに思います。

三つ目、保険料、利用料の件になります。

町独自のということになりますけども、まずは保険料の滞納状況について、どういう状況なのかご報告いただきたいというふうに思います。

そして、保険料についてですけども、幕別町は3,350円が基準額と、第1被保険者のそういったことでありましたけども、独自に、この金額は実際に保険者で違うわけですけども、減免の制度について、検討されているべきかなというふうに思うわけですけども、そのへんのことについて、ご質問いたします。そして、保険料、利用料に関しての3つ目になりますけども、決算特別委員会の中で、社会福祉法人の利用料の補助について質問があったかというふうに思います。

その後の議論がどのようなになっているのかご報告いただきたいというふうに思います。

4つ目、介護予防の助成ということになるのでしょうか、今のこの国の制度でありますけども、介護給付であればその利用した回数分の負担をするということになりますけども、予防給付は一月単位での支払いになるわけです。請求を受けるわけです。ですから、急に入院したですとか、使えないときがあったというときであっても、1ヵ月分の利用料を支払うというふうになるわけですが、これについてですね、ちょっと負担感が大きいという声も出ております。このことについて検討していただけないかどうか、そのことについてお尋ねいたします。

最後になりますけども、診療報酬、介護保険の診療報酬が大変厳しいということの中では、サービス事業者の経営も大変なことになっているということが聞かれています。

特に職員の人件費においては、大変、低賃金であって、そして非正規雇用も施設によっては半分以上というようなところもあって、このままずっと勤めていても貯金もできない、親と一緒に暮らしているというような条件があれば続けられるけども、一人では生活できないような、将来的な展望も持てないような、そういった職員が大変多くいるのが実態であります。

そのへんについて、今後の計画を作る上では、サービス事業所への配慮も必要だと思いますので、どのように町として把握していらっしゃるのか、返事いただきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 何点かご質問ありましたけども、初めに地域福祉計画という話がありましたけども、私どもの方では地域福祉計画のことについては、ちょっと私、担当外でありますので、ちょっとお答えできないんですけども、介護保険運営協議会の関係ですね、これにつきましては、20年度計画を見直しをするというようなことでありますので、20年度に4回の開催予定をしております。

その中で、新しい計画を策定をしていきたいというふうに考えております。

それから、次に待機者の関係でございますけども、20年2月末の状況でございますけども、札内寮、特養札内寮の方におきまして97名、それから老健あかしや、こちらが30名、それからグループホームの方についてちょっと押さえておりません。

それからですね、保険料、利用料の関係ですね、滞納の状況ということでもありますけども、19年度についてはまだ、納期がきていない方もいらっしゃいますので、その分についての把握はできませんので、18年度の状況でしかお知らせできませんけども、これは決算委員会のときにもご報告申し上げましたとおり、全部で98名の方がいらっしゃるという状況になってます。

それからですね、保険料の独自に減免をというお話もありましたけども、保険料につきましては、平成18年度の介護保険法の改正によりまして、従来の5段階から6段階に変更されたと、特に旧第2段階といわれるところにおきましては、年金収入80万以下の方について、基準額を下げたということでありまして、従来基準額0.75の基準に対しまして0.5にした、そこによって約1,000名の方が減額をされたという状況になっておりますので、そういう制度の中である程度されたのではないかなというふうに考えております。

それから、社会福祉法人の減免の関係でありますけども、社会福祉法人は、もともと設立の主旨が社会福祉事業を行うという目的のもとに設立された団体でありまして、税制上も法人税がかからなかったりとか、いろんな優遇を受けているということもあって、その国の制度として社会福祉法人に減免をしていただきたいというようなことで、これも社会福祉法人においてやっていないところもあるわけですが、札内寮さんおきましては、ご協力をいただいて、実施をしているというような状況でありますので、社会福祉法人以外に、広げていくということは現在のところ考えておりません。

それから、予防給付ですね、予防給付の関係でこれが、月単位の報酬になっているということでもありますので、先ほど仰られたように病院にかかったりということ、使えない場合もでてくるのかなという感じもありますけども、これについてはですね、国の制度ですからある程度やむを得ない部分もあるんですけども、町としてもですね、このへんについては、厚生労働省なりに、もう少し違った形でできないものかというふうには何かあった時には要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、介護報酬が非常に厳しいということでもありますけども、これについても、本当に介護報酬が厳しいということで、すぐに辞めていかれたりする場合もあるというようなことですから、これについてもですね、国に対して報酬を上げるように要望していきたいなど、ただ、この報酬を上げるということは、逆に利用料に跳ね返ってきたり、保険料に跳ね返ってくるということもありますので、そういったことも十分、検討しながらご要望するものはしていきたいというふうに考えています。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほどの1点目の地域福祉計画の策定でございますけども、一般会計の中でご審議いただきましたとおり、3款の民生費の中で行われていることで、ちなみに年3回、各福祉計画、いろんな福祉計画を網羅した、統一した計画と考えてございます。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 介護保険運営協議会については、20年度4回の予定ということで開催されるということですね、今回は、3年の任期でという改正のとはではなかったですよ。そういうことであれば、21年度にむけて委員を選定されるさい、15人がバランスよくいろんな部署から選定せれますよう、やっていただきたいというふうに思います。

特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームの待機者のことです。

その施設に何人いるかではなくて、幕別町民に入所がどれだけいるかということをお尋ねしたのであって、今の質問ではちょっと私の答えとは違いますのでね、改めて把握していらっしゃれば、グループホームとあわせてお答えいただきたいというふうに思います。

3つ目、独自の減免についてですけども、社会福祉法人のことについてだけ、お話をさせていただきますけども、なんでこのことを、また申し上げるかということですね、札内寮、町内の社会福祉法人というと、札内寮さんと社会福祉協議会の2つということになりましてね、制度の中でいうと、訪問介護がありませんので、通所介護ということになるわけですけども、例えば社会福祉協議会さんのほうでしたらば、札内地域にはエリアとできないと、そしてそれは人数の関係です、札内寮さんのほうも、曜日によっては入れない、そして車椅子のような条件の人は送迎の関係もあって利用できないというようなことが、実際のやり取りのなかで聞かれるわけです。そうしましたらば、違うところの施設にお願いしなくてはならないわけで、そうなったときに、本来この減免を受けれる条件のある人が、自分のね、都合ではなくて施設の都合で、例えば帯広の民間のですとか、医療法人のですとか、そういったことでの通所介護の利用になるわけです。そういったことについての、公平性の問題なんです。ですから、介護保険の、幕別町総合介護条例の中にも、町民に対して、公平で適切なサービスを利用する権利を要するという条項のある中でですね、これが不公平になるんじゃないかということの主旨で質問させていただいております。

ですからね、是非、実現に向けて検討を開始していただきたいと思うのですけどもいかがでしょうか。

4つ目ですね、サービス事業者の現状について、いろんな新聞の中でもシリーズで紹介されておりますけども、福祉関係で社会に貢献したいという、そういった若い人たちが結局続けられない、体もね、壊しやすい、学校の進路指導なんかでは、例えば看護学校に進みたいという生徒さんにはね、よしよしというようなことになっても、社会福祉の方の関係になってくると、そういった現状もちゃんとね、話して積極的に今は進められるような状況もないような、そういったような主旨の指導も聞いています。

ですからね、厚生省に要望していきたいということでもありますけども、強く要望を続けていただきたいと思うのですが、その点よろしいでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 先ず介護保険運営協議会の委員さんの関係ですけども、委員さんの任期につきましては、平成21年の中ぐらいまでです、今現在の委員さんが20年度引き続き委員さんとなっておりますので、その方々が計画を策定していただくということになっております。

それから、特養の待機者ではなくて、町民がどれくらい利用しているかというお話でしたので、札内寮については、記憶で大変申し訳ありませんけども、札内寮で約90名、老健施設あかしやについても、町民の利用が約80数名だったと思います。それからグループホームに関しましては、今現在108床ございますけども、108床のうち、86名だったと記憶しているんですけども、83名ですね、83名の方が町民の方が利用しているという状況になっております。

それから、社会福祉法人の減免ということでありまして、社会福祉法人の減免に関しては、社会福祉法人がある程度負担をしていただいて、利用料の総額の先ず1%分とそれを超えた分については半分を社会福祉法人が負担をしていただいて、実施をしている事業であります。

これを民間の法人に広げるということになれば、民間の法人の方に、それをご負担をいただくということになりますので、先ほど谷口委員が仰られたように、サービス事業者の報酬は非常に厳しいというようなお話もありましたので、そこで負担をいただくとますます働く人の環境が厳しくなるのではないかというふうに考えるところでありまして、社会福祉法人以外の減免については、ちょっといまのところできないのかなというふうに考えております。

それから後もう一つ、サービス事業者への報酬については、やはり国に対して強く要望をしていく姿勢が大事なのかなというふうに思っています。

幕別町民の利用の関係については、この答弁でよろしかったでしょうか。

特養に入りたい人ということは、特養に申し込みをされている方というふうに捉えていいかと思えますけども、それは一番最初にお答えしましたように、札内寮で97名の方が申し込みをしているというようなことです。

それ以外の施設についてどうかということをお聞きしているかと思えますけれども、これは重複をして申し込むということもありまして、それぞれの施設が名前を覚えていただけるわけでもございませんので、それをちょっと把握するのは困難な状況にもあるということで、ただ、札内寮さんなんかにお伺いをいたしますと、大体の方は重複をして申し込んでいるようだということでもありますので、他の施設に申し込みをしている方につきましては、わずか、いても数人ではないかなというふうに考えているところです。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 先ず社会福祉法人のことですけれどもね、これは事業所の方で割引分、請求しないで持ちなさいよということには、もちろんならないわけです。

私が言っているのは、その分を町の方からの財政で負担できないかということなんです。このことについては、帯広がですね、先進事例として実施している中身であります。是非、参考にしていただいてですね、検討を開始していただきたいというふうに思うわけです。

そして、もう一つの待機者の人数になってきますけども、このところはうまくお話できていなかったと思うんですけども、私が知りたかったのは、この介護保険計画をつくる中でですね、待機者の数によって、例えば施設がもっと必要だという判断になるのか、足りているんだという判断がされるんだというふうに思うわけなんです。ですから、なんていいますか、今、申し込みを、どこかの施設に、特別養護老人ホームなら特別養護老人ホームにしていって、そして入れないでいる人が、幕別町民に関してはどれだけいるかということなんですけども、さっきの数字、それがあてはまるんでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 社会福祉法人の数の関係でありますけども、非常に町の財政の厳しい中で、それを、これをやるとすれば一般財源からで全部負担をしてということなんですけども、それは非常に厳しい状況なのかなと思っています。

町として今現在単独でやっておりますのは、訪問介護につきましては、平成13年度のときから低所得者の方については、10%、6%の利用料に軽減するというところを実施しておりますので、このこと分についてはなんとか継続してまいりたいというふうに考えておりますけども、社会福祉法人以外のそ

の他の減免については、非常に厳しい状況にあるかなというふうに思っております。

それから待機者の関係でありますけども、入れないでいる人ということですけども、その方は先ほどお話ししたように大体90数名の方ということになるんだらうと思います。ただ、その待機している方の状況というのもありまして、実際にその内で、在宅で待機をされている方というのは、その内35名だというふうに聞いております。

その35名の方の中でもですね、やはり、その介護度がベストか経済状況ですとか、家族の状況いろいろあると思いますので、その中で、特養の方でも優先順位をつけながら入っているということでもありますので、そういう待機者の状況についてはそういう状況なのかなと。それが計画に対してどういうふうに反映していくかということでもありますけども、計画を策定するにあたりましては、施設については、国から参酌標準というのが示されまして、それに基づいて計算をいたします。それに基づいていきますと、待機者の状況というような部分は算定の項目には入っておりません。

あくまでも高齢者の人口とそれに対する介護度の割合とか、そういうものを加味して計算をするようなことになっておりますので、そういったことからいくと、例えば第3期の介護保険の計画の中では約90名の方の定員になるというような状況でありますので、それを超えてですね、待機者が多いから、施設はつくらなければならないという計画にはなかなかしづらいのかなと、できない状況にあるということです。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） それでは実態に合うように尽力していただけますようお願いしまして質問を終えたいと思います。

○委員長（前川雅志） 他に。

介護保険特別会計予算につきましては、他に質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

議案第6号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第6号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明をいたします。

98ページをお開きください。

第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,452万円の定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、99ページ、100ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、101ページの第2表地方債のとおりであります。

101ページをお開きください。

第2表地方債であります。

地方債の本年度の借入予定額としましては、幕別簡水整備事業の5,200万円、新和簡水整備事業の1,400万円、忠類簡水整備事業の3,570万円と忠類東部地区道営畑総事業の1億3,660万円であります。なお、起債の方法、利率、償還の方については記載のとおりであります。

次に、107ページの歳出をお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は4億7,442万円であります。

本目は簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人権費であります。

108ページにいきまして13節の委託料は、細節14は忠類東部地区道営畑総事業に伴う排水管敷設調査設計費であります。細節15は幕別地区の簡水水道施設管理委託料であります。

109ページにいきまして、15節は新和簡水、幕別簡水の施設整備工事等であります。

19節負担金補助、細節4は忠類東部地区道営畑総事業費負担金であります。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額は10万円であります。

次に歳入についてであります。

104ページになります。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、予算額は410万円であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、本年度予算額は7,488万5千円であります。

本目は幕別地区4簡水と忠類1簡水の水道使用料であります。

2 項手数料、1 目手数料、予算額1千円で、設計手数料であります。

105ページへいきまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額1億4,873万3千円で、一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、予算額10万円であります。

5 款諸収入、1 項消費税還付金、1 目消費税還付金、予算額は100万円であります。

2 項雑入、1 目雑入は予算額千円であります。

106ページへいきまして、6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、予算額2億3,830万円であります。

これは第2表で説明をいたしました、工事に係ります起債であります。

2 目借換債、予算額740万円あります。

公的資金借り換えによる起債であります。

以上で簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） ちょっと1点だけお願いと言いますか、お話をさせていただきますが、忠類の簡易水道、この4月から値上げされますよね、確かそうだと思っているんですが、これは、合併前にこちらの水道の、簡易水道の条例改正によって今度の4月と22年の4月に引き上げになるんですが、大体今度その2分の1が引き上げになるわけですが、これに対する、こういう形で上がりますよというお知らせがね、なされてないのではないかと思うのですよね、やはり、国保の場合もそうなんですが、確かに、合併の協議の中ではあれして、そういうふうになるという連絡はされていると思うのですが、やはりこの時点で、改めて知っておく必要があるのではないかと思うのですが、ちょっと広報にも出てないようですし、そのへんはいかがですかね。

○委員長（前川雅志） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 簡易水道会計、忠類地区簡易水道会計の料金の周知ということでありまして、合併協議の段階では全て個々に周知をしておりまして、今年度4月1日のお知らせで、あわせて上水道料金に改定とあわせまして、忠類地区の簡水会計の料金体系についても、このように変わりますということで、お知らせをしているところでございます。

これから4月1日のお知らせで周知をする予定でございます。

○委員長（前川雅志） 他に。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 簡易水道特別会計予算につきましては、他に質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

議案第7号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第7号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

118ページをお開きください。

第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億78万5千円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、119ページ、120ページの第1表歳入歳出予算

のとおりであります。

第2条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は121ページの第2表地方債のとおりであります。

121ページをお開きください。

第2表地方債であります。

本年度の借入の予定といたしましては、公共下水道建設事業では7,350万円であります。

十勝川流域下水道建設事業としては、建設事業負担分1,810万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を、一定期間の後年次に繰り延べる起債であります。本年度分は元金分で1億2,180万円、利子分で9,500万円、下水道事業の特別処置分として6,870万円、公営企業借換債として1億4,310万円であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法についてはここに記載のとおりであります。

127ページに歳出へいきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は7,951万9千円であります。

本目は下水道施設の管理経費と複合事務組合などへの各種負担金の他、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

128ページへいきまして、21節貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として貸し付けするものであります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額は1億7,144万円であります。

本目は下水道事業に係ります担当職員3名分の人件費と工事費並びに事業に伴います事務費が主なものであります。

129ページへいきまして、13節委託料の細節5は、汚水雨水管の台帳作成業務、細節6につきましては、南町汚水枝線移設工事の実施設計委託料、細節7は幕別町浄化センター機械電気設備更新の実施設計委託料、細節8は公共下水道事業全体計画の変更に伴います、認可変更申請書作成委託料、細節9は西町雨水幹線実施設計委託業務であります。

130ページへいきまして、15節工事請負費の細節1は中央町、西町の汚水管新設工事並びに汚水枡新設工事、細節2は中央町雨水管新設工事であります。

細節3は、幕別浄化センターの機械電気設備の更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は十勝川流域下水道事業建設事業費の負担金であります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額は6,815万8千円であります。

本目は幕別処理区域の浄化センターの維持管理経費でありまして、年間処理量は64万トンを予定しております。

131ページへいきまして、2目札内中継ポンプ所管理費、本年度予算額1,360万円であります。

本目は札内処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理以上へ圧送するための中継ポンプの維持管理経費でありまして、年間圧送量につきましては、148万トンを予定しております。

3目管渠維持管理費、本年度予算額は1,227万1千円であります。

本目はすでに整備おこないまして汚水、雨水管渠及び雨水排水ポンプ場の維持管理費であります。

次のページになりまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額8億9,552万7千円であります。

133ページへいきまして、2目利子、予算額2億6,017万円あります。これは起債償還の利子であります。

134ページへいきまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に歳入についてであります。

124ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画負担金、予算額478万4千円あります。

公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額 2 億 6,485 万円であります。

幕別、札内両処理区に係ります下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、予算額 5,100 万円で、下水道建設事業費に対します国庫補助金であります。

125 ページにいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 4 億 9,603 万 4 千円であります。

一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円あります。

6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗化改造等資金貸付金元利収入、予算額 500 万円で、水洗化改造等貸付金元金収入であります。

2 項雑入、1 目雑入、予算額 171 万 7 千円あります。

今年度浄化センター内に移設しました簡易水道、上水道の中央監視装置の電気料等あります。

126 ページへいきまして、7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、2 目資本費平準化債、3 目下水道事業債及び 4 目借換債につきましては、先ほど第 2 表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

議案第 8 号、平成 20 年度幕別町公共用地取得特別会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 143 ページをお開き願います。

議案第 8 号、平成 20 年度幕別町公共用地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,622 万 2 千円と定めるものであります。

また、第 2 項で歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は 144 ページ及び 145 ページの第 1 表歳入歳出予算によるものとするものであります。

それでは初めに歳出からご説明をいたします。

149 ページをご覧くださいと思います。

歳出、1 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 3,440 万円、23 節の起債償還元金で、平成 11 年度の札内 9 号南通街路樹整備事業の用地の取得及び移転の圃場ために借り入れをいたしました、公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

2 目利子、本年度予算額 172 万 2 千円。起債償還利子であります。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 10 万円。予備費であります。

次に歳入であります。148 ページをご覧ください。

歳入、1 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3,612 万 2 千円あります。

起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、10 万円あります。

以上で公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 公共用地取得特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、

以上をもって終了をさせていただきます。

議案第9号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第9号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明をいたします。

151ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,595万5千円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、152ページ、153ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、154ページの第2表地方債の通りであります。

なお、本年度の借入予定といたしましては、個別排水処理整備事業として30期分、6,460万円を予定しております。

次に159ページの歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額491万4千円であります。

本目は個別排水処理施設により水洗化の普及に要する経費であります。

21節につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度として貸し付けるものであります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、本年度予算額は8,307万5千円であります。

本目は本年度設置を予定しております、公共施設2基を含める30基分の建設経費であります。

160ページへいきまして、2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額は、4,054万6千円であります。

本目は本年度分の建設も含め、幕別町地区506基、忠類地区74基の計580基分の維持管理経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額2,664万5千円で、起債の償還元金であります。

2目利子、本年度予算額2,067万5千円で、起債償還利子であります。

161ページにいきまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円であります。

次に157ページの歳入になります。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、本年度予算額456万7千円あります。これは30基分の受益者分担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額は、2,149万9千円あります。これは、本年度実施分も含め、580基分の使用料であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額8,018万9千円で、一般会計からの繰入金であります。

次に158ページへいきまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗便所改造資金等貸付金元利収入、本年度予算額は400万円で、貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、本年度予算額は100万円あります。

前年度分の消費税精算還付金であります。

6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、本年度予算額6,460万円で30基分の設置に対します起債であります。

以上で個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

議案第10号、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第10号、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

163ページをお開きください。

第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,729万6千円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、164ページ、165ページの予算のとおりであります。

170ページの歳出にいきまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額は37万1千円であります。

本目は農業集落排水事業に係ります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額は3,058万円であります。

本目は忠類処理区の浄化センターの維持管理費であり、年間処理量は12万トンを予定しております。

171ページにいきまして、2目排水処理施設管理維持管理費、本年度予算額は134万7千円あります。

本目はすでに整備をいたしました、汚水管渠1万4,467メートル、マンホール397カ所、汚水枘476カ所分の維持管理経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は4,536万円あります。

172ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、2目利子、本年度予算額は953万8千円あります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に歳入についてであります。

168ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額は1,441万円あります。

これは忠類処理区に係ります排水処理施設使用料であります。

2款繰入金、1項基金繰入金、1目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額は340万1千円あります。

これは農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は6,938万5千円あります。一般会計繰入金であります。

169ページへいきまして、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

以上、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

議案第11号、平成20年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第11号、平成20年度幕別町水道事業会計予算について、説明をいたします。

174ページをお開きください。

初めに第2条、業務の予定量であります。給水戸数8,200戸、年間総給水量225万トンを一日平均給水量6,164トンであります。

主要な建設改良事業は排水管布設整備事業であります。

次に第3条、予算の収益的収入及び支出の予算であります。収入の第1款事業収益は5億5,298万9千円であります。

支出の第1款事業費は、6億6,656万1千円であります。

次に第4条の資本的収入および支出の予算額であります。

収入の第1款、資本的収入は1億3,320万円であります。

支出の第1款、資本的支出は、3億362万8千円であります。

第4条資本的収入は、資本的支出に対し不足する額、1億7,042万8千円は当年度損益勘定留保資金1億7,042万8千円で、補てんするものであります。

175ページへいきまして、第5条の企業債であります。起債の目的、限度額につきましては、排水管布設整備事業の5,390万円であります。

次に第6条の議会で議決を得なければ流用することができない経費であります。職員給与費4,682万3千円あります。

次に第7条の棚卸資産購入限度額は345万5千円と定めるものであります。

196ページをお開きください。

平成19年度幕別町水道事業決算見込みにおける、損益計算書であります。営業利益がマイナス7,795万6千円、営業外利益がマイナス3,639万2千円となり、当年度純損失は1億1,434万8千円となり、前年度繰越欠損金6億5,742万2千円を加え、当年度末処理欠損金は7億7,177万円となる見込みであります。

192ページへもどりまして、平成20年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

193ページの5、剰余金、(3)欠損金の繰越欠損金は、先ほど7億7,177万円で、平成20年度の欠損金の見込み額は1億3,419万7千円となり、欠損金の累計額は9億596万7千円となる見込みであります。

平成20年度において、1億3,419万7千円の純損失が生じることとなる主な要因は、国の高料金対策、操出基準が毎年改定され、現時点では該当するかどうか不透明でありますことから、一般会計からの繰り入れを計上していないこと、また、十勝中部広域水道企業団からの全量受水に伴います、受水費の増によるものであります。

次に177ページをお開きください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額は2億3,674万6千円で、本目は企業団からの受水費が主な経費であります。

28節負担金であります。細節1の施設利用拡大負担金につきましては、帯広市より譲り受けました責任水量4,000トンに対します帯広市への現金精算による費用であります。

29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、1トンあたり1万2千円で責任水量1万300トン分、従量料金につきましては、1トンあたり35円、1日、6625トンの365日分であります。

2目配水及び給水費、本年度予算額は4,112万6千円で、本目は職員2名分の人件費と配水及び給水に係る経費であります。

178ページへいきまして、13節委託料は、水道台帳修正業務、上水道施設管理業務等であります。

16節修繕費は、配水管漏水修理が主なものであります。

179ページをお開きください。

5目総係費、本年度予算額は3,780万9千円あります。

本目は職員2名の分の人件費と事務的管理経費であります。

180ページへいきまして、6目減価償却費、本年度予算額は2億3,448万4千円であります。

本目は有形無形固定資産の減価償却費に係る経費であります。

181ページをお開きください。

7目資産減耗費、本年度予算額は2,933万9千円。本目は旧配水池に除却費と猿別取水施設等の除却費設計費などあります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、本年度予算額は8,685万7千円で、本目は企業債利息であります。

5目雑収入の予定額10万であります。

4項予備費、1目予備費、本年度予算額は10万円あります。

次に前に戻りまして、176ページをお開きください。

収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予定額は5億1,520万4千円、本目は給水戸数8,200戸分に係る水道使用料であります。

3目その他営業収益は、923万6千円は加入者負担金が主なものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算額は1万円が預金利息であります。

5目消費税還付金で、本年度予算額は900万円あります。

7目雑収益、本年度予算額は1,953万9千円で、下水道事業からの収納及び管理業務に係ります、受託収入であります。

次に183ページをお開きください。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、本年度予算額は8,099万9千円あります。本目は配水管布設等に係ります委託料及び工事請負費であります。

26節工事請負費であります。細節1の配水管布設は札内西大通、若草東団地3号など、7路線の配水管布設工事あります。

細節2は道々幕別大樹線の配水管布設替工事あります。

細節3の水道管移設工事は、道路工事などに伴う2路線の工事あります。

2目営業設備費、本年度予算は6,158万8千円あります。

本目は検定満了量水器取替等に係る費用であります。

184ページへいきまして、4項企業債償還金、1目企業債償還金、予算額は1億6,104万1千円で企業債に係ります元金償還金であります。

次に182ページに戻りまして、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額は1億1,940万円ありまして、配水管布設と資金借換に伴う企業債であります。

6款負担金、1目負担金、本年度予算額は1,380万円、道路工事などに伴います水道管移設工事負担金あります。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） これまで水道の関係については、いろいろ議論してきましたので、多くは語らないんですが、1点だけ、来年度から、全量を企業団から買入れするというので、それとの関係が非常に強くなって支払いも多くなってくるわけですが、そうした中で、企業団の企業努力といますか、今度政府の認めもあって、借り換えその他で10億円あまりの支出の減といますか、抑えることができるというお話でした。もちろんこれは1年でぽっとでてくるものではありませんので、その

へんの扱いが難しいと思うのですが、やはり、例えば従量料金35円でありますとか、1トン1万2千円でありますとか、そういう関係町村の負担を減らす面にそういうものが活かしていくような企業団としての努力をしてもらえないのかどうか、そのへんの議論がどうなっているのか、本町のような不採算地域といいますか、両極にわかれて不採算なこの水道事業というものを抱えているのであれば、なおさら企業団のそういった配慮といいますか、努力を要請したいと思いますけれども、そのへんは、来年度の予算も審議されたこととおもいますが、企業団のですね、そのへんの関係はどうなっているのかお答えしたいとおもいます。

○委員長（前川雅志） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 本年度借り換えが認められました、保証金なしでの借り換えでありますけれども、委員さんお話のとおり、企業団全体で10億を超える削減効果が期待できるという話がございます、担当者レベルの中では、あるいは、基本料金か従量料金かというところは別にしまして、いずれかの形で削減されるという方向で検討に入るというふうには聞いていますけれども、実際に年度についてはいつから、少なくとも20年度はないということは聞いていますけれども、いずれ企業団議会の中で、協議がされ決定されていくものというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○委員（増田武夫） そういうことで、企業団の方でも努力はしてくれるとは思いますが、さらにそうした努力を要請していただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 他に。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 水道事業会計予算につきましては、他に質疑がないようでありますので、これで質疑を終了させていただきます。

以上をもって全会計の質疑を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号、平成20年度幕別町一般会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（起立多数）

○委員長（前川雅志） 起立多数であります。

したがって、平成20年度幕別町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（起立多数）

○委員長（前川雅志） 起立多数であります。

したがって、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第4号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立多数)

○委員長(前川雅志) 起立多数であります。

したがって、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立多数)

○委員長(前川雅志) 起立多数であります。

したがって、平成20年度幕別町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第6号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第7号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第8号、平成20年度幕別町公共用地取得特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第9号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第10号、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議あり

ませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第11号、平成20年度幕別町水道事業会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立多数)

○委員長(前川雅志) 起立多数であります。

したがって、平成20年度幕別町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

以上をもって本特別委員会に付託されました、平成20年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会にあたりまして、ひとことお礼を申し上げます。

本委員会が設置されまして、本日まで3日間、各委員おかれましては平成20年度の各会計予算並びにその施策について、終始熱心にご審議いただきました。

また、理事者並びに説明員におかれましても委員会の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

不慣れな委員長でありましたが、皆さまのおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました、新年度の各会計予算案の審査が無事終了することができました。

心より感謝を申し上げ、簡単ですがお礼の言葉とさせていただきますと思います。

3日間、誠にありがとうございました。

これをもって、平成20年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

(14:08 閉会)